租税特別措置等に係る政策評価の点検結果
－説明責任を果たしていくために－

令和 6 年 11 月

総務省行政評価局

目　次

Ⅰ　租税特別措置等に係る政策評価の概況
1　租税特別措置等に係る政策評価の枠組み ･････････････････････････････････ 1
2　租税特別措置等に係る政策評価の実施状況 ･････････････････････････････････ 2

Ⅱ　点検結果の概況
1　点検対象・点検方法 ･･･ 4
2　点検結果 ･･ 5
3　点検結果の活用及び今後の課題 ･･ 9

Ⅲ　個別の点検結果
1　点検結果の一覧表 ･･ 11
2　点検結果表 ･･ 14

＜内閣府＞
・内閣 01　沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長･･････ 19
・内閣 02　沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長･････････････････ 29
・内閣 03　地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長･･････････････････ 37
・内閣 04　沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等･････････ 45
・内閣 05　沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例の延長等･･ 55
・内閣 06　沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等･･ 65
・内閣 07　沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等･･･ 75

＜金融庁＞
・金融 01　火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実･･････････････････････ 91

＜厚生労働省＞
・厚労 01　医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等･････････ 101
・厚労 02　生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長 ･･ 117
・厚労 03　社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し･･ 123
・厚労 04　生活衛生同業組合等に係る法人住民税の免除措置の適用･･････････ 129
・厚労 05　社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続･･････････････ 133
・厚労 06　医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続･･ 139

＜農林水産省＞
・農水 01　農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例･･ 147

＜経済産業省＞
・経産 01　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長 ･･ 159
・経産 02　産業用地整備促進税制の創設･･････････････････････････････････ 167
・経産 03　探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長 ･･････････････････････････････････ 171
・経産 04　中小企業者等の法人税率の特例の延長･･････････････････････････ 179
・経産 05　特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の延長 ･･ 185
・経産 06　保険会社等の異常危険準備金の延長･･････････････････････････ 191
・経産 07　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長 ･･････････････････････ 197
・経産 08　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長 ･･･ 205
・経産 09　公益的課題のための経費に掛かる収入金額を控除する収入割の特例措置･･ 211
・経産 10　ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長･････ 215

＜国土交通省＞
・国交 01　関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長 ･･････････････････････････････ 221
・国交 02　老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設 ･･ 227
・国交 03　半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長･･ 235
・国交 04　離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長･･ 245
・国交 05　2027 年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置 ･･････････ 255

＜環境省＞
・環境 01　再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置（高度な資源循環投資促進税制）の創設 ･･････････････････････････････････ 261

Ⅰ　租税特別措置等に係る政策評価の概況

１　租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。以下同じ。）に係る政策評価とは、租税特別措置等の適用の実態や効果について、各行政機関が国民への説明責任を果たしていくために実施するものであり、総務省（行政評価局）は各行政機関の説明責任の向上に向けて、各行政機関が行う政策評価の結果を対象として点検活動を行っている。

(2) 租税特別措置等に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている（図1参照）。

ア　事前評価

①　法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、事前評価を行わなければならないとされている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号）。

②　その他の税目関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとされている（「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）Ⅰ4キ）。

イ　事後評価

①　法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画（同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める基本計画をいう。）に事後評価の対象として明記することとされている（基本方針Ⅰ5カ(ｱ)）。

②　その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとされている（基本方針Ⅰ5カ(ｱ)）。

(3) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定されている。

各行政機関は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインⅡ6（総務省による客観性担保評価活動）においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する」とされている。

図1　租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲

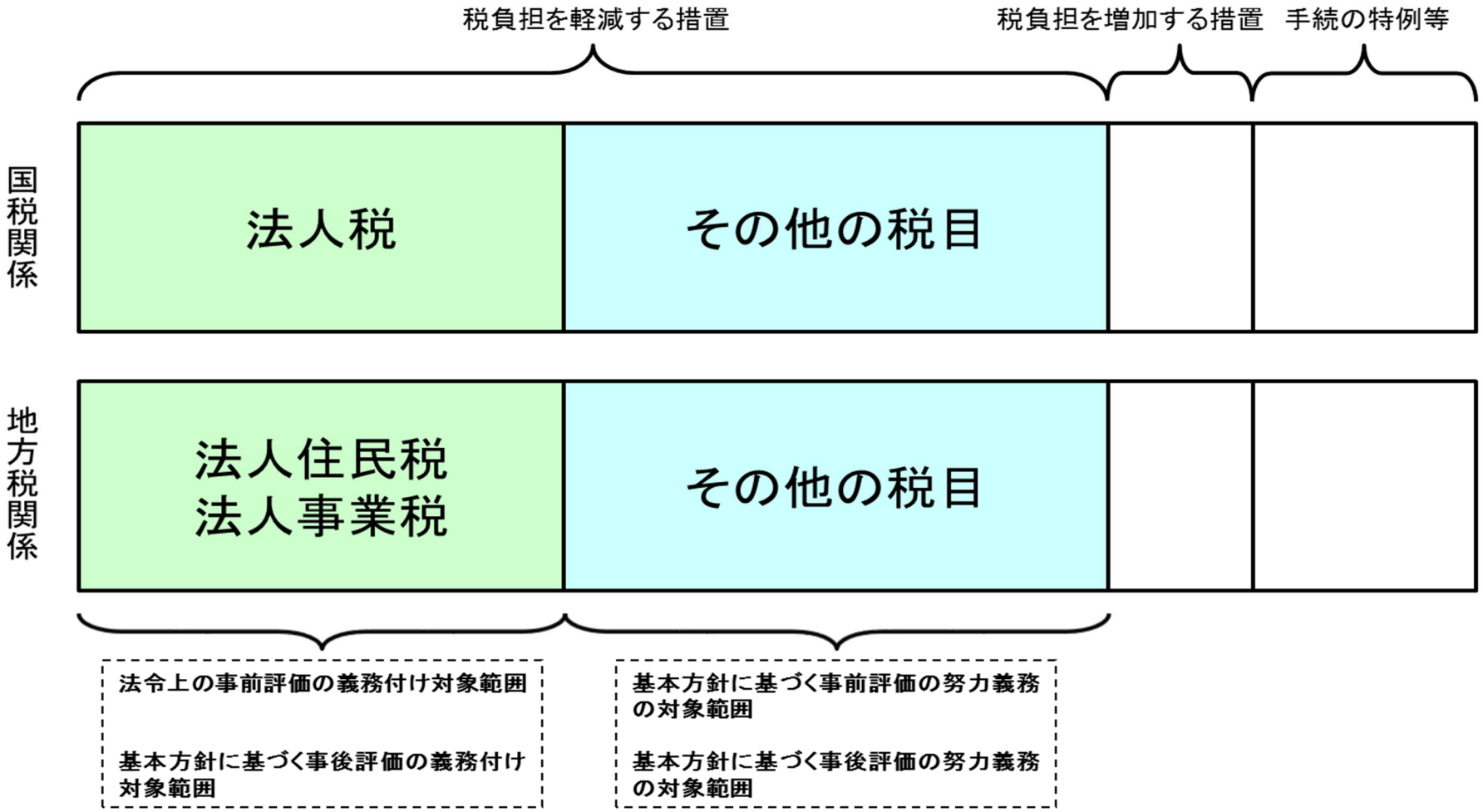

２　租税特別措置等に係る政策評価の実施状況

令和7年度税制改正要望に際し、原則、令和6年9月20日までに総務大臣に送付された租税特別措置等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）以外の法律により規定されるものを含む。）に係る政策の評価書（共同要望で主管省庁ではない事項に係る事前評価書を除く。）は、8行政機関で計49件あった（表1参照）。

表1　各行政機関における政策評価実施件数

行政機関名	事前評価						事後評価	合計
	義務付け対象					努力義務対象		
	新設	拡充	延長	拡充・延長	計			
内閣府	0	0	5	2	7	0	0	7
金融庁	0	0	0	1	1	0	0	1
文部科学省	0	0	0	0	0	0	1	1
厚生労働省	1	1	3	1	6	0	0	6
農林水産省	0	0	0	1	1	1	0	2
経済産業省	1	0	6	3	10	7	3	20
国土交通省	2	0	3	0	5	2	1	8
環境省	1	0	0	0	1	0	3	4
合　計	5	1	17	8	31	10	8	49

Ⅱ　点検結果の概況

１　点検対象・点検方法

総務省（行政評価局）は、毎年度、各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を点検しており、令和6年度の点検では、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に関係する租税特別措置等に係る事前評価31件を点検することとした。

点検に当たっては、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」及び「相当性」に重点を置き、点検項目「(1)達成目標」、「(2)過去の適用数」、「(3)将来の適用数」、「(4)過去の減収額」、「(5)将来の減収額」、「(6)過去の効果」、「(7)将来の効果」及び「(8)他の政策手段」を設定した（図２参照）。

点検は、政府全体で進められているＥＢＰＭ（エビデンスに基づく政策立案）の取組も踏まえ、設定した(1)～(8)の各項目について、適切な論理関係及び客観的なデータに基づき分析・説明されているかを中心に行うこととし、分析・説明の内容が不十分と思われる点については、点検プロセスにおいて各行政機関に補足説明を求め、それでも改善が見られなかった場合、その点を課題として指摘することとした。その結果は、Ａ～Ｅの５段階に分類して表すこととした（表２参照）。

図2　点検項目

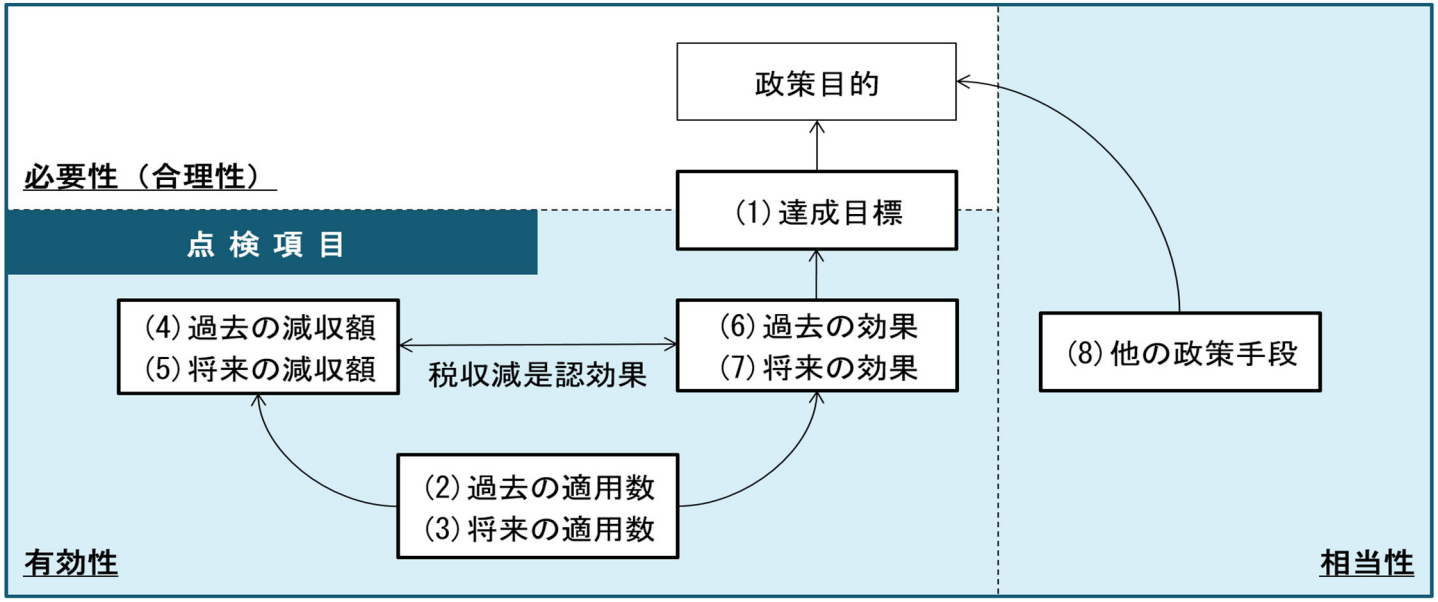

表2　段階（A～E）の考え方

段階	考え方	分析・説明	定量化	十分な算定根拠等	十分な分析・説明（注）
A	一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの	あり	あり	あり	あり
B	データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析･説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など）	あり	あり	あり	なし
C	定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの	あり	あり	なし	
D	定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの	あり	なし		
E	分析・説明されていないもの	なし			

（注）　外部要因を考慮した租税特別措置等の直接的効果の分析等

2　点検結果

租税特別措置等に係る事前評価31件の点検結果は、図3及び表3のとおりである。なお、「(2)過去の適用数」、「(4)過去の減収額」及び「(6)過去の効果」については、それぞれの母数から新設要望に係る評価書5件を除いている。

全体の状況としては、点検プロセスにおける各行政機関の補足説明によって、各項目について分析・説明の内容に改善が見られたが、「(6)過去の効果」及び「(7)将来の効果」の分析・説明を中心に、十分とは言い難い状況にあった（図3参照）。また、客観的なデータがその算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典。以下同じ。）とともに示されていないなどのため点検結果がＣ～Ｅ段階のもの（「(1)達成目標」では、達成すべき水準（目標値）が目標達成時期とともに示されていないため点検結果がＣ～Ｅ段階のもの）の割合は、「(1)達成目標」は45.2％（14/31件）から29.0％（9/31件）に、「(2)過去の適用数」は26.9％（7/26件）から7.7％（2/26件）に、「(3)将来の適用数」は38.7％（12/31件）から16.1％（5/31件）に、「(4)過去の減収額」は38.5％（10/26件）から19.2％（5/26件）に、「(5)将来の減収額」は38.7％（12/31件）から29.0％（9/31件）に、「(6)過去の効果」は53.8％（14/26件）から34.6％（9/26件）に、「(7)将来の効果」は67.7％（21/31件）から58.1％（18/31件）になっ

た（表3参照）。一方、分析・説明がされていない項目（Ｅ段階）が残る著しく不十分な評価書も5件あった。

図3　補足説明の前後における
分析・説明状況の比較

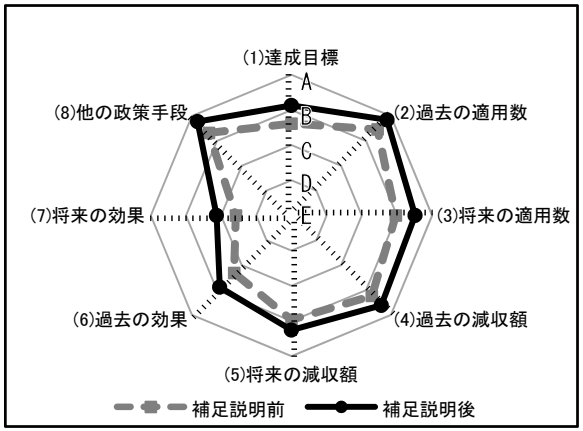

表3　租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（点検項目別）

（単位：件）

項目／段階	(1)達成目標	(2)過去の適用数	(3)将来の適用数	(4)過去の減収額	(5)将来の減収額	(6)過去の効果	(7)将来の効果	(8)他の政策手段
A	21　(15)	24　(19)	26　(19)	21　(16)	22　(19)	9　(6)	8　(7)	24　(19)
B	1　(2)	―　―	―　―	―　―	―　―	8　(6)	5　(3)	7　(9)
C	2　(5)	2　(7)	2　(8)	5　(10)	6　(8)	6　(7)	5　(5)	―　―
D	6　(5)	0　(0)	1　(0)	0　(0)	1　(0)	3　(4)	9　(2)	―　―
E	1　(4)	0　(0)	2　(4)	0　(0)	2　(4)	0　(3)	4　(14)	0　(3)

（注）1　図3は、各評価書の点検項目ごとに、表2の段階に応じた点数（Ａ：4点、Ｂ：3点、Ｃ：2点、Ｄ：1点、Ｅ：0点）を付した上で、項目別の合計点数を評価書数で除すことにより作成している。
2　表3の（ ）内は、補足説明前の当初の評価書の数である。
3　点検項目(2)～(5)の「Ｂ」段階及び点検項目(8)の「Ｃ・Ｄ」段階については、表2で示した観点からの点検事項がないことから「－」と表記している。
4　点検項目(2)、(4)及び(6)については、それぞれの母数から新設要望に係る評価書5件を除いている。

(1)～(8)の項目別に詳細を見ると、次のとおりである。

また、各項目の各段階の内訳として、具体的にどのような課題が見られたかを件数とともに記載しているが、この件数は重複して計上しているため、合計と一致しない。

(1)　達成目標

ＥＢＰＭでは、課題を特定してその解決に向けた目標を設定し、その達成を目指すロジックを構築して統計等データの合理的根拠に基づき検証することが重要であることから、租税特別措置等という政策手段との適切な論理関係に基づく具体的な達

成目標を設定する必要がある。こうした観点で点検した結果、A段階のものが21件、B段階のものが1件、C段階のものが2件、D段階のものが6件、E段階のものが1件であった。B段階の1件は、他の政策手段や経済情勢等、他の要因を受けやすく、租税特別措置等の有効性等を検証することが困難な達成目標を設定しているものであった。C段階の2件は、達成目標を達成すべき時期が、要望に係る租税特別措置等の適用期間の最終年度において示されていないものであった。D段階の6件は、達成すべき水準（目標値）が測定可能な指標を用いて、定量的に示されていないものであった。E段階の1件は、達成目標が政策目的と同一の内容であり達成目標が設定されているとは言えないものであった。

(2) 過去の適用数

過去の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を把握するための基礎となる情報であることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが24件、C段階のものが2件、D段階のものが0件、E段階のものが0件であった。C段階の2件の中には、適用数の算定根拠の説明が不十分であるものが2件、適用数が租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。）に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いて把握されておらず、その合理的な理由が明らかにされていないものが1件あった。

(3) 将来の適用数

将来の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を予測するための基礎となる情報であることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが26件、C段階のものが2件、D段階のものが1件、E段階のものが2件であった。C段階の2件の中には、適用数が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが1件、適用数の算定根拠の説明が不十分であるものが2件あった。D段階の1件は、適用数が定量的に予測されていないものであった。E段階の2件は、適用数が予測されていないものであった。

(4) 過去の減収額

過去の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが21件、C段階のものが5件、D段階のものが0件、E段階のものが0件であった。C段階の5件の中には、減収額の算定根拠の説明が不十分であるものが5件、減収額が租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いて把握されておらず、その合理的な理由が明らかにされていないも

のが2件あった。

(5) 将来の減収額

将来の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが22件、C段階のものが6件、D段階のものが1件、E段階のものが2件であった。C段階の6件の中には、減収額が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが1件、減収額の算定根拠の説明が不十分であるものが6件あった。D段階の1件は、減収額が定量的に予測されていないものであった。E段階の2件は、減収額が予測されていないものであった。

(6) 過去の効果

過去の効果については、達成目標の実現状況、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての租税特別措置等の有効性を検証するために必須となるものであることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが9件、B段階のものが8件、C段階のものが6件、D段階のものが3件、E段階のものが0件であった。B段階の8件の中には、租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていないもの（把握された適用数が僅少であるもの）が3件、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないものが8件、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないものが1件あった。C段階の6件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが5件、効果の算定根拠の説明が不十分であるものが3件あった。D段階の3件は、効果が定量的に把握されていないものであった。

(7) 将来の効果

将来の効果については、達成目標の実現見込み、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての租税特別措置等の有効性を検証するために必須となるものであることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが8件、B段階のものが5件、C段階のものが5件、D段階のものが9件、E段階のものが4件であった。B段階の5件の中には、租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないもの（予測された適用数が僅少であるもの）が2件、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が予測されていないものが5件あった。C段階の5件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが3件、効果の算定根拠の説明が不十分であるものが4件あ

った。Ｄ段階の9件は、効果が定量的に予測されていないものであった。Ｅ段階の4件は、効果が予測されていないものであった。

(8) 他の政策手段

政策目的を実現する手段として租税特別措置等によるべき理由について、他の政策手段との比較を踏まえて具体的に明らかにすることは、ＥＢＰＭの取組を進める上でも重要である。こうした観点で点検した結果、Ａ段階のものが24件、Ｂ段階のものが7件、Ｅ段階のものが0件であった。Ｂ段階の7件の中には、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていないものが7件、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等があるにもかかわらず、租税特別措置等と他の支援措置や義務付け等との役割分担が適切かつ明確であることが明らかにされていないものが1件あった。

３　点検結果の活用及び今後の課題

(1) 本年度の税制改正作業における点検結果の活用

点検の結果、分析・説明の内容が不十分であると指摘した評価書に係る租税特別措置等については、今後の税制改正作業において、更なる検証が必要である。

(2) 次期評価に向けた今後の課題

Ｅ段階であったものは、適用数、減収額又は効果の項目のうち、全く把握されていない又は予測されていない項目があった評価であるが、いずれの項目も租税特別措置等の有効性を分析・説明するために必要不可欠なものであることから、まずは何らかの分析・説明を行う必要がある。

Ｃ・Ｄ段階であったものは、各項目の分析・説明について、定量的なデータがその算定根拠や目標達成時期とともに示されていないものであるが、租税特別措置等の効果検証を客観的なデータに基づき行うためには、各項目について、少なくとも定量的なデータを算定根拠や目標達成時期とともに示す必要がある。

Ｂ段階であったものは、各項目の分析・説明について定量的なデータが算定根拠や目標達成時期とともに示されているが、外部要因が勘案されていないものや、適用数が僅少であるにもかかわらず、その原因分析が不十分なもの等であり、引き続き定量的なデータを算定根拠や目標達成時期とともに示すことは維持しつつ、外部要因の勘案等を十分に行う必要がある。

Ａ段階であったものは、現時点において特段の課題はないが、達成目標やその実現に向けた租税特別措置等の効果等について、引き続き不断の見直しを行い、改善を図っていく必要がある。

行政機関は、政策評価を通じて、租税特別措置等の必要性、有効性等を明らかにする必要があり、総務省（行政評価局）は、今後とも、関係機関や外部有識者の理解・協力も得つつ、点検活動等により、各行政機関が説明責任をより適切に果たすよう取り組んでいく。

Ⅲ　個別の点検結果

１　点検結果の一覧表

＜点検結果の一覧表の見方＞

１　**制　度　名**　　各行政機関の評価書における「政策評価の対象とした政策の名称」を記載

２　**区　　分**　　租税特別措置等の要望の区分に応じて、以下を記載

［新　設］　租税特別措置等の新設要望に係る事前評価

［拡　充］　租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価

［延　長］　租税特別措置等の延長要望に係る事前評価

［拡・延］　租税特別措置等の拡充及び延長要望に係る事前評価

３　**点 検 結 果**　　点検結果に応じて、以下を記載

Ａ　一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの

Ｂ　データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など）

Ｃ　定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの

Ｄ　定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの

Ｅ　分析・説明されていないもの

－　区分（新設等）の性質上、記載の必要がないもの

頁	番号	制度名	区分	点検結果							
				(1) 達成目標	(2) 過去の適用数	(3) 将来の適用数	(4) 過去の減収額	(5) 将来の減収額	(6) 過去の効果	(7) 将来の効果	(8) 他の政策手段
内閣府											
19	内閣01	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	B	B	A
29	内閣02	沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	A	A	A
37	内閣03	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長	延長	A	A	A	A	A	A	A	A
45	内閣04	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等	拡・延	A	A	A	A	A	D	B	A
55	内閣05	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例の延長等	延長	A	A	A	A	A	B	B	A
65	内閣06	沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等	延長	A	A	A	A	A	B	B	A
75	内閣07	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等	拡・延	A	A	A	A	A	B	A	A
金融庁											
91	金融01	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	拡・延	D	C	D	C	C	A	C	B
厚生労働省											
101	厚労01	医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等	延長	A	A	A	A	C	B	D	B
117	厚労02	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長	拡・延	A	A	A	A	C	D	D	B
123	厚労03	社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し	拡充	A	A	A	A	A	A	A	A
129	厚労04	生活衛生同業組合等に係る法人住民税の免除措置の適用	新設	D	—	A	—	A	—	D	A
133	厚労05	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続	延長	A	A	A	A	A	A	A	A
139	厚労06	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続	延長	A	A	A	A	A	A	A	A
農林水産省											
147	農水01	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	拡・延	A	A	A	A	A	A	A	A
経済産業省											
159	経産01	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長	拡・延	A	C	C	C	C	C	D	B
167	経産02	産業用地整備促進税制の創設	新設	E	—	E	—	E	—	E	A
171	経産03	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長	拡・延	C	A	A	A	A	C	E	A
179	経産04	中小企業者等の法人税率の特例の延長	延長	D	A	A	A	A	B	E	B
185	経産05	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の延長	延長	D	A	A	A	A	A	D	A
191	経産06	保険会社等の異常危険準備金の延長	延長	A	A	A	A	A	A	A	A
197	経産07	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長	延長	A	A	A	C	C	C	D	A
205	経産08	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長	拡・延	C	A	A	C	C	C	D	B
211	経産09	公益的課題のための経費に掛かる収入金額を控除する収入割の特例措置	延長	D	A	A	C	D	D	D	A
215	経産10	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長	延長	A	A	C	A	A	C	E	A

頁	番号	制度名	区分	点検結果							
				(1) 達成目標	(2) 過去の適用数	(3) 将来の適用数	(4) 過去の減収額	(5) 将来の減収額	(6) 過去の効果	(7) 将来の効果	(8) 他の政策手段
国土交通省											
221	国交01	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	延長	A	A	A	A	A	C	B	A
227	国交02	老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設	新設	D	—	A	—	A	—	C	A
235	国交03	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	A	A	A	A	A	B	C	A
245	国交04	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	A	A	A	A	A	B	C	B
255	国交05	2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置	新設	A	—	E	—	E	—	D	A
環境省											
261	環境01	再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置（高度な資源循環投資促進税制）の創設	新設	B	—	A	—	A	—	C	A

２　点検結果表

(1)　点検結果表の見方

1　**制　　度　　名**　評価書「1　政策評価の対象とした政策の名称」欄を基に記載

2　**税　　目**　政策評価の対象とされた租税特別措置等の税目を記載

3　**区　　分**　［新設］　租税特別措置等の新設要望に係る事前評価

［拡充］　租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価

［延長］　租税特別措置等の延長要望に係る事前評価

4　**点検結果の分類**　点検結果に応じて、以下を記載

A段階　一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの

B段階　データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの

（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など）

C段階　定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの

D段階　定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの

E段階　分析・説明されていないもの

（注）　「【（行政機関名）の補足説明】」欄には、各行政機関から総務省（行政評価局）へ提出された回答を転載している。

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長
内閣02	沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長
内閣03	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長
内閣04	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等
内閣05	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例の延長等
内閣06	沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等
内閣07	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等

点検結果表

（行政機関名：内閣府）

制度名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	□新設　□拡充　■延長

(1)　**達成目標**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(2)　**過去の適用数**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(3)　**将来の適用数**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(4)　**過去の減収額**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(5)　**将来の減収額**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(6)　**過去の効果**　（**点検結果の分類**：Ｂ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の達成目標（「測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数」、「測定指標②：制度を活用した設備投資による付加価値の増加額」及び「測定指標③：制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数」）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数2件（令和4年度の所得控除）及び4件（令和4年度の投資税額控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

② 所期の達成目標（「測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数」、「測定指標②：制度を活用した設備投資による付加価値の増加額」及び「測定指標③：制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数」）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数0件（令和4年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

③ 所期の達成目標（測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数）に対する過去の効果について、「達成状況：達成（計79社）12社（令和5年度）53社（令和4年度）14社（令和3年度）」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

④ 所期の達成目標（測定指標②：制度を活用した設備投資による付加価値の増加額）に対する過去の効果について、「達成状況：達成（計329,897万円）115,582万円（令和5年度）214,315万円（令和4年度）－万円（令和3年度）」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑤ 所期の達成目標（測定指標③：制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因は分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

① 適用範囲が名護市のみと限定的であるといった理由から適用実績が僅少ではあるものの、成果として本税制を活用している企業数は増えており、また、活用企業による雇用者数も増加しているため、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。

② 適用範囲が名護市のみと限定的であるといった理由から適用実績が僅少ではあるものの、成果として本税制を活用している企業数は増えており、また、活用企業による雇用者数も増加しているため、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。

③ 新規立地企業数の増加に関しては、一般に企業ごとに進出を行う理由は複合的であると考えられるため、本特例措置がどの程度進出に寄与しているのかを他の要因と切り離して把握することは難しい。

④ 「制度を活用した設備投資による付加価値の増加額」について、導入した設備に起因する付加価値額の増加のみを切り離して把握することは困難である。したがって、より正確に直接的な効果を把握することができるよう、達成目標を「制度を活用した企業の

付加価値額の増加率」と変更している。
⑤　上記①、②のとおり適用範囲が限定的であるなか、出資による資金調達が前提とされるエンジェル税制を活用するようないわゆるスタートアップ企業はより限定的であるため適用実績がないと考えられる。一方、ベンチャーキャピタルからの出資を受けるスタートアップ企業はそうでない企業に比して雇用増加率が高くなる傾向にあるため、本特例措置を引き続き実施し、スタートアップ企業を誘致することは北部圏域の経済活性化に大きく寄与すると考えられる。

【点検結果】
①　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
②　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「成果として本税制を活用している企業数は増えており、また、活用企業による雇用者数も増加しているため、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる」との説明では、適用実態が僅少であることを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。
③・④　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑤　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7)　**将来の効果**　（**点検結果の分類**：Ｂ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標（「測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数」、「測定指標②：制度を活用した企業の付加価値額の増加率」及び「測定指標③：制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数」）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
②　達成目標（「測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数」、「測定指標②：制度を活用した企業の付加価値額の増加率」及び「測定指標③：制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数」）に対する将来の効果について、予測される将来の適用件数4件（令和6年度及び8年度の所得控除）、3件（令和7年度の所得控除）及び3件（令和6年度から8年度までの投資税額控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③　達成目標（「測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数」、「測定指標②：制度を活用した企業の付加価値額の増加率」及び「測定指標③：制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数」）に対する将来の効果について、予測される将来の適用件数1件（令和6年度から8年度までの特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
④　達成目標（測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数）に対する将来の効果について、「立地企業数　299（R6）、308（R7）及び317（R8）」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
⑤　達成目標（測定指標②：制度を活用した企業の付加価値額の増加率）に対する将来の効果について、「付加価値額増加率　0（R6）、1.5（R7）及び2.25（R8）」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
⑥　達成目標（測定指標③：制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数）に対する将来の効果について、「開拓件数　0（R6）、0（R7）及び2（R8）」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】
①　測定指標①及び②の算定根拠については、別紙「減収額・適用数見込みの試算」に記載している。測定指標③については、沖縄県及び名護市の調査の結果、適用見込のある企業数が2社であったため2社と記載している。
②　適用範囲が名護市のみと限定的であるといった理由から適用実績が僅少ではあるものの、成果として本税制を活用している企業数は増えており、また、活用企業による雇用者数も増加しているため、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。
③　適用範囲が名護市のみと限定的であるといった理由から適用実績が僅少ではあるものの、成果として本税制を活用している企業数は増えており、また、活用企業による雇用者数も増加しているため、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。
④　測定指標①については、一般に企業ごとに進出を行う理由は複合的であるため、本特例措置がどの程度進出に寄与しているのかを他の要因と切り離して把握することは難しいところであるが適切に効果検証が行えるように今後も検討が必要なものと考える。
⑤　測定指標②については、制度を活用した企業から得られる情報を元にして算定することが可能である。一方、付加価値額の増加に寄与する要因は複合的であるため、本特例措置がどの程度付加価値額の増加に寄与しているのかを他の要因と切り離して把握することは難しいところであるが適切に効果検証が行えるように今後も検討が必要なものと考える。
⑥　測定指標③については、企業に対し出資の判断を行う要因は複合的であるため、本特例措置がどの程度企業に対する出資を促進するのかを他の要因と切り離して把握することは難しいところであるが適切に効果検証が行えるように今後も検討が必要なものと考える。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
②　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
③　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「成果として本税制を活用している企業数は増えており、また、活用企業による雇用者数も増加しているため、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる」との説明では、適用実態が僅少であることを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。
④～⑥　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8)　**他の政策手段**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長
2	対象税目	①：政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税1） （法人住民税、法人事業税：義）（自動連動）（地方税2）
		②：上記以外の税目	（所得税：外、個人住民税：外）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 （１）国税（ア～ウは選択制） ア　所得控除（法人税） ・事業認定法人の所得×40%×経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入（法人設立後 10 年間） イ　投資税額控除（法人税） ・対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・500 万円を超える建物及びその附属設備８%、 50 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 15% ・法人税額の 20%が上限額、繰越４年、取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 ウ　特別償却（法人税、所得税） ・500 万円を超える建物及びその附属設備 25%、 50 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 50% ・取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 エ　エンジェル税制（所得税） ・事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者（＝指定会社）へ投資を行った個人に対する租税特別措置 （ア）指定会社へ投資した年（a と b は選択制） a.「投資額－2,000 円」を総所得金額から控除 b. 投資額を他の株式譲渡益から控除 （イ）指定会社の株式を売却した年 売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算 （繰越３年） （２）地方税 ア　個人住民税、法人住民税及び事業税 ・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。（自動連動） 《要望の内容》 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく経済金融特別地区における課税の特例について、適用期限（令和7年3月 31 日）を2年間延長し、令和9年3月 31 日までとする。 《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法　第 57 条、第 57 条の 2、第 58 条 ・沖縄振興特別措置法施行令　第 26 条 ・租税特別措置法 第 12 条、第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2、第 41 条の 19、第 42 条の 9、第 45 条、第 60 条 ・租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 25 条の 12、第 25 条の 12 の 2、第 26 条の 28 の 3、第 27 条の9、第 28 条の 9、第 36 条 ・租税特別措置法施行規則 第 18 条の 15、第 18 条の 15 の 2、第 20 条の 4、第 20 条の 16、第 21 条の 17 の 2 ・地方税法　第6条
5	担当部局		内閣府　政策統括官（沖縄政策担当）付　産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和2年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		○平成 26 年度 ・経済金融活性化特別地区を創設 ・金融特区を廃止 ○平成 29 年度 ・2年間延長 ○平成 31 年度 ・2年間延長 ○令和3年度 ・1年間延長 ○令和4年度 ・3年間延長
8	適用又は延長期間		2年間（令和7年度～8年度）
9	必要性等	①：政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024 について（令和6年6月 21 日閣議決定）

強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。

（参考）
〇沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）
（目的）
第一条　この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

第五節　経済金融活性化特別地区
（経済金融活性化特別地区の指定）
第五十五条　内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。
２～５（略）

（経済金融活性化特別地区における事業の認定）
第五十六条　経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業（次項及び第五十七条の二第一項において「特定経済金融活性化事業」という。）を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。
２～６（略）

〇沖縄振興基本方針（令和4年 5 月 10 日　内閣総理大臣決定）
Ⅱ　沖縄の振興の意義及び方向
２　沖縄振興の方向
（1）沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展
　沖縄の自立的発展のためには、民間の力を最大限に活かし、民間が主導する形で自立型経済の発展を目指していくことが不可欠である。このため、アジア・太平洋地域との地理的近接性や、亜熱帯に位置する自然的特性等の優位性・潜在力を活かしつつ、沖縄内外の需要を取り込み、域内産業間で連携して財やサービスを提供していくことを通じ、域内に経済効果が波及する地域経済の好循環を図っていくことが重要である。こうした好循環を先導し、今後の沖縄経済を牽引する競争力のある産業を戦略的に振興するとともに、イノベーションの促進につながる民間主導の実証的な取組を促すことにより、県内事業者の生産性や「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済を実現することが求められている。
　また、沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。

Ⅲ　沖縄の振興に関する基本的な事項
１　観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項
（1）観光・リゾート産業
　沖縄のリーディング産業である観光産業の持続的な発展に向け、より消費単価の高い層の取り込み、地域特産品の開発、多様化するリピーターの嗜好に対応した効果的なプロモーションの強化等を通じて、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの更なる向上による競争力の強化を図る。また、平日の旅行需要創出が期待できるワーケーション等を推進するなど、観光需要の平準化を図り、外部環境の変化に強い観光産業の構築を目指す。さらに、文化・芸能、自然環境等の沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、スポーツ交流拠点の形成や MICE の誘致・開催を図る。こうした取組を通じて、外的な変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築を目指す。
　あわせて、観光産業の働く場としての魅力を高め、質の高い沖縄観光を担う人材の円滑な確保を図るとともに、地域の受入体制や環境にも配慮した持続可能な沖縄観光の実現を目指す。

（2）情報通信関連産業
　情報通信関連産業は、地理的不利性による影響が比較的小さく、大規模災害等のリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野である。その振興を通じて様々な産業の生産性向上や沖縄全体のデジタル化の進展に貢献し得ることから、時代の潮流を踏まえた高度化・多様化を進めることが求められている。
　このため、今後の成長可能性が見込める業種の重点的強化を図るとともに、高付加価値の商品・サービスの開発、金融を含む他産業との更なる連携強化、ICT 人材の育成等を促進する。また、デジタル技術の活用推進に向けた情報通信関連事業者への支援を通じ、情報通信関連産業はもとより、広く県内産業における DX の推進や AI、IoT、ビッグデータ等の活用促進を図る。

（5）金融業
　金融業は、リスクマネーの供給機能に加え、コンサルティング機能を発揮し、情報通信等の関連産業や大学等とも連携しつつ、支援先の業務の高付加価値化及びそのための人材育成を図り、沖縄の産業発展やスタートアップの創出を目指す。

（6）農林水産業
　沖縄の農林水産業は、亜熱帯の地域特性を活かした甘味資源や園芸作物等の重要な供給機能を果たすとともに、広大な排他的経済水域

			(EEZ)等を抱える離島地域の基幹産業として雇用の創出や移住・定住条件の確保に寄与しており、地域振興や国土の保全にも大きく貢献している。 　他方で、台風等の災害や病害虫被害に見られる自然的不利性や、流通の高コスト構造等の地理的不利性も抱えている。こうした不利性を克服し、沖縄の優位性と地域の特色を活かした持続可能で競争力のある農林水産業を振興するとともに、多面的機能を活かした農山漁村の振興を図ることが重要である。 　このため、質の向上を通じた「稼げる農林水産業」を実現できるよう、おきなわブランドの確立や顧客本位の高収益作物への転換、新たな技術等の導入、優良農地の確保、生産性向上に資する基盤整備、観光など他産業との連携強化や6次産業化を図るとともに、流通システムの改善を始めとした流通条件の不利性の解消や、県外・国外の新たな需要開拓を進め、これらの取組を通じて農林水産業の産出額や農林漁業者の所得の向上を目指す。また、農林水産業の従事者は高齢化等を背景に減少傾向にあり、幅広い層の農林水産業への参画を推進し、農林漁業者の育成・確保を図る。さらに、沖縄周辺海域の漁場で漁業者が安全・安心に水産業を営むことができるよう、漁業者に係る安全対策の強化等を図る。 9　北部及び離島の振興に関する基本的な事項 (1)北部振興 　北部地域は、世界自然遺産に登録された豊かな自然環境を始めとする様々な強みが存在する一方、過疎化が進む地域が多く、山がちな地形も相まって、産業用地を始め、広大な一団の土地の確保が難しいなどの不利性を有しており、住民の方々が安心・安全に生活できる環境を整備し、地域の持続可能性の維持・向上を図ることが重要である。 　このため、地域の個性や魅力を活かした着地型観光の推進、特色ある資源を活かした特産品の開発・販路拡大、農商工連携の推進等を通じて、北部地域の特性に応じた産業振興や雇用の場の創出を図る。また、交通の維持・確保や魅力ある生活環境の整備、ICT も活用した教育・医療・福祉における住民サービスの向上等を通じ、移住・定住条件の整備を図るとともに、持続可能な北部地域の振興に不可欠な担い手の確保や人口流出の防止、交流人口・関係人口の拡大を目指す。 Ⅳ 沖縄振興の推進に関する事項 1 沖縄振興を推進するための措置(政策ツール) (4)税制上の特例措置 　沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。 　今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。 　また、沖縄における酒税の軽減措置が段階的に廃止されることに鑑み、沖縄の酒類製造業の円滑な自立に向け、酒造事業者の創意工夫を後押ししていく。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】9　沖縄政策 【施策】9　沖縄振興に関する施策の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 達成目標①:経済金融活性化産業の集積 測定指標①:制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数 目標値①:令和 8 年度までに 18 社 達成目標②:設備投資を行った企業の付加価値額の増加 測定指標②:制度を活用した企業の付加価値額の増加率 目標値②:令和 8 年度までに 2.25% 達成目標③:事業拡大・新たな事業展開等の促進 測定指標③:制度(エンジェル税制)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数 目標値③:令和 8 年度までに2件 なお、測定指標・目標値①及び②は、前回の事前評価までは以下のとおり達成目標及び測定指標を設定していたが、 ①について、以下の場合、同地区からの撤退企業数が考慮されないため、産業の集積をより正確に測定する観点から撤退企業数も考慮した立地企業の増加数を指標とする。 ②について、以下の場合、設備投資に起因する付加価値の増加額を測定することが難しく、また、本制度が適用された企業の規模によって当該年度の付加価値額のバラつきが大きくなることから、本特例措置のより適切な効果測定を図るべく、今回の延長要望に併せて制度を活用した企業の付加価値額の増加率を測定指標・目標値とする見直しを行う。 なお、後掲の《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》の欄には、以下の達成目標等を踏まえた達成状況等を記載している。 達成目標①:経済金融活性化産業の集積 測定指標①:制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数 目標値①:令和5年度までに 22 社 達成目標②:設備投資による付加価値額の増加 測定指標②:制度を活用した設備投資による付加価値の増加額 目標値②:令和 5 年度までに 440 万円
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 達成目標実現により経済金融活性化産業が集積し、かつ立地企業の企業活動が活発になることで、北部圏域の拠点都市である名護市への金融関連産業と実際経済の基盤となる産業の集積が進み経済金融が活性化し、周辺市町村を含む北部圏域の産業の振興や県土の均衡ある発展に寄与するものである。

10 有効性等

① 適用数

1．過去5年間の適用件数 （単位：件）

項　　目	R1	R2	R3	R4	R5
所得控除	2	2	3	2	3
投資税額控除	4	3	4	4	4
特別償却（法人）	1	1	3	0	1
法人住民税	7	6	10	6	8
事業税	5	6	2	5	4

※国税について、令和元年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。
※令和5年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査による実績。
※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）については、沖縄県調べによる実績。

2．将来の適用件数見込 （単位：件）

項　　目	R6	R7	R8
所得控除	4	4	4
投資税額控除	3	3	3
特別償却（法人）	1	1	1
法人住民税	7	7	7
事業税	3	3	3

※各件数見込は過去の実績から適用見込みを試算。算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

② 適用額

1．過去５年間の適用額 （単位：百万円）

項　　目	R1	R2	R3	R4	R5
所得控除	33	27	106	88	42
投資税額控除	102	28	18	20	51
特別償却（法人）	3	94	24	0	47
法人住民税	14	5	3	3	5
事業税	3	11	11	8	17

※国税について、令和元年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。
※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、令和元年度から令和４年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。 算定根拠は別紙「参考（法人住民税と事業税）」参照。
※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。
※事業税に地方法人特別税を含んでいる。
※令和５年度の国税・地方税の適用状況については、沖縄県調べによる実績。

2．今後の適用額見込み
令和７年度から令和８年度までは、平年度で所得控除 84 百万円、投資税額控除 45 百万円、特別償却 47 百万円程度の適用を見込む。（算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。）

③ 減収額

1．過去５年間の減収額 （単位：百万円）

項目＼年度		R1	R2	R3	R4	R5
所得控除		8	6	25	20	10
投資税額控除		102	28	18	20	51
特別償却		1	22	6	0	11
法人住民税	所得控除	1	1	2	1	1
	投資税額控除	13	2	1	1	4
	特別償却	0	2	0	0	1
事業税	所得控除	3	2	9	8	1
	特別償却	0	8	2	0	1
合計		128	71	63	50	80

※国税について、令和元年度から令和４年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）における活用実績に基づいて算定。
※令和５年度の国税の減収状況については、推計値（別紙参照）。
※地方税について、令和元年度から令和4年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。
※令和５年度の地方税の減収状況については、推計値（別紙参照）。

2．今後の減収額見込み

項目＼年度		R6	R7	R8
所得控除		19	19	19
投資税額控除		45	45	45
特別償却		11	11	11
法人住民税	所得控除	1	1	1
	投資税額控除	3	3	3
	特別償却	1	1	1
事業税	所得控除	5	5	5
	特別償却	3	3	3
合計		88	88	88

※算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。
※法人住民税は、国税の当該年度の減収額に税率 7%を乗じた額。
※事業税は、所得控除と特別償却の当該年度の適用額に税率 6.47%を乗じた額。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

1. 政策目的の達成状況

平成 26 年度から令和5年度までの 10 年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34 社から 50 社へ、当該企業の雇用者数も 1,042 人から 1,218 人へ増加し、事業認定が 9 件、投資税額控除が 28 件となり、立地企業による設備投資や雇用の創出が図られている。

令和 6 年度は保険業に関する企業が2社、初めて名護市で新規設立・開業している。うち 1 社は事業認定を行っており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている。

今後も好調な流れを維持しつつ、県土の均衡ある発展による県民所得の向上を目指し、引き続き多様な産業の集積によるさらなる経済金融の活性化を図る必要がある。

2. 所期の目標の達成状況

達成目標①:経済金融活性化産業の集積

測定指標①:制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数

目標値①:令和 5 年度までに 22 社

達成状況:達成(計 79 社)

12 社(令和5年度)

53 社(令和4年度)

14 社(令和3年度)

※算定根拠は、沖縄県調べによる実績。

達成目標②:設備投資による付加価値額の増加

測定指標②:制度を活用した設備投資による付加価値の増加額

目標値②:令和 5 年度までに 440 万円

達成状況:達成(計 329,897 万円)

115,582 万円(令和5年度)

214,315 万円(令和4年度)

ー万円(令和3年度)

※経済センサスにおける純付加価値額の計算式(金融・保険業以外:売上金額−費用総額＋給与総額＋租税公課、金融・保険業:経常収益ー経常費用＋給与総額＋租税公課)により沖縄県調べの実績を元に集計。

※令和3年度については、投資税額控除に係る措置計画の認定制度導入前であるため、各事業者の付加価値の増加額を把握できず「ー」としている。

達成目標③:事業拡大・新たな事業展開等の促進

測定指標③:制度(エンジェル税制)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数

目標値③:令和 5 年度までに4件

達成状況:未達成(計 0 件)

0 件(令和5年度)

0 件(令和4年度)

0 件(令和3年度)

※算定根拠は、沖縄県調べによる実績。

3. 達成目標に対する将来の効果

(達成目標①)

制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数

	R6	R7	R8
立地企業数	299	308	317

(達成目標②)

制度を活用した企業の付加価値額の増加率

	R6	R7	R8
付加価値額増加率	0	1.5	2.25

(達成目標③)

制度(エンジェル税制)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数

	R6	R7	R8
開拓件数	0	0	2

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

令和5年度における本制度の活用企業数は8社、活用企業による雇用者数も 148 人と指標には届かないものの着実に増加しており、立地企業による設備投資や雇用の創出が図られている。

1. 測定指標

令和8年度までに

進出後に本税制を活用した企業数 9社

本税制を活用した企業による雇用者数 313 人

実績・見込み:

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
活用企業数(指標)	22	11	14	8	7	9
活用企業数(実績)	10	6	8	ー	ー	ー
雇用者数(指標)	280	342	435	203	258	313
雇用者数(実績)	-	93	148	ー	ー	ー

※活用企業数・雇用者数(指標)は、R3～R5 は令和３年度に、R6～R8 は令和６年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

※R3,4年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」。

※雇用者数(実績)は沖縄県調査。

				2. 制度が延長できない場合の影響 沖縄本島北部圏域は過疎地域が多く存在し、県内他圏域に比べて1人あたり市町村民所得が低い現状にある。このため、県及び名護市では本制度を含む各種施策の実施により企業誘致及び県民所得向上等に取り組み、北部圏域の経済活性化による県土の均衡ある発展を図ってきた。また、国においても道路や港湾等のインフラ整備に取り組むなど、北部圏域の自立的発展の条件整備を進めているところである。 これら取組みによって北部圏域の活性化に一定の成果を上げてきたものの、当該地域はいまだに他圏域と比較して経済基盤は弱く、均衡ある発展に向けては引き続き整備された産業基盤等を有効利用する企業等を誘致し、地域の雇用を創出しつつ経済を活性化させていく必要がある。 しかしながら、本制度が延長できない場合、名護市への新規立地及び立地企業による設備投資等のインセンティブがなくなり、定住の重要な条件となる雇用を創出できず、県土の均衡ある発展、ひいては沖縄県の自立型経済構築に支障が出てくることが懸念される。 3. 適用実績が僅少な理由 本制度は対象地域である名護市のみに適用される特別措置であり、他の税制に比して対象事業者数が少ないこと、加えて所得控除及び投資税額控除については、事業開始後しばらくの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。 一方、制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえると、政策目的である経済金融活性化産業の集積に効果があるものと考えられる。引き続き制度を誘因として企業誘致を推進するとともに、立地企業への周知によって新たな投資を促し、更なる経済金融の活性化を図っていきたい。 4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み 平成 29 年度から沖縄県産業振興公社に「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ窓口」を設置し、税理士を配置した相談対応や事業説明会等の実施による制度活用企業の利便性向上を図っているところである。 令和2年度からは、新たに作成した各種チラシや広告に QR コードを掲載し、利用者の利便性の向上を図るとともに、どの QR コードからアクセスしたかを追加することでホームページへの流入経路のアクセス解析を行っている。平成 30 年度から実施している名護市での出張相談窓口も引き続き実施し、北部地域の企業に対する周知等を図っている。 また、名護市においては進出後の企業に対し、必要に応じて、今後の制度の活用見込みについて企業アンケートやヒアリングを行い、制度の活用を促進している。新たな取組として令和5年度には、名護市内でのスタートアップによる実証実験を支援する事業を開始している。 加えて、令和6年度には大規模な損害保険会社を誘致しており、今後も増加していくと考えられる。
		⑤	税収減を是認する理由等	本制度は、特区内に金融業や製造業をはじめとする多様な産業の進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、「金融産業」と「実態経済の基盤となる産業」を車の両輪として集積を促進し、多様なもの・サービスが生み出される経済金融拠点の形成推進に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴い、平均 121 名の雇用が生じているところ。 そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって特区内の総生産を令和 6 年度で約 8.7 億円、今後2年間（R7～R8）で約 17 億円押し上げる経済効果が生じるものと試算される。 ・税活用企業による雇用者数：121 人 ・沖縄県の労働生産性：7,202,589 円 →県内総生産の押上げ効果：約 8.7 億円 ※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額（特区内総生/特区内就業者数） （「令和2年度市町村民経済計算」（沖縄県企画部）より試算） ・今後3年間の経済効果 121 人×7,202,589 円×2年＝約 17 億円 これらを踏まえると、本制度は税収減を是認するに足る効果があるものと考えられる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るため、金融業、情報通信関連業、製造業等の様々な業種の立地及び設備投資を促すものである。これら様々な企業に効果的にインセンティブを与える手段としては、限られた財源のもと特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で投資に関する経営判断を行うことができる税制措置が的確である。 また、本特例措置は適用要件を設けており、沖縄の経済金融の活性化等に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく必要最小限の措置となっている。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では、本制度の他に沖縄振興特別推進交付金等による補助事業もあるが、これら補助事業では地理的不利性の解消や新事業創出のための開発支援、販路拡大・商流構築支援等を行っているのに対し、本制度は事業者の建物取得や設備投資等への支援を行うことで地域経済の内発的発展を促進しており、役割分担を図っている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解			－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和3年8月（R3 内閣 05）

（百万円）

実績値	事業認定件数（累計）	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計
		件数	適用額	減収額	件数	適用額（減収額）	件数	適用額	減収額	
平成26年度	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	4	1	7	2	3	92	0	0	0	94
平成28年度	5	3	65	15	2	68	1	11	3	86
平成29年度	5	2	20	4.6	4	34	1	1	0.2	39
平成30年度	3	3	44	10.2	4	63	1	247	57	131
令和元年度	5	2	33	7.7	4	102	1	2.7	1	110
令和2年度	5	2	27	6.4	3	28	1	94	22	56
令和3年度	4	3	106	25	4	18	3	24	6	48
令和4年度	4	2	88	20	4	20	0	0	0	40
令和5年度	4	3	42	10	4	51	1	47	11	72
合計	41	21	432	100.9	32	476	9	426.7	100.1	603
平均	4	2	21	5	3	15	1	47	11	67
1件あたりの額		－	21	5	－	15	－	47	11	8
									適用額計	1335

※各年度実績は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。
※令和5年度については、所得控除は事業者へのアンケート、投資税額控除・特別償却は措置実施計画より算定。
※法人税率については、平成26～29年度は23.4%、平成30年度以降は23.2%として試算。

仮定① 特区内企業数（金融・情報・製造・農林水産養殖・宿泊・娯楽業）／ 金融・情報通信業の雇用者数 出所：名護市調べ
過去の伸び率からから、年3.0%増加を目標とする。

実績	企業数（件）	前年比	雇用者数（人）	雇用者増減数（人）
平成25年度	218	－	1042	－
平成26年度	236	108.3%	1095	53
平成27年度	247	104.7%	1100	5
平成28年度	268	108.5%	1046	−54
平成29年度	265	98.9%	1082	36
平成30年度	289	109.1%	1109	27
令和元年度	271	93.8%	1170	61
令和2年度	282	104.1%	1173	3
令和3年度	277	98.2%	1233	60
令和4年度	308	111.2%	1221	−12
令和5年度	290	94.2%	1218	−3
相乗平均→		102.9%		

H26－R3平均→ 267
H26－R4平均→ 271
H30－R4平均→ 285
H26－R5平均→ 273

推計

推計	企業数（件）（前年比103%推移）	増加数	雇用者数（人）企業数×（R5平均雇用者数4.0）	雇用者増減数（人）
令和6年度	299	9	1,196	−22
令和7年度	308	9	1,232	36
令和8年度	317	9	1,268	36

仮定② 認定企業数（金融・情報・製造・農林水産養殖業・宿泊・娯楽業）
過去の伸び率から、年9.1%増加すると試算する。

実績	認定企業数（累計）（件）	前年比
平成25年度	0	－
平成26年度	2	－
平成27年度	4	200.0%
平成28年度	5	125.0%
平成29年度	5	100.0%
平成30年度	3	60.0%
令和元年度	5	166.7%
令和2年度	5	100.0%
令和3年度	4	80.0%
令和4年度	4	100.0%
相乗平均→		109.1%

推計

推計	認定企業数（前年比109.1%推移）	減少数※	認定企業数
令和5年度	4	0	4
令和6年度	5	1	4
令和7年度	5	1	4
令和8年度	6	2	4
令和9年度	6	2	4

※平成26年度以降の認定後10年を経過した企業数を減じる。

仮定③ R4以降の認定企業は認定後1年目から所得控除を適用する。

仮定④ 所得控除1件当たりの適用額は21百万円とする。

仮定⑤ 立地企業が投資税額控除を適用する割合は1.1%とする。
H26-R4適用平均3件/立地企業数H26-R4平均271件

仮定⑥ 投資額控除1件あたりの適用額は15百万円とする。

仮定⑦ 立地企業が特別償却を適用する割合は0.37%とする。
H26-R4適用平均1件/立地企業数H26-R4平均271件

仮定⑧ 特別償却1件あたりの適用額は47百万円とする。
①～⑧の仮定に基づき試算

（百万円）

	企業数	認定件数	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計
			件数	適用額（21百万/件）	減収額	件数	適用額（減収額）（15百万/件）	件数	適用額（47百万/件）	減収額	
R6	299	4	4	84	19	3	45	1	47	11	75
R7	308	4	4	84	19	3	45	1	47	11	75
R8	317	4	4	84	19	3	45	1	47	11	75
合計	－	－	12	252	58	9	135	3	141	33	226
平年度	－	－	4	84	19	3	45	1	47	11	75
										適用額計	226.18

※法人税率については令和元年度以降は23.2%として試算。

単位：千円

実績値	事業税		法人住民税	
	件数	適用額（減収額）	件数	適用額（減収額）
H26	0	0	0	0
H27	1	646	4	12,808
H28	2	6,687	6	11,060
H29	4	1,856	7	5,047
H30	5	25,776	8	16,866
R1	5	3,190	7	14,218
R2	6	10,536	6	4,570
R3	2	11,377	10	3,330
R4	5	7,590	6	2,832
R5	4	16,522	8	5,000
平均	3	8,418	6	7,573
1件	－	2,476	－	1,262

※各年度実績は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく
※R5年度は沖縄県調べ

仮定⑨ 立地企業が事業税を適用する割合は1.1%とする。1件当たりの適用額は2,476千円とする。
H26-R5適用平均3件/立地企業数H26-R5平均273件

仮定⑩立地企業が法人住民税を適用する割合は2.2%とする。1件当たりの適用額は1,262千円とする。
H26-R5適用平均6件/立地企業数H26-R5平均273件

①、⑨、⑩の仮定に基づき試算　　単位：百万円

	企業数	事業税		法人住民税	
		件数	適用額（減収額）	件数	適用額（減収額）
R6	299	3	7	7	9
R7	308	3	7	7	9
R8	317	3	7	7	9

＜付加価値額増加率の算定式＞
各年度ごとに、当該年度の投資税額控除適用見込企業数×（1.5%×税制改正までの残年度数）（%）を求めて足し合わせ、
最後に次回税制改正までの投資税額控除適用見込企業数の合計で除した割合を付加価値増加率の目標値とする。
なお、1社当たりの年ごとの増加率は、他の地域・特区税制の増加率を参考に1.5%と設定する。

（試算）
次回改正が令和8年度で、投資税額控除の見込件数はR7は3件、R8は3件、残年度数は2年となるので、2.25%となる。
令和7年度：3社×（1.5%×2年）＝9%
令和8年度：3社×（1.5%×1年）＝4.5%
（9%＋4.5%）÷6社＝2.25%

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

【別紙２】

○経済金融活性化特区

（単位：千円）

年度		R1						R2						R3						R4					
対象税目		法人住民税①（②＋③）	県民税②	市町村税③	事業税計④（⑤＋⑥）	事業税⑤	地方法人特別税⑥	法人住民税①（②＋③）	県民税②	市町村税③	事業税計④（⑤＋⑥）	事業税⑤	地方法人特別税⑥	法人住民税①（②＋③）	県民税②	市町村税③	事業税計④（⑤＋⑥）	事業税⑤	地方法人特別税⑥	法人住民税①（②＋③）	県民税②	市町村税③	事業税計④（⑤＋⑥）	事業税⑤	地方法人特別税⑥
単体法人	特別償却	81	20	61	239	167	72	1,762	305	1,457	8,148	5,900	2,248	387	55	332	2,093	1,528	565	0	0	0	0	0	0
	投資税額控除	13,138	3,259	9,879	0	0	0	2,292	396	1,896	0	0	0	1,226	175	1,051	0	0	0	1,409	201	1,208	0	0	0
	所得控除	999	248	751	2,951	2,061	890	516	89	427	2,388	1,729	659	1,717	245	1,472	9,284	6,777	2,507	1,423	203	1,220	7,590	5,540	2,050
	小計	14,218	3,527	10,691	3,190	2,228	962	4,570	790	3,780	10,536	7,629	2,907	3,330	475	2,855	11,377	8,305	3,072	2,832	404	2,428	7,590	5,540	2,050
連結法人	特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	投資税額控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	所得控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	特別償却	81	20	61	239	167	72	1,762	305	1,457	8,148	5,900	2,248	387	55	332	2,093	1,528	565	0	0	0	0	0	0
	投資税額控除	13,138	3,259	9,879	0	0	0	2,292	396	1,896	0	0	0	1,226	175	1,051	0	0	0	1,409	201	1,208	0	0	0
	所得控除	999	248	751	2,951	2,061	890	516	89	427	2,388	1,729	659	1,717	245	1,472	9,284	6,777	2,507	1,423	203	1,220	7,590	5,540	2,050
	小計	14,218	3,527	10,691	3,190	2,228	962	4,570	790	3,780	10,536	7,629	2,907	3,330	475	2,855	11,377	8,305	3,072	2,832	404	2,428	7,590	5,540	2,050

点検結果表

（行政機関名：内閣府）

制度名	沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	□新設　　□拡充　　■延長

(1)　**達成目標**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(2)　**過去の適用数**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(3)　**将来の適用数**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(4)　**過去の減収額**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(5)　**将来の減収額**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(6)　**過去の効果**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　所期の達成目標（沖縄の離島地域の就業者数）に対する過去の直接的な効果について、「県知事確認を行った事業者への追加アンケートによると、「事業への投資の際に、沖縄の離島の旅館業に係る特例措置がなかった場合の投資への影響」として、「雇用する人数を減らした」と回答した事業者が一定数おり、沖縄の離島地域の就業者数に影響したもの（直接的効果）として分析している」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が定量的に把握されていない。

【内閣府の補足説明】
①　評価書に追記。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7)　**将来の効果**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(8)　**他の政策手段**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税２） （法人住民税、法人事業税：義）（自動連動）
		② 上記以外の税目	（所得税：外、個人住民税：外）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 （1）国税 〇特別償却（法人税、所得税） 沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新増設に係る建物及びその附属設備についての特別償却制度（建物・附属設備 8/100） （2）地方税 〇法人住民税、個人住民税、事業税 沖縄の離島地域において、上記法人税、所得税の軽減と同様の効果を適用する（自動連動）。
			《要望の内容》 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置について、適用期限（令和７年３月 31 日）を２年間延長し、令和９年３月 31 日までとする。
			《関係条項》 沖縄振興特別措置法第 88 条、第 89 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条 租税特別措置法施行令第６条の３ 地方税法　第６条
5	担当部局		内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和６年８月 分析対象期間：令和３年度～令和８年度
7	創設年度及び改正経緯		平成９年度　　制度創設 平成 14 年度　５年延長 平成 19 年度　５年延長 平成 24 年度　５年延長 平成 29 年度　２年延長 令和元年度　　２年延長 令和３年度　　１年延長 令和４年度　　３年延長、拡充 （「改修」の追加、取得下限額の引下げ（500 万円以上））

8	適用又は延長期間		２年間（令和７年４月１日～令和９年３月 31 日）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ⑴　政策目的 沖縄の離島地域は遠隔性、散在性、狭小性等の様々な条件不利性を有している一方で、観光資源が豊富に存在するという利点を持ち合わせている。観光産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であり、離島地域の旅館業等の設備投資を促進することで、観光産業を振興し、ひいては雇用機会の創出・確保等による地域の活性化を図ることを政策目的とする。 ⑵　施策の必要性 沖縄の離島振興については、これまで沖縄振興特別措置法等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、一定の成果を上げてきたが、遠隔性、散在性等の地理的条件不利性が存在し、依然として、人口減少や高齢化の進行、就業者数の減少などの課題を抱えている。 こうした離島が抱える様々な条件不利性等を踏まえ、令和４年の沖縄振興特別措置法の改正において、「離島の地域の振興」についての努力義務規定が盛り込まれ、離島の地域の特性に応じた観光の振興や離島の地域における雇用機会の拡充が一層求められている。さらに、沖縄島北部及び西表島が奄美群島とともに世界自然遺産に登録されたことを契機として、本年改正された奄美群島振興開発特別措置法では、沖縄との連携が基本理念に盛り込まれ、産業の活性化や雇用創出が期待されるなど、離島地域の振興の必要性が増している。 沖縄の離島地域の振興のためには、当該地域の自立的発展に重要な役割を果たす観光産業を振興し、雇用機会を創出・確保することが重要である。とりわけ、宿泊施設は、離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光業の振興に不可欠であり、交流人口の増加にも寄与することから、法人や個人の設備投資を促進する本特例措置を講じる必要がある。
			《政策目的の根拠》 〇沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）（抄） （目的） 第１条　この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 （定義） 第３条　（略） ２（略） ３　離島　沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。

（離島の地域の振興）
第 87 条　国及び地方公共団体は、離島の地域の地理的及び社会的条件が不利なものであることに鑑み、離島の地域の振興を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。
1　離島の地域の特性に応じた観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興を図るために必要な措置
2　離島の地域への移住及び定住の促進を図るために必要な措置
3　前二号に掲げるもののほか、離島の地域における雇用機会の拡充、教育の振興、福祉の増進、医療の確保、生活環境の整備その他の離島の地域の振興を図るために必要な措置

（離島の旅館業に係る減価償却の特例）
第 88 条　離島の地域内において旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の新設、改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は増設をした者がある場合には、当該新設、改修又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

〇沖縄振興基本方針（令和4年5月 10 日内閣総理大臣決定）（抄）
Ⅲ　沖縄の振興に関する基本的な事項
9　北部及び離島の振興に関する基本的な事項
（2）離島振興
　離島地域は、個性豊かな自然や文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海、排他的経済水域（EEZ）等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全など、多岐にわたる重要な役割を担っている。
　他方で、狭小な市場規模や割高な生活コスト等の条件不利性を抱えており、住民の方々が安心・安全に生活できる環境を整備し、地域の持続可能性の維持・向上を図ることが重要である。
　このため、島々の個性や魅力を活かした着地型観光の推進、特色ある資源を活かした特産品の開発・販路拡大、農商工連携の推進等を通じて、離島地域の特性に応じた産業振興や雇用の場の創出を図る。また、離島航路及び航空路の維持・確保や交通・物流コスト等の低減、定住促進に不可欠な公営住宅等の生活環境基盤の整備、ICT も活用した教育・医療・福祉における住民サービスの向上等を通じ、移住・定住条件の整備を図るとともに、離島間や本島・県外との連携・交流等を強化し、持続可能な離島の振興に不可欠な担い手の確保や人口流出の防止、交流人口・関係人口の拡大を目指す。

〇奄美群島振興開発特別措置法（抄）
（基本理念）
第2条　奄美群島の振興開発のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
1、2　略
3　奄美群島が本土から遠隔の地にあることに鑑み、奄美群島と自然的、経済的、社会的及び文化的に密接な関連がある沖縄（沖縄県の区域をいう。）その他の奄美群島と近接する地域との多様な分野における連携を促進することにより、新たな価値を生み出し、奄美群島の持続的な発展に資することを旨とすること。

②　政策体系における政策目的の位置付け

【政策】9．沖縄政策
【施策】9．沖縄振興に関する施策の推進

③　達成目標及びその実現による寄与

《租税特別措置等により達成しようとする目標》
　離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光産業等の振興、就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の設備投資を促進する。

【測定指標】
　離島の宿泊施設の収容人員数

【目標値】
（単位：人）

	R9.3
収容人員数	67,812

（目標値設定の考え方）
　令和５年３月以前の過去５年間の増加数の平均を踏まえ、令和５年４月以降１年間で 2,842 人増加するとして推計した。

（参考）
（単位：人）

	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3
収容人員数	45,930	49,886	53,221	55,448	56,444

出典：沖縄県「離島関係資料」

〇達成目標・測定指標の変更理由
　従前の達成目標・測定指標は、複数業種を想定して設定したが、産業全般の影響を受けやすいため、対象業種に特化した離島の旅館業等に係る達成目標へ変更し、有効性等の検証をより適切に行えるよう、測定指標を変更した。
（参考）
・従前の達成目標：離島の特色をいかした産業を振興し、雇用機会を創出・確保すること。
・従前の測定指標：沖縄の離島地域の就業者数

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
　離島地域における宿泊施設の立地や改修に係る設備投資を促進することで収容人員数の増加が見込まれる。達成目標の実現により、観光客の受入体制強化や雇用機会の創出・確保につながり、ひいては離島地域の活性化に寄与する。

10 有効性等

① 適用数

○適用数の実績及び見込み

（単位：件）

年度 / 項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5※	R6※	R7※	R8※
適用件数	1	3	2	1	1	2	2	2	2

※H30 年度～R4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。

※法人税、法人住民税及び法人事業税の適用件数は自動連動により同一であるため、区分して記載せず。

※令和５年度以降は推計値を記載している。

※令和４年度税制改正による取得価格要件の下限額の引下げ及び「改修」の追加を踏まえ、事業者にその効果等の認知が進むことで適用件数が増加することを想定し、令和５年度は、令和４年度以前の５年間の平均値から 8.3%増加するものとして推計した（R5：県知事確認件数 24 件のうち２件の実績≒8.3%）。 また、令和６年度以降も、前年度から 8.3%増加するものとして推計した。

（沖縄県知事に提出された確認申請書に基づく令和５年度の実績から抜粋）

・取得価格 500 万円以上 1,000 万円未満 ： １件

・改修 ： １件

② 適用額

○適用額の実績及び見込み

【実績】

（単位：千円）

年度 / 項目	H30	R1	R2	R3	R4
適用額	4,360	248,457	22,686	18,452	651

※H30 年度～R4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。

※法人税、法人住民税及び法人事業税の適用額は自動連動により同一であるため、区分して記載せず。

【見込み】

（単位：千円）

年度 / 項目	R5※	R6※	R7※	R8※
適用額	63,812	69,108	74,844	81,056

※令和５年度以降は推計値を記載している。

※令和４年度税制改正による取得価格要件の下限額の引下げ及び「改修」の追加を踏まえ、事業者にその効果等の認知が進むことで適用件数が増加することを想定し、令和５年度は、令和４年度以前の５年間の平均値から 8.3%（R5：県知事確認件数 24 件のうち２件の実績≒8.3%）増加するものとして推計した。 また、令和６年度以降は、前年度から 8.3%増加するものとして推計した。

（沖縄県知事に提出された確認申請書に基づく令和５年度の実績から抜粋）

・取得価格 500 万円以上 1,000 万円未満 ： １件

・改修 ： １件

③ 減収額

○減収額の実績と見込み

（単位：千円）

	年度 / 項目	R3	R4	R5※	R6※	R7※	R8※
国税	特別償却	4,281	151	14,804	16,033	17,364	18,805
地方税	事業税	1621	56	4,351	4,619	5,003	5,418
	法人住民税	300	11	1,036	1,122	1,215	1,316

※国税の実績（～R4）については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき、法人税率を 23.2%として算出。

※地方税の実績（～R4）については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）より（事業税は、特別法人事業税を含む）。

※令和４年度税制改正による取得価格要件の下限額の引下げ及び「改修」の追加を踏まえ、事業者にその効果等の認知が進むことで適用件数が増加することを想定し、令和５年度は、令和４年度以前の５年間の平均値から 8.3%（R5：県知事確認件数 24 件のうち２件の実績≒8.3%）増加するものとして推計した。 また、令和６年度以降は、前年度から 8.3%増加するものとして推計した。

（推計の方法については、別紙１参照）

（沖縄県知事に提出された確認申請書に基づく令和５年度の実績から抜粋）

・取得価格 ： 500 万円以上 1,000 万円未満 ： １件

・改修 ： １件

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

1. 従前の政策目的及び達成目標の状況

離島の特色をいかした産業に係る設備投資を促進することで、当該産業を振興し、雇用機会を創出・確保すること。

○測定指標（沖縄の離島地域の就業者数：61,150 人（令和5年度））の実現状況［達成度：%］

令和2年度（実績）：57,700 人※令和2年国勢調査（R2.10.1 時点）

令和3年度（推計）：60,111 人

令和4年度（推計）：60,191 人

令和5年度（推計）：60,834 人［99.5%］

※令和2年度は国勢調査の結果

※令和3年度～令和5年度の就業者数については、「労働力調査」（沖縄県）の年度の伸び率により推計

※令和3年度に事前評価書を提出した時点では、令和5年度末までの2年延長を要望していたが、結果的には3年延長となっており、従前の測定指標における最終年度と税制の期限にずれが生じている。

（参考）沖縄県全体の就業者数

（単位：人）

	R2	R3	R4	R5
就業者総数	718,000	748,000	749,000	757,000
対前年比	-1.24%	4.18%	0.13%	1.07%

出典:沖縄県「労働力調査」（毎月実施する約 2,400 世帯のサンプリング調査）
※各年度末の数値

〇政策目的の達成状況
上述のとおり、所期の目標は概ね達成しており、「雇用機会の創出・確保」という従前の政策目的に寄与してきたと言える。

2. 新たな政策目的及び達成目標の状況
〇達成目標の実現見込み
【測定指標】
離島の宿泊施設の収容人員数

（単位：人）

	R6.3	R7.3	R8.3	R9.3
収容人員数	59,286	62,128	64,970	67,812

出典：沖縄県「離島関係資料」の実績データに基づき推計
※令和５年３月以前の過去５年間の増加数の平均を踏まえ、令和５年４月以降１年間で 2,842 人増加するとして推計した。

令和４年度及び令和５年度の沖縄県知事の確認申請で把握できた収容人員数の見込みは 1,627 人である。さらに、沖縄県が実施した調査によると、離島の旅館事業者のうち 50%が今後５年以内に設備投資の予定があると回答しており、うち 80%が旅館業用建物の改修を予定していることから、今後、目標についても達成できる見込みである。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
1. 従前の達成目標に対する直接的効果
令和4年度及び令和5年度の沖縄県知事の確認申請で把握できた取得等による効果の見込みのうち、新規雇用者数の見込みは 337 人となっている。そのうち、「今回の取得等を行うに当たり、本制度（国税・地方税の特例）の存在が影響した。」と回答した事業者による雇用者数増の見込みは 267 人であり、また、「本制度がなければ取得等を行わなかった」と回答した事業者による雇用者数増の見込みは 24 人であったことから、旅館業の設備投資の促進が沖縄の離島地域の就業者数の増に寄与していると考えられる。
また、県知事確認を行った事業者への追加アンケートによると、「事業への投資の際に、沖縄の離島の旅館業に係る特例措置がなかった場合の投資への影響」として、「雇用する人数を減らした」と回答した事業者が一定数おり、実績としても沖縄の離島地域の就業者数に影響したもの（直接的効果）として分析している。

【本特例措置に係る沖縄県知事確認の件数、新規雇用者数】

（単位：件、人）

	R4	R5
確認件数	7	24
新規雇用者数	18	319

※沖縄県知事に提出された確認申請書による。

2. 新たな達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果

沖縄県知事への確認申請書内にて、「今回申請する旅館業用建物等の取得等を行った理由・目的等について」アンケートを設けており（別紙２参照）、事業者が沖縄県知事へ申請した確認申請書によると取得等による効果の見込み（合計・平均）は以下のとおり。
また、令和４年度税制改正による取得価格要件緩和等によって適用された事業者も確認できており、制度の周知等により、今後、更なる活用が見込まれる。

・客室数の増数：（合計）546 室、（平均）17.6 室
・収容人員数の増数：（合計）1,627 人、（平均）52.5 人
・年間宿泊者数の増数（合計）288,363 人、（平均）9,302 人
・新規雇用者数：（合計）337 人、（平均）10.9 人
※令和４年度及び令和５年度に事業者が沖縄県知事に申請した確認申請書（31 件）に基づき集計。
※令和６年３月 31 日現在。

3. 適用数が僅少であることについて
特に国税の適用数が僅少であるが、事業者へ実施したアンケートによると、特別償却を活用しなかった理由として、①特別償却制度を知らなかった、②事業初年度の黒字化が困難で制度を活用する必要がなかった という回答が多く、認知度の低さと事業初年度における黒字化が困難であることが主な原因と考えられる。令和4年度は県知事による事前確認制度が導入され、新たな対象要件の周知に一定程度の時間を要したことから、適用数が僅少となっているが、制度の周知活動により、令和5年度は前年度と比較して県知事確認件数が約 3.5 倍に増えている。さらに、県知事確認申請書に記載する「受けようとする特例の種類」の回答によると、いずれも 20 件以上の適用が見込まれており、適用数が僅少であるという課題が改善されつつあると考えられる。

県知事確認時の受けようとする特例の種類（複数選択）

	R4	R5	計
国税（法人税・所得税）	6	21	27
県税（事業税）	7	22	29
県税（不動産取得税）	7	23	30
市町村税（固定資産税）	6	20	26

※沖縄県知事に提出された確認申請書による。

⑤ 税収減を是認する理由等

離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光産業をいかし、離島地域の旅館業等の設備投資を促進する本特例措置は沖縄の離島地域における条件不利性の克服や持続可能性の向上に資する効果がある。
また、持続可能な離島の振興に不可欠な担い手の確保や人口流出の防止、交流人口・関係人口の拡大を目指すためには、離島地域の特性をいかした施策を推進していく必要があり、我が国が国家戦略として進める沖縄振興に寄与する効果も有する。
さらに、ワーケーションなど新たな働き方等が一層進むことにより、沖縄の離島地域への観光需要は増大することが見込まれるため、本特例措置は、沖縄の離島地域の観光振興に寄与する効果もある。
以上の効果が見込まれる本特例措置は、離島地域の振興に大いに寄与し、社会的意義があるため、税収減を是認するものと考える。

11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	上述の政策目的を民間活力をいかして成し遂げるためには、民間事業者による設備投資の誘因となる本特例措置が必要である。 事業者の投資判断に当たっては、経済情勢など中長期的な視点からの経営判断が必要であり、補助金等の単年度ごとの支援ではなく、税制等の中長期的な制度の裏付けが必要と考えられる。また、本特例措置は、課税の繰延べであり、減収額相当分を補助金等として交付するよりも国の最終的な負担が少ないという点において、手段としての適切性が認められる。 本特例措置は、今後、企業の設備投資や、進出候補地を決定する際の重要なインセンティブとなり、離島地域における受入機能の強化及び観光満足度の向上が期待できることから、観光資源を豊富に有する沖縄の離島地域の振興を民間活力をいかして行うには、引き続き政策的に旅館業等の設備投資を促進していく必要がある。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄振興特別措置法等に基づく沖縄振興において、官民の役割分担を踏まえ、本特例措置のほか、沖縄振興特別推進交付金等を活用して離島の振興に多角的に取り組んでいるが、これらの補助事業では、離島の遠隔性、散在性等の地理的不利性解消に向け、自治体が事業を行っているのに対し、本特例措置では、民間投資の促進による産業の振興を目的としており、役割分担がなされている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、沖縄県からの要望等も踏まえて延長するものである。国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本特例措置は、沖縄の離島振興に資するものであり、沖縄県及び関係市町村が協力する相当性がある。
12	有識者の見解			ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和3年8月（R3 内閣 06）

沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長【別紙１】

（適用数、適用額及び減収額の推計方法）

●実績及び見込み

年度	適用数（件）	適用額（千円）	減収額（千円）		
H30年度	1	4,360	国税	特別償却	1,012
			地方税	事業税	387
				法人住民税	132
R元年度	3	248,457	国税	特別償却	57,642
			地方税	事業税	21,984
				法人住民税	7,436
R2年度	2	22,686	国税	特別償却	5,263
			地方税	事業税	1,971
				法人住民税	427
R3年度	1	18,452	国税	特別償却	4,281
			地方税	事業税	1,621
				法人住民税	300
R4年度	1	651	国税	特別償却	151
			地方税	事業税	56
				法人住民税	11
R5年度	2	63,812	国税	特別償却	14,804
			地方税	事業税	4,351
				法人住民税	1,036
R6年度	2	69,108	国税	特別償却	16,033
			地方税	事業税	4,619
				法人住民税	1,122
R7年度	2	74,844	国税	特別償却	17,364
			地方税	事業税	5,003
				法人住民税	1,215
R8年度	2	81,056	国税	特別償却	18,805
			地方税	事業税	5,418
				法人住民税	1,316

※1 適用数、適用額：法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数及び適用額は同一であるため、区分して記載せず。

※2 減収額（国税）：H30年度～R4年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき、法人税率を23.2%として算出。

※3 減収額（地方税）：H30年度～R4年度については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）より（事業税は、特別法人事業税を含む）。

※4 下線部を付した年度（R５年度～R８年度）は、推計値。

【推計の方法】

〇適用数、適用額

令和４年度税制改正による取得価格要件の下限額の引下げ及び「改修」の追加を踏まえ、事業者にその効果等の認知が進むことで適用数が増加することを想定し、令和５年度は、令和４年度以前の５年間の平均値から8.3%増加するものとして推計した（R5:県知事確認件数24件のうち２件の実績≒8.3%）。 また、令和６年度以降も、前年度から8.3%増加するものとして推計した。

〇減収額

・国税：適用額（推計）に、法人税率23.2%を乗じて推計。

・地方税：各府省庁税制担当課長会議（令和６年８月２日総務省自治税務局主催）資料「地方法人二税に係る減収額算定方法について」に基づき、次のとおり算出。

〇法人住民税＝法人税の減収額×7.0%

〇法人事業税＝次の①、②、③の和（※税率%は令和６年度以降の推計に用いたものを記載【令和５年度】）

①法人事業税所得割（収入割）＝法人税の適用額×3.4%【3.5%】

②特別法人事業税＝①×76.0%【74.8%】

③法人事業税（付加価値割）＝法人税の適用額×0.7%【0.7%】

※事業税は、特別法人事業税を含む。／法人住民税は、道府県税と市町村民税の合計（総務省の報告書の「影響額」から計算）。

〇法人事業税＝所得割・収入割＋付加価値割（特別法人事業税を含む。）※税率は令和6年度【令和5年度】

①法人事業税所得割（収入割）＝法人税の適用額×3.4%【3.5%】

②特別法人事業税＝①×76.0%【74.8%】

③法人事業税（付加価値割）＝法人税の適用額×0.7%【0.7%】

	①	②	③
R5	2233.408	1670.589	446.6816
R6	2349.673	1785.751	483.7562
R7	2544.696	1933.969	523.908
R8	2755.906	2094.488	567.3923

沖縄の離島における旅館業用建物等の取得等に係る確認申請書【記入例】

令和 ● 年 ● 月 ● 日

沖縄県知事　殿

住所又は所在地　沖縄県○○市・・・

事業者の名称
氏名又は代表者　○○　○○
(※押印不要)

沖縄の離島における旅館業用建物等に係る課税の特例を受けるため、下記のとおり取得等を行った旅館業用建物等が、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における離島の振興に関する事項に適合するものである旨確認願いたく申請いたします。

記

申請者	事業者の名称 氏名又は代表者	○○　○○
	住所又は所在地	沖縄県○○市・・・
	担　当　者	○○　○○
	連　絡　先	電話番号　000-0000－0000
		メール　～～～～～@・・・
	業　　種 （ご確認の上、✔を付けてください。）	☑ 旅館業に該当する（旅館業許可証を有する） ☑ 旅館業法第２条に規定する下宿営業に該当しない ☑ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当しない
	資本金若しくは出資金の額	●● 万円
取得等を行った建物等の種類		☑ 旅館業用建物　☑ 建物の附属設備
取　得　等　の　態　様		☑ 新設　☑ 増設　□ 改修
取　得　等　年　月　日		令和 ● 年 ● 月 ● 日
取得等を行った建物等の住所又は所在地		沖縄県○○市・・・
取　得　価　額		●● 万円
取得等を行った理由・目的等 （別紙にご記載ください。）		（別紙のとおり）
受けようとする特例の種類 （該当するもの全てに✔を付けてください。）		☑ 国税（法人税・所得税）の特例 ☑ 県税（事業税）の課税免除等 ☑ 県税（不動産取得税）の課税免除等 ☑ 市町村税（固定資産税）の課税免除等
確認書の必要部数		4 部　※全ての特例を受ける場合は４部必要となります。
確認書の送付先	送付先名称	○○○○税理士事務所
	送付先住所	〒（ ●●●　－ ●●●● ） 沖縄県○○市・・・

（別紙）

今回申請する旅館業用建物等の取得等を行った理由・目的等について【記入例】

事業者の名称：　（自動入力されます）
担当者：　（自動入力されます）
連絡先：　電話番号：　（自動入力されます）
　　メール：　（自動入力されます）

取得等を行った理由・目的	老朽化した設備を更新するため。
上記目的の分類 （該当するもの全てに✔を付けてください。）	☑ 宿泊者数の増加を図るため ☑ 宿泊日数の増加を図るため ☑ 客単価の向上を図るため ☑ ワーケーション等の新たな需要に応えるため □ その他 （　　）

取得等による効果の見込み（差支えのない範囲でおよその数を教えてください。）

	〔現在〕	〔取得等の後〕
客室数	●● 室	●● 室
宿泊者数／年	●● 人	●● 人
雇用者数	●● 人	●● 人
その他　（　　）		

本制度が取得等に与えた影響等について（該当するもの全てに✔を付けてください。）

・今回の取得等を行うに当たり、本制度（国税・地方税の特例）の存在が影響した。	☑ はい　□ いいえ

・本制度が今回の取得等に与えた具体的な影響

☑ 取得等のきっかけとなった　□ 取得等の時期を早めた　□ 投資額を増やした
□ 建物等の容積等を増やした　□ 他の支出を増やした　□ 借入金の返済額を増やした
□ その他　（　　）

・本制度がなければ、今回の取得等は行わなかった。	☑ はい　□ いいえ

本制度についてご意見があればご自由にお書きください。

・・・・・・・・・・。

点検結果表

（行政機関名：内閣府）

制度名	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	□新設　□拡充　■延長

(1)　**達成目標**　（**点検結果の分類**: A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(2)　**過去の適用数**　（**点検結果の分類**: A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(3)　**将来の適用数**　（**点検結果の分類**: A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(4)　**過去の減収額**　（**点検結果の分類**: A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(5)　**将来の減収額**　（**点検結果の分類**: A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(6)　**過去の効果**　（**点検結果の分類**: A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(7)　**将来の効果**　（**点検結果の分類**: A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(8)　**他の政策手段**　（**点検結果の分類**: A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税6） （法人住民税・事業税：義）（地方税9）
		② 上記以外の税目	–
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成 28 年度から令和6年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。
			《要望の内容》 デジタル田園都市国家構想の実現及び地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものとするため、税制措置の延長を図る。 〇令和6年度までとなっている税額控除の特例措置を5年間（令和 11 年度まで）延長すること。
			《関係条項》 ・ 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 42 条の 12 の2 ・ 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 27 条の 12 の2 ・ 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 20 条の8 ・ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第8条の2の2、第9条の2の2 ・ 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）附則第5条の4、第6条の2の2 ・ 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）附則第2条の6、第2条の6の2、第3条
5	担当部局		内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年度8月 分析対象期間：平成 28 年度～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 28 年度：新設 平成 31 年度：運用改善の実施 令和2年度：拡充・延長
8	適用又は延長期間		5年間（令和7年度～令和 11 年度）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とする。 《政策目的の根拠》 まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号） 第一章　総則 （目的） 第一条　この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。 （都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略） 第九条　（略） 2　都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。 一・二　（略） 三　前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項 3　（略） （市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略） 第十条　（略） 2　市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。 一～二　（略） 三　前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項 3　（略） 地域再生法（平成十七年法律第二十四号） 第三章　地域再生計画の認定等 （地域再生計画の認定） 第五条　（略） 2　地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一　地域再生計画の区域 二　地域再生を図るために行う事業に関する事項 三　計画期間

			3　前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。 一　地域再生計画の目標 二　（略） 4　第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。 一　（略） 二　都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。）が法人からの寄附（当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの（第十三条の三において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に関する事項 三～十八 5～18　（略） 第五章　認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置 第二節　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例 第十三条の三　法人が、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）（令和5年 12 月 26 日閣議決定） 第2章　デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向 1．取組方針 （1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上 ②人の流れをつくる （施策の方向） 【「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流】 （略）地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である企業版ふるさと納税について、地方公共団体と企業のマッチング等によってその更なる活用を図るとともに、企業の即戦力人材の地方への流れを創出する地域活性化起業人（企業人材派遣制度）を拡充するなど、官民連携を一層推進し、地方への資金や人材の還流を促進する。

			デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年 12 月 23 日閣議決定） 第4章　各分野の施策の推進 1．分野横断的な施策の推進 ②地方への資金の流れの創出・拡大 【具体的な取組】 (b)企業版ふるさと納税の一層の活用促進 ・地方への資金の流れを生み出すとともに、寄附を通じた新たな官民連携の取組を創出するため、関係省庁等とも連携しつつ、企業と地方公共団体とのマッチング会の開催や制度の周知を行うとともに、地域別のマッチング会の開催を支援する。あわせて、企業版ふるさと納税を活用したサテライトオフィスの整備等を促進するための事例集・手引きの作成等を行うとともに、寄附の獲得に向けた企業への訴求力・提案力の強化を図るための研修会等を行うことにより、一層の活用促進を図る。 2．分野別の施策の推進 （1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上 ⑤その他の関連重要施策 イ　地方公共団体等における多様な人材の確保 【具体的な取組】 (a)地方公共団体への人材派遣等 ・企業版ふるさと納税（人材派遣型）について、デジタル人材の育成・確保にも資するよう、デジタル分野を含む活用事例を地方公共団体や経済団体等に提供すること等により、一層の活用促進を図る。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	政策：5．地方創生 施策：5．地方創生に関する施策の推進
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 達成目標については、以下の観点を踏まえ、令和 11 年度までに、本税制を活用した事業（計画）の目標が十分に達成されることとする。 ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完 達成目標に係る測定指標については、本税制の直接的な効果を把握するため、地方版総合戦略上の目標（KPI）とは別に設定する、各地方公共団体における本税制を活用した事業（計画）の目標の達成状況とする。 目標の達成状況については、毎年度受領する報告により把握することとし、達成すべき水準（目標値）としては、令和 11 年度まで毎年度、本税制を活用した事業（計画）のうち、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答があった事業（計画）が8割を超えることとする。 また、測定指標（本税制を活用した事業の目標の達成状況）を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を

把握し、令和6年度までに累計 1,000 億円以上、本税制の延長が行われた場合には、令和 11 年度までに累計 5,600 億円以上となることを目標とする。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
本税制により、地方公共団体と企業の間で、地方創生という共通の目標の実現に向けて継続的な協力体制が構築され、持続可能な形で地方創生の取組が発展していくことが期待される。
また、地方公共団体が、他団体と競い合いながら、より明確な目標設定をした上で、企業の協力を得るための工夫を凝らしていくと考えられる。
企業においても、本税制を活用することにより、地方公共団体の地方創生の取組に積極的に協力することが可能となる。

10 有効性等

① 適用数

【適用数の推移】

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
件数	58	116	170	188	372	948
年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9
件数	1,510	1,960	2,320	2,608	2,838	3,022
年度	R10	R11				
件数	3,169	3,287				

※（平成 28 年度～令和4年度）
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」
※（令和5年度～令和 11 年度）
～令和4年度の実績の伸び率等から推計（算定根拠については別添参照）

② 適用額

【適用額の推移（千円）】

年度	H28	H29	R30	R1
法人税	6,095	27,453	37,796	64,577
法人住民税	4,771	148,039	332,282	492,581
事業税	1,180	90,859	182,248	298,673
年度	R2	R3	R4	R5
法人税	399,408	934,685	1,331,012	1,879,949
法人住民税	511,215	3,633,666	5,657,885	7,519,798
事業税	349,372	2,956,250	3,642,484	4,699,874
年度	R6	R7	R8	R9
法人税	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791
法人住民税	9,169,990	10,490,144	11,546,267	12,391,165
事業税	5,731,244	6,556,340	7,216,417	7,744,478
年度	R10	R11		
法人税	3,266,771	3,401,955		
法人住民税	13,067,084	13,607,819		
事業税	8,166,927	8,504,887		

※（平成 28 年度～令和4年度）
法人税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、法人住民税及び事業税について「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」
※（令和5年度～令和 11 年度）
～令和5年度の実績の伸び率等から推計（算定根拠については別添参照）

③ 減収額

※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額

【減収額の推移（千円）】

年度	H28	H29	R30	R1
法人税	6,095	27,453	37,796	64,577
法人住民税	4,771	148,039	332,282	492,581
事業税	1,180	90,859	182,248	298,673
年度	R2	R3	R4	R5
法人税	399,408	934,685	1,331,012	1,879,949
法人住民税	511,215	3,633,666	5,657,885	7,519,798
事業税	349,372	2,956,250	3,642,484	4,699,874
年度	R6	R7	R8	R9
法人税	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791
法人住民税	9,169,990	10,490,144	11,546,267	12,391,165
事業税	5,731,244	6,556,340	7,216,417	7,744,478
年度	R10	R11		
法人税	3,266,771	3,401,955		
法人住民税	13,067,084	13,607,819		
事業税	8,166,927	8,504,887		

※（平成 28 年度～令和4年度）
法人税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、法人住民税及び事業税について「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」
※（令和5年度～令和 11 年度）
～令和5年度の実績の伸び率等から推計（算定根拠については別添参照）

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

〇政策目的の達成状況

企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、地方への資金の流れを生み出すとともに、寄附を通じた新たな官民連携の取組が創出されており、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの地方創生事業を実施する地方公共団体を応援する政策目的が一定程度達成されている。

〇達成目標の実現状況

＜達成目標＞

①令和6年度まで毎年度、本税制を活用して実施した事業（計画）のうち、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答があった事業（計画）が8割を超えること

＜実現状況＞

調査を開始した令和元年度以降、毎年度約8割に達している。
各年度の平均では 80.4%となっており、8割を超えている。

令和元年度：308 事業（計画）／404 事業（計画）（76.2%）
令和2年度：458 事業（計画）／560 事業（計画）（81.8%）
令和3年度：836 事業（計画）／1,000 事業（計画）（83.6%）
令和4年度：1,059 事業（計画）／1,339 事業（計画）（79.1%）
令和5年度：1,228 事業（計画）／1,515 事業（計画）（81.1%）

※地域再生法施行規則第 14 条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」より

＜達成目標＞

②地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握し、令和6年度までに累計 1,000 億円以上となること

＜実現状況＞

令和6年度までに累計 1,820 億円（推計込）となり、目標を大きく上回っている。

【寄附額の推移（百万円）】

年度	H28	H29	R30	R1	R2
寄附額	747	2,355	3,475	3,380	11,011
寄附額（累計）	747	3,102	6,577	9,957	20,968
年度	R3	R4	R5	R6	R7
寄附額	22,575	34,107	46,999	57,312	65,563
寄附額（累計）	43,543	77,649	124,648	181,961	247,524

年度	R8	R9	R10	R11
寄附額	72,164	77,445	81,669	85,049
寄附額（累計）	319,688	397,133	478,802	563,851

※令和5年度までの寄附実績額（円単位）を基に推計寄附額（円単位）を算出し、表に百万円単位で記載しているため、合計が一致しない箇所がある。
※（平成 28 年度～令和5年度）
地域再生法施行規則第 14 条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」より
※（令和6年度～令和 11 年度）
～令和5年度の実績の伸び率等から推計（算定根拠については別添参照）

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

令和5年度に内閣府が実施したアンケートにおいて、寄附を受領したことのある地方公共団体（n=1,427）に対して、企業版ふるさと納税を活用したことによるメリット（複数回答）について調査したところ、回答の上位3つが「企業との新たなパートナーシップの構築につながった」（48.6%）、「寄附を活用することで、一般財源で行うよりもより大きな規模の事業を実施できた」（43.0%）、「寄附があったことで新たな地方創生事業を行うことができた」（39.5%）となるなど、本税制が地方への資金の流れを創出し、地方創生に係る取組の事業化を後押ししているほか、本税制の活用により、企業と自治体とのつながりが創出され、官民連携による新たな取組を始めた事例もあるなど、本税制は政策目的の達成に大きく寄与しているといえる。

本税制の延長が行われた場合には、各地方公共団体における自主的・主体的な地方創生の取組が引き続き後押しされることから、達成目標①及び②に対する効果を把握するため、今後も地域再生法施行規則第 14 条第3項の規定に基づく調査を実施することとし、達成目標①については、令和元年度から令和5年度まで継続して約8割に達しており、今後も継続して8割を達成すると考えられるほか、②については、令和 11 年度までに累計約 5,600 億円に達することが見込まれる。これは本税制によって生じる民間資金の流れであり、これらの資金を基に、より良い事業が実施され好事例として積み上がっていくものと考えている。

⑤ 税収減を是認する理由等

企業が地方公共団体の地方創生事業に関与することは、企業の地域貢献への機運及び寄附文化の醸成、事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築、地方公共団体における安定的な財源確保に役立つものである。本要望の実現により、地方創生事業に対する企業の協力が更に拡大し、減収額を上回る事業費の確保を期待することができる。

11 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

地方創生実現のためには、企業の自主的な判断により、地方公共団体の地方創生の取組に関与させることが重要であり、持続可能な地方創生の取組につなげていくことが必要である。そのためには、国が地方公共団体に使途を定めた補助金を交付するのではなく、企業が地方創生の取組に対し寄附するインセンティブを与える租税特別措置による妥当性が認められる。

		②他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制は、地方公共団体の実施する地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を広く応援する一方、同様の政策目的に係る他の支援措置であるデジタル田園都市国家構想交付金については、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な実装を支援し、他地域で実践されている優良事例の横展開の加速化を行っており、役割に相違がある。
		③地方公共団体が協力する相当性	本税制の延長により、企業において、地域貢献への機運及び寄附文化の醸成が図られ、地方公共団体が実施する地方創生事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築に寄与するとともに、地方公共団体においては、安定的な財源確保が可能となることから、地方公共団体が協力する相当性が認められる。
12	有識者の見解		－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月（R1 内閣 05）

別添

令和5年度～令和 11 年度地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
に係る寄附額、適用数、適用額及び減収額の推計について

＜寄附額の推計＞

○ 令和2年度税制改正後の寄附実績額（令和2年度～令和5年度まで）を見ると、毎年約 120 億円増加しているが、制度の浸透により対前年度増加額は今後逓減することが考えられることから、令和6年度以降は前年度の増加額の8割相当額が増加すると仮定する。

○ 下表のとおり、令和6年度推計寄附額は約 573.1 億円、令和7年度推計寄附額は約 655.6 億円となる。

○ 延長された場合の令和 11 年度までの寄附額累計について、約 5,639 億円と推計している。

	H28 実績	H29 実績	H30 実績	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 実績
寄附額 （百万円）	747	2,355	3,475	3,380	11,011	22,575	34,107
対前年度 増加額(百万円)	－	1,608	1,120	−95	7,631	**11,564**	**11,532**
累計 （百万円）	747	3,102	6,577	9,957	20,968	43,543	77,649
	R5 実績	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
寄附額 （百万円）	**46,999**	**57,312**	65,563	72,164	77,445	81,669	85,049
対前年度 増加額(百万円)	**12,892**	（×0.8） 10,314	（×0.8） 8,251	（×0.8） 6,601	（×0.8） 5,281	（×0.8） 4,224	（×0.8） 3,380
累計 （百万円）	124,648	181,961	247,524	319,688	397,133	478,802	**563,851**

（※）令和5年度までの寄附実績額（円単位）を基に推計寄附額（円単位）を算出し、表に百万円単位で記載しているため、合計が一致しない箇所がある。

（※）平成 28 年度～令和5年度の寄附額については、地域再生法施行規則第 14 条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」による。

＜適用数の推計＞

○ 適用数についても寄附額と同様に、令和5年度以降は前年度の増加数の8割相当が増加すると仮定する。

	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 推計	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
適用数	372	948	1,510	1,960	2,320	2,608	2,838	3,022	3,169	3,287
対前年度増加	－	576	562	（×0.8） 450	（×0.8） 360	（×0.8） 288	（×0.8） 230	（×0.8） 184	（×0.8） 147	（×0.8） 118

＜適用額及び減収額の推計＞

○ 令和2年度税制改正後の税額控除実績等（令和2年度～令和4年度まで）を見ると、近年は下表のとおり、法人税からの控除額は寄附額の約4%、法人住民税からの控除額は寄附額の約 16%、事業税からの控除額は寄附額の約 10%で推移している。

○ そのため、寄附額に対する推計控除割合は「**法人税：4%　法人住民税：16%　事業税：10%**」と仮定する。

	R2 実績	R3 実績	R4 実績
寄附額（千円）	11,010,948	22,574,504	34,106,611
法人税控除額（千円） （寄附額に対する割合）	399,408 （3.6%）	934,685 （**4.1%**）	1,331,012 （**3.9%**）
法人住民税控除額（千円） （寄附額に対する割合）	511,215 （4.6%）	3,633,666 （**16.1%**）	5,657,885 （**16.6%**）
事業税控除額（千円） （寄附額に対する割合）	349,372 （3.2%）	2,956,250 （**13.1%**）	3,642,484 （**10.7%**）

（※）法人住民税及び事業税について、
「地方税における税負軽減措置等の適用状況等に関する報告書」
法人税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

	R5 推計	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
寄附額 （千円）	46,998,737	57,312,438	65,563,398	72,164,167	77,444,781	81,669,273	85,048,867
法人税（**4%**） （千円）	1,879,949	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791	3,266,771	3,401,955
法人住民税 （**16%**） （千円）	7,519,798	9,169,990	10,490,144	11,546,267	12,391,165	13,067,084	13,607,819
事業税（**10%**） （千円）	4,699,874	5,731,244	6,556,340	7,216,417	7,744,478	8,166,927	8,504,887

点検結果表

（行政機関名：内閣府）

制度名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等
税　目	法人税、法人住民税
区　分	□新設　　■拡充　　■延長

(1)　**達成目標**　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(2)　**過去の適用数**　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(3)　**将来の適用数**　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(4)　**過去の減収額**　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(5)　**将来の減収額**　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(6)　**過去の効果**　（点検結果の分類：D段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　所期の達成目標（②事業認定要件で定める基準値の達成状況）に対する過去の効果について、「②については、主務大臣の確認など事前確認制度を導入するにあたり、スキームとして検討していた要件を記載したもの。これらはその時点での認定基準イメージであり、現行制度においては、付加価値額増加率、常用労働者数の維持・増加、給与増加率といった要件が定められている。①は未達であるが、現行制度の②の要件を満たす実績があることから、本税制が魅力ある観光地形成につながる沖縄観光の高付加価値化等に寄与したものと考える」と説明されているが、定量的に把握されていない。
②　所期の達成目標（①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4％～3.6％（令和５年度））に対する過去の効果（令和３年度及び４年度）が把握されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③　所期の達成目標（①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4％～3.6％（令和5年度）及び②事業認定要件で定める基準値の達成状況）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数2件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
④　所期の達成目標（①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4％～3.6％（令和5年度））に対する過去の効果（令和5年度）について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑤　所期の達成目標（①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4％～3.6％（令和5年度））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因は分析されているものの、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
⑥　所期の達成目標（②事業認定要件で定める基準値の達成状況）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「②については、主務大臣の確認など事前確認制度を導入するにあたり、スキームとして検討していた要件を記載したもの。これらはその時点での認定基準イメージであり、現行制度においては、付加価値額増加率、常用労働者数の維持・増加、給与増加率といった要件が定められている。①は未達であるが、現行制度の②の要件を満たす実績があることから、本税制が魅力ある観光地形成につながる沖縄観光の高付加価値化等に寄与したものと考える」と説明されているが、その根拠となる具体的な達成状況が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】
①　所期の達成目標（②事業認定要件で定める基準値の達成状況）は、主務大臣の確認など事前確認制度を導入するにあたり、スキームとして検討していた要件を記載したもので、現行制度とは異なるところであるが、御指摘を踏まえ、現行制度の要件を追記。なお、現行制度は要件を定量的に設定した上で、当該要件を満たす事業者を認定する制度となっているが、具体的な数値が個社情報につながるため、実績値を示すことは困難である。
②　御指摘を踏まえ、所期の達成目標（①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4％～3.6％（令和5年度））に対する過去の効果（令和4年度）について、所期の達成目標（①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4％～3.6％（令和5年度））の達成状況欄に追記。令和3年度について、認定制度導入（令和4年度）前であるため事業認定申請率は把握できない。
③　御指摘を踏まえ、≪達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果≫欄の3段落目に「仮に本税制措置がなければ、（略）支障が生じる恐れがある」を記載。

④　御指摘を踏まえ、アンケートの実施について、今後検討してまいりたい。なお、直接的な効果については「対象施設が投資税額控除の適用を受けるためには（略）直接的な効果がある」において言及しているところ、わかりやすくするために記載位置を≪達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果≫欄の2段落目に移動した。 ⑤　御指摘を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性について、所期の達成目標（①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4%～3.6%（令和5年度））の達成状況欄に追記。 ⑥　御指摘を踏まえ、現行制度の要件に係る具体的な実施状況を追記。
【点検結果】 ①　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ②・③　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ④　「アンケートの実施について、今後検討してまいりたい」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ⑤　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ⑥　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7)　**将来の効果**　　**（点検結果の分類：Ｂ段階）**

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ①　達成目標（令和 7・8 年度における特定民間観光関連施設への設備投資累計額：31 億 18 百万円及び令和 8 年度民間観光関連施設数：304 施設）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数 3 件（令和 6 年度）、5 件（令和 7 年度）、4 件（令和 8 年度）は、10 件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 ②　達成目標（令和7・8年度における特定民間観光関連施設への設備投資累計額：31億18百万円及び令和8年度民間観光関連施設数：304施設）に対する将来の効果（令和7年度及び8年度）について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】 ①　御指摘を踏まえ、≪達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果≫欄の3段落目に「仮に本税制措置がなければ、（略）支障が生じる恐れがある」を記載。 ②　御指摘を踏まえ、アンケートの実施について、今後検討してまいりたい。
【点検結果】 ①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ②　「アンケートの実施について、今後検討してまいりたい」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8)　**他の政策手段**　　**（点検結果の分類：Ａ段階）**

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 ―
【点検結果】 なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税７） （法人住民税：義）（自動連動）（地方税５）
		② 上記以外の税目	（事業所税：外）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 １．対象地域：沖縄県全域 ２．税制優遇措置 （１）　国税 〇投資税額控除　（法人税） ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が 1,000 万円超の場合、一定割合（機械・装置：15%、建物及び建物附属設備等：８%）を法人税額から控除。 ・法人税額の 20%限度（繰越税額控除４年）、取得価額の上限 20 億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設（各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定） ①スポーツ・レクリエーション施設 ②教養文化施設 ③休養施設（宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む） ④集会施設（宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む） ⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設 （２）地方税 〇法人住民税 ・上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する（自動連動）。 〇事業所税 ・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から５年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を２分の１控除する。
			《要望の内容》 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和7年3月 31 日）を2年間延長し、令和9年3月 31 日までとする。 〇 認定事業者が特定民間観光関連施設の新設又は増設に伴い、器具・備品を取得した場合を課税の特例措置の適用対象に追加する。 〇 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。 ＜経済産業省及び国土交通省との共同要望＞
			《関係条項》 沖縄振興特別措置法第8条、第9条 租税特別措置法第 42 条の9 租税特別措置法施行令第 27 条の9 租税特別措置法施行規則第 20 条の4 地方税法第 23 条第1項第3号、第 292 条第1項第 3 号 地方税法附則　第 33 条第1項
5	担当部局		政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和６年８月 分析対象期間：令和３年度～令和８年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 10 年度　観光振興地域制度を創設 平成 14 年度　観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成 19 年度　観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加） 平成 24 年度　観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設 平成 26 年度　観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成 29 年度　観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館） 令和元年度　　2年間延長 令和3年度　1年間延長 令和4年度　3年間延長等(県知事認定・主務大臣の確認制度導入、対象となる特定民間観光施設の見直し)
8	適用又は延長期間		令和７年４月１日から令和９年３月 31 日までの２年間
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。
			《政策目的の根拠》 〇経済財政運営と改革の基本方針 2024 について（令和６年６月 21 日閣議決定） 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。強い沖縄経済の実現に向けた観光の

質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being 拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。

○沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）（抄）
（目的）
第一条　この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。
第三章　産業の振興のための特別措置
（観光地形成促進計画の作成等）
第六条　沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（以下「観光地形成促進計画」という。）を定めることができる。
２　観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　計画期間
二　国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光地形成促進地域」という。）の区域
三　高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。）の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容
３～８　（略）
（課税の特例）
第八条　提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において認定観光地形成促進措置実施計画に従って特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定観光地形成促進措置実施計画に従って実施する観光地形成促進措置が当該区域における国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に特に資する

ものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
２　（略）
（資金の確保等）
第十条　国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

○沖縄振興基本方針（令和４年５月 10 日内閣総理大臣決定）
Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項
１ 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項
（１）観光・リゾート産業
沖縄のリーディング産業である観光産業の持続的な発展に向け、より消費単価の高い層の取り込み、地域特産品の開発、多様化するリピーターの嗜好に対応した効果的なプロモーションの強化等を通じて、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの更なる向上による競争力の強化を図る。また、平日の旅行需要創出が期待できるワーケーション等を推進するなど、観光需要の平準化を図り、外部環境の変化に強い観光産業の構築を目指す。さらに、文化・芸能、自然環境等の沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、スポーツ交流拠点の形成や MICE の誘致・開催を図る。こうした取組を通じて、外的な変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築を目指す。
あわせて、観光産業の働く場としての魅力を高め、質の高い沖縄観光を担う人材の円滑な確保を図るとともに、地域の受入体制や環境にも配慮した持続可能な沖縄観光の実現を目指す。

② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】９　沖縄政策 【施策】９　沖縄振興に関する施策の推進
③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 観光客の一人当たり県内消費額や平均滞在日数の増加へとつながるよう、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの向上を図るため、本特例措置の活用を通して、魅力的な観光関連施設の整備を促進する。 ○測定指標 ・特定民間観光関連施設への累計投資額 ・民間観光関連施設数 ○目標値 ・特定民間観光関連施設への累計投資額の増加 令和７年・８年度における特定民間観光関連施設への設備

投資累計額：31 億 18 百万円
＜算出方法＞
平成 24 年度から令和５年度までの設備投資額累計額：17,146 百万円
年平均設備投資額＝17,146 百万円÷11 年＝1,559 百万円/年
※令和元年度は取得価額が不明なため除く
(1,559 百万円)×２年(R7・R8)＝31 億 18 百万円
【沖縄県調査を基に算出】

※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和７・８年度に数百億円程度の投資が見込まれる。

・民間観光関連施設の設置数
令和８年度民間観光関連施設数：304 施設
＜算出方法＞
観光客の多様なニーズに応えることのできる民間観光関連施設（特定民間観光関連施設（H24 以降に本制度が適用された施設）と宿泊施設）の設置数とする。
特定民間観光関連施設については、令和６年度以降に４施設/年の適用を目標とする。平成 24 年度以降において、課税年度の前年度に取得されたと仮定し、不動産取得税の課税免除対象件数の最高値４件を目標値に採用。
宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの 11 施設/年の新設を目標とする。平成 27 年度から令和５年度までの平均増加数を目標値に採用。

	R5		R8	
施設数	259 施設	⇒	304 施設	(+45 施設)

【沖縄県調査を基に算出】

〇達成目標の変更理由
従前の達成目標は、県知事認定や主務大臣の確認の新規導入を想定して設定していたが、今回新たに器具・備品を対象に含むよう要望を行うことを踏まえ、観光地形成に直接結びつく達成目標に変更し、本特例措置の有効性等の検証をより適切に行えるようにした。
（参考）
・従前の達成目標：①県内の対象施設等における事業認定申請率
②事業認定要件で定める基準値の達成状況

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの向上につながる魅力的な観光関連施設への投資を促進することで、国内外からの観光客来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図り、観光産業の一層の振興に寄与し、ひいては沖縄の自立型経済の発展に寄与する。

10 有効性等

①：適用数

〇過去の適用件数及び将来の適用数（推計値）
単位：件

年度	法人税	法人住民税
H28	0	0
H29	1	1
H30	2	2
R1	3	3
R2	1	1
R3	1	1
R4	2	2
R5	3	3
R6	3	3
R7	5	5
R8	4	4

・法人税（H28 年度～R４年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R５年度以降は推計値。
（推計方法）
R５・６年度：H28 年度から R４年度までの最大値を採用。
R７・８年度：H28 年度から R４年度までの最大値に、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により把握した、拡充による適用件数（見込）を追加して算出。
・法人住民税は推計値（自動連動であるため、法人税の適用件数と同値とした）

②：適用額

〇過去の適用額及び将来の適用額（推計値）
単位：千円

年度	法人税	法人住民税
H28	0	0
H29	2,218	286
H30	14,557	1,878
R1	53,088	6,849
R2	1,066	86
R3	27,772	1,944
R4	17,889	1,252
R5	35,046	2,453
R6	35,046	2,453
R7	339,546	23,768
R8	39,546	2,768

・法人税（H28 年度～R４年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R５年度以降は推計値。
（推計方法）
R５・６年度は①のみ、R７・８年度は以下①②の合計で算出。
① 延長による減収額
R２～R４の１件当たりの平均減収額（11,682 千円）×各年度の適用件数（推計値）
② 拡充による減収額
・R７に 2,000,000 千円を超える設備投資（１件）を行う

見込がある旨を事業者ヒアリングにより把握。
・R７に 30,000 千円程度の設備投資（１件）を行う見込がある旨を沖縄県提供情報により把握。
→R７の拡充による適用件数は２件、減収額は
（2,000,000＋30,000）×0.15＝304,500 千円
・R８に 30,000 千円程度の設備投資（１件）を行う見込がある旨を沖縄県提供情報により把握。
→R８の拡充による適用件数は１件、減収額は
30,000×0.15＝4,500 千円
※控除額は取得価額×15%として算出。

・法人住民税（H28 年度～R４年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく。R５年度以降は推計値。
（推計方法）
投資税額控除の適用推計額に基づき試算（投資税額控除額×法人住民税の税率（県民税 1%＋市町村民税 6%＝7%））。

③ 減収額

〇過去の減収額及び将来の減収額（推計値）

単位：千円

年度	法人税	法人住民税
H28	0	0
H29	2,218	286
H30	14,557	1,878
R1	53,088	6,849
R2	1,066	86
R3	27,772	1,944
R4	17,889	1,252
R5	35,046	2,453
R6	35,046	2,453
R7	339,546	23,768
R8	39,546	2,768

・法人税（H28 年度～R４年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R５年度以降は推計値。推計方法は「10.有効性等」の「②適用額」を参照。
・法人住民税（H28 年度～R４年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく。R５年度以降は推計値。推計方法は「10.有効性等」の「②適用額」を参照。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
〇政策目的の達成状況
沖縄県への入域観光客数等については、増加傾向に転じつつある。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響は外国人観光客中心に根強く残っており、当該影響から立ち直り、更なる観光産業の振興につなげるべく、観光の高付加価値化等を引き続き推進する必要がある。

【参考】入域観光客数の内訳

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
国内客（人）	6,978,800	2,583,600	3,274,300	6,574,500	7,269,100
外国客（空路）（人）	1,427,200	0	0	187,000	952,500
外国客（海路）（人）	1,063,200	0	0	13,100	311,000
国内客構成割合（%）	73.7%	100.0%	100.0%	97.0%	85.2%
外国客（空路）構成割合（%）	15.1%	0.0%	0.0%	2.8%	11.2%
外国客（海路）構成割合（%）	11.2%	0.0%	0.0%	0.2%	3.6%

（出典）
令和元年度～令和４年度：令和４年度の観光収入【試算値】（令和５年８月 24 日沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課）
令和５年度：令和５年度の観光収入【試算値】（令和６年８月 22 日沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課）

【参考】沖縄の観光の景況判断等

公表物	作成機関	景況判断等
県内金融経済概況（令和６年６月）	日本銀行那覇支店	観光は、拡大基調にある。
地域経済動向（令和６年２月）沖縄	内閣府	観光は持ち直している。
管内経済情勢報告（令和６年４月）	沖縄総合事務局財務部	〔観光〕回復しつつある。

〇達成目標の実現見込み
・特定民間観光関連施設への累計投資額の増加
令和７・８年度における特定民間観光関連施設への設備投資累計額：31 億 18 百万円

特定民間観光関連施設の設備投資額　単位：百万円

	R6	R7	R8

投資額	1,559	1,559	1,559

算出方法等については「9. 必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」を参照。
※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和７・８年度に数百億円程度の投資が見込まれる。

・民間観光関連施設の設置数
令和８年度民間観光関連施設数：304 施設

民間観光関連施設数（累計）　単位：施設

	R6	R7	R8
民間観光関連施設	274	289	304
うち、特定民間観光関連施設	29	33	37
うち、宿泊施設	245	256	267

算出方法等については「9. 必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」を参照。

〇所期の達成目標（令和４年度税制改正要望時）
①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4%～3.6%（令和５年度）

（考え方）
６件／168 施設＋６件＝3.4%（令和４・５年度の投資が全て新設の場合）
６件／168 施設＝3.6%（令和４・５年度の投資が全て増設の場合）
※施設数は沖縄県調べによる実績。

②事業認定要件で定める基準値の達成状況
※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとしているため（本スキームについては、沖縄振興特別措置法の改正内容の検討と一体的に検討する）、現時点では未決定であるが、認定を受けた事業者の基準値達成状況を測定指標とする。現時点でイメージされる認定基準は以下のとおり。
・本税制措置の適用を受けた施設（県産品を販売・活用する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の食料品・工芸品販売事業における県産品の平均売上率：平均 55%
・本税制措置の適用を受けた事業所（現金給与額を増額する事業行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の認定事業期間中の一人平均月間現金給与総額の認定事業開始前年度からの平均増加率：1.5%
・本税制措置の適用を受けた事業所（付加価値額を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の付加価値額の認定事業開始前年度から認定事業開始後２年度目の平均増加率：0.66%（1 年度目 0.33%）
・本税制措置の適用を受けた事業所（労働生産性を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の労働生産性の認定事業開始前年度から認定事業開始後２年度目の平均増加率：0.66%（１年度目 0.33%）

〇所期の達成目標の達成状況
①１件／173 施設＝0.6%（令和５年度）
（考え方）
令和５年度における事業認定の申請総数÷関係する観光関連施設数（沖縄県において、増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全 173 施設。
※施設数は沖縄県調べによる実績。
（過去の効果）
０件／172 施設＝0.0%（令和４年度）
※算出方法等は上記（考え方）を参照。
（補足）
令和３年度に当評価書を提出した時点では、令和５年度末までの２年延長を要望していたところ、結果的には３年延長となっており、「所期の達成目標」における最終年度と税制の期限年度にずれが生じている。目標が未達の理由としては、コロナ禍の影響で設備投資が低迷していたところ、観光産業は回復傾向にあるものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているためと考えられる。詳細は「〇適用実績が僅少な理由」を参照。
本税制措置は、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設にインセンティブを与えることを通じて、観光の高付加価値化や従業員の賃金水準の向上等の課題解決に向けた政策誘導を行うものであり、沖縄のリーディング産業たる観光産業の振興に不可欠であるため、引き続き実施する必要がある。

※②については、主務大臣の確認など事前確認制度を導入するにあたり、スキームとして検討していた要件を記載したもの。これらはその時点での認定基準イメージであり、現行制度においては、付加価値額増加率、常用労働者数の維持・増加、給与増加率といった要件が定められている。①は未達であるが、現行制度の②の要件を満たす実績が存在する。
具体的には、以下要件であるところ、本要件を満たす事業者（現時点で２事業者）を認定しており、本税制が魅力ある観光地形成につながる沖縄観光の高付加価値化等に寄与したものと考える。なお、現行制度の要件を定量的に設定した上で、当該要件を満たす事業者を認定する制度となっている。
（現行制度の要件）
・【必須】付加価値額の増加（年平均1.5%、５年間で7.5%）

・【選択①】給与額の増加（年平均 1.5%、５年間で 7.5%）
＋雇用の維持
・【選択②】雇用の増加
※必須要件及び選択要件①・②からどちらかを選択（計２要件）

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
税負担を軽減することは、観光客に選ばれる施設となるための設備投資を促す直接的な効果があり、その結果、より幅広く観光客のニーズに対応できる観光地の形成が図られ、観光客の滞在日数と消費額の増加につながることが期待される。
対象施設が投資税額控除の適用を受けるためには、事業の高付加価値化等を図るものである旨の認定を受ける必要があることから、本税制措置の活用を通じて、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設を促進する直接的な効果がある。
仮に本税制措置がなければ、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設のインセンティブが失われ、観光の高付加価値化や従業員の賃金水準の向上等の課題解決に向けた政策誘導が行われず、課題解決が遅れ、沖縄経済をけん引する観光産業の一層の振興に支障を来し、ひいては沖縄経済の自立的発展に支障が生じる恐れがある。

・特定民間観光関連施設への累計投資額の増加見込
単位：百万円

	R6	R7	R8
投資額	1,559	1,559	1,559

算出方法等については「9. 必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」を参照。
※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和７・８年度に数百億円程度の投資が見込まれる。

・特定民間観光関連施設数（累計）の増加見込
単位：施設

	R6	R7	R8
特定民間観光関連施設	29	33	37

算出方法等については「9. 必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」を参照。

○適用実績が僅少な理由
令和３年度の目標設定時には、コロナ禍の影響は残るものの観光産業の回復を見据え一定程度の投資が投下されることを想定していた。
しかしながら、沖縄振興開発金融公庫の業務統計年報（７月公表）によると、例として宿泊業への設備投資の貸出額の推移は、コロナ禍前の令和元年度には約 72 億円あったものが、令和２年度には約 14 億円（▲８割減）と大きく落ち込み、令和３年度から令和５年度においても、約 30 億円と令和元年度の５割程度の低い水準で推移している。観光客数の増加などを踏まえ、観光は回復しつつあるとの調査結果が出ている（「10. 有効性等」の「④効果」を参照）が、当該結果を見て事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているものと考えられる。

沖縄振興開発金融公庫　宿泊施設(設備)に係る貸付実績

	R元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
件数	80 件	53 件	27 件	31 件	47 件
貸付額	7,249 百万円	1,386 百万円	3,408 百万円	3,099 百万円	3,065 百万円

【沖縄振興開発金融公庫　業務統計年報より】

⑤ 税収減を是認する理由等

沖縄県は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えており、一人当たり県民所得は全国最下位で、こうした沖縄が有する特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところである。観光リゾート産業は、本土から遠隔地にある沖縄において、アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を発揮することができる重要産業であり、沖縄のリーディング産業と言われるまでに成長している。
本税制措置は、こうした観光リゾート産業の振興を図るためのものであり、沖縄が高い国際競争力を有する魅力ある観光地に成長することは、我が国の観光産業の振興にも大きく貢献するものであると考えられる。また、経済財政政策と改革の基本方針 2024（令和６年６月 21 日閣議決定）に定める「強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上（中略）等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進」との方針にも合致するものであり、社会的意義があり、税収減を是認するものと考える。

11 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を促進するため、沖縄県内全域において多種多様な特定民間観光関連施設を整備することを目的としており、企業に対して効果的にインセンティブを与え、新たな設備投資を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことが出来る特例措置が的確な手段である。
また、本特例措置は沖縄の目指す観光地の形成に資すると判断される場合に、対象施設に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることなく必要最小限の措置となっている。

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

沖縄観光の振興策としては、沖縄振興特別措置法に基づく一括交付金等があるが、本税制が対象とする民間事業者による観光関連施設の新増設に対する支援は行われておらず、本税制措置とは役割が異なるものである。

③ 地方公共団体が協力する相当性

本制度は、沖縄県からの要望も踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県及び県内市町村が協力する相当性がある。

12	有識者の見解	―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月（R3内閣 08）

点検結果表

（行政機関名：内閣府）

制度名	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例の延長等
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	□新設　　□拡充　　■延長

(1)　達成目標　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(2)　過去の適用数　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（令和元年度から5年度までの法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 過去の適用数（令和元年度から4年度までの法人事業税）について、租特透明化法に基づき把握される適用数と異なる適用数が記載されており、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】
① 事業税の適用件数は「沖縄県調べ」によるものであるため、評価書に「※地方税については別紙1のとおり。」と追記し、別紙1を追加。また「Ｒ5年度は沖縄県調べ。」を削除。
② 過去の適用数（令和元年度から4年度までの法人事業税）については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）における適用件数を引用し、今後の適用数の見込みについても修正。また、参考資料として別紙1「過去5年実績（国税、地方税）」を提出。

【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3)　将来の適用数　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(4)　過去の減収額　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（令和元年度から4年度までの法人税のうち所得控除）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
② 過去の減収額（令和元年度から5年度までの法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
③ 過去の減収額（令和元年度から4年度までの法人事業税）について、地方税法に基づき把握される影響額と異なる減収額が記載されており、地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】
① 算定根拠である「※所得控除及び投資税額控除について、令和元年度から4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）」を削除の上、「※所得控除及び投資税額控除については沖縄県調べ。」とし、根拠として別紙1「過去5年実績（国税、地方税）」を提出。
② 減収額を含む実績については内閣府では持ち合わせていないため、沖縄県にて調査した資料として別紙1「過去5年実績（国税、地方税）」を提出。
③ 過去の減収額（令和元年度から4年度までの法人事業税）については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」から引用した。

【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5)　将来の減収額　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(6)　過去の効果　（点検結果の分類：Ｂ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上）に対する過去の効果について、「税制を活用した企業の労働生産性上昇率については令和5年度において指標を満たしている」と説明されているが、定量的に把握されていない。
② 所期の達成目標（税制を活用した新規立地企業の数　7社以上／年）に対する過去の効果（令和3年度）が把握されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 所期の達成目標（税制を活用した新規立地企業の数　7社以上／年）に対する過去の効果（令和3年度から5年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及び出典）が明らかにされていない。
④ 所期の達成目標（「税制を活用した新規立地企業の数　7社以上／年」及び「税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上」）に対する過去の効果について、「新規立地企業が所得控除制度の適用を受けるための事業認定要件（情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた企業に限定されている）が厳格となっており、これを満たすことができる企業が少ない等の理由により、認定企業が僅少な状況となっている」と説明されているが、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数1件（令和4年度の所得控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑤ 所期の達成目標（「税制を活用した新規立地企業の数　7社以上／年」及び「税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上」）に対する過去の効果について、

「新規立地企業が所得控除制度の適用を受けるための事業認定要件（情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた企業に限定されている）が厳格となっており、これを満たすことができる企業が少ない等の理由により、認定企業が僅少な状況となっている」と説明されているが、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数8件（令和4年度の投資税額控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑥　所期の達成目標（税制を活用した新規立地企業の数　7社以上／年）に対する過去の直接的な効果について、「令和5年度における県内の情報通信関連企業は563社と着実に増加している」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑦　所期の達成目標（税制を活用した新規立地企業の数　7社以上／年）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【内閣府の補足説明】

①及び⑥　「2　達成目標の実現状況」における表を以下のとおり修正。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
県内に立地した企業総数(社)	501	531	563
県内に新規に立地した企業数(社)	5	30	32
税制を活用した立地企業数(社)	－	5	24
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)	－	－	1.0

※　沖縄県調べ。

※　税制を活用した立地企業数については、令和 4 年度から実施された沖縄県知事認定件数としているため、令和３年度の実績はない。

②　令和3年度の効果については上記表に記載。

③　「測定指標である税制を活用した立地企業数については、令和4年度においては測定指標を下回っているものの、令和4年度から令和5年度までの平均では立地企業数が14社となっている。また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については令和5年度において1.0%であり、指標を満たしている。いずれも本税制の後押しによる効果が発現しているものと評価され、本税制は沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。」に修正。

④、⑤及び⑦　「4　税制を活用した新規立地企業の適用実績が僅少な理由」に「しかしながら、所得控除は他の特例措置と比較して適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいこと、また、投資税額控除は適用企業にとって利便性があるため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。」を追加。

【点検結果】

①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

②～④　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤～⑦　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7)　**将来の効果**　（点検結果の分類：Ｂ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

①　達成目標（「税制を活用した新規立地企業の数　2社／年」及び「税制を活用した企業の労働生産性上昇率1.2%／年」）に対する将来の効果（令和6年度）が予測されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

②　達成目標（税制を活用した企業の労働生産性上昇率1.2%／年）に対する将来の効果について、「税制を活用した企業の労働生産性上昇率については、全国の情報通信産業における労働生産性の2011年から2021年の平均上昇率1.2を用いることとした」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

③　達成目標（「税制を活用した新規立地企業の数　2社／年」及び「税制を活用した企業の労働生産性上昇率1.2%／年」）に対する将来の効果について、予測される将来の所得控除の適用数1件（令和6年度から8年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

④　達成目標（税制を活用した新規立地企業の数　2社／年）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

⑤　達成目標（税制を活用した企業の労働生産性上昇率1.2%／年）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

①　令和6年度の効果については、将来の効果に「令和6年度の税制を活用した立地企業は9社と推計しており、労働生産性上昇率も1.3%を見込んでいる。」と記載。

②　達成目標（税制を活用した企業の労働生産性上昇率1.2%／年）の算定根拠については別紙2のとおり。また、労働生産性上昇率の推計についても追記した。

③　令和7年度から令和8年度における指標設定においては、過去の新規立地企業実績や全国の情報通信産業における労働生産性平均上昇率を基準とするなど、客観的な指標を設定しており、件数は僅少ではあるものの、政策目標である情報通信関連企業の増加や労働生産性向上の達成実現に有効な手段である。

④・⑤　税制を活用した新規立地企業によれば、本特例措置による投資税額控除が契機となり大胆な設備投資を決断したこと、また、これにより従業員の雇用増や昇給に取り組めたなど、直接的な効果があったことを確認している。

【点検結果】

①～③　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

④・⑤　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 （点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 －
【点検結果】 なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税8） （法人住民税、法人事業税：義）（自動連動）（地方税7）
		② 上記以外の税目	（事業所税：外）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 １．国税 （情報通信産業振興地域） （１）投資税額控除（法人税） ア　対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの：８％ ・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの：15% イ　法人税額の 20%が上限額（繰越４年）、取得価額の上限額 20 億円 ウ　建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 （情報通信産業特別地区） （２）所得控除（法人税） ア　情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入（事業認定法人で、法人設立後 10 年間） ※（１）との選択制。 ２．地方税 （情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区） （１）法人住民税及び事業税 ア　上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。（自動連動） （２）事業所税 ア　那覇市内において 1,000 万円を超える情報通信業務に供する機械等及び１億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、１／２に相当する面積を５年間控除
			《要望の内容》 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和7年3月31 日）を2年間延長し、令和9年3月 31 日までとする。
			【その他】 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。
			《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法　第 31 条、第 32 条 ・租税特別措置法　第 42 条の 9、第 60 条 ・租税特別措置施行令　第 27 条の 9、第 36 条 ・租税特別措置法施行規則　第 20 条の 4、第 21 条の 17 の 2 ・地方税法　第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第1項第 3 号、附則第 33 条 ・地方税法施行令　附則第 16 条の 2 の 8
5	担当部局		内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（産業振興担当）
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：平成 30 年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		平成10年 ・情報通信産業振興地域の創設 平成14年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 平成19年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 （常時従業員数要件 20 名以上を 10 名以上へ緩和） 平成24年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。 ・特定情報通信事業にバックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加　等 平成26年 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10 人→5人） ・特定情報通信事業に情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ （機械・装置、特定の器具・備品 1,000 万円超→100 万円超） 平成29年 ・2年間延長 平成31年 ・2年間延長 令和3年度 ・1年間延長 令和4年度 ・3年間延長 ・情報通信産業振興地域における対象事業から情報記録物製造業ほかを廃止 ・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを追加し、インターネット・サービス・プロバイダ及びインター

			ネット・エクスチェンジは廃止 ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入
8	適用又は延長期間		2年間（令和7年度～8年度）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光リゾート産業に次ぐリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。 本特例措置により県内情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資を活発化することで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。
			《政策目的の根拠》 〇経済財政運営と改革の基本方針2024について（令和6年6月21日閣議決定）（沖縄振興に係る部分の抜粋） 強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being 拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。 〇沖縄の振興について（令和5年11月13日沖縄振興審議会）（情報通信産業に係る部分の抜粋） 情報通信関連企業の企業数については、情報通信インフラの整備・拡充や税制特例による企業誘致により、堅調に企業集積が進んでいるが、今後、商品・サービスの高付加価値化や人材の高度化など、稼ぐ力の向上に向けた施策の展開の強化が必要である。 〈参考〉 〇沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号） （目的） 第一条　この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 （定義） 第三条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 六　情報通信産業　情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業（有線放送業を含む。）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。）をいう。 七　特定情報通信事業　情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通（符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。）の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。 八　情報通信技術利用事業　情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。 （情報通信産業振興計画の作成等） 第二十八条　沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画（以下「情報通信産業振興計画」という。）を定めることができる。 ２　情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一　略 二　情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域 三　前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあっては、その区域 ３～８項　（略） （情報通信産業特別地区における事業の認定） 第三十条　提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 ２～４項　（略） （課税の特例） 第三十一条　提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ２　前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 〇　沖縄振興基本方針（令和4年5月10日　内閣総理大臣決定） Ⅱ　沖縄の振興の意義及び方向 ２　沖縄振興の方向

（1）沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展

沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーションを迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。

Ⅲ　沖縄の振興に関する基本的な事項

1　観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項

（2）情報通信関連産業

情報通信関連産業は、地理的不利性による影響が比較的小さく、大規模災害等のリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野である。その振興を通じて様々な産業の生産性向上や沖縄全体のデジタル化の進展に貢献し得ることから、時代の潮流を踏まえた高度化・多様化を進めることが求められている。

このため、今後の成長可能性が見込める業種の重点的強化を図るとともに、高付加価値の商品・サービスの開発、金融を含む他産業との更なる連携強化、ICT 人材の育成等を促進する。また、デジタル技術の活用推進に向けた情報通信関連事業者への支援を通じ、情報通信関連産業はもとより、広く県内産業における DX の推進や AI、IoT、ビッグデータ等の活用促進を図る。

（4）税制上の特例措置

沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。

今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。（以下略）

②：政策体系における政策目的の位置付け

【政策】9．沖縄政策
【施策】9．沖縄振興に関する施策の推進

③：達成目標及びその実現による寄与

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

1　達成目標
・県内に立地した情報通信関連企業の増加
・情報通信関連企業の労働生産性向上

2　測定指標（令和8年度末まで）
・税制を活用した新規立地企業の数　2社／年
・税制を活用した企業の労働生産性上昇率　1.2%／年

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。

また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。

10　有効性等

①：適用数

1　過去5年間の適用数

（単位：件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所得控除	2	1	1	1	1
投資税額控除	19	19	13	8	23
法人住民税	21	20	14	9	24
事業税	21	20	14	9	24

※所得控除及び投資税額控除について、令和元年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）、令和5年度は沖縄県調べ。
※法人住民税は所得控除件数及び投資税額控除件数を合計した推計値。
※地方税については別紙1のとおり。

2　今後の適用数の見込み

令和6年度以降の見込みについては、令和元年度から令和5年度までの平均とした。

（単位：件）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
所得控除	1	1	1
投資税額控除	16	16	16
法人住民税	17	17	17
事業税	17	17	17

②：適用額

1　過去5年間の適用額

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所得控除	20	2	3	2	2
投資税額控除	541	568	526	104	1,031
法人住民税	71	46	37	7	40
事業税	1	1	1	1	1

※所得控除及び投資税額控除について、令和元年度から令和4年度までは「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）
※法人住民税及び事業税について、令和元年度から令和4年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）
※適用額が1百万円に満たない場合は1百万円とした。
※R5年度は沖縄県調べ。

2　今後の適用額

令和6年度以降の見込みについては、令和元年度から令和5年度までの平均とした。

（単位：百万円）

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
所得控除	6	6	6
投資税額控除	554	554	554
法人住民税	40	40	40
事業税	1	1	1

③：減収額

1　過去5年間の減収額

（単位：百万円）

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
所得控除		4	1	1	1	1
投資税額控除		541	568	526	104	1,031
法人住民税	所得控除	0	0	0	0	0
	投資税額控除	71	46	37	7	40
事業税		1	1	1	1	1
合計		617	616	565	113	1,073

※所得控除及び投資税額控除については沖縄県調べ。
※減収額が1百万円に満たない場合は1百万円とした。
※法人住民税の所得控除及び投資税額控除並びに事業税については、R1 年度から R4 年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）
※R5 年度は沖縄県調べ。

2　今後の減収見込み

令和6年度以降の見込みについては、令和元年度から令和5年度までの平均とした。

（単位：百万円）

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
所得控除		1	1	1
投資税額控除		554	554	554
法人住民税	所得控除	0	0	0
	投資税額控除	40	40	40
事業税		1	1	1
合計		596	596	596

④：効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

1　政策目的の達成状況

令和5年度における県内に立地した情報通信関連企業　563 社
令和5年度における情報通信関連企業の労働生産性上昇率　1.0%

2　達成目標の実現状況

本税制の達成目標を定めた令和4年度以降において、県内に立地した情報通信関連企業は増加し、その労働生産性は上昇している。
【令和4年度から令和6年度における測定指標】
・税制を活用した立地企業の数　7社以上／年
・税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県内に立地した企業総数(社)	501	531	563
県内に新規に立地した企業数(社)	5	30	32
税制を活用した立地企業数(社)	－	5	24
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)	－	－	1.0

※沖縄県調べ。
※税制を活用した立地企業数については、令和4年度から実施された沖縄県知事認定件数としているため、令和3年度の実績はない。

測定指標である税制を活用した立地企業数については、令和4年度においては測定指標を下回っているものの、令和4年度から令和5年度までの平均では立地企業数が 14 社となっている。また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率について令和5年度において 1.0%であり、指標を満たしている。いずれも本税制の後押しによる効果が発現しているものと評価され、本税制は沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。

3　達成目標に対する将来の効果

【令和4年度から令和6年度における測定指標】
・税制を活用した立地企業の数　7社以上／年
・税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上

令和6年度の税制を活用した立地企業は9社と推計しており、労働生産性上昇率も 1.3%を見込んでいる。

【令和7年度から令和8年度における測定指標】
・税制を活用した新規立地企業の数　2社／年
・税制を活用した企業の労働生産性上昇率 1.2%／年

本要望においては指標の策定方法を見直し、税制を活用した新規立地企業数については制度創設以降の新規立地企業数の平均値 1.1 を上回る2とし、また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については、全国の情報通信産業における労働生産性の 2011 年から 2021 年の平均上昇率 1.2 を用いることとした。

なお、企業による DX 推進が進まず競争力を失う、いわゆる「2025 年の崖」を控え、情報通信関連産業の商機も増えると予想されることから、本制度のインセンティブ効果により新規立地企業の増加、売上高の向上、企業における付加価値額の増加が見込まれるため、全国平均以上の労働生産性が達成できると考えられる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

令和5年度における県内の情報通信関連企業は 563 社と着実に増加している。また、本制度を活用した企業の労働生産性上昇率についても 1%以上となっており、県内情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上が図られている。

4　税制を活用した新規立地企業の適用実績が僅少な理由

新規立地企業が所得控除制度の適用を受けるための事業認定要件（情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた企業に限定されている）が

				厳格となっており、これを満たすことができる企業が少ない等の理由により、認定企業が僅少な状況となっている。 しかしながら、所得控除は他の特例措置と比較して適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいこと、また、投資税額控除は適用企業にとって利便性があるため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。
		⑤	税収減を是認する理由等	令和3年度県民経済計算を用い、県内における情報通信関連企業による経済効果を推計したところ、情報通信関連企業の雇用によって県内の総生産を 7,096 百万円押し上げる効果があった。本制度による令和3年度の減収額 527 百万円と比較し、税収減を是認できるものと考えられる。 ・情報通信産業における就業者一人当たりの生産額:8,528,576 円(A) ・税制を活用した立地企業の雇用者数:832 人(B) ・税制を活用した立地企業による経済効果:7,096 百万円 ※就業者一人当たりの生産額は、令和３年度県民経済計算（沖縄県企画部作成・令和６年１月 19 日公表）による名目別県内総生産及び経済活動別雇用者数に基づき推計。 ※税制を活用した立地企業の雇用者数については沖縄県調べ。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	情報通信産業振興地域・特区においては、ソフトウェア業等、多様な業種を(特定)情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制優遇措置が適切であると考えられる。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解			ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和3年8月(R3 内閣 09)

別紙１

過去５年実績（国税、地方税）

		単位	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計
国　税	所得控除額（所得金額）	（社）	2	1	1	1	1	6
		（件）	2	1	1	1	1	6
		（千円）	20, 380	2, 372	3, 016	2, 419	2, 419	30, 606
	所得控除減税額	（千円）	4, 728	550	700	561	561	7, 100
	投資税額控除額	（社）	19	19	13	8	23	82
		（件）	19	19	13	8	23	82
		（千円）	541, 822	568, 708	526, 170	104, 041	1, 031, 734	2, 772, 475
	減税額（減収額）計	（社）	21	20	14	9	24	88
		（件）	21	20	14	9	24	88
		（千円）	546, 550	569, 258	526, 870	104, 602	1, 032, 295	2, 779, 575
地方税	事業税減税額	（件）	21	20	14	9	24	88
		（千円）	1, 803	206	264	210	620	3, 103
	不動産取得税減税額	（件）	1	1	2	0	1	5
		（千円）	15, 234	15, 111	26, 387	0	15, 971	72, 703
	固定資産税減税額	（件）	108	83	83	70	84	428
		（千円）	159, 111	152, 089	142, 248	126, 240	131, 864	711, 552
	事業所税減税額（那覇市のみ）	（件）	8	1	1	1	1	12
		（千円）	4, 536	483	483	483	483	6, 468
	減税額（減収額）計	（件）	137	97	101	85	95	515
		（千円）	180, 684	167, 889	169, 382	126, 933	148, 938	793, 826

※沖縄県調べ。
※所得控除及び投資税額控除について令和元年度から令和４年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）
※事業税について令和元年度から令和４年度の件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）、減税額は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）

別紙２

税制を活用した情報通信産業における労働生産性の推計について

税制を活用した情報通信産業における労働生産性は、全国の情報通信産業における過去10年の労働生産性の指数の推移から平均増加率を求めこれを用いた。

年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
指数	157.8	158.2	158.1	166.3	172.7	171.6	175	177.2	179.9	177.7	178.6

※指数は2000年＝100

出典：令和４年度 ICT の経済分析に関する調査報告書(総務省) P67 図表3-27から抜粋

2011年から2021年までの平均増加率 ＝（178.6 ÷ 157.8）^（1/10）＝ 1.245 %

図表 3-27　日米　労働生産性の指数の推移(2000 年=100)

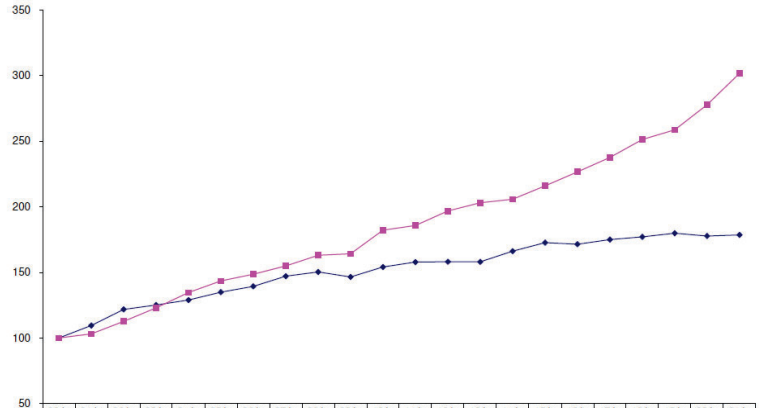

	00年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
日本	100.0	109.5	121.8	125.1	128.9	135.0	139.4	147.1	150.4	146.5	154.1	157.8	158.2	158.1	166.3	172.7	171.6	175.0	177.2	179.9	177.7	178.6
米国	100.0	103.1	112.6	123.1	134.7	143.5	148.7	155.0	163.1	164.2	182.2	185.8	196.8	203.1	205.8	216.0	226.7	237.6	251.4	258.7	277.8	301.7

点検結果表

（行政機関名：内閣府）

制度名	沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	□新設　□拡充　■延長

(1)　**達成目標**　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(2)　**過去の適用数**　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(3)　**将来の適用数**　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(4)　**過去の減収額**　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(5)　**将来の減収額**　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(6)　**過去の効果**　（点検結果の分類：B段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　所期の達成目標（本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均で1,363百万円、令和5年度までに2,726百万円増加させる。以下同じ。）に対する過去の効果（令和3年度）が把握されていない。
②　所期の達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数0件（令和4年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③　所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県の調査では、本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度に粗付加価値額の増加額は、令和4年度▲55,385百万円、令和5年度53,502百万円と合計▲1,883百万円であり、達成目標2,726百万円の実現には至っていない」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【内閣府の補足説明】
①　令和4年度から認定制度を開始しており、令和3年度は認定事業者がないことから、数値で比較し、効果を検証することは不可能である。
②　○投資税額控除と特別償却の選択可能な複数特例制度を設ける理由
　研究開発等の先行投資や事業改革等により戦略的に赤字を計上する事業者は、投資税額控除の効果を最大限享受できないことから、斯様な事業者が実施する生産性向上等に寄与する設備投資を促進するためのインセンティブとして、投資税額控除と特別償却の選択可能な複数の特例措置を設けることが必要であると考えられる。その旨本文該当箇所に記載しました。
③　本特例制度の直接的な効果として、事業者へのアンケートによると、本特例制度により「設備投資を促し、公共事業による需要増への対応、売上増加、従業員の給与アップへ繋がっている。」や「売上増加、従業員の給与アップ、福利厚生の充実、生産性の向上、財務基盤強化へ繋がった。」との回答が得られた。その旨本文該当箇所に記載しました。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
②・③　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7)　**将来の効果**　（点検結果の分類：B段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標（本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均1,034百万円、令和8年度までに2,068百万円増加させる。以下同じ。）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数3件（令和6年度から8年度までの特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

②　達成目標に対する将来の効果（令和6年度から8年度まで）について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】 ①　○投資税額控除と特別償却の選択可能な複数特例制度を設ける理由 　研究開発等の先行投資や事業改革等により戦略的に赤字を計上する事業者は、投資税額控除の効果を最大限享受できないことから、斯様な事業者が実施する生産性向上等に寄与する設備投資を促進するためのインセンティブとして、投資税額控除と特別償却の選択可能な複数の特例措置を設けることが必要であると考えられる。その旨本文該当箇所に記載しました。 ②　事業者へのアンケートによると、「本特例制度により今後も継続した設備投資を行うことによる売上増加、労働生産性の向上、ひいては、財務基盤の強化の好循環を図る。」と本特例制度があることで継続的な設備投資を行うインセンティブになっている旨の回答が得られた。その旨本文該当箇所に記載しました。
【点検結果】 ①・②　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8)　**他の政策手段**　　**（点検結果の分類：Ａ段階）**

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 －
【点検結果】 なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税9） （法人住民税、法人事業税：義）（自動連動）（地方税8）
		② 上記以外の税目	（所得税：外、個人住民税：外、事業所税：外）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 （1）国税（アまたはイのいずれかを選択） ア　投資税額控除（法人税） ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税から控除できる。 （ア）機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの：15% （イ）建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：8% ・控除額限度は法人税額の 20%、繰越税額控除 4 年、取得価額上限は 20 億円 ・対象となる建物付属設備は、建物と同時取得したものに限定。 イ 特別償却（法人税、所得税） ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を普通償却限度額（または所得税法の規定による償却費）に加え、法人税額（または所得税）から償却できる。 （ア）機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの：34% （イ）建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：20% ・取得価額上限は各事業年度当たり合計 20 億円 ・対象となる建物付属設備は、建物と同時取得したものに限定。 （2）地方税 ア　個人住民税、法人住民税及び事業税 ・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。（自動連動） イ　事業所税（那覇市のみ） ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を 2 分の 1 として 5 年間計算。
			《要望の内容》 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和7年3月 31 日）を2年間延長し、令和9年3月 31 日までとする。 ・その他 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。
			《関係条項》 沖縄振興特別措置法　第 36 条、第 37 条 租税特別措置法　第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条 租税特別措置法施行令　第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9 租税特別措置法施行規則　第 20 条の 4、第 20 条の 16、 地方税法　第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号 附則第 33 条 地方税法施行令　附則第 16 条の 2 の 8
5	担当部局		内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：令和元年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 14 年度 ・産業高度化地域の創設 平成 19 年度 ・5年間延長 平成 24 年度 ・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 ・対象地域を 13 市町村から全市町村に拡大 ・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ（1,000 万円超→500 万円超） 平成 26 年度 ・機械等下限取得価格の引下げ（500 万円超→100 万円超） 平成 29 年度 ・2年間延長 令和元年度 ・2年間延長 令和3年度 ・1年間延長 令和4年度 ・3年間延長（対象業種の追加等） ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入
8	適用又は延長期間		2年延長（令和 8 年度）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。

			本特例措置の活用により、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を引き続き促進し、競争力強化を図るとともに、生産性向上等に資するデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や再生可能エネルギー源を利用促進することによる新たな価値の創出・普及を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。
			《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024 について（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） 第2章の5．地方創生及び地域における社会課題への対応 （3）地方活性化及び交流の拡大 （個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大） 強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being 拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。 ○沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号） 第一章　総則 （目的） 第一条　この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 （定義） 第三条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 九　製造業等　製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。 十　産業高度化・事業革新促進事業　産業高度化（高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術を用いた情報の活用その他の方法により事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。第三十五条の三及び第三十六条において同じ。）又は事業革新（沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品若しくは当該鉱工業品の生産に係る技術の活用又は環境への負荷の低減を図るための再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第七十九条第二項において同じ。）の利用その他エネルギーの供給に関する技術若しくは設備の導入により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。第三十五条の三及び第三十六条において同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。 第三節　産業イノベーション促進計画等 （産業イノベーション促進計画の作成等） 第三十五条　沖縄県知事は、基本方針に即して、産業のイノベーション（産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、創出される経済社会の大きな変化をいう。次項及び第四十条において同じ。）を促進するための計画（以下「産業イノベーション促進計画」という。）を定めることができる。 2　産業イノベーション促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一　計画期間 二　産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における産業のイノベーションの促進が相当程度図られると見込まれる地域であって、産業のイノベーションの促進を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの（以下この節において「産業イノベーション促進地域」という。）の区域 三　産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業イノベーション促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 四　前号の措置の実施を通じて産業のイノベーションが促進されることにより見込まれる効果 五　第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項 3～7　（略） （産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等） 第三十五条の三　提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「産業高度化・事業革新措置」という。）を実施する者は、提出産業イノベーション促進計画に即して、産業高度化・事業革新措置の実施に関する計画（以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。 2～10　（略） （課税の特例） 第三十六条　提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置が当該区域における産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置

法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

〇沖縄振興基本方針（令和4年 5 月 10 日内閣総理大臣決定）
Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向
2 沖縄振興の方向
本基本方針及び沖縄県が定める沖縄振興計画に基づく各般の施策や事業は、次のような方向を基本として取り組むこととする。
（1）沖縄の優位性を活かした民間主導の自立型経済の発展
沖縄の自立的発展のためには、民間の力を最大限に活かし、民間が主導する形で自立型経済の発展を目指していくことが不可欠である。このため、アジア・太平洋地域との地理的近接性や、亜熱帯に位置する自然的特性等の優位性・潜在力を活かしつつ、沖縄内外の需要を取り込み、域内産業間で連携 して財やサービスを提供していくことを通じ、域内に経済効果が波及する 地域経済の好循環を図っていくことが重要である。こうした好循環を先導し、今後の沖縄経済を牽引する競争力のある産業を戦略的に振興するとともに、イノベーションの促進につながる民間主導の実証的な取組を促すことにより、県内事業者の生産性や「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済を実現することが求められている。
また、沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)を迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。

Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項
1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項
（4）産業イノベーションの推進
沖縄は、広大な海域を始め豊かな地域資源を有するとともに、世界最高水 準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業 を創出する大きなポテンシャルを有している。他方で、地理的不利性等の影響により製造業の構成比が小さく、一人当たり県民所得や生産性が低いなど、様々な課題を抱えている。
このため、外から稼げる収益力の高い企業の誘致・育成、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興、産学官金の連携強化、デジタル技術の活用や脱炭素化等を通じ、沖縄の特性を踏まえた新たな産業の創出・発展を図るとともに、それぞれの産業において、地域資源を活用した付加価値の高い製品開発や地域ブランドの強化、海外市場での県産品の販路拡大等を進めることにより、個々の民間事業者にとどまらない地域全体のイノベーションの促進を目指す。

Ⅳ 沖縄振興の推進に関する事項
1 沖縄振興を推進するための措置（政策ツール）
（4）税制上の特例措置
沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。

今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。
（略）

②：政策体系における政策目的の位置付け

【政策】9. 沖縄政策
【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進

③：達成目標及びその実現による寄与

《租税特別措置等により達成しようとする目標》
【達成目標】
本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均 1,034 百万円、令和 8 年度までに 2,068 百万円増加させる。
・令和 7 年度：1,034 百万円
・令和 8 年度：1,034 百万円
→累計 2,068 百万円
※当該達成目標は、沖縄県調査により過年度に本特例措置を活用した事業者の粗付加価値額の増加実績（47 百万円）を基に算出したものであり、令和 6 年度以降に想定される平年度の活用企業数 22 社を達成することにより、これら企業においても同様に粗付加価値額の増加が図られるものと判断されることから、上記のとおり目標の達成が可能と考えられる。

なお、脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合、本特例措置を活用した事業における温室効果ガスは排出量を令和 5 年度までに平成 30 年度比で 8.4%削減すると設定見込みであったが租税特別措置が認められなかったことから達成目標として設定していない。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
本特例措置は、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や再生可能エネルギー源の利活用など「産業イノベーション」に資すると認められる設備投資に係る計画について、沖縄県知事の認定を受けた事業者のみが受けられるものであり、当該認定プロセスを通じて、当該設備投資が本特例措置の政策目的に合致するか否かを判断するものである。
達成目標としている粗付加価値額の増加を実現することで、沖縄の製造業等の競争力強化の推進につながり、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築の実現に寄与するものである。

10：有効性等

①：適用数

1. 過去 5 年間の適用件数実績

（単位：件）

	R1	R2	R3	R4	R5
投資税額控除	21	25	13	16	20
特別償却	5	6	4	0	1

※国税については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

※令和 5 年度国税の適用状況については、沖縄県調査による。

2. 今後の適用件数見込み
令和 6 年度は、投資税額控除 19 件、特別償却 3 件程度の適用を見込む。また、令和 7 年度・令和 8 年度(平年度)は延長等要望を前提に、投資税額控除 19 件、特別償却 3 件程度の適用を見込む。(いずれも算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」(参照))

②: 適用額

1. 過去5年間の適用額実績

(単位:百万円)

	R1	R2	R3	R4	R5
投資税額控除	332	135	42	84	124
特別償却	107	233	107	0	9
法人住民税	46	42	5	6	−
事業税(地方法人特別税を含む)	10	17	9	0	−

※国税については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)
※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)については、「地方税における税負担軽減措置等に関する報告書」(総務省)
※令和 5 年度国税の適用状況については、沖縄県調査による。
※統計が未公表であること等により算定できないものについては「−」と記載

＜措置実施計画の認定件数(令和元年度～令和 5 年度)＞

(単位:件)

	R1	R2	R3	R4	R5
製造業	34	36	35	19	46
電気業	24	30	22	17	17
上記以外	4	6	7	3	3
合計	62	72	64	39	66

(出所)沖縄県「令和 5 年度産業イノベーション促進地域の実施状況」

＜令和 5 年度認定事業者の設備投資状況＞
・製造業　5,466 百万円(46 件)→1 件あたり約 119 百万円
・電気業　16,718 百万円(17 件)→1 件あたり約 983 百万円
(出所)沖縄県「令和 5 年度産業イノベーション促進地域の実施状況」

2. 今後の適用見込み
令和 6 年度は、投資税額控除 152 百万円、特別償却 87 百万円程度の適用を見込む。また令和 7 年度・令和 8 年度(平年度)は拡充等要望を前提に、投資税額控除 152 百万円、特別償却 87 百万円程度の適用を見込む。(いずれも算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)

③: 減収額

1. 過去 5 年間の減収額実績

(単位:百万円)

		R1	R2	R3	R4	R5 (見込み)
投資税額控除		332	135	42	84	124
特別償却		107	233	107	0	2
法人住民税	投資税額控除	43	10	3	6	9
	特別償却	3	4	2	0	0
事業税(地方法人特別税を含む)		10	17	9	0	0
合　計		495	399	163	90	135

※投資税額控除及び特別償却について、令和元年から令和 4 年度までについては「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて算出。令和 5 年度は、沖縄県調査に基づいて算出。なお、特別償却に係る法人税率は、令和元年度以降 23.2%として試算。
※法人住民税及び事業税について、令和元年度から令和 4 年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)
※令和 5 年度の法人住民税は国税の減収額に税率 7%を乗じて算出。
※令和 5 年度の事業税は特別償却の適用額に税率 6.47%を乗じて算出。

2. 今後の減収額の見込み
また、令和 6 年度・令和 7 年度・令和 8 年度(平年度)は延長等要望を前提に、投資税額控除 152 百万円、特別償却 20 百万円、法人住民税 12 百万円(投資税額控除 11 百万円、特別償却 1 百万円)、事業税 1 百万円の減収を見込む。
(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照)
(法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 7%を乗じた額)
(事業税は、特別償却の平年度の適用額に税率 6.47%を乗じた額)

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額は、令和 4 年度▲55,385 百万円、令和 5 年度 53,502 百万円と合計▲1,883 百万円となった。
(出所)沖縄県の調査 (R4 認定事業者(13 者)、R5 認定事業者(27 者)の内、決算書等の提出があった先の付加価値額の増加額)

《達成目標に対する租税特別措置法等の直接的効果》

沖縄県の調査では、本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額は、令和 4 年度▲55,385 百万円、令和 5 年度 53,502 百万円と合計値は▲1,883 百万円であり、達成目標 2,726 百万円となった。

（単位：百万円）

	R4	R5	合計
計画認定を受けた先の付加価値額の増加額（達成目標）	1,363	1,363	2,726
計画認定を受けた先の付加価値額の増加額（実績）	▲55,385	53,502	▲1,883

（出所）沖縄県の調査 （R4 認定事業者（13 者）、R5 認定事業者（27 社）の内、決算書等の提出があった先の付加価値額の増加額）

平成 24 年度の制度創設以降、本税制を活用した設備投資によって、当該設備投資を行った事業者の生産能力等の拡大に寄与している。

また、当該特例措置を受けた事業者群の粗付加価値額の増加額は、目標の達成には至っていないが、令和 4 年は燃料費高騰の影響を受け、付加価値額が極端に悪化する特殊要因があることや計画認定を受けて設備投資を行い、本格稼働して付加価値額が増加するには一定の時間を要すること、令和 5 年 5 月に新型コロナウィルス感染症の感染症法上の分類が 2 類から 5 類へ移行しており、今後、観光需要や消費需要の増加が見込まれ、設備投資の増加や付加価値額の増加が期待される。

○投資税額控除と特別償却の選択可能な複数特例制度を設ける理由

研究開発等の先行投資や事業改革等により戦略的に赤字を計上する事業者は、投資税額控除の効果を最大限享受できないことから、斯様な事業者が実施する生産性向上等に寄与する設備投資を促進するためのインセンティブとして、投資税額控除と特別償却の選択可能な複数の特例措置を設けることが必要であると考えられる。

○本特例措置の直接的な効果

本特例制度の直接的な効果として、事業者へのアンケートによると「本特例制度により設備投資を促し、公共事業による需要増への対応、売上増加、従業員の給与アップへ繋がっている。」や「売上増加、従業員の給与アップ、福利厚生の充実、生産性の向上、財務基盤強化へ繋がった。」との回答が得られた。

令和元年度から令和 5 年度までに本特例措置を活用した企業数は 111 社で、これらの企業による設備投資額は 584 億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された。

なお、平成 28 年度に設定した測定指標に対し、活用事業者数の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度まで本制度を活用していた事業者が、平成 28 年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、設備投資額の実績に乖離がある要因としては、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う観光需要及び消費需要の悪化により県内景気の下押し圧力が強まり、設備投資が指標より低調な水準となった。

実績・見込み （単位：社、百万円）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
活用事業者数（指標）	60	70	82	―	―	―
活用事業者数（実績）	26	31	17	16	21	-
活用事業者数（見込）	―	―	―	-	-	22
設備投資額（指標）	23,463	27,373	32,066	―	―	―
設備投資額（実績）	5,266	9,977	11,782	9,160	22,185	―
設備投資額（見込）	―	―	―	―	―	11,569

※R1 年度から R3 年度まで活用事業者数（指標）及び設備投資額（指標）は、H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算したもの。R4 年度から R6 年度は試算がなく「-」とした。
※活用事業者数（実績）は、R1 年度から R4 年度は別紙「租税特別措置の適用実施調査の結果に関する報告書」（財務省）、R5 年度沖縄県調査より
※R6 年度活用事業者数（見込）は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出
※設備投資額（実績）は、産業イノベーション促進地域の実施状況より
※R6 設備投資額（見込）は、R1 年度から R5 年度までの設備投資額の合計 58,370 百万円を活用事業者数の合計 111 件で除した 525 百万円に R6 年度活用事業者数（見込）22 件を乗じて算出

なお、本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量削減については、計画認定を受ける制度が、認められなかったことから達成目標として設定していない。

＜令和 6 年度以降の達成見込み＞

本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均 1,034 百万円、令和 8 年度までに 3,102 百万円増加させる。

・令和 6 年度:1,034 百万円
・令和 7 年度:1,034 百万円
・令和 8 年度:1,034 百万円
→累計 3,102 百万円
※当該達成目標は、沖縄県調査により平成 30 年度に本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加実績(47 百万円)を基に算出したものであり、令和 6 年度以降に想定される平年度の活用企業数 22 社を達成することにより、これら企業においても同様に粗付加価値額の増加が図られるものと判断されることから、上記のとおり目標の達成が可能と考えられる。

平成 24 年度の制度創設以降、本税制を活用した設備投資によって、当該設備投資を行った事業者の生産能力等の拡大に寄与している。

当該特例措置を受けた事業者群の粗付加価値額の増加額は、目標の達成には至っていないが、令和 4 年は燃料費高騰の影響を受け、付加価値額が極端に悪化する特殊要因があることや計画認定を受けて設備投資を行い、本格稼働して付加価値額が増加するには一定の時間を要すること、令和 5 年 5 月に新型コロナウィルス感染症の感染症法上の分類が 2 類から 5 類へ移行しており、今後、観光需要や消費需要の増加が見込まれ、設備投資の増加や付加価値額の増加が期待される。

(単位:百万円)

	R4	R5	合計	平均/者
計画認定を受けた先の付加価値額の増加額(達成目標)	1,363	1,363	2,726	47
計画認定を受けた先の付加価値額の増加額(実績)	▲55,385	53,502	▲1,883	▲47

(出所)計画認定を受けた先の付加価値額の増加額
沖縄県の調査 (R4 認定事業者(13 者)、R5 認定事業者(27 者)の内、決算書等の提出があった先の付加価値額の増加額)

○制度が延長できない場合の影響
沖縄県が実施した「産業高度化・事業革新措置実施計画の認定企業に対する沖縄県調査」によると、事業者においては、新たな設備投資により、生産性・生産額が拡大するとともに、本特例措置による税負担軽減相当額を新たな製品開発等の資金に充て事業を拡大するなどの事例があり、本制度は事業者の積極的な設備投資を強力に後押しする効果がある。
本特例措置が延長されない場合、沖縄の製造業等における設備投資に対するインセンティブが失われ、事業者の設備投資意欲が削がれることで、開発力・技術力の向上や新たな事業創出等に向けた投資が停滞し、製造業等の振興が阻害され、ひいては沖縄における民間主導の自立型経済の構築に支障を来すことが懸念される。

○特別償却の適用実績が僅少な理由
本特例措置では、投資税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善又は償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。
過年度の本特例措置活用事業者においては、当該設備投資の特性や当該時点における各事業者の財務状況・経営状況等を踏まえ、直接的な税負担軽減効果を有する投資税額控除を選択する者が多かったものと推察される。

○投資税額控除と特別償却の選択可能な複数特例制度を設ける理由
研究開発等の先行投資や事業改革等により戦略的に赤字を計上する事業者は、投資税額控除の効果を最大限享受できないことから、斯様な事業者が実施する生産性向上等に寄与する設備投資を促進するためのインセンティブとして、投資税額控除と特別償却の選択可能な複数の特例措置を設けることが必要であると考えられる。

○本特例措置の直接的な効果の予測及び事後的な検証
事業者へのアンケートによると、「本特例制度により今後も継続した設備投資を行うことによる売上増加、労働生産性の向上、ひいては、財務基盤の強化の好循環を図る。」と本特例制度があることで継続的な設備投資を行うインセンティブになっていることに加え、設備投資による直接的な効果に関する回答が得られた。

⑤ 税収減を是認する理由等

本特例措置は、沖縄の事業者の開発力・生産技術等の向上や地域資源を活用した新事業の創出等に向けた工場の整備や機械装置の導入等に対する設備投資を実施するインセンティブとして作用しており、具体的には直近 5 年間(令和元年度から令和 5 年度)で、本特例措置を活用して年平均 117 億円の設備投資が実施されている。
本特例制度が係る効果発現に一定程度寄与しているものと考えられ、加えて、足元、コロナ禍を経て回復しつつある企業の設備投資意欲に対するインセンティブとして必要性を増しているところである。
この間本特例措置を活用して製造業等の振興を図ってきたものの、沖縄における製造業等の産業構成比や労働生産性、給与水準は全国に比し、依然低い水準にあり、これらの課題解決に向けた取組を一層推進する必要があることから、これまで一定の成果を挙げてきた産業高度化・事業革新に係る投資を引き続き促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や再生可能エネルギー源の利用促進等による新たな価値の創出・普及により、生産性の好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構造の実現を目指すこととしている。
以上より、本特例措置は税収減を是認するに足る効果のあるものと考えられる。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や再生可能エネルギー源の利用促進等による新たな価値の創出・普及により、沖縄経済を牽引しうる地域産業のイノベーションを促進し、産業振興の取組を強力に推進するものである。 これらの制度は、活用する事業者に対して、効果的にインセンティブを与え設備投資を促す手段となっている。特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定の裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができることから税制措置の方が適当である。 また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定等のスキームを通して、対象事業の適格性等を判断し、製造業等の競争力強化等に資すると認められる場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最低限の措置となっている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県は、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）等を活用して産学連携の共同研究や新たな製品やサービス等の開発支援事業等を行うことで、高度なものづくり産業の土台となる支援体制の構築に取り組んでおり、本制度では企業の自助努力による高度な設備投資等を後押しし、役割分担を図りつつ、相乗的にものづくり産業の育成・高度化を促し、本県の経済振興の一翼を担う移出型産業として成長できるよう支援を行っている。 なお、製造業を対象とした制度は他に国際物流拠点産業集積地域及び経済金融活性化特区があるが、これらの制度は一定の地域内に特定の産業の集積を図り、それによって国際物流拠点の形成や北部経済の振興を進め、経済の活性化を図るための制度である。 一方、本特例措置は、沖縄の製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や再生可能エネルギー源の利用促進等による新たな価値の創出・普及により、沖縄経済を牽引しうる地域経済のイノベーションを促進し、産業振興の取組を強力に推進するものであり、制度の趣旨を異にするものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 3 年 8 月（R3 内閣 10）

別紙

産業イノベーション促進地域（旧　産業高度化・事業革新促進地域）における減収額・適用見込み（試算）

○産業イノベーション促進地域（旧　産業高度化・事業革新促進地域）における租税特別措置について、拡充及び延長した場合の減収見込みについて、下記のとおり試算。

1．適用実績

（単位：件、百万円）

	投資税額控除		特別償却			減収額合計
	件数	適用額（減収額）	件数	適用額	減収額	
R1 年度	21	332	5	107	25	357
R2 年度	25	135	6	233	55	190
R3 年度	13	42	4	107	25	67
R4 年度	16	84	0	0	0	84
R5 年度	20	124	1	9	2	126
合計	95	717	16	456	107	824
1 件あたりの適用額	8		29			

※R1 年度から R4 年度までの件数及び適用額は、租税特別措置の適用実態調査結果に基づくもの

※法人税率については、23.2%として試算

2．計画認定企業数

（単位：件）

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	合計	5年平均
企業数	38	45	41	26	47	197	39

※産業イノベーション促進計画の実施状況、産業高度化・事業革新促進計画実施状況報告書より

3．令和6年度以降の見込み

（1）現行制度分

仮定①：令和6年度以降の1年度当たりの認定企業数は 39 件（過去5年の平均）とする。

※　令和5年度については、実績の 47 件を用いる。

仮定②：適用実績から、計画認定企業が投資税額控除を適用する割合は 48.2%とする。

※　投資税額控除件数 95 件　÷　計画認定企業数 197 件　＝　48.2%

仮定③：適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの控除額は 8 百万円とする。

※　投資税額控除額 717 百万円　÷　投資税額控除件数 95 件　＝　8 百万円

仮定④：適用実績から、計画認定企業が特別償却を適用する割合は 8.1%とする。

※ 特別償却件数 16 件 ÷ 計画認定企業数 197 件 ＝ 8.1%

仮定⑤：適用実績から、特別償却 1 件当たりの控除額は 29 百万円とする。

※ 特別償却額 456 百万円 ÷ 特別償却件数 16 件 ＝ 29 百万円

以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算

（単位：件、百万円）

年度	認定企業数	投資税額控除		特別償却			減収額見込み（③＋⑥）
	① 件数	② 件数（①×48.2%）	③ 適用額（減収額）（②×8）	④ 件数（①×8.1%）	⑤ 適用額（④×29）	⑥ 減収額（⑤×税率）	
R6 以降	39	19	152	3	87	20	172

※法人税率については 23.2%として試算

点検結果表

（行政機関名：内閣府）

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	□新設　　■拡充　　■延長

(1)　**達成目標**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(2)　**過去の適用数**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(3)　**将来の適用数**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(4)　**過去の減収額**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(5)　**将来の減収額**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(6)　**過去の効果**　（点検結果の分類：Ｂ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　所期の達成目標（令和５年度までに国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地する企業数を 22 社とする）に対する過去の直接的な効果について、「立地企業数は、令和元年度の 223 社から令和５年度までに 42 社増加し 265 社となっており、かつ毎年一定数の企業（年平均で約 32 社）が本特例措置を活用している。令和５年８月に実施した企業誘致セミナーにおけるアンケート結果によると、立地を検討するうえで必要な支援として税制特例措置への関心が高く、実際に新規立地した企業からは、税制特例措置があることで進出を決めたとの声がある。したがって本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が定量的に把握されていない。

【内閣府の補足説明】
①　評価書の本文該当箇所にアンケート結果の数値を追記しました。なお、アンケートは匿名のためその後実際に新規立地したかの検証まではできません。

【点検結果】
①　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7)　**将来の効果**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標（令和８年度までに国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を 10 社とする）に対する将来の直接的な効果について、「実績及び将来の見込みによれば、活用企業数の実績は令和元年度以降減少している。これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって企業の投資活動が停滞したことと、令和４年度より導入された税制活用するための県知事認定及び主務大臣確認による事前認定制度について、手続を煩雑と感じた企業が申請を控えたものと推察される状況において、設定した達成目標数値が過大であったことが要因と考えられる。今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により企業の投資活動が活発化するなか、本税制が企業の新規立地判断におけるインセンティブとなり、本税制の活用により企業集積が進むと見込まれる」と説明されているが、将来の効果（本特例措置活用企業数：令和６年度３社、令和７年度３社、令和８年度４社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】
①　直接的な効果検証について、評価書の本文該当箇所にアンケートを継続していきたい旨を追記しました。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(8)　**他の政策手段**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

点検項目(6)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税10） （法人住民税、法人事業税：義）（自動連動）（地方税6）
		② 上記以外の税目	（所得税：外、関税：外、個人住民税：外、事業所税：外）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 1．国税（（1）～（3）は選択制）（県知事認定及び主務大臣の確認を受けた者のみ） （1）所得控除（法人税） ア　国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入（特別事業認定法人で、法人設立後 10 年間） （2）投資税額控除（法人税） ア　国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除 ・機械及び装置の合計額が 100 万円を超えるもの 15% ・建物及び建物附属設備の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの　8% イ　法人税額の 20%限度（繰越税額控除4年）、取得価額の上限 20 億円 ウ　対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる （3）特別償却（法人税、所得税） ア　国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、普通償却限度額に加えて、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を償却 ・100 万円を超える機械及び装置　50% ・1,000 万円を超える建物等　25% イ　取得価額の上限額 20 億円 ウ　対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる （4）貿易手続きの簡素化（関税） ア　国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 イ　関税の課税物件の確定に関する特例措置保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを選択 2．地方税 （1）法人住民税、個人住民税、事業税 ア　上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。（自動連動） （2）事業所税 ア　那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。 《要望の内容》 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和7年3月 31 日）を2年間延長し、令和9年3月 31 日までとする。 1　拡充・延長要望 課税の特例の対象となる国際物流拠点産業集積地域の範囲を産業集積が見込まれる地区に見直ししたうえで、南風原・八重瀬地区（南風原町・八重瀬町の一部）を追加し、その他必要な措置を講じる。 2　その他 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。 《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法　第 50 条、第 51 条 ・沖縄振興特別措置法施行令　第 21 条 ・租税特別措置法　第 12 条、第 42 条の9、第 45 条、第 60 条、 ・租税特別措置法施行令　第6条の3、第 27 条の9、第 28 条の9、第 36 条、 ・租税特別措置法施行規則　第 20 条の4、第 21 条の 17 の2、 ・地方税法　第6条、第 23 条第 1 項第 3 号、第 51 条第 2 項、第 72 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 12 第 3 号、 第 72 条の 23 第 1 号、第 292 条第 1 項第 3 号、第 313 条第 2 項、附則第 33 条、 ・地方税法施行令　附則第 16 条の2の8

5	担当部局		内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和元年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 10 年度 ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 平成 14 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 平成 19 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 平成 24 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 平成 26 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等） 平成 29 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和元年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和3年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和4年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象地域の追加等） ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入
8	適用又は延長期間		令和7年4月1日から令和9年3月 31 日までの2年間
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における自立型経済の構築を目指す。
			《政策目的の根拠》 〇経済財政運営と改革の基本方針 2024 について（令和6年6月 21 日閣議決定） 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being 拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。 〇沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号） （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 （定義） 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点（国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。 （国際物流拠点産業集積計画の作成等） 第四十一条 沖縄県知事は、基本方針に即して、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」という。）を定めることができる。 2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域（以下「国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域 三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 四 前号の措置の実施を通じて国際物流拠点産業の集積が図られることにより見込まれる効果 五 第四十二条の二第一項に規定する国際物流拠点産業集積措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項 3～7項（略） （国際物流拠点産業集積地域における事業の認定） 第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業を当該区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。2～5項（略） （課税の特例） 第五十条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資する

ものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 認定法人（当該認定法人が営む認定特定国際物流拠点事業が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人に限る。）の認定特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

〇沖縄振興基本方針（令和 4 年 5 月 10 日 内閣総理大臣決定）

Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向

2 沖縄振興の方向

（1）沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展

沖縄の自立的発展のためには、民間の力を最大限に活かし、民間が主導する形で自立型経済の発展を目指していくことが不可欠である。このため、アジア・太平洋地域との地理的近接性や、亜熱帯に位置する自然的特性等の優位性・潜在力を活かしつつ、沖縄内外の需要を取り込み、域内産業間で連携して財やサービスを提供していくことを通じ、域内に経済効果が波及する地域経済の好循環を図っていくことが重要である。こうした好循環を先導し、今後の沖縄経済を牽引する競争力のある産業を戦略的に振興するとともに、イノベーションの促進につながる民間主導の実証的な取組を促すことにより、県内事業者の生産性や「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済を実現することが求められている。

また、沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)を迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。

Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項

1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項

（3）国際物流拠点産業

沖縄の国際物流拠点産業は、アジアや他の都道府県との競争が進む一方、国際物流ハブ機能を持つ那覇空港における第二滑走路の増設を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備や、海外との物流ネットワークの形成等に伴い、域外への事業展開を可能とする環境の整備が図られてきている。

こうした状況も踏まえ、国際物流拠点産業の一層の集積を図るとともに、デジタル技術を活用した物流の効率化・迅速化や、特産物の海外輸出など他産業との連携による高付加価値化を図る。

Ⅳ 沖縄振興の推進に関する事項

1 沖縄振興を推進するための措置（政策ツール）

（4）税制上の特例措置

沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。

今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。（以下略）

② 政策体系における政策目的の位置付け

【政策】9. 沖縄政策
【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進

③ 達成目標及びその実現による寄与

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

1. 達成目標

令和8年度までに次の目標を達成する。

・国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を 10 社とする。

※年平均で 24 社立地し、そのうち、10%超の企業が本特例を活用するものと試算

2. 参考指標

・国際物流拠点産業集積地域における立地企業数

・国際物流拠点産業集積地域において本特例措置を活用する企業数

・国際物流拠点集積地域における域外搬出額

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

沖縄県において国際物流拠点産業は、アジアに近い地理的優位性を最大限活用できることから、観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けされている重要な分野である。国際物流拠点産業の集積を図ることは、集積地域内における企業活動の活性化につながる。また、企業活動が活性化することで、取扱貨物量の増加や、域外搬出量の増加が期待でき、更には域外搬出量の増加は域外競争力の強化にもつながることから本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を通じて貿易の振興及び沖縄の自立型経済の構築に寄与するものである。

10 有効性等

① 適用数

1. 過去5年間の適用実績件数

（単位：件）

	項目	R1	R2	R3	R4	R5
国税	所得控除	3	1	1	3	2
	投資税額控除	47	36	27	12	8
	特別償却	9	3	3	2	5
	計	59	40	31	17	15
地方	法人住民税	59	40	31	17	15
	事業税	30	35	34	36	37

	計	89	75	65	53	52

※国税について、令和元年度から令和 4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。
※令和 5 年度の国税については、沖縄県調査。
※地方税の自動連動分（法人住民税、事業税）は、沖縄県調査。

2．今後の適用件数見込み
令和6年度は、所得控除2件、投資税額控除 30 件、特別償却5件を見込む。また、令和7年度及び令和8年度は、平年度で所得控除2件、投資税額控除 33 件、特別償却5件の適用を見込む。
（算定根拠は「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照）

②：適用額

1．過去5年間の適用額実績

（単位：百万円）

	項目	R1	R2	R3	R4	R5
国税	所得控除	182	134	74	173	183
	投資税額控除	214	158	170	52	310
	特別償却	879	23	41	15	306
地方	法人住民税	59	15	13	6	30
	事業税	85	13	6	14	34

※国税について、令和元年度からは令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。
※令和5年度の国税については、沖縄県調査。
※地方税の自動連動分（法人住民税、事業税）は、令和元年度から令和5年度は沖縄県調査。

2．今後の適用額見込み
令和6年度は、所得控除 149 百万円、投資税額控除 209 百万円、特別償却 288 百万円の適用を見込む。また、令和7年度及び令和8年度は、平年度で所得控除 149 百万円、投資税額控除 226 百万円、特別償却 288 百万円の適用を見込む。（算定根拠は「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照）

③：減収額

1．過去5年間の減収額実績

（単位：百万円）

	項目	R1	R2	R3	R4	R5
国税	所得控除	42	31	17	40	42
	投資税額控除	214	158	170	52	310
	特別償却	204	5	9	3	71
地方税	法人住民税（所得控除分）	5	2	1	2	2
	法人住民税（投資税額控除分）	27	12	11	3	21
	法人住民税（特別償却分）	26	1	1	1	4
	事業税（所得控除分）	16	11	3	12	11
	事業税（特別償却分）	69	2	3	1	19

※国税の令和元年度～令和 5 年度の算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照
※地方税について、令和元年度から令和4年度の算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照
※令和5年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 7%乗じて算定。
（特別償却分は、1百万円に満たないため1百万円とする）
※令和5年度の事業税は、国税の適用額に税率 6.47%を乗じて算定。

2．今後の減収見込み

（単位：百万円）

	項目	R6	R7	R8
国税	所得控除	34	34	34
	投資税額控除	209	223	229
	特別償却	66	66	66
地方税	法人住民税（所得控除分）	2	2	2
	法人住民税（投資税額控除分）	14	15	16
	法人住民税（特別償却分）	4	4	4
	事業税（所得控除分）	9	9	9
	事業税（特別償却分）	18	18	18

※算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

1. 政策目的の達成状況

令和5年度における立地企業数 265 社

令和5年度における新規立地企業数 22 社

2. 達成目標の実現状況

国際物流拠点産業集積地域内における立地企業数は順調に増加しており、政策目的である新規立地企業数の増加による企業集積は進んでいるものの、本特例措置を活用して立地した企業数は、目標数に未達であった。

（達成目標）

① 国際物流拠点集積地域における立地企業数 （単位：社）

R1	R2	R3	R4	R5
223	196	251	263	265

※沖縄県調査

② ①のうち新規立地企業数 （単位：社）

R1	R2	R3	R4	R5
44	20	65	15	22

※沖縄県調査

③ ②のうち本特例措置活用企業数 （単位：社）

R1	R2	R3	R4	R5
2	0	2	1	1

※沖縄県調査

3. 達成目標に対する将来の効果

当該地域への進出を検討している企業において、本特例措置がインセンティブとなり、制度活用を前提として当該地域に進出することで、新規立地企業数が増加することによって、国際物流拠点産業の企業数が増加し、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うことが可能である。

（達成目標）

① 国際物流拠点集積地域における立地企業数見込み （単位：社）

R6	R7	R8
279	288	304

※別紙「目標設定資料」参照

② ①のうち新規立地企業数 （単位：社）

R6	R7	R8
22	22	29

※別紙「目標設定資料」参照

③ ②のうち本特例措置活用企業数 （単位：社）

R6	R7	R8
3	3	4

※算定根拠は別紙「目標設定資料」参照

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。

また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、令和元年度の 223 社から令和 5 年度までに 42 社増加し 265 社となっており、かつ毎年一定数の企業（年平均で約 32 社）が本特例措置を活用している。令和 5 年 8 月に実施した企業誘致セミナーにおけるアンケート結果によると、立地を検討するうえで必要な支援として税制特例措置への関心が高く（47 社中 15 社）、実際に新規立地した企業からは、税制特例措置があることで進出を決めたとの声がある。したがって本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。

なお、実績及び将来の見込みによれば、活用企業数の実績は令和元年度以降減少している。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって企業の投資活動が停滞したことと、令和4年度より導入された税制活用するための県知事認定及び主務大臣確認による事前認定制度について、手続を煩雑と感じた企業が申請を控えたものと推察される状況において、設定した達成目標数値が過大であったことが要因と考えられる。

今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により企業の投資活動が活発化するなか、本税制が企業の新規立地判断におけるインセンティブとなり、本税制の活用により企業集積が進むと見込まれる。本税制の直接的な効果検証として、企業誘致セミナー等におけるアンケート等を継続的に実施し、新規立地判断における影響を分析していきたい。

引き続き制度周知に努め、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興することで、自立型経済の構築に向けた取組を推進していきたい。

（測定指標）

・本制度を活用した企業数の増加

特例措置を活用する新規立地企業数の見込み （単位：社）

項目	R4	R5
①新規立地企業数（指標）	19	19
①新規立地企業数（実績）	15	22
②①のうち特例措置を活用する企業数（指標）	7	7

②①のうち特例措置を活用する企業数（実績）	1	1

別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。

参考指標1　（単位：社）

項目	R4	R5
①立地企業数（指標）	281	300
①立地企業数（実績）	263	265
②①のうち特例措置を活用する企業数（指標）	53	58
②①のうち特例措置を活用する企業数（実績）	39	40

別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。

参考指標2　（単位：百万円）

項目	R4	R5
域外出荷額（指標）	32,936	36,301
域外出荷額（実績）	34,472	36,352

別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。

3．制度が延長できない場合の影響

本制度は、国際物流拠点産業の集積を目的に創設された制度であり、集積を図るための重要なインセンティブとなっている。

しかしながら、本制度が延長されない場合、集積を図るためのインセンティブの消失により、国際物流拠点への企業集積が進まないことが想定され、沖縄県において、アジア地域との地理的近接性を活かすことのできるリーディング産業と位置付けているにもかかわらず、国際物流拠点産業の集積に支障を来たし、域内の関連産業の成長の遅れにもつながり、ひいては沖縄の民間主導による自立型経済の構築に支障が出てくることが懸念される。

4．適用実績が僅少な理由

（1）所得控除

所得控除については、対象業種が5業種に限定されていること、また、対象事業者は各種要件が定められている特定国際物流拠点事業認定を受けることが条件となるため、適用できる企業は極めて少ない。

しかしながら、所得控除は、他の特例措置に比し適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。

（2）特別償却

特別償却の適用件数は、僅少であるが、これは投資税額控除や所得控除、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。

本特例措置の過去の適用状況は、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多い結果となっている。他方、特別償却は事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となった企業も税制上発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越すことを可能となる特例措置である。このように赤字企業へのインセンティブとなる特例措置を設けることにより、多様な企業の集積を図ることが可能となり、ひいては、企業の業績形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。

		⑤	税収減を是認する理由等

国際物流拠点産業は、沖縄県において観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けされている重要な分野である。国際物流拠点産業の集積を図ることは、国際物流拠点産業集積地域内の企業活動を活性化させ、貨物量の取扱を増加させ、ひいては域外搬出量の増加に寄与することが期待される重要な施策であると言える。

本税制措置は、企業に対する集積地域への立地に対するインセンティブを与えるとともに、企業の早期、長期に及ぶ設備投資を促進する効果が期待でき、企業集積に寄与するものであるから、税収減を是認する効果があると言える。

11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等

国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。

また、本制度においては、地域指定・主務大臣の確認申請等のスキームを通じて、国際物流拠点産業の集積を図ることを目的として貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。

②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	

国際物流拠点産業集積地域は、東アジアの中心に位置する本県の地理的特性を活かし、国際競争力のある物流拠点の形成に向け、物流機能を活用した高付加価値型のものづくり企業等国際物流拠点産業の集積を積極的に図るための制度である。

一方、沖縄振興特別措置法において同じく位置付けられる「産業高度化・事業革新促進地域」は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、両制度は目的が異なるものである。

また、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）は、物流量の増加施

			策や高コストな物流費の軽減策など、沖縄固有の特殊性に基因する今なお残る課題等に取り組むための制度であり、建物や設備等の取得促進により県内での新たな事業展開を後押し、国際物流拠点産業の集積（企業の誘致）を図る本税制とは役割が異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは沖縄振興に寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和３年８月（R3 内閣 11）

適用額・減収額の見込み（国際物流拠点産業集積地域）

令和６年８月

1、適用実績

（単位：件、千円）

	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計	適用額計
	件数	適用額	減収額	件数	適用額（減収額）	件数	適用額	減収額		
R1年度	3	182,033	42,232	47	214,592	9	879,509	204,046	460,870	1,276,134
R2年度	1	134,174	31,128	36	158,195	3	23,408	5,431	194,754	315,777
R3年度	1	74,991	17,398	27	170,075	3	41,908	9,723	197,196	286,974
R4年度	3	173,272	40,199	12	52,258	2	15,970	3,705	96,162	241,500
R5年度	2	183,685	42,615	8	310,830	5	306,647	71,142	424,587	801,162
合計	10	748,155	173,572	130	905,950	22	1,267,442	294,047	1,373,569	2,921,547
1件あたり適用額	74,816			6,969		57,611				

※件数・適用額について、R1～R4年度は租税特別措置の適用実態調査（財務省）。令和5年度は沖縄県調査
※法人税率は、23.2%として試算

2、立地企業数

（単位：件、%）

地域	項目	R１年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度	合計	平均
旧地域（那覇・うるま）	企業数	87	88	97	94	92	458	
	増加数	0	1	9	-3	-2	5	
	増加率	0.0%	1.1%	10.2%	-3.1%	-2.1%		1.2%
H26拡大地域（南部５市・旧うるま地区除くうるま）	企業数	136	108	154	153	156	707	
	増加数	10	-28	46	-1	3	30	
R4拡大地域（仲嶺・上江洲、平安座、池武当地区）	企業数	0	0	0	16	17	33	
	増加数	0	0	0	0	1	1	
合計	企業数	223	196	251	263	265	1,198	
	増加数	10	-27	55	-4	2	36	

※沖縄県調査による。
※R4拡大地域の既存立地企業16社は増加数に含めていない。

3、立地企業数・税制活用件数

(1)全体

（単位：件、%）

	企業数	所得控除		投資税額控除		特別償却	
		件数	活用割合	件数	活用割合	件数	活用割合
R1年度	223	3	1.3%	47	21.1%	9	4.0%
R2年度	196	1	0.5%	36	18.4%	3	1.5%
R3年度	251	1	0.4%	27	10.8%	3	1.2%
R4年度	263	3	1.1%	12	4.6%	2	0.8%
R5年度	265	2	0.8%	8	3.0%	5	1.9%
合計	1,198	10	0.8%	130	10.9%	22	1.8%

※沖縄県調査による。

(2)新規企業

（単位：件、%）

	企業数	所得控除		投資税額控除		特別償却	
		件数	活用割合	件数	活用割合	件数	活用割合
R1年度	44	0	0.0%	2	4.5%	0	0.0%
R2年度	20	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
R3年度	65	0	0.0%	2	3.1%	0	0.0%
R4年度	15	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%
R5年度	22	0	0.0%	1	4.5%	0	0.0%
合計	166	0	0.0%	5	3.0%	1	0.6%

※沖縄県調査による。

4．今後（令和6年度以降）の見込み（試算）

（1）旧地域（那覇・うるま）

（単位：件、千円）

年度	推計企業数	所得控除			投資税額控除		特別償却			合計	合計
	①件数	②件数 (①*0.8%)	③適用額 (②*74,816)	④減収額 (③*税率)	⑤件数 (①*10.9%)	⑥適用額 (減収額) (⑤*6,969)	⑦件数 (①*1.8%)	⑧適用額 (⑦*57,611)	⑨減収額 (⑧*税率)	(減収額見込) (④+⑥+⑨)	(適用額見込) (③+⑥+⑧)
R６年度	102	1	74,816	17,357	11	76,657	2	115,222	26,732	120,746	266,695
R７年度	107	1	74,816	17,357	12	83,626	2	115,222	26,732	127,715	273,664
R８年度	112	1	74,816	17,357	12	83,626	2	115,222	26,732	127,715	273,664
合計	－	3	224,448	52,071	35	243,909	6	345,666	80,196	376,176	814,023
R7～R8平年度	－	1	74,816	17,357	12	83,626	2	115,222	26,732	127,715	273,664

仮定①　企業件数について、R6は前年度比+10、R7～R8は前年度比+5を見込む

（2）H26拡大地域（南部５市・旧うるま地区除くうるま）

（単位：件、千円）

年度	推計企業数	所得控除			投資税額控除		特別償却			合計	合計
	①件数	②件数 (①*0.8%)	③適用額 (②*74,816)	④減収額 (③*税率)	⑤件数 (①*10.9%)	⑥適用額 (減収額) (⑤*6,969)	⑦件数 (①*1.8%)	⑧適用額 (⑦*57,611)	⑨減収額 (⑧*税率)	(減収額見込) (④+⑥+⑨)	(適用額見込) (③+⑥+⑧)
R６年度	159	1	74,816	17,357	17	118,470	3	172,833	40,097	175,924	366,119
R７年度	162	1	74,816	17,357	18	125,439	3	172,833	40,097	182,893	373,088
R８年度	165	1	74,816	17,357	18	125,439	3	172,833	40,097	182,893	373,088
合計	－	3	224,448	52,071	53	369,348	9	518,499	120,291	541,710	1,112,295
R7～R8平年度	－	1	74,816	17,357	18	125,439	3	172,833	40,097	182,893	373,088

仮定①　R5の増加数と同じ3社の増加を見込む

（3）R4拡大地域（仲嶺・上江洲、平安座、池武当地区）

（単位：件、千円）

年度	推計企業数	所得控除			投資税額控除		特別償却			合計	合計
	①件数	②件数 (①*0.8%)	③適用額 (②*74,816)	④減収額 (③*税率)	⑤件数 (①*10.9%)	⑥適用額 (減収額) (⑤*6,969)	⑦件数 (①*1.8%)	⑧適用額 (⑦*57,611)	⑨減収額 (⑧*税率)	(減収額見込) (④+⑥+⑨)	(適用額見込) (③+⑥+⑧)
R６年度	18	0	0	0	2	13,938	0	0	0	13,938	13,938
R７年度	19	0	0	0	2	13,938	0	0	0	13,938	13,938
R８年度	20	0	0	0	2	13,938	0	0	0	13,938	13,938
合計	－	0	0	0	6	41,814	0	0	0	41,814	41,814
R7～R8平年度	－	0	0	0	2	13,938	0	0	0	13,938	13,938

仮定①　R5の増加数と同じ1社の増加を見込む

（4）R7拡大要望地域（南風原・八重瀬地区）

（単位：件、千円）

年度	推計企業数	所得控除			投資税額控除		特別償却			合計	合計
	①件数	②件数 (①*0.8%)	③適用額 (②*74,816)	④減収額 (③*税率)	⑤件数 (①*10.9%)	⑥適用額 (減収額) (⑤*6,969)	⑦件数 (①*1.8%)	⑧適用額 (⑦*57,611)	⑨減収額 (⑧*税率)	(減収額見込) (④+⑥+⑨)	(適用額見込) (③+⑥+⑧)
R７年度	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0	0
R８年度	7	0	0	0	1	6,969	0	0	0	6,969	6,969
合計	－	0	0	0	1	6,969	0	0	0	6,969	6,969
R7～R8平年度	－	0	0	0	1	3,485	0	0	0	3,485	3,485

（5）合計

（単位：件、千円）

年度	推計企業数	所得控除			投資税額控除		特別償却			合計	合計
	①件数	②件数	③適用額	④減収額	⑤件数	⑥適用額 (減収額)	⑦件数	⑧適用額	⑨減収額	(減収額見込) (④+⑥+⑨)	(適用額見込) (③+⑥+⑧)
R６年度	279	2	149,632	34,714	30	209,065	5	288,055	66,829	310,608	646,752
R７年度	288	2	149,632	34,714	32	223,003	5	288,055	66,829	324,546	660,690
R８年度	304	2	149,632	34,714	33	229,972	5	288,055	66,829	331,515	667,659
合計	－	6	448,896	104,142	95	662,040	15	864,165	200,487	966,669	1,975,101
①R7～R8平年度（拡充含む）	－	2	149,632	34,714	33	226,488	5	288,055	66,829	328,031	664,175
②合計のうち拡充分（R7～R8）		0	0	0	1	6,969	0	0	0	6,969	6,969
③(1)のうち拡充分（R7～R8）		0	0	0	1	6,969	0	0	0	6,969	6,969

税目ごとの減収額				
法人住民税			事業税	
所得控除	投資税額控除	特別償却	所得控除	特別償却
2,430	14,635	4,678	9,681	18,637
2,430	15,610	4,678	9,681	18,637
2,430	16,098	4,678	9,681	18,637
7,290	46,343	14,034	29,044	55,911
2,430	15,854	4,678	9,681	18,637
0	488	0	0	0
0	488	0	0	0

《所得控除》

仮定②　適用実績から、立地企業が「所得控除を活用する割合」は、0.8%とする。　（所得控除件数10件÷立地企業件数1,198件＝0.8%）
仮定③　適用実績から、「所得控除1件あたりの適用額」は、74,816千円とする。（所得控除額748,155千円÷所得控除件数10件＝74,816千円）
仮定④　法人税率は、23.2%として試算。

《投資税額控除》

仮定⑤　適用実績から、立地企業が「投資税額控除を活用する割合」は、10.9%とする。（投資税額控除件数130件÷立地企業件数1,198件＝10.9%）
仮定⑥　適用実績から、「投資税額控除1件あたりの適用額」は、6,969千円とする。（投資税額控除額905,950千円÷投資税額控除件数130件＝6,969千円）

《特別償却》

仮定⑥　適用実績から、立地企業が「特別償却を活用する割合」は、1.8%とする。（特別償却件数22件÷立地企業件数1,198件＝1.8%）
仮定⑦　適用実績から、「特別償却1件あたりの適用額」は、57,611千円とする。（特別償却額1,267,442千円÷特別償却件数22件＝57,611千円）
仮定⑧　法人税率は、23.2%として試算。

《法人住民税》（所得控除）（投資税額控除）（特別償却）
各年の所得控除、投資税額控除又は特別償却の減収額に7%を乗じて算定

《事業税》（所得控除）（特別償却）
各年の所得控除又は特別償却の適用額に6.47%を乗じて算定

○目標設定資料

1　現行区域における立地企業数等の状況及び特例措置の活用実績

項目	R1	R2	R3	R4	R5
①　新規立地企業数	44	20	65	15	22
②　①のうち特例措置を活用した企業数	2	0	2	1	1
③　活用割合	4.5%	0.0%	3.1%	6.7%	4.5%
④　立地企業数	223	196	251	263	265
⑤　④のうち特例措置を活用した企業数	59	40	31	17	15
⑥　活用割合	26.5%	20.4%	12.4%	6.5%	5.7%
企業増加数	-	-27	55	12	2

2　改正要望に係る（現行区域＋拡充区域）立地企業数等の状況及び特例措置の活用見込み

項目	R6	R7	R8	合計
①　新規立地企業数	22	22	29	73
②　①のうち特例措置を使用する企業数	3	3	4	10
割合	13.6%	13.6%	13.8%	－
③　立地企業数	279	288	304	871
④　③のうち特例措置を使用する企業数	37	39	40	116
割合	13.3%	13.5%	13.2%	－
単純延長分企業増加数	22	22	22	
拡充部分による企業増加数	-	0	7	

左記表を測定指標として、*令和8年末までに特例措置を活用して立地する企業数を10社とする（毎年、新規立地企業のうち10%超が特例措置を活用するものと試算）*

※①については１①の新規立地企業数のうち、コロナ禍での改廃業が落ち着いたR5と同数で算出。R8はそれに拡充分の増加数を加算して算出。
※③④ついては、別シート「適用額・減収額の見込み」の（5）合計より算出

○参考指標

1　搬出額の推移（県内、県外、海外）　（単位：百万円）

項目	R1	R2	R3	R 4	R5
国際物流拠点集積地域	22, 611	26, 205	37, 373	34, 472	36, 352
増加額		3,594	11,168	-2,901	1,880
				増加額合計	13,741
				平均増加額	3,435

2　搬出額の見込み（県内、県外、海外）　（単位：百万円）

項目	R6	R7	R8
国際物流拠点集積地域	39,787	43,222	46,657

※見込みについてはR1～R5の平均増加額3,435百万円と同額が毎年増加するものとして試算

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

○国際物流特区

（単位：千円）

年度		R1						R2						R3						R4					
対象税目		法人住民税①（②＋③）	県民税②	市町村税③	事業税計④（⑤＋⑥）	事業税⑤	地方法人特別税⑥	法人住民税①（②＋③）	県民税②	市町村税③	事業税計④（⑤＋⑥）	事業税⑤	地方法人特別税⑥	法人住民税①（②＋③）	県民税②	市町村税③	事業税計④（⑤＋⑥）	事業税⑤	地方法人特別税⑥	法人住民税①（②＋③）	県民税②	市町村税③	事業税計④（⑤＋⑥）	事業税⑤	地方法人特別税⑥
単体法人	特別償却	26,322	6,529	19,793	69,598	46,114	23,484	440	76	364	2,034	1,473	561	680	97	583	3,680	2,686	994	259	37	222	1,382	1,009	373
	投資税額控除	27,481	6,817	20,664	0	0	0	12,814	2,214	10,600	0	0	0	11,905	1,701	10,204	0	0	0	3,659	523	3,136	0	0	0
	所得控除	5,447	1,351	4,096	16,107	11,248	4,859	2,522	436	2,086	11,660	8,443	3,217	1,218	174	1,044	3,297	1,511	1,786	2,814	402	2,412	12,803	8,745	4,058
	小計	59,250	14,697	44,553	85,705	57,362	28,343	15,776	2,726	13,050	13,694	9,916	3,778	13,803	1,972	11,831	6,977	4,197	2,780	6,732	962	5,770	14,185	9,754	4,431
連結法人	特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	投資税額控除	202	50	152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	所得控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	202	50	152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	特別償却	26,322	6,529	19,793	69,598	46,114	23,484	440	76	364	2,034	1,473	561	680	97	583	3,680	2,686	994	259	37	222	1,382	1,009	373
	投資税額控除	27,683	6,867	20,816	0	0	0	12,814	2,214	10,600	0	0	0	11,905	1,701	10,204	0	0	0	3,659	523	3,136	0	0	0
	所得控除	5,447	1,351	4,096	16,107	11,248	4,859	2,522	436	2,086	11,660	8,443	3,217	1,218	174	1,044	3,297	1,511	1,786	2,814	402	2,412	12,803	8,745	4,058
	小計	59,452	14,747	44,705	85,705	57,362	28,343	15,776	2,726	13,050	13,694	9,916	3,778	13,803	1,972	11,831	6,977	4,197	2,780	6,732	962	5,770	14,185	9,754	4,431

金融庁

番号	制度名
金融庁	
金融01	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

点検結果表

（行政機関名：金融庁）

制度名	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
税　目	法人税、法人住民税
区　分	□新設　　■拡充　　■延長

(1)　達成目標　（点検結果の分類：D段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（損害保険会社が巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【金融庁の補足説明】
① 異常危険準備金の残高は今後の異常災害の発生状況に大きく依存するものであり、仮に固定的な目標値を定めた場合には、収支の状況如何にかかわらず積立を行わなければならないことになり、保険会社の経営の安定を損なうことになりかねないため、定めていない。
② ①と同様に、仮に固定的な目標達成時期を定めた場合には、収支の状況如何にかかわらず積立を行わなければならないことになり、保険会社の経営の安定を損なうことになりかねないため、定めていない。

【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2)　過去の適用数　（点検結果の分類：C段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（令和3年度及び4年度）が把握されていない。
② 過去の適用数（令和5年度）について、「19社」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
③ 過去の適用数（令和3年度及び4年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【金融庁の補足説明】
① 令和3年度・令和4年度の適用数は、それぞれ19社・20社。
② 令和５年度において、火災保険等を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社で、当該年度において当期積立額を計上している会社数。日本損害保険協会調査による。
③ 過去の適用数については、上記①②のとおり。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和3年度・令和4年度の適用数は、それぞれ19社・20社」との説明では、過去の適用数（令和3年度及び4年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3)　将来の適用数　（点検結果の分類：D段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数が予測されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【金融庁の補足説明】
① 現在の保険市場の現況に鑑みると新たに参入あるいは撤退する動きはなく、その適用数は大きく変動することはないと想定される。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「現在の保険市場の現況に鑑みると新たに参入あるいは撤退する動きはなく、その適用数は大きく変動することはないと想定される」との説明では、将来の適用数が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(4)　過去の減収額　（点検結果の分類：C段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（法人税）が税目ごとに把握されていない。
② 過去の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【金融庁の補足説明】
① 法人税の令和3年度・4年度・5年度の減収額は、それぞれ214億円、309億円、295億円。地方法人税の令和3年度、4年度、5年度の減収額は、それぞれ22億円、31億円、30億円。
　また、法人住民税の令和3年度・4年度・5年度の減収額は、それぞれ21億円・31億円・29億円。
② 令和3年度・4年度の適用額は、それぞれ1,389億円・1,846億円。日本損害保険協会による調査を元に、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に「10有効性等③減収額※3」記載の税率を乗じて減収額を算出した。
③ 過去の減収額については、上記①②のとおり。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和3年度・4年度の適用額は、それぞれ1,389億円・1,846億円。日本損害保険協会による調査を元に、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に「10有効性等③減収額※3」記載の税率を乗じて減収額を算出した」との説明では、適用額に「10有効性等③減収額※3」記載の税率を乗じても減収額の数値にならず、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額 （点検結果の分類：C段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【金融庁の補足説明】
① 評価書の「10有効性等④効果」における試算と同様の仮定を置いて試算すると、法人税の令和6年度・7年度・8年度・9年度の減収額は、それぞれ327億円・410億円・423億円・436億円。地方法人税の令和6年度・7年度・8年度・9年度の減収額は、それぞれ33億円・42億円・43億円・44億円。
また、法人住民税の令和6年度・7年度・8年度・9年度の減収額は、それぞれ32億円・41億円・42億円・44億円。
いずれも、令和5年度の収入保険料を元に、要望が実現した際の経過措置積立率12%、法人税率23.2%・地方法人税率10.3%、法人住民税10.1%と仮定を置いて算出。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（令和6年度から9年度までの法人税及び法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値（令和5年度の収入保険料）及び出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

(6) 過去の効果 （点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する過去の効果（令和3年度及び4年度）が年度ごとに把握されていない。
② 達成目標に対する過去の効果（令和3年度から5年度まで）について、「令和5年度末の異常危険準備金積立残高（無税分）は、多発する台風や集中豪雨等により、3,117億円（積立残高率：正味収入保険料の12.4%）となっており、令和3年度からの増加額は886億円、積立残高率の上昇幅は+2.8%にとどまっている。このうち、「火災・風水害」区分における異常危険準備金残高は97億円の減少（令和5年度末残高1,655億円）、残高率は13.8%から12.2%（▲1.6%）に減少している」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
③ 達成目標に対する過去の効果（令和3年度から5年度まで）について、「令和5年度末の異常危険準備金積立残高（無税分）は、多発する台風や集中豪雨等により、3,117億円（積立残高率：正味収入保険料の12.4%）となっており、令和3年度からの増加額は886億円、積立残高率の上昇幅は+2.8%にとどまっている。このうち、「火災・風水害」区分における異常危険準備金残高は97億円の減少（令和5年度末残高1,655億円）、残高率は13.8%から12.2%（▲1.6%）に減少している」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【金融庁の補足説明】
① 令和3年度・4年度の積立残高は、それぞれ2,231億円・2,816億円（積立残高率：9.5%・11.0%）と依然として非常に低い水準となっている。このうち、「火災・風水害」区分における令和3年度・4年度の積立残高は、それぞれ1,753億円・1,634億円（積立残高率：13.8%・11.3%）。
② 異常危険準備金残高は、日本損害保険協会による調査を元に、火災保険等を引き受けており、異常危険準備金の適用を受けている損害保険会社の積立残高を合算して算出している。
③ 仮に無税残高率が本則2%のみであったとした場合における令和3年度から令和5年度までの積立額は、それぞれ463億円・511億円・502億円（日本損害保険協会における調査における、令和3年度の積立額に2／6を、令和4年度及び令和5年度の積立額に、2／10（「火災・風水害」区分）、2／6（「動産総合・建設工事・貨物・運送」区分）を乗じて算出）と想定され、これは実績と比較してそれぞれ926億円・1,335億円・1,274億円少ないものとなっている。本特定措置に代替する政策手段はなく、各年度の積立額の算出根拠である正味収入保険料はほぼ一定で推移しているため、本特例措置がなかった場合と比較した異常危険準備金残高の増加分を直接的な効果とする。

【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 （点検結果の分類：C段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果（令和6年度から9年度まで）が年度ごとに予測されていない。
② 達成目標に対する将来の効果（令和6年度から9年度まで）について、「令和5年度末の「火災・風水害」区分の積立残高1,655億円（積立残高率12.2%）に対して、仮に期間を限定する形で令和7年度～9年度に、取崩基準を55%に引き上げ、取崩単位の一体化を行うとともに、「火災・風水害」区分を12%で積み立てた場合、令和9年度末の積立残高※は、1,988億円（積立残高率12.0%）程度と予測される（火災保険等全体の積立残高は、4,654億円（積立残高率15.5%）程度と予測）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 達成目標に対する将来の効果（令和7年度から9年度まで）について、「令和5年度末の「火災・風水害」区分の積立残高1,655億円（積立残高率12.2%）に対して、仮に期間を限定する形で令和7年度～9年度に、取崩基準を55%に引き上げ、取崩単位の一体化を行うとともに、「火災・風水害」区分を12%で積み立てた場合、令和9年度末の積立残高※は、1,988億円（積立残高率12.0%）程度と予測される（火災保険等全体の積立残高は、4,654億円（積立残高率15.5%）程度と予測）」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【金融庁の補足説明】
① 令和6年度末・7年度末・8年度末・9年度末の積立残高は、それぞれ3,701億円・5,206億円・6,901億円・4,654億円。このうち、「火災・風水害」区分は、それぞれ1,817億円・2,139億円・2,573億円・1,988億円（現行の積立基準に基づき令和6年度末の積立残高を算出。令和9年度末の積立と同様の仮定を置いて令和7年度末及び8年度末の積立残高を算出。）。
② 算出根拠は「10有効性等④効果※」に記載のとおり（令和6年度末の算出根拠は上記①のとおり。）。
③ 本特例措置による直接的な効果を記載しており、令和9年度末の積立残高（実績値）と比較することで事後的に効果を検証することが可能。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 （点検結果の分類：B段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。
② 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。

【金融庁の補足説明】
① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は無い。
② 令和3年度から令和5年度までの積立額について、仮に無税積立率が本則2%のみであった場合と実績（令和3年度：本則2%＋特定措置4%、令和4年度及び令和5年度：本則

2%＋特定措置8%（「火災・風水害」区分）、本則2%＋特定措置4%（「動産総合・建設工事・貨物・運送」区分））を比較した結果（上記（6）過去の効果③の【金融庁の補足説明】に記載）と、本特定措置に代替する政策手段はないことを踏まえ、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切と考える。
【点検結果】 ①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ②　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目（1）、（2）、（3）、（4）、（5）、（7）及び（8）に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税4） （法人住民税：義）（自動連動）（地方税8）
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 損害保険会社が、異常災害損失の補てんに充てるため、火災保険等※に係る正味収入保険料に積立率（本則積立率：2%、令和6年度までの経過措置：8%（「火災・風水害」区分）、4%（「動産総合・建設工事・貨物・運送」区分））を乗じて計算される額を異常危険準備金として積み立てたときに損金算入できる。 また、正味収入保険料に洗替保証率（30%）を乗じて計算される額までを積み立てることができる。 ※火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送の各保険をいう。
			《要望の内容》 令和6年度末までの「火災・風水害」及び「動産総合・建設工事・貨物・運送」の区分に係る無税積立率の割増措置を延長すること。 低水準となっている残高を早期回復し、高額化する保険金支払いを踏まえた残高を確保する観点から各保険区分の取崩単位を一本化するとともに、取崩基準損害率を 55%（現行 50%）に引き上げること。 「火災・風水害」の区分の無税積立率を 12%（現行 10%）に、洗替保証率を 40%（現行 30%）に引き上げること。
			《関係条項》 租税特別措置法 57 条の 5、租税特別措置法施行令 33 条の 2、租税特別措置法施行規則 21 条の 12
5	担当部局		金融庁企画市場局総務課保険企画室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和3年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯		• 制度創設　昭和 28 年度 • 無税積立率の変遷 昭和 28 年度：10%、昭和 32 年度：7%、昭和 51 年度：5%、 昭和 53 年度：4%、昭和 55 年度：2%、 平成 8 年度：3%、 平成 17 年度：4%、 平成 25 年度：5%（残高率 30%超の場合は 2%）、 令和　元年度：6%（残高率 30%超の場合は 2%） 令和 4 年度：「火災・風水害」区分：10%・「動産総合・建設工事・貨物・運送」区分：6%（残高率 30%超の場合は 2%））、賠償責任は 2% • 洗替保証率の変遷 昭和 28 年度：100%（累積限度額）、 昭和 36 年度：50%（洗替保証率導入）、 昭和 51 年度：35%、平成 8 年度：34%、 平成 14 年度：32%、平成 15 年度：30%
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。 損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実に保険金支払いを行うという社会的使命を担っており、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払原資（経営の健全性）を確保する必要がある。
			《政策目的の根拠》 保険会社等は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。（保険業法第 116 条等）
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本政策Ⅱ　利用者の保護と利用者利便の向上 施策1　利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 損害保険会社が巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 損害保険会社の健全性を確保するためには、巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができる必要がある。
10	有効性等	① 適用数	19 社 ※令和5年度において、火災保険等を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社
		② 適用額	1,776 億円 ※令和5年度において、火災保険等を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の当期積立額
		③ 減収額	

年度	国税	地方税
令和 3年度	▲237 億円 （207 億円）	▲21 億円 （18 億円）
令和 4年度	▲341 億円 （320 億円）	▲31 億円 （29 億円）

令和 5年度	▲326 億円 （362 億円）	▲29 億円 （33 億円）

※1 カッコ内は各年度の取崩しに伴う益金算入による増収額。
※2 火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に以下の税率を乗じて「減収額」を算出した。
※3 「国税」には法人税及び地方法人税の額を、「地方税」には法人住民税（法人税割）の額を記載している。
法人税【国税】の税率は、令和3年度以降：23.2%。
地方法人税【国税】の税率（法人税額に乗じる）は、令和3年度以降 10.3%
法人住民税（法人税割）【地方税】の税率（法人税額に乗じる）は、令和3年度：10.05%、令和4年度：10.08%、令和5年度：10.1%（日本損害保険協会加盟会社全社の実効税率）。

巨大自然災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後 10 年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間でみると税収減とはならない。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
令和5年度末の異常危険準備金積立残高（無税分）は、多発する台風や集中豪雨等により、3,117 億円（積立残高率：正味収入保険料の 12.4%）となっており、令和3年度からの増加額は 886 億円、積立残高率の上昇幅は＋2.8%にとどまっている。このうち、「火災・風水害」区分における異常危険準備金残高は 97 億円の減少（令和5年度末残高 1,655 億円）、残高率は 13.8%から 12.2%（▲1.6%）に減少している。
過去、無税積立率が2%（昭和 55～平成7年度）ないし3%（平成8～16 年度）であった時期においては、平成3年度の台風 19 号襲来時、平成 16 年度の複数の台風襲来時に大きく取崩しを行い、巨大自然災害に対する準備金としての一定の機能を果たしてきた。
さらに、自然災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、無税積立率は平成 25 年度には5%、令和元年度には6%、令和4年度には「①火災・風水害」、「②動産総合・建設工事・貨物・運送」、「③賠償責任保険」の3区分に分割されたうえで、積立率は①が 10%、②が6%、③が2%とされ、多発する台風や集中豪雨に際して、その準備金としての機能を果たしている。
このように、自然災害が激甚化・頻発化する中で、制度の意義は大きくなっているが、現状を見ると、「火災・風水害」区分は、恒常的に取崩が生じているため、積立残高率は 12.2%と低い水準となっており、「火災・風水害」区分は枯渇状態が続いている状況であるところ、今後の巨大自然災害の発生に対応するために、自然災害やサイバーリスクなど、様々な巨大災害リスクに対する異常危険準備金を統合一体的に運用し、リスク分散効果を活用することがより望ましく、無税積立率の割増措置の延長及び取崩の一本化、取崩基準損害率の引き上げるとともに、「火災・風水害」の区分の無税積立率の引き上げを行う必要がある。
なお、洗替保証率（30%）については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、巨大自然災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。
現行制度の 30%（業界全体で 7,500 億円レベル）については、平成3年度の台風 19 号、平成 16 年度の複数の台風、平成 23 年度の複数の災害、平成 30 年度の台風 21 号、令和元年度の台風 19 号への保険金支払いを考慮すれば、十分とは言えない状況となっている。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
令和5年度末の「火災・風水害」区分の積立残高 1,655 億円（積立残高率 12.2%）に対して、仮に期間を限定する形で令和7年度～9年度に、取崩基準を 55%に引き上げ、取崩単位の一体化を行うとともに、「火災・風水害」区分を 12%で積み立てた場合、令和9年度末の積立残高※は、1,988 億円（積立残高率 12.0%）程度と予測される（火災保険等全体の積立残高は、4,654 億円（積立残高率 15.5%）程度と予測）。
なお、シミュレーションでは、5年に1度の大規模自然災害が令和9年度に発生するとの仮定を置いているため、同年度末の積立残高は上記のとおりと予測されるが、その後の平常時は確実に残高が蓄積し、令和 13 年度末の積立残高は、5,171 億円（積立残高率 27.7%）程度と予測される（火災保険等全体の積立残高は、11,949 億円（積立残高率 35.0%）程度と予測）。
※令和9年度の積立残高は、令和7年度から9年度まで、①取崩基準を 55%に引き上げ、②取崩単位を一体化、③「火災・風水害」区分を 12%で積立、④各年の正味収入保険料や損害率は損害保険各社が経営管理等で用いている将来収支予測（次期業績予想や中期経営計画等の基礎）をベストエフォートベースで集計・算出（今後の火災保険料率（参考純率）引上げも織り込み済み）。火災区分については5年に一度（令和9年度）において平成 30 年度・令和元年度と同程度の異常災害が発生する前提で損害率を推計。

⑤ 税収減を是認する理由等

異常危険準備金を積み立てることにより、平成3年度、平成 16 年度、平成 23 年度、平成 26 年度といった巨大自然災害が頻発した年度においても、また、平成 30 年度以降の自然災害が更に激甚化・頻発化している状況においても、保険金支払いを確実なものとしており、準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる。
なお、巨大自然災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後 10 年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間でみると税収減とはならない。
また、本措置により保険金を円滑に一般企業等に支払うことは、巨大自然災害時における税収減をカバーするなど、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。

11 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

異常危険準備金については、保険業法に基づき、各事業年度の積立に係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であるこ

			とから、本措置による支援が必要である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	全国各地で生じる巨大自然災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な保険金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
12	有識者の見解		―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月（R3金融 01）

厚生労働省

番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等
厚労02	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長
厚労03	社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し
厚労04	生活衛生同業組合等に係る法人住民税の免除措置の適用
厚労05	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
厚労06	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

点検結果表

（行政機関名：厚生労働省）

制度名	医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	□新設　　□拡充　　■延長

(1)　達成目標　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標（年間の時間外・休日労働時間が1,860時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024年4月までに0%とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
②　達成目標（2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、対前年度で時間外・休日労働時間が年960時間を超える暫定的な特例水準が適用される医師の時間外・休日労働時間を減少させ、2027年に1,635時間とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。

【厚生労働省の補足説明】
①　事前評価書を修正しました。
②　事前評価書を修正しました。

【点検結果】
①・②　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2)　過去の適用数　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標（「年間の時間外・休日労働時間が1,860時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024年4月までに0%とする」及び「2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、対前年度で時間外・休日労働時間が年960時間を超える暫定的な特例水準が適用される医師の時間外・休日労働時間を減少させ、2027年に1,635時間とする」）に係る過去の適用数（令和元年度及び2年度）について、算定根拠（計算に用いた数値の出典）が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】
①　事前評価書を修正しました。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3)　将来の適用数　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標（「各医療機関の対応方針の策定率を100%」、「2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合を100%」及び「各医療機関の対応方針の実施率を100%とする」）に係る将来の適用数（令和6年度から8年度まで）について、「令和6年度以降の実績は、各医療機関の対応方針の実施が進み、再編等の増加が見込まれることを勘案して算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】
①　事前評価書を修正するとともに、追加資料を提出いたします。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4)　過去の減収額　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標（「各医療機関の対応方針の策定率を100%」、「2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合を100%」及び「各医療機関の対応方針の実施率を100%とする」）に係る過去の減収額（法人住民税）が把握されていない。
②　達成目標（高額な医療機器への設備投資額の割合が平成25年（消費税8%引上げ前）水準（1.9%）と同水準以上）に係る過去の減収額（法人住民税）が把握されていない。
③　達成目標（「年間の時間外・休日労働時間が1,860時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024年4月までに0%とする」及び「2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、対前年度で時間外・休日労働時間が年960時間を超える暫定的な特例水準が適用される医師の時間外・休日労働時間を減少させ、2027年に1,635時間とする」）に係る過去の減収額（令和2年度から5年度までの法人住民税）が年度ごとに把握されていない。
④　達成目標（「年間の時間外・休日労働時間が1,860時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024年4月までに0%とする」及び「2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、対前年度で時間外・休日労働時間が年960時間を超える暫定的な特例水準が適用される医師の時間外・休日労働時間を減少させ、2027年に1,635時間とする」）に係る過去の減収額（令和元年度の法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
⑤　達成目標（「年間の時間外・休日労働時間が1,860時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024年4月までに0%とする」及び「2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、対前年度で時間外・休日労働時間が年960時間を超える暫定的な特例水準が適用される医師の時間外・休日労働時間を減少させ、2027年に1,635時間とする」）に係る過去の減収額（令和元年度及び2年度の法人税）について、「令和3～4年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の適用額に法人税率23.2%、令和5～8年度は都道府県へのヒアリングで把握した適用見込額に法人税率23.2%を乗じて算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
⑥　達成目標（「年間の時間外・休日労働時間が1,860時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024年4月までに0%とする」及び「2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、対前年度で時間外・休日労働時間が年960時間を超える暫定的な特例水準が適用される医師の時間外・休日労働時間を減少させ、2027年に1,635時間とする」）に係る過去の減収額（令和元年度及び2年度の法人事業税）について、算定根拠（算定の基礎となる適用額の出典）が明らかにされていない。
⑦　達成目標（「年間の時間外・休日労働時間が1,860時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024年4月までに0%とする」及び「2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、対前年度で時間外・休日労働時間が年960時間を超える暫定的な特例水準が適用される医師の時間外・休日労働時間を減少させ、2027年に1,635時間とする」）に係る過去の減収額（令和元年度から5年度までの法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑧　達成目標（「各医療機関の対応方針の策定率を100%」、「2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合を100%」及び「各医療機関の対応方針の実施率を100%とする」）に係る過去の減収額（令和元年度から5年度までの法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑨　達成目標（高額な医療機器への設備投資額の割合が平成25年（消費税8%引上げ前）水準（1.9%）と同水準以上）に係る過去の減収額（令和元年度及び2年度の法人税及び

法人事業税）について、「「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、「医療施設調査結果」等より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】
① 事前評価書を修正しました。
② 事前評価書を修正しました。
③ 事前評価書を修正しました。
④ 事前評価書を修正するとともに、追加資料を提出します。
⑤ 事前評価書を修正するとともに、追加資料を提出します。
⑥ 事前評価書を修正するとともに、追加資料を提出します。
⑦ 事前評価書を修正するとともに、追加資料を提出します。
⑧ 事前評価書を修正するとともに、追加資料を提出します。
⑨ 別紙の記載を令和元年度からの記載に修正しました。

【点検結果】
①～⑨ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) **将来の減収額** （点検結果の分類：C段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（「年間の時間外・休日労働時間が1,860時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024年4月までに0%とする」及び「2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、対前年度で時間外・休日労働時間が年960時間を超える暫定的な特例水準が適用される医師の時間外・休日労働時間を減少させ、2027年に1,635時間とする」）に係る将来の減収額（法人住民税）が予測されていない。
② 達成目標（「各医療機関の対応方針の策定率を100%」、「2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合を100%」及び「各医療機関の対応方針の実施率を100%とする」）に係る将来の減収額（法人住民税）が予測されていない。
③ 達成目標（高額な医療機器への設備投資額の割合が平成25年（消費税8%引上げ前）水準（1.9%）と同水準以上）に係る将来の減収額（法人住民税）が予測されていない。
④ 達成目標（「年間の時間外・休日労働時間が1,860時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024年4月までに0%とする」及び「2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、対前年度で時間外・休日労働時間が年960時間を超える暫定的な特例水準が適用される医師の時間外・休日労働時間を減少させ、2027年に1,635時間とする」）に係る将来の減収額（令和6年度から8年度までの法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑤ 達成目標（「各医療機関の対応方針の策定率を100%」、「2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合を100%」及び「各医療機関の対応方針の実施率を100%とする」）に係る将来の減収額（令和6年度から8年度までの法人税）について、「令和6年度以降の実績は、各医療機関の対応方針の実施が進み、再編等の増加が見込まれることを勘案して算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
⑥ 達成目標（「各医療機関の対応方針の策定率を100%」、「2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合を100%」及び「各医療機関の対応方針の実施率を100%とする」）に係る将来の減収額（令和6年度から8年度までの法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】
① 事前評価書を修正しました。
② 事前評価書を修正しました。
③ 事前評価書を修正しました。
④ 事前評価書を修正するとともに、追加資料を提出します。
⑤ 事前評価書を修正するとともに、追加資料を提出します。
⑥ 事前評価書を修正するとともに、追加資料を提出します。

【点検結果】
①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
⑤・⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（令和6年度から8年度まで）の算定根拠（算定の基礎となる適用額の計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) **過去の効果** （点検結果の分類：B段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（2025年（令和7年）における病床数に対する実際に増減された病床数の割合を前年度と比較して低下させ、2025年度中に100%とする）に対する過去の効果（令和3年度）が年度ごとに把握されていない。
② 所期の達成目標（重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を2023度末までに100%とする）に対する過去の効果（令和3年度及び4年度）が年度ごとに把握されていない。
③ 所期の達成目標（地域医療構想調整会議の開催回数を2024年度末までに約2,000回を本特例措置の適用期間の目標として設定する）に対する過去の効果（令和3年度及び4年度）が年度ごとに把握されていない。
④ 所期の達成目標（2025年（令和7年）における病床数に対する実際に増減された病床数の割合を前年度と比較して低下させ、2025年度中に100%とする）に対する過去の効果について、「病床機能報告の結果を用いて算出」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
⑤ 所期の達成目標（年間の時間外・休日労働時間が1,860時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024年4月までに0%とする）に対する過去の直接的な効果について、「都道府県を通じて医療機関に聞き取りを行ったところ、本制度適用医療機関においては、労働時間短縮に資する機器を導入する前の時間外労働時間（3ヶ月平均）と比べて、設備導入後は医師の時間外労働時間が約30時間削減された事例もあるなど医師の時間外労働時間が減少傾向となっており、一定の効果が得られている」と説明されているが、過去の効果（「令和6年4月時点で副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間が年通算1,860時間相当見込みの人数」について、令和4年9月時点では約300人だったものが令和5年7月には約80人、令和6年3月には1人となり、この1人についても、都道府県を通じて令和6年4月以降は解消される見込み）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑥ 所期の達成目標（2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、2027年に1,635時間、2030年に1,410時間、2033年には1,185時間をそれぞれ段階的な目標として設定する）に対する過去の直接的な効果について、「都道府県を通じて医療機関に聞き取りを行ったところ、本制度適用医療機関においては、労働時間短縮に資する機器を導入する前の時間外労働時間（3ヶ月平均）と比べて、設備導入後は医師の時間外労働時間が約30時間削減された事例もあるなど医師の時間外労働時間が減少傾向となっており、一定の効果が得られている」と説明されているが、過去の効果（機器を導入する前の医師の時間外・休日労働時間（3ヶ月平均）と比べて、機器導入後は約30時間削減された事例もあるなど一定の効果が得られている）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑦ 所期の達成目標（2025年（令和7年）における病床数に対する実際に増減された病床数の割合を前年度と比較して低下させ、2025年度中に100%とする）に対する過去の効果について、「病床機能計及び高度急性期・急性期・回復期・慢性期それぞれにおいて、2025年の必要量に近づいており、全体として乖離は縮小するなど、医療機関における病床の機能分化・連携の取組が着実に進んでおり」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑧ 所期の達成目標（重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を2023度末

までに100%とする）に対する過去の直接的な効果について、「都道府県への調査結果によると、前適用期間中の目標「地域医療構想調整会議の開催回数を約2,000回」については既に開催済であり、「重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を2023年度末までに100%」については概ね全ての構想区域で判断済であることから、再編の検討に当たっては、医療機関の財政的負担の軽減も考慮される事項であるため、本措置が目標達成に寄与したものと考えられる」と説明されているが、過去の効果（「重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を2023年度末までに100%」については概ね全ての構想区域で判断済）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑨　所期の達成目標（地域医療構想調整会議の開催回数を2024年度末までに約2,000回を本特例措置の適用期間の目標として設定する）に対する過去の直接的な効果について、「都道府県への調査結果によると、前適用期間中の目標「地域医療構想調整会議の開催回数を約2,000回」については既に開催済であり、「重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を2023年度末までに100%」については概ね全ての構想区域で判断済であることから、再編の検討に当たっては、医療機関の財政的負担の軽減も考慮される事項であるため、本措置が目標達成に寄与したものと考えられる」と説明されているが、過去の効果（「地域医療構想調整会議の開催回数を約2,000回」については既に開催済）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【厚生労働省の補足説明】

①　事前評価書を修正しました。

②　事前評価書を修正しました。

③　事前評価書を修正しました。

④　追加資料を提出いたします。

⑤　医療機関における医師の労働時間の短縮については、当該税制措置を含む医療機関のマネジメント改革（意識改革、タスクシフト・タスクシェアの推進、複数主治医制の導入等）の取組を複合的に進めた結果であり、こうした取組方法は「医師の働き方改革に関する検討会」報告書でも記載されています。

　また、医療機関の規模、機能、地域の医療需要等によっても労働時間の短縮の程度は異なるため、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果の把握は難しいものの、無作為に抽出した医師を対象としたアンケート調査における「電子カルテやタブレット端末等のＩＣＴ、ＩＯＴ技術を活用した業務効率化・省力化に取り組んでいる」と回答した割合が令和元年度から令和5年度にかけて約3%（約30%→約33%）増加しており、こうした取組に伴って長時間労働の医師数の減少や労働時間の短縮が進んでいることから、本税制を適用して医療機関における機器等の導入を推進することで、医療機関における勤務環境の改善が更に進むと考えています。

　なお、令和5年5月31日付で「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について（厚生労働省医政局長通知）」を改正し、報告書に本税制を適用した医療機関における機器等による労働時間短縮効果を把握するための記載欄を設けており、こうした取組を通じて、今後は可能な範囲で本制度の直接的な効果を把握していくこととしています。

⑥　医療機関における医師の労働時間の短縮については、当該税制措置を含む医療機関のマネジメント改革（意識改革、タスクシフト・タスクシェアの推進、複数主治医制の導入等）の取組を複合的に進めた結果であり、こうした取組方法は「医師の働き方改革に関する検討会」報告書でも記載されています。

　また、医療機関の規模、機能、地域の医療需要等によっても労働時間の短縮の程度は異なるため、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果の把握は難しいものの、無作為に抽出した医師を対象としたアンケート調査における「電子カルテやタブレット端末等のＩＣＴ、ＩＯＴ技術を活用した業務効率化・省力化に取り組んでいる」と回答した割合が令和元年度から令和5年度にかけて約3%（約30%→約33%）増加しており、こうした取組に伴って長時間労働の医師数の減少や労働時間の短縮が進んでいることから、本税制を適用して医療機関における機器等の導入を推進することで、医療機関における勤務環境の改善が更に進むと考えています。

　なお、令和5年5月31日付で「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について（厚生労働省医政局長通知）」を改正し、報告書に本税制を適用した医療機関における機器等による労働時間短縮効果を把握するための記載欄を設けており、こうした取組を通じて、今後は可能な範囲で本制度の直接的な効果を把握していくこととしています。

⑦　本制度の利用については、各医療機関が経営判断に基づき行うものであり、赤字や利益率が低いとそもそも本制度の利用に至らない為、病床再編を行う医療機関が必ずしも本制度を利用するとは限らない状況です。本制度の利用の推進を促すリーフレットの配布による本件制度の利用促進、地域医療介護総合確保基金や重点支援区域の選定等の総合的な支援を行うことで、病床の機能分化・連携を進めてきたものです。措置が設置された当初と比較して病床機能の分化が進んでおり、限られた件数ではあるが本件の利用件数も数件あることから、病床の機能分化・連携に一定の効果が認められます。

⑧　本制度の利用については、各医療機関が経営判断に基づき行うものであり、赤字や利益率が低いとそもそも本制度の利用に至らない為、病床再編を行う医療機関が必ずしも本制度を利用するとは限らない状況です。地域医療構想の推進に当たっては、本制度の利用の推進を促すリーフレットの配布による本件制度の利用促進に加え、地域医療介護総合確保基金等の総合的な支援を行ってきたところです。本件の制度単体での効果検証は困難ではありますが、黒字の医療機関にとって病床再編時のキャッシュアウトを抑えることに資する本制度は、調整会議の開催回数や重点支援の設定に一致の効果があったと認められます。

⑨　本制度の利用については、各医療機関が経営判断に基づき行うものであり、赤字や利益率が低いとそもそも本制度の利用に至らない為、病床再編を行う医療機関が必ずしも本制度を利用するとは限らない状況です。地域医療構想の推進に当たっては、本制度の利用の推進を促すリーフレットの配布による本件制度の利用促進に加え、地域医療介護総合確保基金等の総合的な支援を行ってきたところです。本件の制度単体での効果検証は困難ではありますが、黒字の医療機関にとって病床再編時のキャッシュアウトを抑えることに資する本制度は、調整会議の開催回数や重点支援の設定に一致の効果があったと認められます。

【点検結果】

①～④　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤～⑨　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7)　**将来の効果**　（**点検結果の分類：Ｄ段階**）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

①　達成目標（各医療機関の対応方針の実施率を100%とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

②　達成目標（2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、対前年度で時間外・休日労働時間が年960時間を超える暫定的な特例水準が適用される医師の時間外・休日労働時間を減少させ、2027年に1,635時間とする）に対する将来の効果について、「労働時間短縮に資する設備等の新規導入や更新を行うことで、限られた人員の中で医療機能を維持しながら労働時間を短縮する効果が更に高まる」と説明されているが、定量的に予測されていない。

③　達成目標（2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合を100%）に対する将来の効果について、「病床機能計及び高度急性期・急性期・回復期・慢性期それぞれにおいて、2025年の必要量に近づいており、全体として乖離は縮小するなど、医療機関における病床の機能分化・連携の取組が着実に進んでおり、令和8年3月末にかけて、更に乖離が縮小すると見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されていない。

④　達成目標（各医療機関の対応方針の策定率を100%）に対する将来の効果について、「令和8年3月末時点では100%になると見込まれる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

⑤　達成目標（各医療機関の対応方針の策定率を100%）に対する将来の効果について、「公立公的等を除いたその他医療機関の対応方針については、令和6年3月末時点で「合意・検証済」の割合が医療機関単位で90%、病床単位で95%となっているなど、取組が進められており、令和8年3月末時点では100%になると見込まれる」と説明されているが、予測される将来の適用数5件（令和6年度から8年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
⑥　達成目標（2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合を100%）に対する将来の効果について、「病床機能計及び高度急性期・急性期・回復期・慢性期それぞれにおいて、2025年の必要量に近づいており、全体として乖離は縮小するなど、医療機関における病床の機能分化・連携の取組が着実に進んでおり、令和8年3月末にかけて、更に乖離が縮小すると見込まれる」と説明されているが、予測される将来の適用数5件（令和6年度から8年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】
①　昨今の建築費の高騰等により、病床の再編が決定しているものの実施に至っていない病院があると認識しており、今後具体的なニーズの把握に努める予定です。
②　医療機関における医師の労働時間の短縮については、当該税制措置を含む医療機関のマネジメント改革（意識改革、タスクシフト・タスクシェアの推進、複数主治医制の導入等）の取組を複合的に進めた結果であり、こうした取組方法は「医師の働き方改革に関する検討会」報告書でも記載されています。
　また、医療機関の規模、機能、地域の医療需要等によっても労働時間の短縮の程度は異なるため、達成目標に対する本税制の将来の効果について定量的に把握することは難しいものの、無作為に抽出した医師を対象としたアンケート調査における「電子カルテやタブレット端末等のＩＣＴ、ＩＯＴ技術を活用した業務効率化・省力化に取り組んでいる」と回答した割合が令和元年度から令和5年度にかけて約3%（約30%→約33%）増加しており、こうした取組に伴って、時間外・休日労働時間が960時間を超える病院の常勤勤務医の割合が令和元年から令和4年にかけて約17%（約38%→約21%）減少している。このため、上記の外的要因等があるものの、本税制を適用した医療機関における機器等の導入等複合的な取組を推進することで、将来的にも単年度平均で約6%程度の減少が続き、達成目標に向けて医療機関における勤務環境の改善が更に進むと考えています。
③　事前評価書を修正しました。
④　対応方針の策定率については、令和6年3月末時点で95%（病床単位）。未策定の医療機関に関しては、約3割がコロナ対応を踏まえて検討中で、残りの約7割は通常業務の多忙や調査への未回答（※）という状況です。約7割の未回答等の医療機関の今後の策定状況については不詳ではありますが、未回答の約3割についてはコロナ対応も収束していることから、対応方針の策定が見込まれ、策定割合については100%により近づくことが予想されます。
　※　第15回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ「地域医療構想の進捗等について」による
⑤　本制度の利用については、各医療機関が経営判断に基づき行うものであり、赤字や利益率が低いとそもそも本制度の利用に至らない為、病床再編を行う医療機関が必ずしも本制度を利用するとは限らない状況ではありますが、本制度の利用の推進を促すリーフレットの配布による本件制度の利用促進、地域医療介護総合確保基金や重点支援区域への支援等、地域医療構想推進の総合的支援を行ってきた結果、「合意・検証済」の割合が医療機関単位で90%、病床単位で95%となっており、支援の効果が認められているところです。
　本制度の利用促進を継続すると共に、モデル推進区域へのアウトリーチの伴奏支援等も行うことで令和8年3月末時点での100%達成を目指すものです。
⑥　本制度の利用については、各医療機関が経営判断に基づき行うものであり、赤字や利益率が低いとそもそも本制度の利用に至らない為、病床再編を行う医療機関が必ずしも本制度を利用するとは限らない状況ではありますが、本制度の利用の推進を促すリーフレットの配布による本件制度の利用促進、地域医療介護総合確保基金や重点支援区域への支援等、地域医療構想推進の総合的支援を行ってきた結果、「合意・検証済」の割合が医療機関単位で90%、病床単位で95%となっており、支援の効果が認められているところです。
　本制度の利用促進を継続すると共に、モデル推進区域へのアウトリーチの伴奏支援等も行うことで令和8年3月末時点での100%達成を目指すものです。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「病床の再編が決定しているものの実施に至っていない病院があると認識」との説明では、将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。
　また、将来の効果について、「昨今の建築費の高騰等」と説明されているが、予測される将来の適用数５件（令和６年度から８年度まで）は、10 件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。
②　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「時間外・休日労働時間が 960 時間を超える病院の常勤勤務医の割合が令和元年から令和４年にかけて約 17%（約 38%→約 21%）減少している。このため、上記の外的要因等があるものの、本税制を適用した医療機関における機器等の導入等複合的な取組を推進することで、将来的にも単年度平均で約 6%程度の減少が続き、達成目標に向けて医療機関における勤務環境の改善が更に進む」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「2015 年から 2021 年度、2022 年度、2023 年度にかけての乖離率の変化と 2025 年の見込」との説明では、将来の効果（令和６年度）が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。
④　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
⑤・⑥　「本制度の利用については、各医療機関が経営判断に基づき行うものであり、赤字や利益率が低いとそもそも本制度の利用に至らない為、病床再編を行う医療機関が必ずしも本制度を利用するとは限らない状況」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8)　他の政策手段　（**点検結果の分類**：Ｂ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標（「各医療機関の対応方針の策定率を100%」、「2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合を100%」及び「各医療機関の対応方針の実施率を100%とする」）について、政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。

【厚生労働省の補足説明】
①　地域医療構想の実現のための工事費用は、地域医療介護総合確保基金の対象となっているが、都道府県負担が生じるため、全ての再編・統合等の事例について必ずしも交付決定がされるわけではない。このため、発生した工事費用から、地域医療介護総合確保基金の充当分を除いた金額を、特別償却の対象とすることで支援に網羅性を持たせている。

【点検結果】
①　「地域医療構想の実現のための工事費用は、地域医療介護総合確保基金の対象となっているが、都道府県負担が生じるため、全ての再編・統合等の事例について必ずしも交付決定がされるわけではない。このため、発生した工事費用から、地域医療介護総合確保基金の充当分を除いた金額を、特別償却の対象とすることで支援に網羅性を持たせている」との説明では、政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この

点を課題とする。

点検項目(5)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

減収額の試算（医師等働き方改革関係）

○　令和６年５月１日時点の特定労務管理対象機関（※）は 443 施設（各都道府県 HP から集計）

※　医療法に基づき、都道府県知事の指定を受けることで時間外・休日労働時間の上限規制に係る特例水準の適用を受ける医療機関

○そのうち、法人税等の対象になっている医療法人立等の医療機関は約 90 施設

○うち、黒字病院は約３割（第 23 回医療施設実態調査より）。

○よって、令和６適用申請見込みの医療機関数は 90×0.3=約 30 施設

○30 施設（令和６～８年度で申請が見込まれる医療機関数）

×　令和元～５年度の１件当たり平均適用額（見込みを含む。12,565,385 円）
＝376,961,538 円

○適用額に法人税率 23.2%を乗じて減収額を試算

376,961,538 円（適用額）×0.232(法人税率)＝約 87,456,000 円（減収額）

約 87,456,000 円（減収額）÷３カ年（令和６～８年度）
＝約 29,152,000 円（単年度）

○よって、各年度の減収額見込みは以下の通り。

令和５年度（都道府県ヒアリングベース）:約 30,856,000 円

令和６～８年度:約 29,152,000 円

○なお、法人事業税及び法人住民税については、上記金額にそれぞれの基準税率（6.6%及び 7.0%）を乗じて算出

＜法人事業税＞

令和５年度（都道府県ヒアリングベース）
:約 133,000,000 円（適用額）×6.6%　＝　8,778,000 円

令和６～８年度:約 125,654,000 円（適用額）×6.6%　＝　8,293,154 円

＜法人住民税＞

令和５年度（都道府県ヒアリングベース）
:約 30,856,000 円　×7.0%　＝　2,159,920 円

令和６～８年度:約 29,152,000 円　×7.0%　＝　2,040,640 円

R６.９提出　利用状況調査(構想適合病院用建物等)　積算

算出式

算出根拠・備考

①取得価額
・特償実施額（適用額）
・件数

（百万円/件）	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和5年	令和6～8年度
取得価額	13	2,084	2,129	0	411	9,937
適用額	1	167	170	0	33	795
件数	1	3	2	0	1	15
算出根拠	（ｉ）	（ｉ）	（ｉ）	（ｉ）	（ⅱ）	（ⅲ）

↑自動計算

（ｉ）Ｒ１・２・３・４は以下を参照した実績値（財務省ＨＰ）
○適用実態調査結果　https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/index.htm

（ⅱ）Ｒ５は都道府県へのアンケート結果
・当初、大阪府と高知県が該当ということだったが、大阪府は適用されていない情報。
があるため、高知県の実績のみ記載

②特償対象取得価額
・件数

（ⅲ）R6.3時点の民間病院の対応方針の措置済割合が医療機関ベースで41%であり、
41%は令和５年度までに特別償却を受けていると仮定し、残り59%が令和６～８年度にかけて
対応方針が措置済となり、特別償却に対象になると想定。
41%のうち、７件が特別償却を受けていることから、単純計算すると59%のうち、
10件が特別償却を受けることになるが、特別償却制度の周知等も行っているため、
10件の1.5倍の15件が令和６～８年度にかけて、特別償却を受けるものとする。

③減収見込額

（百万円/件）	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和6～8年度
適用額	1	167	170	0	33	795
法人税率	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%
取得税率						
法人事業税率	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%
減収額（法人税）	0.2	38.7	39.5	0.0	7.6	184.4
減収額（取得税）						
減収額（法人事業税）	0.1	11.0	11.2	0.0	2.2	52.5

病床数と乖離率の変化

（単位：万床）

	2015年	乖離	2021年	乖離	2022年	乖離	2023年	乖離	2025年（見込）	乖離	2025推計
合計	125.1	*5.0%*	121.0	*1.6%*	119.8	*0.6%*	119.3	*0.2%*	119.0	*-0.1%*	119.1
高度急性期	16.9	*30.0%*	15.5	*19.2%*	15.7	*20.8%*	16.0	*23.1%*	16.2	*24.9%*	13.0
急性期	59.6	*48.6%*	54.9	*36.9%*	53.4	*33.0%*	52.5	*30.9%*	51.8	*29.1%*	40.1
回復期	13.0	*-65.4%*	19.3	*-48.6%*	19.9	*-47.0%*	20.4	*-45.7%*	21.1	*-43.7%*	37.5
慢性期	35.5	*25.1%*	31.2	*10.0%*	30.8	*8.5%*	30.3	*6.8%*	29.7	*4.7%*	28.4

※各年度の病床数は、病床機能報告による

【別添】

4月消費税8%（H26）↓　10月消費税10%（R元）↓　コロナ（R2）↓

＜①設備投資額の状況＞

（千円）

年度	1施設当たりの設備投資額															
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
一般病院	54,386	53,294	66,469	49,928	41,998	42,772	34,850	36,431	49,833	54,011	66,179	67,217	54,738	55,244	55,750	56,257
一般診療所	2,592	2,260	1,765	2,569	1,454	1,546	1,703	2,147	1,673	2,072	1,853	1,934	1,714	1,676	1,637	1,599
歯科診療所	2,237	2,228	2,435	2,331	778	993	1,531	1,016	1,744	1,005	1,756	1,743	1,164	1,089	1,014	940

（出典）　第19回　第20回　第21回　第22回　第23回　第24回

医療経済実態調査 19回～24回 「設備投資額の状況」より
一般診療所、歯科診療所は掲載数字を記載。一般病院は各病院を合算した投資額および回答施設数に、
同資料病院調査の医療法人および個人病院の医療減価償却費と回答施設数の全体に占める割合を乗じて算出。
医療経済実態調査 19回～24回 「設備投資額の状況」から得られた設備投資額に年度を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR5～R8の設備投資額を推計（R4までは実績値）

500万円以上医療機器割合：病院89.8%、診療所38.5%、歯科41.1%

（千円）

年度	1施設当たりの500万円以上設備投資額															
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
一般病院	48,839	47,858	59,689	44,835	37,714	38,410	31,295	32,715	44,750	48,502	59,428	60,361	49,155	49,609	50,064	50,518
一般診療所	998	870	680	989	560	595	656	827	644	798	713	745	660	645	630	616
歯科診療所	919	916	1,001	958	320	408	629	418	717	413	722	716	478	448	417	386

医療機関等の設備投資に関する調査結果（500万円以上の医療機器割合）より
施設種類毎の500万円医療機器割合を設備投資額①に乗じて算出。（一般病院①×89.8%、診療所①×38.5%、歯科①×41.1%）

＜②医業収益の状況＞

（千円）

年度	1施設当たりの医業収益															
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
一般病院	1,667,853	1,681,411	1,857,074	1,895,644	1,898,206	1,903,261	1,800,298	1,824,209	1,817,283	1,799,751	1,905,672	1,939,569	1,920,910	1,934,509	1,948,108	1,961,706
一般診療所	126,168	128,033	130,056	129,842	146,255	146,496	157,129	157,179	148,479	142,486	158,397	164,381	165,421	168,628	171,835	175,042
歯科診療所	48,133	48,514	48,595	48,794	60,354	59,408	66,773	68,079	73,326	73,262	68,911	69,065	77,912	80,499	83,085	85,671

（出典）
医療経済実態調査19回～24回　一般病院（集計1）、一般診療所（集計2）、歯科診療所（集計2）より
一般診療所と歯科診療所は掲載医業収益額を記載。一般病院は医療法人と個人の医業収益と回答施設数から加重平均して算出。
医療経済実態調査 19回～24回　から得られた医業収益に年度を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR5～R8の医業収益を推計（R4までは実績値）

＜③設備投資額／医業収益（①÷②）＞

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
一般病院	2.9%	2.8%	3.2%	2.4%	2.0%	2.0%	1.7%	1.8%	2.5%	2.7%	3.1%	3.1%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%
一般診療所	0.8%	0.7%	0.5%	0.8%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
歯科診療所	1.9%	1.9%	2.1%	2.0%	0.5%	0.7%	0.9%	0.6%	1.0%	0.6%	1.0%	1.0%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%

1施設当たりの500万円以上設備投資額を医業収益で除して算出。

施設数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
一般病院	6,085	6,057	6,042	6,010	6,003	5,994	5,976	5,951	5,894	5,843	5,818	5,784	5,782	5,755	5,729	5,702
一般診療所	83,086	83,351	83,550	83,318	83,544	83,910	83,819	84,266	84,666	84,529	85,352	86,031	85,620	85,851	86,082	86,313
歯科診療所	67,555	67,859	68,084	67,981	68,124	68,323	68,004	68,009	67,895	67,264	67,285	67,137	67,416	67,358	67,300	67,242

（出典）医療施設調査（H24～R4）
医療法人と個人の施設数を合算して掲載。
医療施設調査（H24～R4）から得られた施設数に年度を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR5～R8の施設数を推計（R4までは実績値）

4月消費税8%（H26）↓　10月消費税10%（R元）↓　コロナ（R2）↓

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
加重平均設備投資割合	**1.9%**	**1.8%**	**1.9%**	**1.6%**	**1.1%**	**1.1%**	**1.0%**	**1.0%**	**1.3%**	**1.4%**	**1.6%**	**1.5%**	**1.4%**	**1.5%**	**1.5%**	**1.5%**

施設種別の施設数で加重平均した1施設当たりの500万円以上設備投資額を同加重平均医業収益で除して算出。
H26年～R4年の加重平均設備投資割合に年度を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR5～R8の施設数を推計

＜④特別償却制度の適用状況及び効果分析＞

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
法人適用件数	968	1,015	987	842	699	702	676	617	506	446	560	544	552	548	548	548
法人適用額（千円）	3,817,131	3,603,918	3,064,701	2,357,556	2,077,722	2,215,726	2,155,254	2,568,974	1,624,690	1,595,170	2,322,118	2,579,304	2450711	2,515,008	2,515,008	2,515,008
法人対象設備投資額（千円）	31,809,425	30,032,650	25,539,175	19,646,300	17,314,350	18,464,383	17,960,450	21,408,117	13,539,083	13,293,083	19,350,983	21,494,200	20,422,592	20,958,400	20,958,400	20,958,400
個人推計適用件数	380	419	338	273	237	235	231	229	191	174	175	154	163	159	159	159
個人推計適用額（千円）	1,506,622	1,486,362	1,048,992	765,035	703,700	742,520	709,772	941,180	613,175	623,425	725,281	731,741	728511	730,126	730,126	730,126
個人推計対象設備投資額（千円）	12,555,183	12,386,350	8,741,600	6,375,292	5,864,167	6,187,667	5,914,767	7,843,167	5,109,792	5,195,208	6,044,008	6,097,842	6,070,925	6,084,383	6,084,383	6,084,383
合計推計対象設備投資額（千円）	44,364,608	42,419,000	34,280,775	26,021,592	23,178,517	24,652,050	23,875,217	29,251,283	18,648,875	18,488,292	25,394,992	27,592,042	26,493,517	27,042,783	27,042,783	27,042,783
(高額機器）投資額想定	442,209,235	424,539,870	485,555,177	416,995,969	294,947,201	308,054,909	284,766,252	292,742,403	366,956,113	378,608,737	455,205,040	461,279,560	372,957,031	371,050,484	369,116,475	367,155,002
投資額押し上げ効果	**+11.2%**	**+11.1%**	**+7.6%**	**+6.7%**	**+8.5%**	**+8.7%**	**+9.2%**	**+11.1%**	**+5.4%**	**+5.1%**	**+5.9%**	**+6.4%**	**+7.6%**	**+7.9%**	**+7.9%**	**+8.0%**
設備投資割合押し上げ効果	**+0.19%**	**+0.18%**	**+0.13%**	**+0.10%**	**+0.08%**	**+0.09%**	**+0.08%**	**+0.10%**	**+0.07%**	**+0.07%**	**+0.09%**	**+0.09%**	**+0.31%**	**+0.37%**	**+0.43%**	**+0.48%**

（出典）
法人適用件数・法人適用額 ： 租税特別措置の適用実態調査（財務省）及び別紙「高額な医療機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計」より
※法人適用件数・法人適用額は、実績値が判明しているのが令和４年度までのため、令和５年度以降については令和３年度と令和４年度の平均値から算出
対象設備投資額 ： （推定）適用額を特別償却割合12%で除して算出
個人推計適用件数・個人推計適用額 ： 別紙「高額な医療機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計」より
※個人推計適用件数・個人推計適用額は、実績値が判明しているのが令和４年度までのため、令和５年度以降については令和３年度と令和４年度の平均値から算出
(高額機器）投資額想定 ： 「１施設当たりの500万円以上設備投資額」×施設数の病院、診療所、歯科診療所の合算
投資額押し上げ効果 ： （高額機器）投資額想定を同額から合計推計対象設備投資額を除いたもので除して算出
設備投資割合押し上げ効果 ： 加重平均設備投資割合を同額から合計推計対象設備投資額を除いたもので除して算出（高額な医療機器の特別償却制度が設備投資を押し上げた効果を推計）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税1）、法人事業税：義（自動連動）、法人住民税：義（自動連動）
		② 上記以外の税目	所得税：外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 Ⅰ．長時間労働の医師等の勤務時間短縮に資する器具及び備品、ソフトウェアについて、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師等労働時間削減計画に基づいて取得することで、15%の特別償却が受けられる。 Ⅱ．地域医療構想の実現のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等を行った場合に取得又は建設した建物及びその附属設備について8%の特別償却が受けられる。 Ⅲ．医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器（高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のもの）を取得した場合に、取得価格の 12%の特別償却が受けられる。 ※全身用 CT・MRI については配置効率化等を促す仕組み講じることで特別償却が受けられる。
			《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。 ※Ⅲの措置については対象の機器の見直しを行う。
			《関係条項》 租税特別措置法第 12 条の2、第 45 条の2
5	担当部局		厚生労働省医政局総務課、地域医療計画課、医事課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		医療用機器の特別償却制度については、昭和 54 年の創設以降、償却率、取得価額の下限、対象機器を見直しながら2年毎に延長されてきた。 平成 31 年度税制改正では、「医療用機器等の特別償却制度について、長時間労働の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の3点において、特別償却制度の拡充・見直しを行う」として、その適用期限が2年延長された。 令和3年度税制改正では、配置効率化等を促すための措置を講ずるとともに、対象機器の見直しを行った上で、その適用期限が2年延長された。（令和5年3月 31 日まで）。 令和5年度税制改正では、本税制における目標の設定、対象機器の見直しを行った上で、その適用期限が2年延長された。（令和7年3月 31 日まで）。 （参考）医療用機器の特別償却制度の改正状況

年度	償却率	取得価格の下限
昭和54年（創設）	25%	800　千円
昭和56年	20%	1,100　千円
昭和58年	18%	1,400　千円
昭和60年	16%	同上　千円
昭和62年	同上	1,600　千円
平成元年	15%	同上　千円
平成3年	同上	1,800　千円
平成4年	同上	2,000　千円
平成5年	同上	2,200　千円
平成6年	14%	同上　千円
平成7年	12%	2,400　千円
平成9年	14%	4,000　千円
平成11年	同上	同上　千円
平成13年	同上	同上　千円
平成15年	同上	5,000　千円
平成17年	同上	同上　千円
平成19年	同上	同上　千円
平成21年　※1	同上	同上　千円
平成23年　※2	12%	同上　千円
平成25年　※3	同上	同上　千円
平成27年　※3	同上	同上　千円
平成29年　※3	同上	同上　千円
平成31年　※4	同上	同上　千円
令和3年　※4	同上	同上　千円
令和4年　※4	同上	同上　千円
令和5年　※4	同上	同上　千円
令和6年　※4	同上	同上　千円

※1　平成 21 年度延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のものに限定。
※2　平成 23 年度延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。
※3　平成 25 年度、平成 27 年度及び平成 29 年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施。
※4　平成 31 年度延長及び令和3年度並びに令和5年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施するとともに、対象機器のう

			ち全身用 CT・MRI については配置効率化等を促す仕組みを講じた。
8	適用又は延長期間		令和7年4月1日から令和9年3月 31 日まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 Ⅰ.2024 年4月の医師の時間外・休日労働時間の上限規制の適用開始後も、長時間労働の医師等の勤務時間の短縮に資する設備等の導入を促すことで、医師の働き方改革を推進し、医師の健康を確保し地域において安全で質の高い医療を提供する。 Ⅱ.中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するため、地域医療構想の取組を推進する。 Ⅲ.医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療機器の普及促進及び充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。
			《政策目的の根拠》 Ⅰ． 新型コロナにより浮き彫りになった課題に対処しつつも、今後、人口構造が急速に変化していくことや 2024 年4月の医師の時間外・休日労働時間の上限規制適用を見据えて、引き続き医師の勤務時間短縮等の「医師・医療従事者の働き方改革」を進め、医療従事者の健康を確保の上、医療の質・安全の向上を図ることなどの取組を進めていかなければならない。 Ⅱ．中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築する必要がある。 Ⅲ．医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。（医療法第1条の3） 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ　安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1　地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1－1　地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること 施策目標1－2　医療従事者の働き方改革を推進すること
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 Ⅰ．2024 年4月以降、診療に従事する勤務医に適用される一般的な時間外・休日労働の上限時間の水準を原則月 100 時間未満、年 960 時間以下とし、地域医療確保のためにやむを得ず、医療機関を限定した上で設定する暫定的な特例水準については、原則月 100 時間未満、年 1,860 時間以下としたうえで、2035 年度末を終了目標時期としていることを踏まえ、本特別償却制度等により、財務省主税局との調整を踏まえて本税制を適用した医療機関における機器等による労働時間短縮効果を可能な範囲で把握しつつ、年間の時間外・休日労働時間が 1,860 時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024 年4月までに 0%とするとともに、2027 年（令和8年度末）においても 0%を維持する。また、「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和4年1月 19 日厚生労働省告示第7号）に基づき、暫定的な特例水準が適用される医療機関の時間外・休日労働時間について、2024 年4月時点での時間外労働時間が年 1,860 時間の場合、対前年度で時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える暫定的な特例水準が適用される医師の時間外・休日労働時間を減少させ、2027 年（令和8年度末）に 1,635 時間とすることを目指す。 Ⅱ．中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するため、医療機関の財政的負担を軽減し、病床再編等を促進する。 なお、都道府県への調査結果によると、前適用期間中の目標「地域医療構想調整会議の開催回数を約 2,000 回」については既に開催済であり、「重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を 2023 年度末までに 100%」については 2023 年度末時点で概ね全ての構想区域で判断済であり、再編の検討に当たっては、医療機関の財政的負担も考慮される事項であるため、新経済・財政再生計画改革工程表 2023（令和5年 12 月 21 日経済財政諮問会議）を踏まえ、以下の2項目を 2025 年度の目標とする。 ・各医療機関の対応方針の策定率を 100% ・2025 年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合を 100% また、現行の構想の更なる取組として、国によるモデル推進区域におけるアウトリーチの伴走支援等を行うとともに、2040 年頃を見据えた新たな構想の検討を行っているところであり、現行の構想の取組を令和8(2026)年度まで行い、令和9(2027)年度から新たな構想の取組を行うことを想定している。2025 年度に得られた機能転換・再編等の合意に基づく改修工事等は 2026 年度にも及ぶことが想定されるため、2026 年度の目標は、各医療機関の対応方針の実施率を 100%とする。 Ⅲ．「医療の質」を定義する法令や政策はなく「医療の質」についての定量的な目標を設定することは困難であるが、高額な医療機器への設備投資額は過去 10 年で低下傾向にあり、特に平成 26 年の消費税率5%から8%への引上げ以降は医業収益に占める設備投資額の割合は低調となっている。医療機関における医療機器の新規導入や買い換えが適切に行われていない可能性があることから、財務省との調整及び租税特別措置等の効果検証の検討におけるロジックモデルの作成やデータ分析手法等の効果検証をもとに「医療機関における医業収益に占める高額な医療機器への設備投資額の割合」が平成 25 年（消費税8%引上げ前）水準（1.9%）と同水準以上となることを目標として設定する。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 Ⅰ．医師等の労働時間短縮に資する設備等が導入されることにより、医療従事者の労働時間が短縮されるとともに、 医療従事者の健康及び医療の質の確保につながっている。

			Ⅱ．これまで PDCA サイクルに基づき、地域医療構想の取組を推進してきた結果、公立公的等を除いたその他医療機関の対応方針については、令和6年3月末時点で「合意・検証済」の割合が医療機関単位で 90%、病床単位で 95%となっており、取組が進められている。 また、病床数の変化をみても、病床機能計及び高度急性期・急性期・回復期・慢性期それぞれにおいて、2025 年の必要量に近づいており、全体として乖離は縮小するなど、医療機関における病床の機能分化・連携の取組が着実に進んでいる。 （2015 年から 2022 年度、2023 年にかけての乖離率の変化） ・病床機能計：＋5.0% → ＋0.7% → ＋0.1% ・高度急性期：＋29.9% → ＋20.5% → ＋22.3% ・急　性　期：＋48.8% → ＋33.2% → ＋31.2% ・回　復　期：▲65.2% → ▲46.8% → ▲45.6% ・慢　性　期：＋24.7% → ＋8.4% → ＋6.6% ※病床機能報告の結果を用いて算出 Ⅲ．医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の導入が促進されたことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質かつ適切な医療の提供につながっている。
10	有効性等	①：適用数	Ⅰ．令和元年度 （法人税・法人事業税）　6件　（所得税）1件 令和2年度 （法人税・法人事業税）　2件（所得税）　2件 令和3年度 （法人税・法人事業税）　1件（所得税）　1件 令和4年度 （法人税・法人事業税）　1件（所得税）　1件 令和5年度（推計） （法人税・法人事業税）　3件（所得税）　1件 令和6年度～8年度（各年度の推計） （法人税・法人事業税）　30 件（所得税）　3件 ※令和元～4年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」から引用し、令和5～8年度は都道府県へのヒアリング等により適用見込数を把握 Ⅱ．令和元年度 （法人税・法人事業税）　1件 令和2年度 （法人税・法人事業税）　3件 令和3年度 （法人税・法人事業税）　2件 令和4年度 （法人税・法人事業税）　0件 令和5年度（推計） （法人税・法人事業税）　1件 令和6年度～8年度（各年度の推計） （法人税・法人事業税）　5件 ※法人税・法人事業税は令和元～4年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の実績値 ※令和5年度は「都道府県へのヒアリング結果」をそのまま用いて算出 ※令和6年度以降の実績は、各医療機関の対応方針の実施が進み、再編等の増加が見込まれることを勘案して算出（詳細は別添参照）

			Ⅲ．令和元年度 （法人税・法人事業税）506 件（所得税）191 件 令和2年度 （法人税・法人事業税）446 件（所得税）174 件 令和3年度 （法人税・法人事業税）560 件（所得税）175 件 令和4年度 （法人税・法人事業税）544 件（所得税）154 件 令和5年度（推計） （法人税・法人事業税）552 件（所得税）163 件 令和6年度～8年度（各年度の推計） （法人税・法人事業税）548 件（所得税）159 件 ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、「医療施設調査結果」等より推計 ※法人税・法人事業税は、適用数の実績値が令和4年度までの判明であるため、令和元～4年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」とし、令和5年度については令和3年度と令和4年度の平均値から算出、令和6年度以降については令和4年度と令和5年度の平均値から算出 ※所得税は、法人・個人の適用割合を推計して算出
		②：適用額	Ⅰ．令和元年度 （法人税・法人事業税）　26 百万円（所得税）　10百万円 令和2年度 （法人税・法人事業税）　1百万円（所得税）　11 百万円 令和3年度 （法人税・法人事業税）　2百万円（所得税）　10 百万円 令和4年度 （法人税・法人事業税）　1百万円（所得税）　10 百万円 令和5年度（推計） （法人税・法人事業税）　133 百万円（所得税）　11 百万円 令和6年度～8年度（各年度の推計） （法人税・法人事業税）　126 百万円（所得税）　10 百万円 ※令和元～4年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」から引用し、令和5～8年度は都道府県へのヒアリング等により適用見込額を把握 Ⅱ．令和元年度 （法人税・法人事業税）　1百万円 令和2年度 （法人税・法人事業税）167 百万円 令和3年度 （法人税・法人事業税）170 百万円 令和4年度 （法人税、法人事業税）　0百万円 令和5年度（推計） （法人税、法人事業税）　33 百万円 令和6年度～8年度（各年度の推計） （法人税・法人事業税）265 百万円 ※法人税は令和元・2・3・4年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の実績値。実績値が令和4年度までの判明であるため、令和5年度は「都道府県へのヒアリング結果」をそのまま用いて算出、令和6年度以降の実績は、各医療機関の対応方針の実施が進み、再編等の増加が見込まれることを勘案して算出

		（詳細は別添参照） ※法人事業税及び法人住民税は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「都道府県へのヒアリング結果」等により推計。 Ⅲ．令和元年度 （法人税・法人事業税） 1,625 百万円 （所得税） 613 百万円 令和2年度 （法人税・法人事業税） 1,595 百万円 （所得税） 623 百万円 令和3年度 （法人税・法人事業税） 2,322 百万円 （所得税） 725 百万円 令和4年度 （法人税・法人事業税） 2,579 百万円 （所得税） 732 百万円 令和5年度（推計） （法人税・法人事業税） 2,451 百万円 （所得税） 729 百万円 令和6年度～8年度（各年度の推計） （法人税・法人事業税） 2,515 百万円 （所得税） 730 百万円 ※法人税は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の実績値。実績値が令和4年度までの判明であるため、令和元～4年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」とし、令和5年度については令和3年度と令和4年度の平均値から算出、令和6年度以降については令和4年度と令和5年度の平均値から算出 ※法人事業税及び法人住民税は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、「医療施設調査結果」等より推計 ※所得税は、法人・個人の適用割合を推計して算出
	③ 減収額	Ⅰ．令和元年度 （法人税） 6百万円 （所得税） 1百万円 （法人事業税） 0百万円 （法人住民税） 0百万円 令和2年度 （法人税） 0百万円 （所得税） 2百万円 （法人事業税） 0百万円 （法人住民税） 0百万円 令和3年度 （法人税） 0百万円 （所得税） 1百万円 （法人事業税） 0百万円 （法人住民税） 0百万円 令和4年度 （法人税） 0百万円 （所得税） 1百万円 （法人事業税） 0百万円 （法人住民税） 0百万円 令和5年度（推計） （法人税） 30 百万円 （所得税） 2百万円 （法人事業税） 9百万円 （法人住民税） 2百万円 令和6～8年度（各年度の推計） （法人税） 30 百万円 （所得税） 1百万円 （法人事業税） 8百万円 （法人住民税） 2百万円 ※令和元～4年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の適用額に法人税率 23.2%、令和5～8年度は都道府県へのヒアリング等で把握した適用見込額に法人税率 23.2%を乗じて算出。また、法人事業税及び法人住民税についても、それぞれの基準税率を乗じて算出。 Ⅱ．令和元年度 （法人税） 0百万円 （法人事業税） 0百万円 （法人住民税） 0 百万円 令和2年度 （法人税） 39 百万円

		（法人事業税） 11 百万円 （法人住民税） 3 百万円 令和3年度 （法人税） 40 百万円 （法人事業税） 11 百万円 （法人住民税） 3 百万円 令和4年度 （法人税） 0百万円 （法人事業税） 0百万円 （法人住民税） 0 百万円 令和5年度（推計） （法人税） 8百万円 （法人事業税） 2百万円 （法人住民税） 1百万円 6年度～8年度（各年度の推計） （法人税） 61 百万円 （法人事業税） 18 百万円 （法人住民税） 4 百万円 ※法人税は令和元・2・3・4年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の適用額に法人税率 23.2%を乗じて算出。実績値が令和4年度までの判明であるため、令和5年度は「都道府県へのヒアリング結果」に法人税率 23.2%を用いて算出、令和6年度以降の実績は、各医療機関の対応方針の実施が進み、再編等の増加が見込まれることを勘案して算出（詳細は別添参照） ※法人事業税及び法人住民税は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「都道府県へのヒアリング結果」等にそれぞれの基準税率を乗じて算出。 Ⅲ．令和元年度 （法人税） 377 百万円 （所得税） 150 百万円 （法人事業税） 107 百万円 （法人住民税）26 百万円 令和2年度 （法人税） 370 百万円 （所得税） 142 百万円 （法人事業税） 105 百万円 （法人住民税）26 百万円 令和3年度 （法人税） 538 百万円 （所得税） 168 百万円 （法人事業税） 153 百万円 （法人住民税）38 百万円 令和4年度 （法人税） 598 百万円 （所得税） 168 百万円 （法人事業税） 170 百万円 （法人住民税）42 百万円 令和5年度（推計） （法人税） 569 百万円 （所得税） 168 百万円 （法人事業税） 162 百万円 （法人住民税）40 百万円 令和6年度～8年度（各年度の推計） （法人税） 583 百万円 （所得税） 168 百万円 （法人事業税） 166 百万円 （法人住民税）41 百万円 ※法人税は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の実績値。実績値が令和4年度までの判明であるため、令和元～4年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」とし、令和5年度については令和3年度と令和4年度の平均値から算出、令和6年度以降については令和4年度と令和5年度の平均値から算出 ※法人事業税及び法人住民税について、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、「医療施設調査結果」等より推計 ※所得税は、法人・個人の適用割合を推計して算出

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

Ⅰ. 当該措置により、労働時間短縮に資する機器等の導入が促進され、勤務環境の改善に向けた取組全体の効果として、厚生労働省が都道府県を通じて把握した「令和6年4月時点で副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間が年通算 1,860 時間相当見込みの人数」について、令和4年9月時点では約 300 人だったものが令和5年7 月には約 80 人、令和6年3月には1人となり、この1人についても、都道府県を通じて令和6年4月以降は解消される見込みである旨を確認できたことから、目標は達成された。また、無作為に抽出した医師を対象としたアンケート調査において、各年6月の1ヶ月間のおおよその時間外・休日労働時間数について、月 80 時間を超える医師の割合が令和3年は 13.2%だったものが、令和4年は 11.2%、令和5年は 9.3%と縮減され（※1）、2024 年4月時点での時間外労働時間が年 1,860 時間の場合 2027 年（令和8年度末）に 1,635 時間を目指すという目標に向けて取組が進んでおり、対象機器の活用も含めた取組の具体的な効果としても、都道府県を通じて医療機関に聞き取りを行ったところ、機器を導入する前の医師の時間外・休日労働時間（3ヶ月平均）と比べて、機器導入後は約 30 時間削減された事例もあるなど一定の効果が得られていることから、労働時間短縮に資する設備等の新規導入や更新を行うことで、限られた人員の中で医療機能を維持しながら労働時間を短縮する効果が更に高まる。なお、本制度の過去の適用件数は少ないものの、令和6年5月に実施した医療関係団体へのアンケート調査の結果、依然として本制度について知らない医療機関も約8割となっており、更に、適用のための事務手続に負担を感じている医療機関もあるため、これまでの周知に加え、新たな業種の関係団体等とも連携した丁寧な周知活動や、各都道府県の医療勤務環境改善支援センターによる伴走型支援の強化等により、適用件数は増えると考えられる。また、医療機関は売上高利益率が平均で 1%程度（※2）しかなく、更に他の業種に比べて費用に占める納税額の割合が高い（※3）ことから医療機関を限定した上で設定する暫定的な特例水準について 2035 年度末を終了目標としていることも踏まえると、本制度の適用件数は少ないものの、今後増えることが見込まれるとともに、前述のような時間外・休日労働時間の具体的な短縮効果もあることから、勤務時間短縮に資する機器等の導入を促すために、本制度は引き続き必要と考えられる。

※1 時間外・休日労働時間の縮減目標の達成状況を直接的に把握するため、今後、時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える暫定的な特例水準が適用される医師の時間外・休日労働時間を調査予定。

※2 2022 年度病院の経営状況（独立行政法人福祉医療機構）

※3 2022 年度経済構造実態調査（総務省）

Ⅱ. これまで PDCA サイクルに基づき、地域医療構想の取組を推進してきた結果、公立公的等を除いたその他医療機関の対応方針については、令和6年3月末時点で「合意・検証済」の割合が医療機関単位で 90%、病床単位で 95%となっているなど、取組が進められており、令和8年3月末時点では 100%になると見込まれる。

（令和5年3月末から令和6年3月末にかけての対応方針の策定率の変化）

・医療機関単位：55% → 90%

・病 床 単 位：64% → 95%

※都道府県への調査結果から算出

また、病床数の変化をみても、病床機能計及び高度急性期・急性期・回復期・慢性期それぞれにおいて、2025 年の必要量に近づいており、全体として乖離は縮小するなど、医療機関における病床の機能分化・連携の取組が着実に進んでおり、令和8年3月末にかけて、更に乖離が縮小すると見込まれる。

（2015 年から 2021 年度、2022 年度、2023 年度にかけての乖離率の変化と 2025 年の見込）

・病床機能計：＋5.0% → ＋1.6% → ＋0.6% → ＋0.2% → ▲0.1%

・高度急性期：＋30.0% → ＋19.2% → ＋20.8% → ＋23.1% → ＋24.9%

・急 性 期：＋48.6% → ＋36.9% → 6＋33.0% → ＋30.9% → ＋29.1%

・回 復 期：▲65.4% → ▲48.6% → ▲47.0% → ▲45.7% →▲43.7%4 ・慢 性 期：＋25.1% → ＋10.0% → ＋8.5% → ＋6.8% →＋4.7%※病床機能報告の結果を用いて算出

PDCA サイクルを通じた取組を更に推進するため、本年3月に 2025 年に向けた地域医療構想の進め方に関する通知を発出し、各年度に国・都道府県・医療機関が取り組む事項を明確化するとともに、国が推進区域・モデル推進区域を設定した上で、都道府県に対してモデル推進区域におけるアウトリーチの伴走支援を実施するなど、積極的な支援を講じている。

なお、都道府県への調査結果によると、前適用期間中の目標「地域医療構想調整会議の開催回数を約 2,000 回」については既に開催済であり（※1）、「重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を 2023 年度末までに 100%」については概ね全ての構想区域で判断済である（※2）ことから、再編の検討に当たっては、医療機関の財政的負担の軽減も考慮される事項であるため、本措置が目標達成に寄与したものと考えられる。

※1 令和 3 年度：656 回 令和 4 年度：882 回

※2 令和 3 年度：92.6% 令和 4 年度：92.6%

Ⅲ. 当該措置により、取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器の医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療機器の普及促進及び充実化を図ることに一定の効果は得られている。ただし一般病院においては、給与構成比率が高い割合を占めており、設備投資に充てる資金を圧迫していることが考えられ、引き続き安心で安全な最新の医療技術を提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供するために本制度は不可欠である。

〇医療機関における医業収益に占める高額な医療機器への設備投資額の割合

年度	R1	R2	R3	R4
%	1.3	1.4	1.6	1.5
年度	R5	R6	R7	R8
%	1.4	1.5	1.5	1.5

				※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、「医療施設調査結果」等より推計 令和6年5～6月に実施した医療関係団体へのアンケート調査の結果、437 医療機関のうち 45 医療機関で本制度が利用されている。437 医療機関のうち 227 医療機関が「今後、本制度を利用したいと思う」と回答し、赤字の医療機関も一定程度あることから適用できる場合は多くの医療機関が本制度を利用したいと考えている。今後も地域において良質かつ適切な医療提供体制が確保され、安心で安全な最新の医用技術が提供されるために、本措置は引き続き必要と考えられる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 Ⅰ. 医師の時間外・休日労働時間の短縮については、地域の医療需要等多くの外的要因がある中で、勤務環境の改善に向けた様々な取組の複合的な効果として生じるものであるが、都道府県を通じて医療機関に聞き取りを行ったところ、本制度適用医療機関においては、労働時間短縮に資する機器を導入する前の時間外労働時間（3ヶ月平均）と比べて、設備導入後は医師の時間外労働時間が約 30 時間削減された事例もあるなど医師の時間外労働時間が減少傾向となっており、一定の効果が得られている。 また、令和6年5月に実施した医療関係団体へのアンケート調査の結果、約5割の医療機関が本制度の活用を希望しており、勤務時間短縮に資する設備等を導入し、時間外労働を減少させるために、本制度は引き続き必要と考えられる。 なお、財務省主税局との調整を踏まえ、令和5年5月 31 日付で「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について（厚生労働省医政局長通知）」を改正し、報告書に本税制を適用した医療機関における機器等による労働時間短縮効果を把握するための記載欄を設けており、こうした取組を通じて今後は可能な範囲で本制度の直接的な効果を把握していきたい。 Ⅱ. 新型コロナの感染拡大により、都道府県や医療機関は、新型コロナ対応が中心となり、地域での協議も進まなかったことから、現時点の活用実績は少ない状況であるが、2023 年度は、2017 年以降、地域医療構想調整会議の開催回数が最も多く、医療機関の対応方針について、合意・検証済の割合が増加（※）するなど、取組は進められている。 （※）公立公的等を除いたその他医療機関の対応方針の策定状況は、医療機関数ベースで 64%（令和５年３月末時点）から 95%（令和６年３月末時点）へ増加している。 また、再編に当たっての効果については、医療機関へのアンケート調査等で把握しており、将来においてもアンケート調査等で効果を把握していく。 なお、都道府県への調査結果によると、前適用期間中の目標「地域医療構想調整会議の開催回数を約 2,000 回」については既に開催済であり、「重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を 2023 年度末までに 100%」については概ね全ての構想区域で判断済であることから、再編の検討に当たっては、医療機関の財政的負担の軽減も考慮される事項であるため、本措置が目標達成に寄与したものと考えられる。 Ⅲ. 令和6年5～7月に実施した医療関係団体へのアンケート調査の結果、437 医療機関のうち 45 医療機関で本制度が利用されていた。また、租税特別措置等の効果検証を踏まえ調査項目を追加したところ、特別償却による効果として、「当初の計画より早く医療用機器を導入（新規又は買換）できた」と 11 医療機関が回答、「当初の予定より高性能な医療用機器を導入（新規又買換）できた」と6医療機関が回答した。導入したことによる具体的効果として、半年以上導入予定時期が早まったと回答している医療機関が9件、導入した機器の金額が高くなったと回答している医療機関3件あった。実際に購入した高額な機器が当初購入予定であった機器よりも先進的かどうかについて留意は必要だが、医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の導入が促進され、租税特別措置が医療機関における医業収益に占める高額な医療機器への設備投資額の割合の押し上げに寄与しているものと考えられる。 上記直接的な効果については、今後も定期的（2年に1回程度）に医療関係団体へのアンケートを実施することで事後的に検証を行うこととする予定。
			⑤ 税収減を是認する理由等	Ⅰ. 骨太 2019 において、2040 年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を推進し、総合的な医療提供体制改革を実施するとされており、医師等の勤務負担を軽減し、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めることが求められているところであり、都道府県を通じて医療機関に聞き取りを行ったところ、本制度適用医療機関においては、労働時間短縮に資する機器を導入する前の時間外労働時間（3ヶ月平均）と比べて、設備導入後は医師の時間外労働時間が約 30 時間削減された事例もあるなど医師の時間外労働時間が減少傾向となっており、一定の効果が得られている。 Ⅱ. 中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するため、医療機関の財政的負担を軽減し、病床再編等を促進する必要がある。 Ⅲ. 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	Ⅰ. 補助金等による支援の場合、補助対象となるには複数の要件（地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関）を満たす必要がある。一方、本特例措置により、補助対象とならない医療機関を含めより広範に制度を利用する機会を与えることで、医療機関全体で長時間労働の医師の労働時間短縮と提供される医療の質の確保の両立が期待できることから、医師の働き方改革の推進と地域医療の確保の両立を図るため税制による優遇措置を行うことが妥当である。 Ⅱ. 医療機関が病床再編等を行うには、医療機関の費用負担の軽減を図ることが重要である中、本措置は、再編等を行う多くの医療機関が対象となるため、負担軽減策として非常に効果的であり、病床再編等を更に推進するため、本措置を延長することが妥当である。

			なお、医療機関の対応方針の「合意・検証済」の割合の増加に伴い、建物及びその附属設備の取得を伴う病床の再編等の増加も見込まれるため、本優遇措置の延長が必要である。 Ⅲ. 良質かつ適切な医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、高度又は先進的な医療用機器の導入を促進する必要があるため、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となることから税制による優遇措置を行うことが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	Ⅰ. 補助金等による支援の具体例として、地域医療介護総合確保基金（区分6）があるが、補助対象となるには複数の要件（地域において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関）を満たす必要がある。一方で、本特例措置は補助対象にならない医療機関も利用可能であり、長時間労働の医師がいる医療機関全体で医師の労働時間短縮と提供される医療の質の確保の両立が可能である。 Ⅱ. 補助金等による支援の具体例として、地域医療介護総合確保基金（区分1）があるが、本措置は再編等を行うより多くの医療機関が対象となるため、負担軽減策として効果的である。 Ⅲ. 独立行政法人福祉医療機構では、民間金融機関が融資しない高額な医療機器の購入資金に対する低利融資を行っているが、税制による優遇措置では医療機関の経費負担の軽減が図ることが可能である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	Ⅰ. 医師の働き方改革の推進は、地域医療体制の確保と一体的に進める必要があり、各医療機関が、単に労働時間を短縮するのではなく、タスク・シフト/シェアや ICT の活用等による業務効率化を図ることは、更なる少子高齢化の状況下において都道府県が確保すべき地域の医療提供体制の維持に不可欠である。このため、本制度を適用して勤務時間短縮に資する機器等の導入を促すことで、地方公共団体が医療提供体制の確保のために策定する地域医療計画等の実現にも寄与するものと考えられる。 Ⅱ. 地域医療構想は、中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するためのものである。 Ⅲ. 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。（医療法第1条の3） 同条に規定する理念に基づき、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療機器の普及促進及び充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を提供することは、地域において良質かつ適切な医療の提供体制を確保することに寄与している。
12	有識者の見解		―

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年8月（厚労01）

※1　高額な医療用機器の特別償却制度　適用実績、減収見込額推計

（単位：千円）

【令和元年度】

経営体	区分	減価償却費①（医療機器）	施設数②	③（①×②）	500万円以上の医療機器割合④	基準額⑤（③×④）	⑤合計に占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額	基準税率（住民税）	基準税率（事業税）	法人住民税		法人事業税
医療法人	病　院	16, 348	5, 720	93, 510, 560	89. 8%	83, 972, 483	72. 6%	1, 624, 690	23. 2%	376, 928	1. 0%	－	都道府県	3, 769	－
	診療所	2, 278	43, 593	99, 304, 854	38. 5%	38, 232, 369					6. 0%	－	市町村	22, 616	－
	歯　科	2, 105	14, 762	31, 074, 010	41. 1%	12, 771, 418					7. 0%	6. 6%	合計	26, 385	107, 230
個人	病　院	5, 333	174	927, 942	89. 8%	833, 292	27. 4%	613, 175	16. 1%	98, 721					
	診療所	1, 366	41, 073	56, 105, 718	38. 5%	21, 600, 701									
	歯　科	1, 309	53, 133	69, 551, 097	41. 1%	28, 585, 501			8. 3%	50, 894					
合計		28, 739	158, 455	350, 474, 181		185, 995, 764	100. 0%	医療法人との割合から算出	別表1から引用	528, 543					

【適用件数の推計】

	適用件数	⑤合計に占める割合	推計件数
法人税	506	72. 6%	
所得税		27. 4%	191

【別表1】令和元年所得

	課税前所得	区分（所得階級）	所得税負担率
病　院	16, 809	1000～2000万円	16. 1%
診療所	10, 402		
歯　科	5, 910	500～1000万円	8. 3%

【令和２年度】

経営体	区分	減価償却費①（医療機器）	施設数②	③（①×②）	500万円以上の医療機器割合④	基準額⑤（③×④）	⑤合計に占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額	基準税率（住民税）	基準税率（事業税）	法人住民税		法人事業税
医療法人	病　院	15, 783	5, 687	89, 757, 921	89. 8%	80, 602, 613	71. 9%	1, 595, 170	23. 2%	370, 079	1. 0%	－	都道府県	3, 701	－
	診療所	2, 199	44, 219	97, 237, 581	38. 5%	37, 436, 469					6. 0%	－	市町村	22, 205	－
	歯　科	2, 091	15, 161	31, 701, 651	41. 1%	13, 029, 379					7. 0%	6. 6%	合計	25, 906	105, 291
個人	病　院	4, 465	156	696, 540	89. 8%	625, 403	28. 1%	623, 425	15. 0%	93, 514					
	診療所	1, 382	40, 310	55, 708, 420	38. 5%	21, 447, 742									
	歯　科	1, 367	52, 103	71, 224, 801	41. 1%	29, 273, 393			7. 8%	48, 627					
合計		27, 287	157, 636	346, 326, 914		182, 415, 089	100. 0%	医療法人との割合から算出	別表2から引用	512, 220					

【適用件数の推計】

	適用件数	⑤合計に占める割合	推計件数
法人税	446	71. 9%	
所得税		28. 1%	174

【別表2】令和２年所得

	課税前所得	区分（所得階級）	所得税負担率
病　院	17, 045	1000～2000万円	15. 0%
診療所	10, 724		
歯　科	5, 871	500～1000万円	7. 8%

【令和３年度】

経営体	区分	減価償却費①（医療機器）	施設数②	③（①×②）	500万円以上の医療機器割合④	基準額⑤（③×④）	⑤合計に占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額	基準税率（住民税）	基準税率（事業税）	法人住民税		法人事業税
医療法人	病　院	16, 866	5, 681	95, 815, 746	89. 8%	86, 042, 540	76. 2%	2, 322, 118	23. 2%	538, 731	1. 0%	－	都道府県	5, 387	－
	診療所	2, 480	45, 048	111, 719, 040	38. 5%	43, 011, 830					6. 0%	－	市町村	32, 324	－
	歯　科	2, 130	15, 635	33, 302, 550	41. 1%	13, 687, 348					7. 0%	6. 6%	合計	37, 711	153, 260
個人	病　院	2, 269	137	310, 853	89. 8%	279, 146	23. 8%	725, 281	15. 0%	108, 792					
	診療所	1, 292	40, 304	52, 072, 768	38. 5%	20, 048, 016			8. 1%	58, 748					
	歯　科	1, 140	51, 650	58, 881, 000	41. 1%	24, 200, 091									
合計		26, 177	158, 455	352, 101, 957		187, 268, 971	100. 0%	医療法人との割合から算出	別表1から引用	706, 271					

【適用件数の推計】

	適用件数	⑤合計に占める割合	推計件数
法人税	560	76. 2%	
所得税		23. 8%	175

【別表1】令和３年所得

（単位：千円）

	課税前所得	区分（所得階級）	所得税負担率
病　院	17, 470	1000～2000万円	15. 0%
診療所	9, 003	500～1000万円	8. 1%
歯　科	5, 490		

【令和４年度】

経営体	区分	減価償却費①（医療機器）	施設数②	③（①×②）	500万円以上の医療機器割合④	基準額⑤（③×④）	⑤合計に占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額	基準税率（住民税）	基準税率（事業税）	法人住民税		法人事業税
医療法人	病　院	18, 023	5, 658	101, 974, 134	89. 8%	91, 572, 772	77. 9%	2, 579, 304	23. 2%	598, 399	1. 0%	－	都道府県	5, 984	－
	診療所	2, 437	45, 967	112, 021, 579	38. 5%	43, 128, 308					6. 0%	－	市町村	35, 904	－
	歯　科	2, 127	16, 241	34, 544, 607	41. 1%	14, 197, 833					7. 0%	6. 6%	合計	41, 888	170, 234
個人	病　院	4, 035	126	508, 410	89. 8%	456, 552	22. 1%	731, 741	15. 0%	109, 761					
	診療所	1, 207	40, 064	48, 357, 248	38. 5%	18, 617, 540			7. 9%	57, 808					
	歯　科	1, 110	50, 896	56, 494, 560	41. 1%	23, 219, 264									
合計		28, 939	158, 952	353, 900, 538		191, 192, 269	100. 0%	医療法人との割合から算出	別表2から引用	765, 968					

【適用件数の推計】

	適用件数	⑤合計に占める割合	推計件数
法人税	544	77. 9%	
所得税		22. 1%	154

【別表2】令和４年所得

（単位：千円）

	課税前所得	区分（所得階級）	所得税負担率
病　院	17, 029	1000～2000万円	15. 0%
診療所	9, 844	500～1000万円	7. 9%
歯　科	5, 569		

【令和５年度】

経営体	区分	減価償却費①（医療機器）	施設数②	③（①×②）	500万円以上の医療機器割合④	基準額⑤（③×④）	⑤合計に占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額	基準税率（住民税）	基準税率（事業税）	法人住民税		法人事業税
医療法人	病　院	17, 445	5, 658	98, 703, 810	89. 8%	88, 636, 021	77. 2%	2, 450, 711	23. 2%	568, 565	1. 0%	－	都道府県	5, 686	－
	診療所	2, 459	45, 967	113, 032, 853	38. 5%	43, 517, 648					6. 0%	－	市町村	34, 114	－
	歯　科	2, 129	16, 241	34, 577, 089	41. 1%	14, 211, 184					7. 0%	6. 6%	合計	39, 800	161, 747
個人	病　院	3, 152	126	397, 152	89. 8%	356, 642	22. 8%	728, 511	15. 0%	109, 277					
	診療所	1, 250	40, 064	50, 080, 000	38. 5%	19, 280, 800			8. 0%	58, 281					
	歯　科	1, 125	50, 896	57, 258, 000	41. 1%	23, 533, 038									
合計		27, 560	158, 952	354, 048, 904		189, 535, 333	100. 0%	医療法人との割合から算出	別表3から引用	736, 123					

＊施設数は、令和４年10月1日現在のものを使用
＊減価償却費、特別償却額は、令和３年度と令和４年度の平均値を使用

【適用件数の推計】適用件数は令和３、４年度の平均値

	適用件数	⑤合計に占める割合	推計件数
法人税	552	77. 2%	
所得税		22. 8%	163

【別表3】令和３、４年所得の平均値

（単位：千円）

	課税前所得	区分（所得階級）	所得税負担率
病　院	17, 250	1000～2000万円	15. 0%
診療所	9, 424	500～1000万円	8. 0%
歯　科	5, 530		

【令和６～８年度】

経営体	区分	減価償却費①（医療機器）	施設数②	③（①×②）	500万円以上の医療機器割合④	基準額⑤（③×④）	⑤合計に占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額	基準税率（住民税）	基準税率（事業税）	法人住民税		法人事業税
医療法人	病　院	17, 734	5, 658	100, 338, 972	89. 8%	90, 104, 397	77. 5%	2, 515, 008	23. 2%	583, 482	1. 0%	－	都道府県	5, 835	－
	診療所	2, 448	45, 967	112, 527, 216	38. 5%	43, 322, 978					6. 0%	－	市町村	35, 009	－
	歯　科	2, 128	16, 241	34, 560, 848	41. 1%	14, 204, 509					7. 0%	6. 6%	合計	40, 844	165, 691
個人	病　院	3, 594	126	452, 844	89. 8%	406, 654	22. 5%	730, 126	15. 0%	109, 519					
	診療所	1, 229	40, 064	49, 238, 656	38. 5%	18, 956, 883			8. 0%	58, 410					
	歯　科	1, 118	50, 896	56, 901, 728	41. 1%	23, 386, 610									
合計		28, 250	158, 952	354, 020, 264		190, 382, 031	100. 0%	医療法人との割合から算出	別表3から引用	751, 411					

＊施設数は、令和４年10月1日現在のものを使用
＊減価償却費、特別償却額は、令和４年度と令和５年度の平均値を使用

【適用件数の推計】適用件数は令和４、５年度の平均値

	適用件数	⑤合計に占める割合	推計件数
法人税	548	77. 5%	
所得税		22. 5%	159

【別表3】令和４、５年所得の平均値

（単位：千円）

	課税前所得	区分（所得階級）	所得税負担率
病　院	17, 140	1000～2000万円	15. 0%
診療所	9, 634	500～1000万円	8. 0%
歯　科	5, 550		

【出典】
・第24回医療経済実態調査結果（減価償却費（医療機器）、課税前所得）
・医療施設調査結果（施設数）
・医療機関等の設備投資に関する調査結果（500万円以上の医療機器割合）
・都道府県別提覆法の適用実態調査結果（特別償却額、適用件数）
・申告所得税標本調査結果（区分（所得階級）、所得税負担率）

点検結果表

（行政機関名：厚生労働省）

制度名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	□新設　■拡充　■延長

(1)　**達成目標**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(2)　**過去の適用数**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(3)　**将来の適用数**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　将来の適用数（令和8年度）について、「令和8年度については、令和6、7年度予定を踏まえ推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】
①　令和8年度については、令和6、7年度の2カ年度の平均1件を令和8年度と推計している。（補足説明資料の通り。）

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4)　**過去の減収額**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　過去の減収額（令和元年度から4年度までの法人税）について、「令和元年度～令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
②　過去の減収額（令和元年度から4年度までの法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
③　過去の減収額（令和5年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「令和5～7年度は、生活衛生同業組合等による共同利用施設の整備に関する調査（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課調べ）による」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】
①　補足説明の資料提出により、試算の考え方を説明。
②　評価書に、法人住民税及び法人事業税について、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」からの出典であることを記載。また、0.4万円の記載は0.5万円の誤りであったため修正した。
③　令和5年度については、調査の結果、共同利用施設の特別償却の実績は無かったことから、実績無しで0と記載している。

【点検結果】
①～③　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5)　**将来の減収額**　（点検結果の分類：Ｃ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　将来の減収額（令和6年度から8年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「令和5～7年度は、生活衛生同業組合等による共同利用施設の整備に関する調査（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課調べ）による。令和8年度については、令和6、7年度予定を踏まえ推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【厚生労働省の補足説明】
①　補足説明の資料提出により、試算の考え方を説明。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（令和8年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6)　**過去の効果**　（点検結果の分類：Ｄ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　所期の達成目標（生活衛生同業組合等の共同利用施設数の増加を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化を図り、令和6年度における生活衛生関係営業の業況判断ＤＩがプラスに改善することを目標とする。以下同じ。）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】
①　評価書の効果について、記載を修正した。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「業況判断ＤＩは当時から現在においてプラスへ向かって回復傾向ではあったが、依然としてマイナスで低調であり、回復には至っていない」との説明では、所期の達成目標に対する過去の効果が定量的に把握されていないため、この点を課題とする。
　また、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。
　また、所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7)　将来の効果　（点検結果の分類：Ｄ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標（生活衛生同業組合等の共同利用施設整備を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、衛生水準の維持向上を図ることで、令和8年度における生活衛生関係営業の業況判断ＤＩがプラスへ改善することを目標とする）に対する将来の効果について、「生活衛生関係営業の業況判断ＤＩが改善するものと考える」と説明されているが、定量的に予測されていない。

【厚生労働省の補足説明】
①　評価書の効果について、記載を修正した。

【点検結果】
①　「日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の設備投資動向（2023年）」によれば、引き続き、設備投資に意欲のある生活衛生関係営業者は一定数存在しており、これらの整備についても共同利用施設として生活衛生同業組合等が実施することで、個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の業況判断ＤＩがプラスに改善し、業況判断ＤＩが年間を通じてプラスの数値で安定的に推移するものと考える」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8)　他の政策手段　（点検結果の分類：Ｂ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
②　同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等として「生活衛生同業組合等に対する低利での貸付制度」及び「生活衛生関係営業の振興等を図るために行う事業に対する補助金」があるとしているが、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていない。

【厚生労働省の補足説明】
①　評価書の他の支援措置や義務付け等との役割分担の記載を修正した。
②　評価書の他の支援措置や義務付け等との役割分担の記載を修正した。

【点検結果】
①・②　「融資・補助金・税制とそれぞれ支援の方法が異なっているが、共同利用施設の整備を促進するものであり、様々な手当により、総合的に整備を促進していくものである」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(5)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

補足説明資料　【R6 厚労02】

（３）将来の適用数

共同利用施設の整備予定数

令和５～７年度は、生活衛生同業組合等による共同利用施設の整備に関する調査（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課調べ）により、整備実績及び整備予定は以下の通り。

Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
0	1	1

①令和８年度については、令和６、７年度の２カ年度平均（１件）を用いて、後年度の令和８年度も１件と推計を行った。

（４）過去の減収額

①令和元年度～令和３年度については、各年度の租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の「共同利用施設の特別償却」の適用件数が０のため０と記載。
令和４年度については、令和４年度の租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の「共同利用施設の特別償却」により、適用件数１件、適用総額２８４千円とされており、以下の計算のとおり、減収額を算定。
⇒適用総額２８４千円　×　法人税率19%　＝５．４万円　≒０．０５百万円

②令和元年度～令和３年度については、各年度の地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書「共同利用施設の特別償却」の適用件数が０のため、０と記載。
令和４年度については、令和４年度の地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書「共同利用施設の特別償却」において、法人住民税５千円、法人事業税18千円であり、当該金額を記載。

③令和５年度については、令和５年度については、生活衛生同業組合等による共同利用施設の整備に関する調査（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課調べ）の結果、共同利用施設の特別償却の実績は無かったことから、実績無しで０と記載。

（５）将来の減収額

①令和６、７年度の試算については、以下の算出を行った。

年度	件数	取得価額	特別償却率	特別償却限度額	法人税率	法人税減収額（推計値）	法人住民税率（都道府県＋市町村）	法人住民税減収額（推計値）	特別償却限度額	法人事業税率	法人事業税収入割額（推計値）	特別法人事業税税率	特別法人事業税額（推計値）	法人事業税減収額（推計値）
		（百万円）	（%）	（百万円）	（%）	（百万円）	（%）	（百万円）	（百万円）	（%）	（百万円）	（%）	（百万円）	（百万円）
R6年度	1件	20.50	6%	1.23	19%	0.2337	7.0%	0.0164	1.23	7.0%	0.0861	37%	0.0319	0.1180
R7年度	1件	10.00	6%	0.60	19%	0.1140	7.0%	0.0080	0.60	7.0%	0.0420	37%	0.0155	0.0575

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 10） （法人住民税、法人事業税：義）（自動連動）
		② 上記以外の税目	－
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設（一の共同利用施設の取得価額が 400 万円（建物にあっては、600 万円）以上のものに限る。）に係る取得価額の6％の特別償却制度
			《要望の内容》 適用要件について所要の見直しを行い、適用期限を2年間延長する（令和9年3月 31 日まで）。
			《関係条項》 ・租税特別措置法第 44 条の3 ・租税特別措置法施行令第 28 条の6
5	担当部局		厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和元～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 55 年：創設 昭和 57 年～平成 21 年：期限切れごとに延長 平成 23 年：特別償却割合を 8%から 6%に引き下げ 平成 25 年：2年間の延長 平成 27 年：取得価格要件 100 万円以上を設定 平成 29 年：取得価格要件を 200 万円以上に引き上げ 平成 31 年：2年間の延長 令和 3 年：取得価格要件を 400 万円以上に引き上げ 令和 5 年：建物の取得価額要件を 600 万円以上に引き上げ
8	適用又は延長期間		2年間（令和7～令和8年度）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下、「生衛法」という。）に基づき国民の生活に密接に関係のある生活衛生関係営業（飲食業、理容業、美容業、旅館業、公衆浴場業及びクリーニング業等）について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために業種ごとに各都道府県に一つ組織することができるとされている。 また、生衛法第 56 条の2に基づき厚生労働大臣が定める業種ごとの振興に関する指針（振興指針）において、生活衛生関係営業の課題に対する対応として、事業の共同化の推進により、経営の健全化等を図り、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上（営業者の衛生管理の技術向上や衛生施設の衛生水準の向上）を図ることとされている。
			生活衛生同業組合等は、当該振興指針に基づく振興計画を策定し、厚生労働大臣の認定を受け、生活衛生同業組合等が当該計画に基づき行う事業として、税制上の措置を活用しながら共同利用施設整備を促進することで、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上につなげる。
			《政策目的の根拠》 生衛法第 8 条第 1 項 生衛法第 56 条の 5　等
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ　安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4　生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4－1　生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等の共同利用施設整備を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、衛生水準の維持向上を図ることで、令和 8 年度における生活衛生関係営業の業況判断 DI がプラスへ改善することを目標とする。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 当該税制を適用し、生活衛生同業組合等の共同利用施設整備を促進することで、生活衛生関係営業の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、衛生水準の維持向上が図られ、生活衛生関係営業の業況判断 DI がプラスへ改善されることが期待される。
10	有効性等	① 適用数	令和元年度　0 件 令和2年度　0 件 令和3年度　0 件 令和4年度　1 件 令和5年度　0 件 令和6年度　1 件 令和7年度　1 件 令和8年度　1 件 ※　令和元年度～令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より。 令和5～7年度は、生活衛生同業組合等による共同利用施設の整備に関する調査（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課調べ）による。令和8年度については、令和 6、7 年度予定を踏まえ推計。
		② 適用額	令和元年度　0 百万円 令和2年度　0 百万円 令和3年度　0 百万円 令和4年度　0.28 百万円 令和5年度　0 百万円 令和6年度　1.23 百万円 令和7年度　0.60 百万円 令和8年度　0.92 百万円 ※　令和元年度～令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結

			果に関する報告書」より。 令和5～7 年度は、生活衛生同業組合等による共同利用施設の整備に関する調査（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課調べ）による。令和8年度については、令和 6、7 年度予定を踏まえ推計。
		③ 減収額	○法人税 令和元年度　0 百万円 令和2年度　0 百万円 令和3年度　0 百万円 令和4年度 0.05 百万円 令和5年度　0 百万円 令和6年度 0.23 百万円 令和7年度 0.11 百万円 令和8年度 0.17 百万円 ○法人住民税 令和元年度　0 万円 令和2年度　0 万円 令和3年度　0 万円 令和4年度 0.5 万円 令和5年度　0 万円 令和6年度　2 万円 令和7年度 0.8 万円 令和8年度 1.2 万円 ○法人事業税 令和元年度　0 百万円 令和2年度　0 百万円 令和3年度　0 百万円 令和4年度 0.02 百万円 令和5年度　0 百万円 令和6年度 0.12 百万円 令和7年度 0.05 百万円 令和8年度 0.08 百万円 ※　令和元年度～令和4年度の法人税については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、法人住民税及び法人事業税については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より。 令和5～7 年度は、生活衛生同業組合等による共同利用施設の整備に関する調査（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課調べ）による。令和8年度については、令和 6、7 年度予定を踏まえ推計。

		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 生活衛生関係営業者については、長きにわたったコロナ禍の影響が残る事業者もある中、物価高騰等の影響やゼロゼロ融資の返済が本格的に開始したこと等により、生活衛生関係営業者の経営は依然として厳しい状況にある。この様な中で、生活衛生関係営業者から成る生活衛生同業組合等においても財政状況が悪化している組合等もあり、資金繰りが難しい中で、共同利用施設の整備を行ったが税制が適用となる取得価額要件に至っていないケースもあった。 結果として、本税制措置の近年の適用実績は令和 4 年度に 1 件であったが、業況判断DIは当時から現在においてプラスへ向かって回復傾向ではあったが、依然としてマイナスで低調であり、回復には至っていない。 引き続き、令和 6 年度を含む今後の整備予定もある中で、当該税制措置も活用しながら整備を促進していくことで、生活衛生関係営業の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図ることができる。 日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の設備投資動向（2023 年）」によれば、引き続き、設備投資に意欲のある生活衛生関係営業者は一定数存在しており、これらの整備についても共同利用施設として生活衛生同業組合等が実施することで、個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の業況判断 DI がプラスに改善し、業況判断DIが年間を通じてプラスの数値で安定的に推移するものと考える。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置を活用しながら整備を促進していくことで、国民生活に密着した生活衛生関係営業の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上が図られる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本税制措置を活用した生活衛生同業組合等の共同利用施設の整備の促進により、国民生活と密着し、地域経済の基盤である生活衛生関係営業の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図られ、もって、国民に対する衛生的で質の高いサービスの提供や雇用情勢の改善にも寄与することが見込まれる。 その効果は、当該生活衛生同業組合等の営業者全体に波及し得ることから、本税制措置により、当該業界全体に対して政策効果が発現するものと考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置は、生活衛生同業組合等が策定する振興計画に基づく事業として共同利用施設事業を行う場合に適用されるものであり、振興計画は、厚生労働大臣が定める振興指針に基づき作成され、厚生労働大臣の認定を受けることから、適切な制度設計としている。 また、本税制措置は、議員立法である環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の昭和 54 年の一部改正により、法律上の位置付けがされ、翌年に創設されたものであるが、今日においても、大半が中小零細である生活衛生関係営業者が地域経済・地域社会でその役割を果たしていくため、生活弱者である高齢者、子育て世帯等の生活を支える役割とともに、環境・エコ、安心・安全なサービスの提供や物

			価高騰の課題に対応していく必要がある。 本税制措置の近年の適用実績は、令和 4 年度に 1 件となっているが、本年度を含む今後の整備予定もある中で、当該税制を引き続き適用することで、生活衛生関係営業の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図ることができる。
		②：他の支援措置や義務付け等との役割分担	生活衛生同業組合等に対する低利での貸付制度を日本政策金融公庫に措置することで、共同利用施設の整備を促進する。当該貸付制度は、衛生施設の衛生水準を高めるために必要な設備資金や、経営改善のために必要な運転資金、生活衛生同業組合等が振興計画に基づき実施する共同施設整備の整備に係る資金を低利で貸付を行う、資金繰りのための支援策となっている。 また、補助金による支援としては、生活衛生同業組合等が組合員の共同事業や共同利用施設の整備の検討や衛生規制の遵守・衛生水準の維持・向上等に必要な研修や広報等を進めるために必要なソフト事業に対して補助するものである。 融資・補助金・税制とそれぞれ支援の方法が異なっているが、共同利用施設の整備を促進するものであり、様々な手当により、総合的に整備を促進していくものである。 なお、衛生規制は国、都道府県等が各業に係る法律（食品衛生法、理容師法、美容師法、旅館業法、公衆浴場業及びクリーニング業法等）等により、国、都道府県等が国内の公衆衛生を確保していくために生活衛生関係営業者に衛生規制を遵守することを求めるものであり、前述の融資・補助金・税制を活用して共同利用施設の整備を促進することで、当該衛生規制を遵守し、衛生水準の維持・向上を図っている。
		③：地方公共団体が協力する相当性	各都道府県に設置されている生活衛生同業組合等において、当該税制を活用して共同利用施設の整備が促進されることで、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、衛生水準の維持向上が図られ、もって地域に密着した生活衛生関係営業者が安全・安心で高品質なサービス等の提供を住民に対して行うことに繋がる。
12	有識者の見解		『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成 24 年 7 月とりまとめ公表）』において、①収益の悪化・資金調達の難しさを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点4分野（少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備）に重点化した上で、現行の政策税制としての役割を維持することが必要とされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成25年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。 また、平成 24 年 7 月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方(平成 24 年 7 月 19 日答申)』において、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘がされている。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 4 年8月（厚労 02）

点検結果表

（行政機関名：厚生労働省）

制度名	社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し
税　目	法人税、法人住民税
区　分	□新設　■拡充　□延長

(1)　**達成目標**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（平成19年度末の特定医療法人数（412法人）＜［(A)＋(B)］）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。

【厚生労働省の補足説明】
① 本達成目標は、特定医療法人数(A)と社会医療法人への移行累計数(B)の合計[(A)＋(B)]が減少傾向にあるため、特定の時期において、[(A)＋(B)]が平成19年度末の特定医療法人数（412法人）を超えている状態を目指すもの。
目標達成時期については、分析対象期間の最終年度である令和9年度とする。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2)　**過去の適用数**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（令和5年度）について、「直近3カ年（令和2年度から4年度）における全特定医療法人数に占める黒字法人数（適用数）の割合及び令和5年度の特定医療法人数より推計。」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた全特定医療法人数の数値の出典）が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】
① 特定医療法人数は、当省が都道府県宛の調査により集計した、「種類別医療法人数の年次推移」による。(別添1)

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3)　**将来の適用数**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和6年度から9年度まで）について、「R6年度以降の件数は、令和6年度以降の特定医療法人数を、R2～5年度における、減少法人数の平均（8法人）と同様の推移をするものとして推計」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた全特定医療法人数の数値の出典）が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】
① 特定医療法人数は、当省が都道府県宛の調査により集計した、「種類別医療法人数の年次推移」による。(別添1)

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4)　**過去の減収額**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(5)　**将来の減収額**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(6)　**過去の効果**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(7)　**将来の効果**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(8)　**他の政策手段**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

種類別医療法人数の年次推移

年別	医療法人					特定医療法人（再掲）			特別医療法人（再掲）			社会医療法人（再掲）		
	総数	財団	社団			総数	財団	社団	総数	財団	社団	総数	財団	社団
			総数	持分有	持分無									
昭和４５年	2,423	336	2,087	2,007	80	89	36	53						
５０年	2,729	332	2,397	2,303	94	116	41	75						
５５年	3,296	335	2,961	2,875	86	127	47	80						
６０年	3,926	349	3,577	3,456	121	159	57	102						
６１年	4,168	342	3,826	3,697	129	163	57	106						
６２年	4,823	356	4,467	4,335	132	174	58	116						
６３年	5,915	355	5,560	5,421	139	179	58	121						
平成元年	11,244	364	10,880	10,736	144	183	60	123						
２年	14,312	366	13,946	13,796	150	187	60	127						
３年	16,324	366	15,958	15,800	158	189	60	129						
４年	18,414	371	18,043	17,877	166	199	60	139						
５年	21,078	381	20,697	20,530	167	206	60	146						
６年	22,851	381	22,470	22,294	176	210	60	150						
７年	24,725	386	24,339	24,170	169	213	60	153						
８年	26,726	392	26,334	26,146	188	223	63	160						
９年	27,302	391	26,911	26,716	195	230	64	166						
１０年	29,192	391	28,801	28,595	206	238	64	174						
１１年	30,956	398	30,558	30,334	224	248	64	184						
１２年	32,708	399	32,309	32,067	242	267	65	202	8	2	6			
１３年	34,272	401	33,871	33,593	278	299	65	234	18	3	15			
１４年	35,795	399	35,396	35,088	308	325	67	258	24	5	19			
１５年	37,306	403	36,903	36,581	322	356	71	285	29	7	22			
１６年	38,754	403	38,351	37,977	374	362	67	295	35	7	28			
１７年	40,030	392	39,638	39,257	381	374	63	311	47	8	39			
１８年	41,720	396	41,324	40,914	410	395	63	332	61	10	51			
１９年	44,027	400	43,627	43,203	424	407	64	343	79	10	69			
２０年	45,078	406	44,672	43,638	1,034	412	64	348	80	10	70			
２１年	45,396	396	45,000	43,234	1,766	402	58	344	67	6	61	36	7	29
２２年	45,989	393	45,596	42,902	2,694	382	51	331	54	3	51	85	13	72
２３年	46,946	390	46,556	42,586	3,970	383	52	331	45	2	43	120	19	101
２４年	47,825	391	47,434	42,245	5,189	375	49	326	9	1	8	162	28	134
２５年	48,820	392	48,428	41,903	6,525	375	50	325	0	0	0	191	29	162
２６年	49,889	391	49,498	41,476	8,022	375	46	329	0	0	0	215	34	181
２７年	50,866	386	50,480	41,027	9,453	376	48	328	0	0	0	239	34	205
２８年	51,958	381	51,577	40,601	10,976	369	49	320	0	0	0	262	34	228
２９年	53,000	375	52,625	40,186	12,439	362	49	313	0	0	0	279	35	244
３０年	53,944	369	53,575	39,716	13,859	358	47	311	0	0	0	291	34	257
３１年	54,790	374	54,416	39,263	15,153	359	52	307	0	0	0	301	33	268
令和２年	55,674	370	55,304	38,721	16,583	343	51	292	0	0	0	317	34	283
令和３年	56,303	372	55,931	38,083	17,848	337	51	286	0	0	0	325	35	290
令和４年	57,141	367	56,774	37,490	19,284	331	50	281	0	0	0	338	37	301
令和５年	58,005	362	57,643	36,844	20,799	328	49	279	0	0	0	352	37	315
令和６年	58,902	394	58,508	36,393	22,115	313	47	266	0	0	0	361	37	324

注１：平成８年までは年末現在数、９年以降は３月３１日現在数である。
注２：特別医療法人は、平成２４年３月３１日をもって経過措置期間が終了したため、平成２４年４月１日以降の法人数は０となる。
資料：厚生労働省調べ

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 12） 法人住民税：義（自動連動）（地方税 15）
		② 上記以外の税目	（不動産取得税）（固定資産税）（都市計画税）（特別土地保有税） 【参考　特定医療法人以外の法人関係】 （所得税）（法人事業税）（消費税）（地方消費税）（相続税） （贈与税）（事業所税）
3	要望区分等の別		【拡充】　【主管】
4	内容		《現行制度の概要》 特定医療法人について、法人税の税率を 19%とする。
			《要望の内容》 特定医療法人の承認要件の見直しを行う（全収入金額の 100 分の 80 を超えなければならないとする要件において、社会保険診療等に係る収入金額の内容に補助金等を加えること等の措置を行う。）。
			《関係条項》 租税特別措置法第 67 条の 2、第 68 条の 100 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(厚生労働省告示) 地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 3 号の 2、第 348 条第 2 項第 9 号の 2、第 702 条 2 第 2 項
5	担当部局		厚生労働省医政局医療経営支援課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和2年～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 39 年度　制度創設 平成 29 年度　承認要件の見直しを行う（全収入金額の 100 分の 80 を超えなければならない社会保険診療収入等に係る収入金額の内容に、助産に係る収入、予防接種に係る収入、介護保険サービスに係る収入を加える。また、承認要件に経理に関する要件を加える。）。 平成 30 年度　承認要件の見直しを行う（全収入金額の 100 分の 80 を超えなければならない社会保険診療収入等に係る収入金額の内容に障害福祉サービスに係る収入を加える。）
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定医療法人が開設する医療機関が、医療政策上必要な医療を提供することにより国や自治体等から補助金等を受け取る場合であっても、承認要件の充足に支障を来さないようにするとともに、法人が行う医療保健業の非営利性を確保することで、地域における必要な医療提供体制を確保する。
			《政策目的の根拠》 医療法第 40 条の2 租税特別措置法第 67 条の 2
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ　安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること O 施策大目標1　地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1－1　地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定医療法人の経営基盤の支援を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。 〇測定指標 特定医療法人数 〇達成目標 本措置については、昭和 39 年に制度が創設され、その法人数が増加してきたところであるが、平成 19 年度末の 412 法人をピークに、その法人数は徐々に減少している。ただし、この減少数には、より公的な医療（救急医療等確保事業）を担う、社会医療法人への移行が含まれている。 社会医療法人は、特定医療法人と同様、公的な運営を確保するための要件等を充足する必要があり、移行後も引き続き、「地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する」法人である。 したがって、特定医療法人数（A）と社会医療法人への移行累計数（B）の合計が平成 19 年度末の特定医療法人数（412 法人）を超えていることは、本措置によって、平成 19 年度と同等以上に「地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供」されていることと同義である。 以上より、達成目標を、下記の通り設定することとした。 平成 19 年度末の特定医療法人数（412 法人）　＜　［（A）　+　（B）］ ※　過去、達成目標を定量的に示していなかったことから、今回改めて、定量的な達成目標を設定した。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特定医療法人は、社会保険制度の下で国民に対して医療サービスを普遍的に提供する主体として国税庁長官が承認するものであり、救急医療の提供など地域において一定の役割を果たしながら、国や自治体等と連携して医療政策上必要な医療を提供することができる。

10	有効性等	① 適用数	特定医療法人 （R2 年度）（R3 年度）（R4 年度） 〈実績〉 200 件 195 件 176 件 （R5 年度）（R6 年度）（R7 年度）（R8 年度）（R9 年度） 〈推計〉 179 件 175 件 170 件 166 件 161 件 ※ R2～R4 年度の件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。 ※ R5 年度の件数は、同報告の直近3カ年（令和2年度～令和4年度）における全特定医療法人数に占める黒字法人数（適用数）の割合及び令和5年度の特定医療法人数より推計。（算出過程においては、小数点以下の数値を含めて計算。） 特定医療法人数 （R2 年度）（R3 年度）（R4 年度）（R5 年度） 337 法人 331 法人 328 法人 313 法人 全特定医療法人数に占める黒字法人数（適用数）の割合・・・（a） （200 ＋ 195 ＋ 176） ÷ （337 ＋ 331 ＋ 328） ≒ 57.3% R5 年度推計適用数 313 法人 × （a） ≒ 179 件 ※ R6 年度以降の件数は、令和6年度以降の特定医療法人数を、R2～5 年度における、減少法人数の平均（8法人）と同様の推移をするものとして推計。 特定医療法人数（推計）・・・（b） （R6 年度）（R7 年度）（R8 年度）（R9 年度） 305 法人 297 法人 289 法人 281 法人 R6 年度以降の適用件数 （a） × （b） ＝ 適用件数
		② 適用額	特定医療法人（単位：百万円） （R2 年度）（R3 年度）（R4 年度） 〈実績〉 35,003 40,422 33,751 （R5 年度）（R6 年度）（R7 年度）（R8 年度）（R9 年度） 〈推計〉 34,309 33,432 32,556 31,679 30,802 ※ R2～R4 年度の適用額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。 ※ R5 年度以降の適用額は、同報告の直近3カ年（令和2年度～令和4年度）における黒字法人の平均所得金額及び各年度の適用数（推計）より推計。（算出過程においては、小数点以下の数値を含めて計算。） 黒字法人の平均所得金額 ・・・（c） （35,003 ＋ 40,422 ＋ 33,751） ÷ （200 ＋ 195 ＋ 176） ≒191.2 各年度の適用数 ・・・（d） R5 年度以降の適用額（推計） （c） × （d） ＝ （適用額）
		③ 減収額	特定医療法人（単位：百万円） |	R2 年度	R3 年度	R4 年度
法人税	▲1,470	▲1,698	▲1,418
法人住民税	▲103	▲119	▲99 | |	R5 年度	R6 年度	R7 年度
法人税	▲1,441	▲1,404	▲1,367
法人住民税	▲101	▲98	▲96 | |	R8 年度	R9 年度
---	---	---
法人税	▲1,331	▲1,294
法人住民税	▲93	▲91	 （法人税は 〔②の適用額×（基準税率－優遇税率）〕・・・e にて算出 法人住民税は 〔 e × 地方税率）〕 にて算出 ） （参考） 法人税率 基準税率：23.2% 優遇税率：19.0% 地方税率 7.0% ※ 本要望の収入要件の見直しは、特定医療法人が開設する医療機関が医療政策上必要な医療を提供することにより国や自治体等から補助金等を受け取る場合であっても、承認要件の充足に支障を来さないようにするとともに、法人が行う医療保健業の非営利性を確保するものであり、税収を減じる措置ではない。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

・ 地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供されている。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

区分＼年度	H19	H20	H21	H22	H23
特定医療法人数 （A）	412	402	382	383	375
特定医療法人から社会医療法人へ移行した数（B）	—	26	56	73	90
合計 ［（A） ＋ （B）］	—	428	438	456	465

区分＼年度	H24	H25	H26	H27	H28
特定医療法人数 （A）	375	375	376	369	362
特定医療法人から社会医療法人へ移行した数（B）	98	105	114	124	130
合計 ［（A） ＋ （B）］	473	480	490	493	492

区分＼年度	H29	H30	H31	R2	R3
特定医療法人数 （A）	358	359	343	337	331
特定医療法人から社会医療法人へ移行した数（B）	135	137	141	143	144
合計 ［（A） ＋ （B）］	493	496	484	480	475

区分＼年度	R4	R5	R6	R7	R8
特定医療法人数 （A）	328	313	305	297	289
特定医療法人から社会医療法人へ移行した数（B）	148	150	152	154	156
合計 ［（A） ＋ （B）］	476	463	457	451	445

区分＼年度	R9
特定医療法人数 （A）	281
特定医療法人から社会医療法人へ移行した数（B）	158
合計 ［（A） ＋ （B）］	439

※ 特定医療法人数、特定医療法人から社会医療法人へ移行した数は、都道府県宛の調査に基づく法人数を記載。

令和6年度以降の特定医療法人数は、R2～5 年度における、減少法人数の平均（8法人）と同様の推移をするものと推計。

令和6年度以降の特定医療法人から社会医療法人へ移行した数は、R2～5 年度における移行数の平均（2法人）と同様の推移をするものと推計。

⑤ 税収減を是認する理由等

—

※ 本要望の収入要件の見直しは、税収を減じる措置ではない。

11 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

・ 特定医療法人は、承認要件を満たさない場合、承認取消となることから、医療政策上必要な医療の提供により国や自治体等から受け取る補助金等が、収入要件の充足に影響することは不適当であるため、特定医療法人が行う医療保健業の非営利性を確保することを含めて、収入要件を見直すことは妥当である。

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付けはない。

③ 地方公共団体が協力する相当性

・ 地域医療、地域福祉の充実のための施策であるため。

12 有識者の見解

—

13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期

平成 30 年（厚労 02）

点検結果表

（行政機関名：厚生労働省）

制度名	生活衛生同業組合等に係る法人住民税の免除措置の適用
税　目	法人住民税
区　分	■新設　　□拡充　　□延長

(1)　達成目標　（点検結果の分類：Ｄ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標（本税制措置により、生衛組合等の継続的な事業活動を支援することは、生活衛生関係営業者に対する衛生管理の指導等の一層の促進につなげる）は、政策目的（本税制措置により、極めて公益性の高い事業を行う生衛組合等の運営基盤の安定・強化を図り、継続的な事業活動を支援することは、生活衛生関係営業者に対する衛生管理の指導等の一層の促進につながり、我が国の衛生水準の維持向上に大きく繋がる）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。

【厚生労働省の補足説明】
①　評価書の達成目標及びその実現による寄与の記載の修正を行った。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、新たな達成目標（生活衛生関係営業者が消費者に対して、衛生的で安心なサービスの提供を行うことができる。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていないため、この点を課題とする。
　また、達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていないため、この点を課題とする。
　また、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要があり、この点を課題とする。

(3)　将来の適用数　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
―

【点検結果】
なし。

(5)　将来の減収額　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　将来の減収額（令和7年度から9年度までの法人住民税）について、「令和5年末時点の非出資の生活衛生同業組合248件及び連合会9件の設置箇所数の合計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】
①　評価書の適用額、減収額欄の記載を修正するとともに、試算に用いた計算式等の補足説明資料を提出する。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7)　将来の効果　（点検結果の分類：Ｄ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。

【厚生労働省の補足説明】
①　評価書の効果の記載の修正を行った。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「衛生水準の維持向上により、生活衛生関係営業者が消費者に対して、衛生的で安心なサービスの提供を行うことにつながる。その効果を、定量的に把握することは困難であるが、一つの参考指標としては、国内の食中毒の発生件数の減少等の状況により、衛生水準の維持向上の状況を評価することが考えられる」との説明では、新たな達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8)　他の政策手段　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。
②　同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等として「生活衛生関係営業の振興等を図るために行う事業に対する補助金による支援」があるとしているが、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていない。

【厚生労働省の補足説明】
①　評価書の他の支援措置や義務付け等との役割分担の記載の修正を行った。
②　評価書の他の支援措置や義務付け等との役割分担の記載の修正を行った。

【点検結果】
①・②　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

法人住民税減収額試算

分類	組合、連合会数	計
非出資の生活衛生同業組合	248	257
非出資の生活衛生同業組合連合会	9	

※生衛法に基づき設置された非出資の生活衛生同業組合、連合会数（令和５年12月現在）

＜均等割＞　試算

（単位：円）

都道府県民税（均等割）

		都道府県民税		減収額
248組合	×	20,000	＝	4,960,000
９連合会	×	20,000	＝	180,000

（単位：円）

市町村民税（均等割）

		市町村民税		減収額
248組合	×	50,000	＝	12,400,000
９連合会	×	50,000	＝	450,000

（単位：円）

均等割の減収額					
非出資の生活衛生同業組合（248組合）		非出資の生活衛生同業組合連合会（９連合会）		計	
都道府県民税	市町村民税	都道府県民税	市町村民税	都道府県民税	市町村民税
4,960,000	12,400,000	180,000	450,000	5,140,000	12,850,000
			合計	17,990,000	

≒　１８百万円

均等割　（単位：円）

	資本金等の額	都道府県民税	市町村民税		1施設あたり減収額（参考）
			従業者数50人超	従業者数50人以下	
適用されるライン	1,000万円以下	20,000	120,000	50,000	70,000
	1,000万円超 1億円以下	50,000	150,000	130,000	
	1億万円超 10億円以下	130,000	400,000	160,000	
	10億円超 50億円以下	540,000	1,750,000	410,000	
	50億円超	800,000	3,000,000	410,000	

＜法人税割＞　試算

（単位：円）

	法人税額	（税率）	減収額
都道府県民税	0	1.0%	0
市町村民税	0	6.0%	0

⇒法人税法上の公益法人等に分類される非出資組合等であり、収益事業を行わないことを前提として法人税の徴収が無いことから、法人税割の適用額は０と試算。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		生活衛生同業組合等に係る法人住民税の免除措置の適用
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人住民税：義（地税 2）
		② 上記以外の税目	－
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 ー
			《要望の内容》 非出資の生活衛生同業組合及び連合会（以下、「生衛組合等」という。）については、法人税法第 2 条第 1 項第 6 号に定める「公益法人等」であり、極めて公益性の高い法人であるため、法人住民税の均等割を課さない措置及び法人住民税の法人税割を課さない措置について、現行制度において公益性等により非課税とされている法人等と同様の適用を要望する。
			《関係条項》 ー
5	担当部局		厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和7年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯		ー
8	適用又は延長期間		ー
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生衛組合等は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下、「生衛法」という。）に基づき、国民の生活に密接に関係している生活衛生関係営業者（飲食業、理容業、美容業、旅館業、公衆浴場業及びクリーニング業等）が自主的に、衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上を図ることを目的に組織されている。 生衛組合等は、生活衛生関係営業者に対して、衛生措置の基準の遵守、感染症対策の徹底や危機管理対応及び経営の健全化のための指導、営業者の技術向上等を目的とした衛生管理等の研修や技術講習を行っている。 特に、近年では、長きにわたったコロナ禍での感染症対策や食中毒を未然に防ぐための HACCP 等の衛生管理の徹底をこれまで以上に強く求められる中で、現場単位で業種ごとの特性に応じてきめ細やかに営業者に対する指導や研修・技術講習等の実施を行う生衛組合等の担う役割の重要性、公益性はますます高まっている。 また、行政庁からの協力の求めに応じ、生活衛生関係営業に関する法律（食品衛生法、理容師法、美容師法、旅館業法、クリーニング業法等）の円滑な実施のため、各種届出・申請に関する指導、広報・周知活動等も行っている。
			こうした中で、本税制措置により、極めて公益性の高い事業を行う生衛組合等の運営基盤の安定・強化を図り、継続的な事業活動を支援することは、生活衛生関係営業者に対する衛生管理の指導等の一層の促進につながり、我が国の衛生水準の維持向上に大きく繋がる。
			《政策目的の根拠》 生衛法第 8 条第 1 項 生衛法第8条の2
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ　安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4　生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4－1　生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置により、生衛組合等の運営基盤の安定・強化が図られ、もって、生活衛生関係営業者への衛生管理等の指導等が十分に行うことができ、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上を図ることにつながる。 これにより、生活衛生関係営業者が消費者に対して、衛生的で安心なサービスの提供を行うことができる。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、極めて公益性の高い事業を行う生衛組合等の運営基盤の安定・強化を図り、継続的な事業活動を支援することは、生活衛生関係営業者に対する衛生管理の指導等の一層の促進につながり、生活衛生関係営業者の衛生基準の遵守等が図られる。
10	有効性等	① 適用数	均等割（見込み） 令和7年度　257 件 令和8年度　257 件 令和9年度　257 件 ※令和 5 年末時点の非出資の生活衛生同業組合 248 件及び連合会 9 件の設置箇所数の合計。
		② 適用額	均等割（見込み） 令和7年度　18 百万円 令和8年度　18 百万円 令和9年度　18 百万円 ※令和 5 年末時点の非出資の生活衛生同業組合 248 件及び連合会 9 件の設置箇所数を基に、均等割の適用区分のうち資本金等の額を 1 千万円以下、市町村民税均等割の従業者 50 人以下で試算した合計額。なお、法人税法上の公益法人等に分類される非出資組合等であり、収益事業を行わないことを前提として法人税の徴収が無いことから、法人税割の適用額は0と試算。
		③ 減収額	均等割（見込み） 令和7年度　18 百万円 令和8年度　18 百万円 令和9年度　18 百万円 ※令和 5 年末時点の非出資の生活衛生同業組合 248 件及び連合会 9 件の設置箇所数を基に、均等割の適用区分のうち資本金等の額を 1 千万円以下、市町村民税均等割の従業者 50 人以下で試算した合計額。なお、法人税法上の公益法人等に分類される非出資組合等であ

				り、収益事業を行わないことを前提として法人税の徴収が無いことから、法人税割の減収額は0と試算。
		④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本税制措置を行うことにより、極めて公益性の高い事業を行う生衛組合等の運営基盤の安定・強化が図られ、もって、生活衛生関係営業者への衛生管理等の指導等が十分に行うことができ、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上を図ることにつながる。 衛生水準の維持向上により、生活衛生関係営業者が消費者に対して、衛生的で安心なサービスの提供を行うことにつながる。 その効果を、定量的に把握することは困難であるが、一つの参考指標としては、国内の食中毒の発生件数の減少等の状況により、衛生水準の維持向上の状況を評価することが考えられる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置を行うことにより、極めて公益性の高い事業を行う生衛組合等の運営基盤の安定・強化が図られ、もって、生活衛生関係営業者への衛生管理等の指導等が十分に行うことができ、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上を図ることにつながる。
		⑤	税収減を是認する理由等	本税制措置を行うことにより、極めて公益性の高い事業を行う生衛組合等の運営基盤の安定・強化が図られ、もって、生活衛生関係営業者への衛生管理等の指導等が十分に行うことができ、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上を図ることにつながり、妥当な措置である。 その効果は、当該生活衛生同業組合等が指導する営業者全体に波及し得ることから、本税制措置により、当該業界全体に対して政策効果が発現するものと考えられる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置を行うことにより、極めて公益性の高い事業を行う生衛組合等の運営基盤の安定・強化が図られ、もって、生活衛生関係営業者への衛生管理等の指導等が十分に行うことができ、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上を図ることにつながり、妥当な措置である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	生活衛生関係営業の振興等を図るために行う事業に対する補助金による支援により、生活衛生関係営業の振興等を図っている。 これは、生活衛生同業組合等が組合員の衛生規制の遵守・衛生水準の維持・向上等に必要な研修や広報等を進めるために必要なソフト事業に対して補助するものである。 なお、国、都道府県等は各業に係る法律（食品衛生法、理容師法、美容師法、旅館業法、公衆浴場業及びクリーニング業法等）等により、国、都道府県等が国内の公衆衛生を確保していくために生活衛生関係営業者に衛生規制を遵守することを求めるものである。 生衛組合等に対しては、生活衛生関係営業者に対する衛生管理等の指導や研修・技術講習等の実施を行い、衛生施設の衛生水準の維持・向上を図ることが求められており、そのため補助金による組合の事業の推進とともに、税制により運営基盤の安定・強化が図られることで、もって、生活衛生関係営業者への衛生管理等の指導等が十分に行うことができ、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上を図ることにつながる。

				とにつながる。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本税制措置を行うことにより、極めて公益性の高い事業を行う生衛組合等の運営基盤の安定・強化が図られ、もって、生活衛生関係営業者への衛生管理等の指導等が十分に行うことができ、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上を図ることにつながり、その効果は、地域に密着した生活衛生関係営業者に広くつながるため、地方公共団体の公衆衛生確保に資するものであり、相当性がある。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			―

点検結果表

（行政機関名：厚生労働省）

制度名	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
税　目	法人事業税
区　分	□新設　□拡充　■延長

(1)　**達成目標**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(2)　**過去の適用数**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(3)　**将来の適用数**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(4)　**過去の減収額**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(5)　**将来の減収額**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(6)　**過去の効果**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(7)　**将来の効果**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(8)　**他の政策手段**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税：義（地方税 11）
		② 上記以外の税目	個人事業税：外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。
			《要望の内容》 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。
			《関係条項》 地方税法第 72 条の 23 地方税法第 72 条の 49 の 12
5	担当部局		厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月　分析対象期間：平成 29～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考え方のもとで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。
			《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。（医療法第 1 条の 3） 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ　安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1　地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1－1　地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる 5 年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。（測定指標は医療機関数の推移による）
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
10	有効性等	① 適用数	令和 11 年度　119,764 件／年 令和 10 年度　120,929 件／年 令和9年度　122,108 件／年 令和8年度　123,300 件／年 令和7年度　124,506 件／年 令和6年度　125,726 件／年 令和5年度　126,960 件／年 令和4年度　131,764 件／年 令和3年度　130,002 件／年 令和2年度　122,188 件／年 令和元年度　134,315 件／年 平成 30 年度　135,189 件／年 平成 29 年度　135,036 件／年 ※医療経済実態調査及び医療施設動態調査より推計 ※令和 5 年以降は平成 29 年～令和4年のそれぞれの値からFORECAST. LINEAR関数による推計
		② 適用額	令和 11 年度　課税標準額 2,678 ,306 百万円 （個人事業税　972,284 百万円） （法人事業税 1,706,022 百万円） 令和 10 年度　課税標準額 2,589,641 百万円 （個人事業税　995,063 百万円） （法人事業税 1,594,578 百万円） 令和9年度　課税標準額 2,500,976 百万円 （個人事業税 1,017,842 百万円） （法人事業税 1,483,134 百万円） 令和8年度　課税標準額 2,412,311 百万円 （個人事業税 1,040,621 百万円） （法人事業税 1,371,690 百万円） 令和7年度　課税標準額 2,323,646 百万円 （個人事業税 1,063,400 百万円） （法人事業税 1,260,246 百万円） 令和6年度　課税標準額 2,234,981 百万円 （個人事業税 1,086,179 百万円） （法人事業税 1,148,801 百万円） 令和5年度　課税標準額 2,146,316 百万円 （個人事業税 1,108,958 百万円） （法人事業税 1,037,357 百万円） 令和4年度　課税標準額 2,370,765 百万円 （個人事業税 1,213,841 百万円） （法人事業税 1,156,924 百万円） 令和3年度　課税標準額 1,765,520 百万円 （個人事業税 1,056,023 百万円） （法人事業税　709,497 百万円）

			令和2年度　課税標準額 1,646,997 百万円 （個人事業税 1,172,557 百万円） （法人事業税 474,440 百万円） 令和元年度　課税標準額 1,734,126 百万円 （個人事業税 1,196,416 百万円） （法人事業税 537,710 百万円） 平成 30 年度 課税標準額 1,766,308 百万円 （個人事業税 1,227,843 百万円） （法人事業税 538,465 百万円） 平成 29 年度 課税標準額 1,732,211 百万円 （個人事業税 1,265,431 百万円） （法人事業税 466,780 百万円） ※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（令和2～4年度：第 213 国会提出、令和元年度：第 211 国会提出、平成 30 年度：第 208 回国会提出、平成 29 年度：第 201 回国会提出）参照 ※令和 5 年以降は平成 29 年～令和4年のそれぞれの値からFORECAST. LINEAR関数による推計
		③ 減収額	※課税標準額は上記②より記載 （実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年 800 万超の標準税率 4.6%で算出した減収額を概算値として記載） 令和 11 年度　2,678,306 百万円×4.6%＝123,202 百万円 （個人事業税 972,284 百万円×4.6%＝44,725 百万円） （法人事業税 1,706,022 百万円×4.6%＝78,477 百万円） 令和 10 年度　2,589,641 百万円×4.6%＝119,123 百万円 （個人事業税 995,063 百万円×4.6%＝45,773 百万円） （法人事業税 1,594,578 百万円×4.6%＝73,351 百万円） 令和9年度　2,500,976 百万円×4.6%＝115,045 百万円 （個人事業税 1,017,842 百万円×4.6%＝46,821 百万円） （法人事業税 1,483,134 百万円×4.6%＝68,224 百万円） 令和8年度　2,412,311 百万円×4.6%＝110,966 百万円 （個人事業税 1,040,621 百万円×4.6%＝47,869 百万円） （法人事業税 1,371,690 百万円×4.6%＝63,098 百万円） 令和 7 年度　2,323,646 百万円×4.6%＝106,888 百万円 （個人事業税 1,063,400 百万円×4.6%＝48,916 百万円） （法人事業税 1,260,246 百万円×4.6%＝57,971 百万円） 令和6年度　2,234,981 百万円×4.6%＝102,809 百万円 （個人事業税 1,086,179 百万円×4.6%＝49,964 百万円） （法人事業税 1,148,801 百万円×4.6%＝52,845 百万円） 令和5年度　2,146,316 百万円×4.6%＝98,731 百万円 （個人事業税 1,108,958 百万円×4.6%＝51,012 百万円） （法人事業税 1,037,357 百万円×4.6%＝47,718 百万円） 令和4年度　2,370,765 百万円×4.6%＝109,055 百万円 （個人事業税 1,213,841 百万円×4.6%＝55,837 百万円） （法人事業税 1,156,924 百万円×4.6%＝53,219 百万円） 令和3年度　1,765,520 百万円×4.6%＝81,214 百万円 （個人事業税 1,056,023 百万円×4.6%＝48,577 百万円） （法 02 人事業税 709,497 百万円×4.6%＝32,637 百万円） 令和2年度　1,646,997 百万円×4.6%＝75,762 百万円 （個人事業税 1,172,557 百万円×4.6%＝53,938 百万円） （法人事業税 474,440 百万円×4.6%＝21,824 百万円） 令和元年度　1,734,126 百万円×4.6%＝79,770 百万円 （個人事業税 1,196,416 百万円×4.6%＝55,035 百万円） （法人事業税 537,710 百万円×4.6%＝24,735 百万円） 平成 30 年度 1,766,308 百万円×4.6%＝81,250 百万円 （個人事業税 1,227,843 百万円×4.6%＝56,481 百万円） （法人事業税 538,465 百万円×4.6%＝24,769 百万円） 平成 29 年度 1,732,211 百万円×4.6%＝79,682 百万円 （個人事業税 1,265,431 百万円×4.6%＝58,210 百万円） （法人事業税 466,780 百万円×4.6%＝21,472 百万円）
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 29 年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。 [illegible] ※医療施設動態調査参照（各年 10 月 1 日現在） ※令和 5 年以降は平成 29 年～令和4年のそれぞれの値からFORECAST. LINEAR関数による推計
		⑤ 税収減を是認する理由等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。なお、平成 29 年度以降、一定数の医療機関数が維持されており、地域における良質かつ適切な医療提供体制の維持に資するものとなっている。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による下支えが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置」では、医療提供体制の中核を担う医療法人の経営基盤の強化に資するよう下支えを行っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	―
12	有識者の見解		―

29	30	1	2	3
医療機関数	178,492	179,090	179,416	178,724	180,396
4	5	6	7	8
医療機関数	181,093	181,158	181,622	182,086	182,549
9	10	11		
医療機関数	183,013	183,477	183,941		

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和 5 年 8 月（厚労 03）

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数及び減収額（推計）

＜適用見込み数（推計）＞

		黒字率　注1						施設数								適用見込み数（黒字施設数）						
		病院		診療所		歯科診療所		一般病院		精神病院		診療所		歯科診療所		病院		診療所		歯科診療所		合計
		医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	
平成29年	2017	64.8%	57.1%	68.8%	95.2%	71.3%	97.1%	4,853	188	913	22	41,927	41,892	13,871	54,133	3,736	120	28,846	39,881	9,890	52,563	135,036
平成30年	2018	65.1%	84.0%	70.9%	95.6%	67.4%	96.2%	4,848	169	916	18	42,822	41,444	14,327	53,682	3,752	157	30,361	39,620	9,656	51,642	135,189
令和元年	2019	53.0%	72.7%	67.4%	96.0%	73.2%	97.0%	4,805	157	915	17	43,593	41,073	14,762	53,133	3,032	126	29,382	39,430	10,806	51,539	134,315
令和2年	2020	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%	65.4%	95.5%	4,765	140	922	16	44,219	40,310	15,161	52,103	2,917	113	22,640	36,843	9,915	49,758	122,188
令和3年	2021	54.0%	50.0%	68.9%	94.8%	68.9%	90.7%	4,763	123	918	14	45,048	40,304	15,635	51,650	3,068	69	31,038	38,208	10,773	46,847	130,002
令和4年	2022	47.1%	50.0%	73.1%	94.2%	66.3%	92.2%	4,736	114	922	12	45,967	40,064	16,241	50,896	2,665	63	33,602	37,740	10,768	46,926	131,764
令和5年	2023	43.5%	50.7%	66.6%	93.3%	65.9%	90.5%	4,707	96	923	10	46,680	39,516	16,617	50,268	2,451	54	31,110	36,881	10,954	45,510	126,960
令和6年	2024	40.0%	46.7%	66.6%	93.0%	65.1%	89.3%	4,682	81	925	8	47,466	39,135	17,079	49,602	2,243	42	31,625	36,392	11,120	44,304	125,726
令和7年	2025	36.5%	42.8%	66.6%	92.6%	64.3%	88.1%	4,657	66	927	7	48,251	38,754	17,541	48,936	2,037	31	32,139	35,905	11,279	43,115	124,506
令和8年	2026	32.9%	38.9%	66.6%	92.3%	63.5%	86.9%	4,632	51	928	5	49,037	38,374	18,003	48,270	1,832	22	32,652	35,421	11,431	41,942	123,300
令和9年	2027	29.4%	35.0%	66.6%	92.0%	62.7%	85.7%	4,606	36	930	3	49,823	37,993	18,465	47,604	1,629	14	33,166	34,939	11,575	40,786	122,108
令和10年	2028	25.9%	31.0%	66.5%	91.6%	61.9%	84.5%	4,581	21	932	1	50,609	37,612	18,927	46,938	1,427	7	33,679	34,460	11,712	39,645	120,929
令和11年	2029	22.4%	27.1%	66.5%	91.3%	61.1%	83.2%	4,556	0	933	0	51,395	37,232	19,389	46,272	1,228	0	34,191	33,984	11,841	38,521	119,764

【出典】
・「医療経済実態調査（医療機関等調査）報告」（厚生労働省）
・「医療施設動態調査」（厚生労働省）
注1：　医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査（医療機関等調査）報告機能別集計表－損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。
なお、令和5年以降は平成29年～令和4年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計（施設数がマイナスになる場合は0とする）

＜減収額（推計）＞　（単位：百万円）

和暦	西暦	課税標準額			減収額（※）		
		個人事業税	法人事業税	合計	個人事業税	法人事業税	合計
平成29年	2017	1,265,431	466,780	1,732,211	58,210	21,472	79,682
平成30年	2018	1,227,843	538,465	1,766,308	56,481	24,769	81,250
令和元年	2019	1,196,416	537,710	1,734,126	55,035	24,735	79,770
令和2年	2020	1,172,557	474,440	1,646,997	53,938	21,824	75,762
令和3年	2021	1,056,023	709,497	1,765,520	48,577	32,637	81,214
令和4年	2022	1,213,841	1,156,924	2,370,765	55,837	53,219	109,055
令和5年	2023	1,108,958	1,037,357	2,146,316	51,012	47,718	98,731
令和6年	2024	1,086,179	1,148,801	2,234,981	49,964	52,845	102,809
令和7年	2025	1,063,400	1,260,246	2,323,646	48,916	57,971	106,888
令和8年	2026	1,040,621	1,371,690	2,412,311	47,869	63,098	110,966
令和9年	2027	1,017,842	1,483,134	2,500,976	46,821	68,224	115,045
令和10年	2028	995,063	1,594,578	2,589,641	45,773	73,351	119,123
令和11年	2029	972,284	1,706,022	2,678,306	44,725	78,477	123,202

※実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年800万超の標準税率4.6%で概算を算出
【出典】
・「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）
なお、令和5年以降は平成29年～令和4年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計

＜医療機関数（事前評価書用）＞

和暦	西暦	全施設数
平成29年	2017	178,492
平成30年	2018	179,090
令和元年	2019	179,416
令和2年	2020	178,724
令和3年	2021	180,396
令和4年	2022	181,093
令和5年	2023	181,158
令和6年	2024	181,622
令和7年	2025	182,086
令和8年	2026	182,549
令和9年	2027	183,013
令和10年	2028	183,477
令和11年	2029	183,941

【出典】
・「医療施設動態調査」（厚生労働省）
なお、令和5年以降は平成29年～令和4年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計

点検結果表

（行政機関名：厚生労働省）

制度名	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続
税　目	法人事業税
区　分	□新設　□拡充　■延長

(1)　**達成目標**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(2)　**過去の適用数**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(3)　**将来の適用数**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(4)　**過去の減収額**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(5)　**将来の減収額**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(6)　**過去の効果**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(7)　**将来の効果**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(8)　**他の政策手段**　（**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【厚生労働省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税：義（地方税 12）
		② 上記以外の税目	なし
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について事業税を軽減する。
			《要望の内容》 医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について軽減措置を存続する。
			《関係条項》 地方税法第 72 条の 24 の 7
5	担当部局		厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月　分析対象期間：平成 29 年～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。
			《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 （医療法第1条の3） 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ　安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1　地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1－1　地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する。（測定指標は医療法人数の推移による）
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
10	有効性等	① 適用数	令和 11 年度　18,720 件／年 令和 10 年度　17,698 件／年 令和9年度　16,676 件／年 令和8年度　15,654 件／年 令和7年度　14,632 件／年 令和6年度　13,611 件／年 令和5年度　12,589 件／年 令和4年度　12,904 件／年 令和3年度　10,994 件／年 令和2年度　6,438 件／年 令和元年度　7,020 件／年 平成 30 年度 6,773 件／年 平成 29 年度 6,904 件／年 ※税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）より推計。 ※令和5～11 年度については平成 29～令和4年度から得られた医療法人数に年度を独立変数として FORECAST.LINEAR 関数を用いて推計した医療法人数により推計。
		② 適用額	③減収額参照
		③ 減収額	地方税法に基づく適用実態調査結果 令和 11 年度　税額 9,376 百万円 令和 10 年度　税額 8,717 百万円 令和9年度　税額 8,058 百万円 令和8年度　税額 7,400 百万円 令和7年度　税額 6,741 百万円 令和6年度　税額 6,082 百万円 令和5年度　税額 5,423 百万円 令和4年度　税額 5,740 百万円 令和3年度　税額 3,678 百万円 令和2年度　税額 2,612 百万円 令和元年度　税額 2,490 百万円 平成 30 年度　税額 2,057 百万円 平成 29 年度　税額 2,125 百万円 ※令和2～4年度は第 213 回国会提出　地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※令和元年度は第 211 回国会提出　地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。

			※平成 30 年度は第 208 回国会提出　地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※平成 29 年度は第 201 回国会提出　地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※令和5～11 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」から得られた減収額を独立変数としてFORECAST. LINEAR関数により推計。
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 29 年以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。

	29	30	1	2	3
開設者が医療法人の医療機関数	61,564	62,913	64,075	65,067	66,364
	4	5	6	7	8
開設者が医療法人の医療機関	67,866	68,927	70,151	71,376	72,600
	9	10	11		
開設者が医療法人の医療機関	73,825	75,049	76,274		

※平成 29～令和4年　医療施設動態調査参照（各年 10 月1日現在）
令和5～11 年は医療施設動態調査から得られた医療法人数を独立変数としてFORECAST. LINEAR関数により推計。

		⑤ 税収減を是認する理由等	医業は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。なお、平成 29 年度以降、一定数の医療法人数が維持されており、地域における良質かつ適切な医療提供体制の維持に資するものとなっている。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への、補助金等と比べてより広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による経営の下支えが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「社会保険診療報酬に係る非課税措置」では、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考え方のもとで国民に必要な医療を提供している医療機関の下支えをすることで、地域の医療提供体制の整備・拡充を図っている。
			なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	ー
12	有識者の見解		ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 5 年 8 月（厚労 04）

＜所得区分別の医療法人数＞※各年度の適用件数試算のバックデータ

年	所得区分	100万円以下	100万円超	200万円超	300万円超	500万円超	1,000万円超	2,000万円超	5,000万円超	1億円超	2億円超	5億円超	10億円超	計
H29	2017	2,404	1,840	1,675	2,869	5,531	5,446	4,668	1,663	801	420	100	30	27,447
H30	2018	2,312	1,800	1,559	2,932	5,448	5,225	4,624	1,543	819	435	101	22	26,820
R1	2019	2,250	1,807	1,597	2,851	5,377	5,491	4,812	1,628	834	426	94	28	27,195
R2	2020	1,924	1,577	1,400	2,426	4,413	4,511	4,137	1,563	833	461	105	28	23,378
R3	2021	1,504	1,408	1,283	2,304	5,128	6,206	6,506	2,463	1,109	662	178	76	28,827
R4	2022	1,604	1,346	1,270	2,441	5,130	6632	7,524	3,022	1,351	729	190	88	31,327
R5	2023	1,325	1,242	1,159	2,192	4,778	6,374	7,304	2,929	1,320	748	197	91	29,659
R6	2024	1,132	1,131	1,072	2,065	4,666	6,600	7,854	3,200	1,423	813	217	103	30,277
R7	2025	939	1,021	985	1,938	4,554	6,825	8,404	3,472	1,527	877	237	116	30,894
R8	2026	746	910	898	1,811	4,441	7,051	8,954	3,743	1,630	942	257	129	31,511
R9	2027	553	799	810	1,684	4,329	7,277	9,504	4,014	1,733	1,007	276	142	32,128
R10	2028	360	688	723	1,557	4,217	7,502	10,054	4,285	1,837	1,071	296	155	32,746
R11	2029	168	578	636	1,430	4,105	7,728	10,604	4,556	1,940	1,136	316	168	33,363

H30～R5の「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」（国税庁）から得られた医療法人数に年度を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR5～R11の医療法人数を推計

＜減収額試算＞　（単位：百万円）

		報告書の適用税額
H29	2017	2,125
H30	2018	2,057
R1	2019	2,490
R2	2020	2,612
R3	2021	3,678
R4	2022	5,740
R5	2023	5,423
R6	2024	6,082
R7	2025	6,741
R8	2026	7,400
R9	2027	8,058
R10	2028	8,717
R11	2029	9,376

H30 ～R5の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）（H29は201回、H30は208回、R1は211回提出分、R2～4は213回提出分）から得られた減収額を独立変数として
FORECAST.LINEAR関数を使用してR5からR11の減収額を推計

＜医療法人数の推移（事前評価書用）＞

		医療法人数	病院	一般診療所	歯科診療所
H29	2017	61,564	5,766	41,927	13,871
H30	2018	62,913	5,764	42,822	14,327
R1	2019	64,075	5,720	43,593	14,762
R2	2020	65,067	5,687	44,219	15,161
R3	2021	66,364	5,681	45,048	15,635
R4	2022	67,866	5,658	45,967	16,241
R5	2023	68,927	5,630	46,680	16,617
R6	2024	70,151	5,607	47,466	17,079
R7	2025	71,376	5,583	48,251	17,541
R8	2026	72,600	5,560	49,037	18,003
R9	2027	73,825	5,537	49,823	18,465
R10	2028	75,049	5,513	50,609	18,927
R11	2029	76,274	5,490	51,395	19,389

H29～R4の医療施設動態調査（厚生労働省）から得られた医療法人数を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR5～R11の医療法人数を推計

＜医療法人の医業収入に占める保険診療収入以外の収入割合について＞

		医療法人（加重平均）	病院				一般診療所				歯科診療所			
		保険診療収入以外の収入率④の合計	医業収入（年間）①	社会保険診療報酬（年間）②	社会保険診療収入率（年間）③＝②／①	保険診療収入以外の収入率④＝100−③	医業収入（年間）①	社会保険診療報酬（年間）②	社会保険診療収入率（年間）③＝②／①	保険診療収入以外の収入率④＝100−③	医業収入（年間）①	社会保険診療報酬（年間）②	社会保険診療収入率（年間）③＝②／①	保険診療収入以外の収入率④＝100−③
H29	2017	16.1%	1,672,973	1,573,513	94.1%	5.9%	174,397	147,096	84.3%	15.7%	95,572	75,114	78.6%	21.4%
H30	2018	16.5%	1,690,595	1,590,399	94.1%	5.9%	174,145	146,049	83.9%	16.1%	97,834	76,518	78.2%	21.8%
R1	2019	15.9%	1,738,758	1,628,759	93.7%	6.3%	166,937	143,690	86.1%	13.9%	104,315	77,633	74.4%	25.6%
R2	2020	17.0%	1,711,453	1,605,013	93.8%	6.2%	161,170	136,960	85.0%	15.0%	104,997	76,849	73.2%	26.8%
R3	2021	20.3%	1,741,372	1,607,136	92.3%	7.7%	186,266	150,778	80.9%	19.1%	109,411	78,227	71.5%	28.5%
R4	2022	20.4%	1,763,951	1,650,816	93.6%	6.4%	193,275	156,304	80.9%	19.1%	111,352	79,011	71.0%	29.0%
R5	2023	21.2%	1,777,842	1,650,571	92.8%	7.2%	188,530	152,163	80.7%	19.3%	115,345	79,608	69.0%	31.4%
R6	2024	22.2%	1,794,411	1,662,370	92.6%	7.4%	192,101	153,691	80.0%	20.0%	118,611	80,289	67.7%	33.1%
R7	2025	23.2%	1,810,980	1,674,169	92.4%	7.6%	195,672	155,220	79.3%	20.7%	121,877	80,970	66.4%	34.8%
R8	2026	24.0%	1,827,549	1,685,969	92.3%	7.8%	199,243	156,748	78.7%	21.3%	125,143	81,651	65.2%	36.5%
R9	2027	25.0%	1,844,118	1,697,768	92.1%	8.1%	202,814	158,276	78.0%	22.0%	128,409	82,331	64.1%	38.2%
R10	2028	25.9%	1,860,687	1,709,568	91.9%	8.3%	206,385	159,805	77.4%	22.6%	131,675	83,012	63.0%	39.9%
R11	2029	26.8%	1,877,256	1,721,367	91.7%	8.5%	209,956	161,333	76.8%	23.2%	134,941	83,693	62.0%	41.6%

H30～R5医療経済実態調査（医療機関等調査）報告」（厚生労働省）から推計

＜対象所得区分・適用医療法人数（事前評価書用）＞　（万円）　（数）

社会保険診療報酬以外		400万円超800万円以下			利益を計上している全医療法人	減税率適用法人
年度		所得区分			適用法人数	
H29	2017	2,500	～	5,000	27447	6904
H30	2018	2,500	～	5,000	26820	6773
R1	2019	2,500	～	5,000	27195	7020
R2	2020	2,500	～	5,000	23378	6438
R3	2021	2,000	～	4,000	28827	10994
R4	2022	2,000	～	4,000	31327	12904
R5	2023	2,000	～	4,000	29659	12589
R6	2024	2,000	～	4,000	30277	13611
R7	2025	2,000	～	4,000	30894	14632
R8	2026	2,000	～	4,000	31511	15654
R9	2027	2,000	～	4,000	32128	16676
R10	2028	2,000	～	4,000	32746	17698
R11	2029	2,000	～	4,000	33363	18720

注1：社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。（例：400万÷16.5%≒2,500万円、800万÷16.5%≒5,000万円）
注2：400万円超軽減税率適用法人数は、利益計上している全医療法人数から社会保険診療報酬以外の所得が400万未満の医療法人数（所得区分「2,500」又は「2,000」未満の医療法人）を引いた数

農林水産省

番号	制度名
農林水産省	
農水01	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例

点検結果表

（行政機関名：農林水産省）

制度名	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	□新設　■拡充　■延長

(1)　**達成目標**　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【農林水産省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(2)　**過去の適用数**　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【農林水産省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(3)　**将来の適用数**　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【農林水産省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(4)　**過去の減収額**　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【農林水産省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(5)　**将来の減収額**　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【農林水産省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(6)　**過去の効果**　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【農林水産省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(7)　**将来の効果**　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【農林水産省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(8)　**他の政策手段**　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【農林水産省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
2	対象税目	①政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税２） （法人住民税、法人事業税：義（自動連動））（地方税５）
		②上記以外の税目	（所得税：外）（国税２） （個人住民税：外（自動連動））（地方税５）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 １．農業経営基盤強化準備金 経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用の建物・機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。 ２．農用地等を取得した場合の課税の特例 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。
			《要望の内容》 ・適用期限を令和７年４月１日～令和９年３月 31 日までの２年間延長する。 ・農業と食品産業の連携強化を図るための設備の追加　等
			《関係条項》 【法人】 ・租税特別措置法 第 61 条の２、第 61 条の３ 【個人】 ・租税特別措置法 第 24 条の２、第 24 条の３
5	担当部局		農林水産省 経営局 経営政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和６年３月～８月 分析対象期間：令和３年度～令和８年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 19 年度　創設 平成 21 年度　２年延長・拡充 ⅰ　適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加（法人税） ⅱ　特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設（所得税） 平成 22 年度　拡充・縮減 ⅰ　対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加 ⅱ　適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外 平成 23 年度　２年延長・対象交付金の見直し 平成 25 年度　２年延長・対象交付金の名称変更 平成 26 年度　対象交付金の見直し 平成 27 年度　２年延長・拡充・縮減 ⅰ　対象者に認定新規就農者（個人）を追加 ⅱ　対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加 ⅲ　環境保全型農業直接支援対策交付金を対象交付金から除外 ⅳ　特定農業法人（農業生産法人以外）を対象から除外 平成 29 年度　１年延長 平成 30 年度　２年延長・縮減 ⅰ　米の直接支払交付金を対象交付金から除外 ⅱ　特定農業法人（農地所有適格法人）を対象から除外 令和２年度　１年延長 令和３年度　２年延長・縮減 人・農地プランの中心経営体であることを対象要件に追加 令和４年度　対象者要件の見直し 農業経営基盤強化促進法の改正を前提に、人・農地プランの法定化に伴う所要の規定の整備 令和５年度　２年延長・縮減 特定農業用機械等のうち取得価額が 30 万円未満の資産を除外
8	適用又は延長期間		令和７年４月１日～令和９年３月 31 日まで
9	必要性等	①政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体の育成・確保を図る
			《政策目的の根拠》 〇食料・農業・農村基本計画（令和２年３月閣議決定） 第３　食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 ２．農業の持続的な発展に関する施策

（１）力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

①　認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し

②　政策体系における政策目的の位置付け

《大目標》

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

《中目標》

農業の持続的な発展

《政策分野》

⑥　担い手の育成・確保等と農業経営の安定化

⑦　農地集積・集約化と農地の確保

③　達成目標及びその実現による寄与

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

農地中間管理機構を通じた利用権設定等の支援措置と併せ、本措置の活用により、担い手である認定農業者等が農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促すことにより、認定農業者等の規模拡大を実現し、担い手への農地集積・集約化を加速する。

具体的には、本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度 80%以上となることを引き続き目指す。

また、令和５年４月１日に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づき、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定める地域計画の取組を促すことにより、担い手が利用する農地面積の割合を８割とする政府目標の達成を目指す。具体的には、担い手が利用する農地面積を１年間で約３％（約 15 万 ha）増加させることを政策目標としており、本措置の延長期間（２年間）において約６％（約 30 万 ha）の増加を目指す。

※　担い手が利用する農地面積割合について、年間目標値が令和２年度から年間集積面積（約 15 万 ha/年）から耕地面積のうち担い手への農地集積面積の割合に変更されたが、目標として設定されている毎年約３％／年増加に相当する面積は約 15 万 ha となる。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

本措置により、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、担い手への農地集積・集約化に資する。

10　有効性等

①　適用数

【適用数】

単位：法人

年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例
令和３（実績）	2,897	2,125
４（実績）	3,054	2,072
５（見込）	3,033	2,150
６（見込）	3,011	2,230
７（見込）	3,011	2,230
８（見込）	3,011	2,230

※　令和３年度及び令和４年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 211 回国会、第 213 回国会提出）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用数。

※　令和５年度及び令和６年度の適用見込数は、前年度適用数に、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 198 回国会提出、第 213 回国会提出）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」に記載の平成 29 年度及び令和４年度の適用数を用いて算出した年間伸び率を乗じて算出。令和７年度及び令和８年度は令和６年度と同値とした。

適用見込数＝前年度適用数×（100%＋（年間伸び率））

見込みの算定根拠の詳細は別添１参照。

②　適用額

【適用額】

単位：億円

年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例
令和３（実績）	227	171
４（実績）	247	173
５（見込）	250	175
６（見込）	208	146
７（見込）	208	146
８（見込）	208	146

※　令和３年度及び令和４年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 211 回国会、第 213 回国会提出）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用額。

※　令和５年度及び令和６年度の適用見込額は、前年度適用額に交付金増減率を乗じて算出。令和７年度及び令和８年度は令和６年度と同額とした。

適用見込額＝前年度適用額×（100%＋（交付金増減率））

見込みの算定根拠の詳細は別添１参照。

③ 減収額

【国税及び地方税における減収額】

［農業経営基盤強化準備金］

単位：億円

	令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（見込）	令和６年度（見込）	令和７年度（見込）	令和８年度（見込）
法人税	34.1	37.1	37.5	31.1	31.1	31.1
法人住民税	3.7	4.0	4.1	3.4	3.4	3.4
法人事業税	20.0	21.4	21.6	18.0	18.0	18.0

［農用地等を取得した場合の課税の特例］

単位：億円

	令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（見込）	令和６年度（見込）	令和７年度（見込）	令和８年度（見込）
法人税	25.6	26.0	26.3	21.9	21.9	21.9
法人住民税	2.8	2.8	2.9	2.4	2.4	2.4
法人事業税	15.0	15.0	15.2	12.6	12.6	12.6

※　令和３年度及び令和４年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書及び地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第 211 回国会、第 213 回国会提出）による。

※　令和５年度及び令和６年度の減収見込額は、前年度減収額に交付金増減率を乗じて算出。令和７年度及び令和８年度は令和６年度と同額とした。見込みの算定根拠の詳細は別添１参照。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

本制度は、経営所得安定対策等の交付金を受領した農業者が、積み立てた準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援するもの。

測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況をみると、令和５年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は農用地で 98.1%、農業用機械等で 99.3%となっており、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成している。

このように、令和５年度までは各年度において目標を達成したが、経営改善計画は、その目標年次を５年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複数年にわたることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。

担い手が利用する農地面積については、農地中間管理機構や各種事業等を総合的に講じることで担い手への農地の集積・集約化を進めてきたが、農地の集積・集約化の気運があった平場での取組が一巡し、近年伸びが鈍化。今後は、令和５年４月１日に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づき、地域計画の作成を促すとともに、その実現に向けて、引き続き本制度を含む関連施策を総合的に講じることにより、地域の農地の受け手である認定農業者等の担い手の規模拡大等を促す必要がある。

（１）固定資産の取得計画（農業経営改善計画）と取得実績（令和５年度）

①農用地	取得計画面積　A	2,272ha
	取得実績　B	2,229ha
	達成率（B/A）	98.1%
②農業用機械等	取得計画台数　A	4,947 台
	取得実績　B	4,913 台
	達成率（B/A）	99.3%

（２）準備金による固定資産の取得実績の推移

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（推計）	令和７年度（推計）	令和８年度（推計）
農用地	取得計画	1,784ha	1,721ha	2,272ha	1,887ha	1,887ha	1,887ha
	取得実績	1,775ha	1,714ha	2,229ha	1,852ha	1,852ha	1,852ha
	（達成率）	99%	99%	98%	98%	98%	98%
農業用機械等	取得計画	5,303 台	5,127 台	4,947 台	4,110 台	4,110 台	4,110 台
	取得実績	5,143 台	5,118 台	4,913 台	4,081 台	4,081 台	4,081 台
	（達成率）	97%	99%	99%	99%	99%	99%

※　（１）～（２）の令和５年度までの実績値は、地方農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績調査（悉皆調査）による。令和６年度の推計値は、令和５年度と令和６年度の交付金増減率により算出し、令和７年度及び令和８年度は令和６年度と同数とした。

本措置は平成 19 年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも、令和６年度以降も目標を達成していくものと見込まれる。

（３）担い手が利用する農地面積の推移

	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
年間集積目標面積	149,210ha	149,210ha	149,210ha
年間集積増加面積	24,994ha	13,563ha	19,672ha
達成率	17%	9%	13%

	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度 （推計）	令和 ７年度 （推計）	令和 ８年度 （推計）
面積割合目標	73.7%	76.9%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
面積割合実績	58.9%	59.5%	60.4%	61.3%	61.3%	61.3%
達成率	80%	77%	76%	77%	77%	77%

※　農林水産省 経営局 農地政策課調べ。

※　令和７年度～令和８年度の目標値については、引き続き担い手への農地利用集積割合を 80%とするものとして、令和６年度と同じ値とした。

※　令和６年度末までに策定することとされている地域計画により、担い手への集積面積の増加が見込まれるが、現時点で正確に算出することが困難のため、令和６年度以降の推計面積割合実績については、令和４年度から令和５年度の増加率から算出した。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

令和３年度及び令和４年度に本措置を活用した法人経営体を対象として実施したアンケートにより、農用地等の取得に関して、仮に本措置がなかった場合、予定通りのタイミング（適用年度分）で資産を取得できたかについて聞き取りを行った結果、下記の回答を得た。

適用年度分	令和３年度		令和４年度	
	回答数	割合	回答数	割合
①取得できなかった	396	61%	569	60%
②取得できた	159	25%	182	19%
③どちらとも言えない	91	14%	201	21%
回答経営体数	646		952	

令和５年度に準備金制度を活用する経営体に限定せず幅広に実施したアンケートにより、準備金制度の具体的な効果について、2,026 経営体から 3,020 の回答を得た。なお、当該効果について、複数回答としているため、各選択肢の回答数の合計と回答経営体数は必ずしも一致しない。

適用年度分	令和５年度	
	回答数	割合
計画的な固定資産の取得ができる	1,406	69%
手元現金（キャッシュフロー）の増加や資金繰りの改善による経営強化ができる	751	37%
経営規模拡大に取組むことができる	620	31%
回答経営体数	2,026	

適用年度分	令和５年度	
	回答数	割合
準備金制度を知っている	1,964	97%
準備金制度を知らない	62	3%
今後は活用したい	49	79%
規模拡大への取組が容易になるから	42	86%
将来、農業用固定資産を取得する予定だから	46	94%
経営改善の動機付けになるから	31	63%

※　アンケートは、令和４年度までは証明申請受付時に直接接触する機会があった準備金制度を活用する経営体を対象とし、令和５年度は準備金制度を活用する経営体に限定せず幅広に実施した。実施時期は、令和３年度は令和３年４月～令和４年６月、令和４年度は令和５年１月～６月、令和５年度は令和６年３月～８月に実施。

※　令和５年度は一部複数回答としているため、各選択肢の回答数の合計と全体の回答数の合計等は必ずしも一致しない。

令和４年度までのアンケートについて、「① 仮に農業経営基盤強化準備金制度がなかった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得た経営体において、本措置が農用地等の取得に係る直接的な誘因措置として機能していると言える。

また、令和５年度のアンケートについて、準備金制度の具体的な効果を回答した経営体において、本措置が農用地等の取得に係る直接的な誘因措置として機能していると言える。

このため、本措置の直接的な効果を以下のとおり推計した。

【準備金による固定資産の取得】

各年度の達成率に直接的な効果があったと見込まれるものの割合を乗算することで推計。

令和６年度は、令和３年度から令和５年度の直接的な効果があったと見込まれるものの割合の平均値として推計。令和７年度以降は令和６年度と同数の効果があるものと推計した。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度（推計）
農用地達成率	99%	99%	98%
うち直接的効果分	61%	60%	67%
農業用機械等達成率	97%	99%	99%
うち直接的効果分	59%	60%	67%

	令和６年度（推計）	令和７年度（推計）	令和８年度（推計）
農用地達成率	98%	98%	98%
うち直接的効果分	63%	63%	63%
農業用機械等達成率	99%	99%	99%
うち直接的効果分	62%	62%	62%

【担い手が利用する農地面積】

各年度の本措置による農用地の取得面積に直接的な効果があったと見込まれるものの割合を乗算することで推計。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度（推計）
農用地取得面積	1,775ha	1,714ha	2,229ha
うち直接的効果分	1,088ha	1,024ha	1,522ha

	令和６年度（推計）	令和７年度（推計）	令和８年度（推計）
農用地取得面積	1,852ha	1,852ha	1,852ha
うち直接的効果分	1,166ha	1,166ha	1,166ha

担い手への農地の集積・集約化は、本措置だけでなく、農地中間管理機構を通じた利用権設定など各種施策を総合的に講じることで達成を目指すものである。本措置においても、令和５年度に農用地 2,229ha のほか農業用機械等 4,913 台の取得が行われており、規模拡大や生産性の向上を通じた農業経営の改善に相当程度の役割を果たしている。

加えて、アンケートにおいては、2,026 経営体のうち、1,406 経営体から、本措置について「計画的な固定資産の取得ができる」、751 経営体から「手元現金（キャッシュフロー）の増加や資金繰りの改善による経営強化ができる」、620 経営体から「経営規模拡大に取組むことができる」との回答を得ており、また、「準備金制度を知らない」と回答した 62 経営体のうち８割が「今後活用したい」と回答しており、その理由として、42 経営体から「規模拡大への取組が容易になるから」、46 経営体から「将来、農業用固定資産を取得する予定だから」、31 経営体から「経営改善の動機付けになるから」との回答を得ており、本措置の政策目的である農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保につながっていると考えられる。

《租税特別措置等が延長されなかった場合の影響》
（分析対象期間：令和６年度～令和８年度）
本措置の今後の活用計画（令和５年度末ベース）は、以下のとおり。

農用地等の取得計画　1,186 億円
準備金積立残高　793 億円
今後の積立等必要額　393 億円

※１　税制特例適用実績調査（悉皆調査）による。
２　「本措置の今後の活用計画（令和５年度末ベース）」とは、これまでに準備金を積み立てた者の、農業経営改善計画の残りの計画期間における農用地等の取得計画の合計値である。

担い手の経営の安定化のためには、計画的に規模拡大等の経営改善を行う必要がある。経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業機械等の導入には多額の投資を要することから、その投資額を蓄積する必要があるが、本措置が延長されない場合には、その投資額の蓄積が進まず、経営規模の拡大が困難となる。
その結果、認定農業者等の農用地等の計画的な取得が進まず、担い手への農地利用の集積に甚大な支障が生じるものと推測される。

⑤ 税収減を是認する理由等

ある要件を満たした場合の農業経営基盤強化準備金の損金算入及び農用地等の取得による圧縮記帳が認められる場合、農用地への投資及び農業用機械等への投資による減収額が 10,752 百万円となる（いずれも令和５年度）。
（農用地への投資が 4,550 百万円、農業用機械等への投資が 21,331 百万円となり、農用地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として 28,695 百万円となる。）

生産誘発額の内訳
・（直接効果）対象農用地・機械等の生産増加額 17,463 百万円
・（間接効果）鉄鋼・非鉄・金属製品等で 11,232 百万円

単位：百万円

		令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（見込）	令和６年度（見込）	令和７年度（見込）	令和８年度（見込）
減収額	国税	5,968	6,311	6,379	5,299	5,299	5,299
	地方税	4,140	4,326	4,373	3,633	3,633	3,633
	計	10,108	10,637	10,752	8,932	8,932	8,932
波及効果（総額）		26,705	25,598	28,695	23,838	23,838	23,838

※　減収額の算出根拠は別添１参照
※　経済波及効果の算出には、「令和２年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数（98 部門）を使用。
※　経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添２参照

減収額が 10,752 百万円となるが、農用地、農業用機械等への投資による波及効果は 28,695 百万円と減収額を上回るため、是認できると考えられる。

相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

本措置は、経営所得安定対策等の交付金を積み立て、農業経営改善計画に定めた農用地等の取得に充てる場合、損金算入を認めること等により、計画的な農用地等の固定資産の導入のための投資を促すものである。条件を満たせば確実に活用可能であり、各年度の予算額の制約の中、当該経営に配分されるかが予見できない補助金と比較し、認定農業者等の農用地等の計画的かつ確実な取得を促す効果が高い。

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

経営所得安定対策等の交付金は、その使途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。
一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。

③ 地方公共団体が協力する相当性

農業は、地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、本措置を活用し、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、地域農業の振興や地域経済の活性化に効果がある。

12	有識者の見解	ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価　令和４年６月～８月（農水 01）

別添1

1. 減税見込額積算

（1）対象交付金増減率

対象交付金のR4年度予算額→R5年度予算額の増減率 ： （653,136百万円－646,136百万円）÷ 646,136百万円≒1.08%

対象交付金のR5年度予算額→R6年度予算額の増減率 ： （542,595百万円－653,136百万円）÷ 653,136百万円≒▲16.92%

（2）適用件数の算出

適用件数の算出 年間伸び率

	H29年度	R4年度	年間伸び率
適用件数計	4,889	5,128	0.96%
農業経営基盤強化準備金	3,165	3,056	−0.70%
農用地等を取得した場合の課税の特例	1,724	2,072	3.75%

（3）法人税の適用総額・減税見込額の算出

R3年度	農業経営基盤強化準備金	227億円（R3年度適用総額）×15%（税率）＝34.1億円（減税額）
	農用地等を取得した場合の課税の特例	171億円（R3年度適用総額）×15%（税率）＝25.6億円（減税額）
R4年度	農業経営基盤強化準備金	247億円（R4年度適用総額）×15%（税率）＝37.1億円（減税額）
	農用地等を取得した場合の課税の特例	173億円（R4年度適用総額）×15%（税率）＝26.0億円（減税額）
R5年度（見込）	農業経営基盤強化準備金	247億円（R4年度適用総額）×（100%＋1.08%（交付金増減率））×15%（税率） ＝37.5億円（減税額・見込）
	農用地等を取得した場合の課税の特例	173億円（R4年度適用総額）×（100%＋1.08%（交付金増減率））×15%（税率） ＝26.3億円（減税額・見込）
R6年度（見込）	農業経営基盤強化準備金	250億円（R5年度適用見込額）×（100%＋▲16.92%（交付金増減率））×15%（税率） ＝31.1億円（減税額・見込）
	農用地等を取得した場合の課税の特例	175億円（R5年度適用見込額）×（100%＋▲16.92%（交付金増減率））×15%（税率） ＝21.9億円（減税額・見込）
R7年度（見込）	農業経営基盤強化準備金	250億円（R5年度適用見込額）×（100%＋▲16.92%（交付金増減率））×15%（税率） ＝31.1億円（減税額・見込）
	農用地等を取得した場合の課税の特例	175億円（R5年度適用見込額）×（100%＋▲16.92%（交付金増減率））×15%（税率） ＝21.9億円（減税額・見込）
R8年度（見込）	農業経営基盤強化準備金	250億円（R5年度適用見込額）×（100%＋▲16.92%（交付金増減率））×15%（税率） ＝31.1億円（減税額・見込）
	農用地等を取得した場合の課税の特例	175億円（R5年度適用見込額）×（100%＋▲16.92%（交付金増減率））×15%（税率） ＝21.9億円（減税額・見込）

（減税見込額等算出の基礎としたデータについて）

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回・第213回国会提出）」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

2. 適用実績及び適用見込

（1）国税

区分		R3年度（実績）	R4年度（実績）	R5年度（見込）	R6年度（見込）	R7年度（見込）	R8年度（見込）
対象者数注1		20,952	21,769	22,618	23,500	23,500	23,500
適用件数（法人）注2	農業経営基盤強化準備金	2,897	3,054	3,033	3,011	3,011	3,011
	農用地等を取得した場合の課税の特例	2,125	2,072	2,150	2,230	2,230	2,230
適用総額（億円）注3	農業経営基盤強化準備金	227	247	250	208	208	208
	農用地等を取得した場合の課税の特例	171	173	175	146	146	146
減税見込額（億円）注4	農業経営基盤強化準備金	34.1	37.1	37.5	31.1	31.1	31.1
	農用地等を取得した場合の課税の特例	25.6	26.0	26.3	21.9	21.9	21.9

注1）対象者数は、農地所有適格法人数(農林水産省経営局調べ)、R5年度以降は見込み値。
注2）R3年度及びR4年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書（第211回国会、第213回国会提出）」の適用件数を記載した。R5年度見込みはR4年度実績に1（2）で算出した
　年間伸び率を乗じて算出した。R6年度も同様の方法で算出し、R7年度及びR8年度はR6年度と同数とした。
注3）R3年度及びR4年度の適用総額は、「租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書（第211回国会、第213回国会提出）」の適用総額を記載した。R5年度見込みはR4年度実績に1（1）で算出した
　対象交付金増減率を乗じて算出した。R6年度も同様の方法で算出し、R7年度及びR8年度はR6年度と同額とした。
注4）減税見込額については、注3の方法で算出した適用総額に法人税率（15%）を乗じて算出した。計算式は1（3）のとおり。

（2）地方税

区 分			R3年度（実績）	R4年度（実績）	R5年度（見込）	R6年度（見込）	R7年度（見込）	R8年度（見込）
対象者数注1			20,952	21,769	22,618	23,500	23,500	23,500
適用件数（法人）注2	農業経営基盤強化準備金		2,897	3,054	3,033	3,011	3,011	3,011
	農用地等を取得した場合の課税の特例		2,125	2,072	2,150	2,230	2,230	2,230
減税見込額（百万円）注3	農業経営基盤強化準備金	計	2,365	2,542	2,570	2,135	2,135	2,135
		道府県民税	53	57	58	48	48	48
		市町村民税	316	344	348	289	289	289
		事業税	1,457	1,563	1,580	1,312	1,312	1,312
		地方法人特別税	539	578	584	486	486	486
	農用地等を取得した場合の課税の特例	計	1,775	1,784	1,803	1,498	1,498	1,498
		道府県民税	40	40	41	34	34	34
		市町村民税	237	241	244	203	203	203
		事業税	1,093	1,096	1,108	921	921	921
		地方法人特別税	404	406	410	341	341	341

注1）対象者数は、農地所有適格法人数(農林水産省経営局調べ)、R5年度以降は見込み値。
注2）R3年度及びR4年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書（第211回、第213回国会提出）」の適用件数を記載した。R5年度見込みはR4年度実績に1（2）で算出した
　年間伸び率を乗じて算出した。R6年度も同様の方法で算出し、R7年度及びR8年度はR6年度と同額とした。
注3）R3年度及びR4年度の減税見込額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書（第211回、第213回国会提出）」の影響額を記載した。R5年度見込みはR4年度実績
　に1（1）で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。R6年度も同様の方法で算出し、R7年度及びR8年度はR6年度と同額とした。計算式は以下の通り。（農業経営基盤強化準備金の地方税計の計算式。
　その他の税目と農用地等を取得した場合の課税の特例も同様の方法で算出した。）
【農業経営基盤強化準備金】
R5見込＝2,542（R4実績）×（100＋1.08）%＝2,570
R6見込＝2,570（R5見込）×（100－16.92）%＝2,135

（減税見込額等算出の基礎としたデータについて）

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会、第213回国会提出）」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

○「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書（第211回国会、第213回国会提出）」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の影響額

別添2

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門（金額）	②投入部門（金額）
令和3年度	農業用機械（20,203）	不動産（3,941）
令和4年度	農業用機械（19,990）	不動産（3,254）
令和5年度	農業用機械（21,331）	不動産（4,550）
令和6年度	農業用機械（17,721）	不動産（3,780）
令和7年度	農業用機械（17,721）	不動産（3,780）
令和8年度	農業用機械（17,721）	不動産（3,780）

経済産業省

番号	制度名
経済産業省	
経産01	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長
経産02	産業用地整備促進税制の創設
経産03	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
経産04	中小企業者等の法人税率の特例の延長
経産05	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の延長
経産06	保険会社等の異常危険準備金の延長
経産07	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
経産08	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長
経産09	公益的課題のための経費に掛かる収入金額を控除する収入割の特例措置
経産10	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長

点検結果表

（行政機関名：経済産業省）

制度名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	□新設　■拡充　■延長

(1)　**達成目標**　（**点検結果の分類：A段階**）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【経済産業省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(2)　**過去の適用数**　（**点検結果の分類：C段階**）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　過去の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】
①　別添資料に追記した。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の適用数（令和5年度）について、「令和5年度までに法第25条の確認を受けた承認地域経済牽引事業者を対象に実施したアンケートを基に令和4年度の「適用実態調査において実際に本税制措置の適用を受けた件数÷アンケートにおいて本税制措置の適用を受けたと回答した件数」の比率を算出し、令和5年度及び6年度に実施したアンケートの集計結果にこの比率を乗じることで拡大推計を行っている」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(3)　**将来の適用数**　（**点検結果の分類：C段階**）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　将来の適用数（令和7年度及び8年度）が予測されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
②　将来の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】
①・②　御指摘の点については財務省主税局と調整中のため調整次第お示しする。

【点検結果】
①　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
②　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の適用数（令和6年度）について、「令和5年度までに法第25条の確認を受けた承認地域経済牽引事業者を対象に実施したアンケートを基に令和4年度の「適用実態調査において実際に本税制措置の適用を受けた件数÷アンケートにおいて本税制措置の適用を受けたと回答した件数」の比率を算出し、令和5年度及び6年度に実施したアンケートの集計結果にこの比率を乗じることで拡大推計を行っている」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(4)　**過去の減収額**　（**点検結果の分類：C段階**）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】
①　別添資料に追記した。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（平成29年度から令和5年度までの法人税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額が明らかにされていない。また、過去の減収額（令和5年度の法人住民税及び法人事業税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、これらの点を課題とする。

(5)　**将来の減収額**　（**点検結果の分類：C段階**）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　将来の減収額（令和7年度及び8年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
②　将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】
①・②　御指摘の点については財務省主税局と調整中のため調整次第お示しする。

【点検結果】
①　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
②　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（令和6年度の法人税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額が明らかにされていない。また、将来の減収額（令和6年度の法人住民税及び法人事業税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、これらの点を課題とする。

(6)　**過去の効果**　（**点検結果の分類：C段階**）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　所期の達成目標（企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未

来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（令和2年度～令和6年度幾何平均）。以下同じ。）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 所期の達成目標に対する過去の効果について、「政策目標の測定期間外の参考値として、企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率については平成29年度から令和元年度の+0.13%に対し、令和2年度から令和5年度の測定対象群の常時従業者一人当たり付加価値額変化率は+0.42%である」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「傾向スコアマッチングによる対照群の特定」及び「「差の差」の手法による政策効果の特定」により把握された政策効果（平成29年から令和元年までの売上高・従業員数・付加価値額・域内取引額の各指標の伸び率）が説明されているが、その根拠が明らかにされておらず、所期の達成目標に対する過去の効果との関係が明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
④ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】
① 地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率を年度ごとに記載した。
② 常時従業者一人当たり付加価値額変化率を直接引用することはできないことから、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる測定指標を含む。））が分かるよう評価書に記載した。
③ 本措置に係る調査分析資料については、必要に応じて別途送付する。
④ 達成目標に対する進展について記載する。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、所期の達成目標に対する過去の効果（令和5年度）が把握されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) **将来の効果**　（**点検結果の分類**：Ｄ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（令和2年度～令和6年度幾何平均））に対する将来の効果について、「本税制措置を講じることにより、将来についても、地域企業の成長・生産性向上を通じた政策目標の達成に寄与すると認められる」と説明されているが、定量的に予測されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】
① (6)④の指摘を受けて、記載した。

【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) **他の政策手段**　（**点検結果の分類**：Ｂ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】
① 御指摘を踏まえ、評価書中の「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」の欄に、補助金等の他の政策手段ではなく、要件・効果等を法令等により規定する税制措置という手法を用いることで、政策支援に対する事業者の予見可能性が確保される旨を昨年から追記しているので確認されたい。

【点検結果】
① 「地域の成長発展の基盤強化に特に資する本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、事業者の予見可能性を確保しつつ、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなっている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義、法人住民税、法人事業税：義（自動連動））（国税4・地方税7）
		② 上記以外の税目	所得税：外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）の規定に基づき都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に従って行われる承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）の用に供する施設・設備を新増設した場合に、当該新増設に伴い新たに取得等した資産について、下記の割合により、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けられる。ただし、対象資産の取得価額の合計額のうち支援対象となる金額は 80 億円とし、税額控除額の上限は法人税額の20%とする。 ＜特別償却＞ 機械装置・器具備品　40% （地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については 50%） 建物・附属設備・構築物　20% ＜法人税額等の税額控除＞ 機械装置・器具備品　4% （地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については5%） （地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業については6%） 建物・附属設備・構築物　2%
			《要望の内容》 ・適用期限を2年間延長する。（令和8年度末まで） ・地方公共団体が戦略的かつ重点的に支援を行う産業分野を「重点促進分野（仮称）」とし、同分野に対する新たな枠を設ける。 ・地域経済牽引事業計画の期間内（最大5年以内）に行った設備投資について、税制の適用を可能とする。 等
			《関係条項》 ・租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条の4、第 42 条の 11 の2 ・租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第5条の5の2、第 27 条の 11 の2 ・地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 23 条第1項第4号、第 292 条第1項第4号、附則第8条第5項
5	担当部局		経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：平成 29 年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 29 年度：創設 平成 31 年度：延長・拡充（※1） 令和3年度　：延長・拡充（※2） 令和5年度　：延長・拡充（※3） 令和6年度　：拡充（※4） （※1）直近事業年度の付加価値額増加率が一定以上の事業について、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として、機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。 （※2）課税特例の要件の客観化・明確化を図るとともに、地域経済のサプライチェーン強靭化に資する事業を新たに支援することなどとした。 （※3）対象事業において、特に高い付加価値を創出する事業を地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として対象に追加等した （※4）対象事業において、一定の要件を満たす中堅企業が行う事業を地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業として対象に追加した
8	適用又は延長期間		2年間（令和7年4月1日～令和9年3月 31 日）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。
			《政策目的の根拠》 〇地域未来投資促進法 第1条　地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 〇経済財政運営と改革の基本方針 2023[令和5年6月 16 日閣議決定] 第2章　新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化 （中堅・中小企業の活力向上） 地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。（略） 〇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版［令和5

年6月 16 日閣議決定]
Ⅷ. 経済社会の多極化
1. デジタル田園都市国家構想の実現
(2)デジタル田園都市国家を支える地域交通、ヘルスケア、教育の整備
⑤中堅・中小企業の振興
地域の良質な雇用を支える成長意欲のある中堅・中小企業を振興するため、人手不足の解消に向けた省人化投資や経営戦略作り、人材の獲得・育成・定着に向けた取組や外需獲得、M&A、イノベーション等の取組について、予算・税制等により、集中支援を行う。

②政策体系における政策目的の位置付け

1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展

③達成目標及びその実現による寄与

《租税特別措置等により達成しようとする目標》
企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率:年2%以上(令和2年度～令和6年度幾何平均)[第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020 改訂版)]

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
地域の成長発展の基盤強化に特に資する本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、事業者の予見可能性を確保しつつ、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなっている。

10 有効性等

①適用数

○適用件数

(単位:件)

区分＼年度	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8
適用件数	7	185	298	336	366	363	320	282	精査中	精査中

(注)算定根拠については別紙参照

②適用額

○適用額

(単位:億円)

区分＼年度	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8
適用額	1	120	229	324	361	339	294	342	精査中	精査中

(注)算定根拠については別紙参照

③減収額

○減収額

(単位:億円)

区分＼年度	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8
法人税	0.59	50	82	105	115	108	131	150	精査中	精査中
法人住民税	0.04	2.9	5.7	5.6	5.6	5.4	9.1	10.5	精査中	精査中
法人事業税	0.03	6.6	12	19	22	21	14	16	精査中	精査中

(注)算定根拠については別紙参照

④効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和4年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。
なお、参考値として、企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率(平成29年度から令和元年度)は▲1.2%であったのに対し、令和2年度から令和4年度の測定対象群の常時従業者一人当たり付加価値額変化率は+4.0%であった。
政策目標である常時従業者一人当たり付加価値額変化率:年2%以上は直近3か年度では達成できているが、これは令和3年度の伸び率が顕著に高かったためであり、令和4年度は物価高の影響等により、再度マイナスとなっているため、目標値の達成のためには、引き続き、本税制措置を講じる必要がある。

常時従業者一人当たり平均付加価値額の各年度における前年度からの伸び率は以下の通り。

区分＼年度	平成29	30	令和元	2	3	4
伸び率	+8.5	▲2.3	▲9.0	▲4.0	+18.0	▲0.9

なお、常時従業者数一人あたり付加価値額の算定方法は以下の通り。
- 常時従業者数一人あたり付加価値額＝地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の(付加価値額の合計)÷(従業者数合計の合計)
- 付加価値額 ＝ 売上高 － 費用総額 ＋ 給与総額＋ 租税公課
- 費用総額 ＝ 売上原価 ＋ 販売費及び一般管理費

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
本税制措置の政策効果を検証するため、令和2年に地域経済牽引事業計画の承認を受け、本税制措置に係る課税特例の確認を受けた企業群(以下「処置群」という。)について、平成 30 年から令和2年までの売上高・従業員数・付加価値額・域内取引額の各指標の伸び率を下記の手法により確認した。

① 傾向スコアマッチングによる対照群の特定

				処置群の各企業について、売上高・従業員数等の企業規模等が類似しており、政策措置を受ける確率（傾向スコア）が最も近い企業をマッチングさせる。この手法によりマッチングされた比較対象の企業群を対照群とする。 ③　「差の差」の手法による政策効果の特定 各指標について、(a)処置群における平成 30 年と令和2年の差分と、(b)対照群における平成 30 年と令和2年の差分を計算した上で、(a)と(b)の差分を政策効果とする。 この結果、いずれの指標においても+10～30%pt 程度の差分が政策効果として生じており、本税制措置による政策効果が確認できる。したがって、引き続き、本税制措置を講じることにより、将来についても、地域企業の成長・生産性向上を通じた政策目標の達成に寄与すると認められる。
		⑤	税収減を是認する理由等	我が国の地域経済は、人口減少・高齢化といった構造的課題に加えて、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、原材料費・エネルギー価格の高騰の影響等により、厳しい状況が継続している。このような状況の下、地域経済を牽引する企業の設備投資を後押しし、地域全体の成長・生産性向上を図っていくことは、重要な課題となっている。 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、地域への相当の経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。この点に着目し、平成 29 年度以降、地域経済牽引事業に対して本税制措置等を講じ、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきたところである。本税制措置については、地域企業の設備投資の促進や付加価値の創出に寄与しており、引き続き措置を講じることが重要である。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置の適用を受けるためには、 ①青色申告書を提出する個人または法人が、 ②地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者への相当の経済的効果を及ぼすと認められるものとして、都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた上で、 ③地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。 この際、地域経済牽引事業を行おうとする地域が、当該産業の新興を重要なものと位置づけ、当該産業の振興に関する計画を策定することなどが求められており、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに限定して課税の特例を措置しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者に関する本税制措置以外の主な支援措置として、地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置、株式会社日本政策金融公庫等による融資制度等を設けている。 地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置は、財政力指数が一定未満の地方公共団体が、承認地域経済牽引事業者に対して地方税（固定資産税、不動産取得税）を課税免除等した場合に、その減収額の一部を補填するものである。この措置は、財政基盤が乏しい地方公共団体においても積極的に地域経済牽引事業が促進できるよう、国が地方公共団体に対して支援を行うものであり、本税制措置とは目的及び支援対象が異なっている。 また、株式会社日本政策金融公庫等による融資制度は、日本政策金融公庫が承認地域経済牽引事業者に対して長期かつ固定金利での融資を行うものであり、設備投資の前段階の資金調達を支援するものであるから、本税制措置とは目的が異なっている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本税制措置は、地方公共団体が基本計画を策定し、これに適合するものとして都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に関して、課税の特例措置を講じるものである。本税制措置により、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業が促進され、地域の成長発展の基盤強化に資するため、地方公共団体が協力する相当性を有する。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和4年8月（R4経産 01）

別紙

地域未来投資促進税制（減収見込額・適用件数実績推計）

1. 国税減収見込額・適用件数見込み

（1）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下「適用実態調査」という。）に基づき、平成 29 年度から令和4年度までの減収額・適用件数（実績）を推計（注1）した。また、経済産業省が承認地域経済牽引事業者に実施したアンケート（注 1）に基づき、令和5年度及び令和6年度の減収見込額・適用件数見込みを計算した。その結果は下記のとおり。

		特別償却		税額控除		合計減収額（注 2）[億円]
		適用額[億円]	件数[件]	適用額[億円]	件数[件]	
平成 29 年度	実績	0.41	2	0.54	5	▲0.59
平成 30 年度	実績	78.67	73	41.03	112	▲50
令和元年度	実績	162.36	136	67.02	162	▲82
令和2年度	実績	240.94	151	82.67	185	▲105
令和3年度	実績	270.24	143	90.89	223	▲115
令和4年度	実績	252.85	141	85.81	222	▲108
令和5年度	見込み	212.97	120	81.23	200	▲130.64
令和6年度	見込み	250.14	95	91.52	187	▲149.55

（注1） 平成 29 年～令和4年度の適用件数及び適用額について租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を基に算出。

- 平成 29 年度の適用件数及び適用額（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）
  https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11657372/www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/index.htm
- 平成 30 年度～令和4年度の適用件数及び適用額（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）
  https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/index.htm

（注2）令和5年度までに法第 25 条の確認を受けた承認地域経済牽引事業者を対象に実施したアンケートを基に令和4年度の「適用実態調査において実際に本税制措置の適用を受けた件数÷アンケートにおいて本税制措置の適用を受けたと回答した件数」の比率を算出し、令和5年度及び6年度に実施したアンケートの集計結果にこの比率を乗じることで拡大推計を行っている。

（注3）平成 29 年度～令和4年度合計減収額については、財務省が「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額（実績推計）を記載。令和5年度～令和6年度の合計減収額については、「特別償却欄の適用額×法人税率 23.2%＋税額控除欄の適用額」で計算している。

2. 地方税減収見込額

		（1）法人住民税[億円]	（2）法人事業税[億円]	合計[億円]
平成 29 年度	実績	0.04	0.03	0.07
平成 30 年度	実績	2.85	6.55	9.40
令和元年度	実績	5.74	12.45	18.19
令和2年度	実績	5.55	18.68	24.23
令和3年度	実績	5.57	22.27	27.84
令和4年度	実績	5.44	20.87	26.31
令和5年度	見込み	9.14	13.98	23.12
令和6年度	見込み	10.47	16.40	26.87

（1）法人住民税：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（平成 29 年度～令和 4 年度）」に基づき、平成 29 年度から令和 4 年度までの減収額（実績）を計算した。

			道府県民税[千円]	市町村民税[千円]	法人住民税[千円]
H29	単体	特別償却	306	928	3,637
	法人	税額控除	596	1,807	
	連結	特別償却	0	0	
	法人	税額控除	0	0	
H30	単体	特別償却	58,456	177,194	284,621
	法人	税額控除	11,620	35,222	
	連結	特別償却	199	604	
	法人	税額控除	329	997	
R 元	単体	特別償却	114,352	346,630	573,601
	法人	税額控除	21,753	65,939	
	連結	特別償却	6,183	18,744	
	法人	税額控除	0	0	
R2	単体	特別償却	79,219	350,404	554,764
	法人	税額控除	13,677	65,454	
	連結	特別償却	5,038	24,111	
	法人	税額控除	2,914	13,947	
R3	単体	特別償却	55,215	331,290	56,904
	法人	税額控除	14,267	85,476	
	連結	特別償却	7,480	44,876	
	法人	税額控除	2,614	15,686	
R4	単体	特別償却	57,829	346,974	543,528
	法人	税額控除	18,190	109,143	
	連結	特別償却	831	4,984	
	法人	税額控除	797	4,780	

また、令和5年度以降の減収額については、法人税の減収額に法人住民税率（0.07）を乗じて計算した。その結果は下記のとおり。

令和5年度　9.14 億円　（130.64 億円×0.07）

令和6年度　10.47 億円　（149.56 億円×0.07）

（2）法人事業税（特別法人事業税・地方法人特別税を含む。）：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき、平成 29 年度から令和3年度までの減収額（実績）を計算した。

			事業税[千円]	地方法人特別税[千円]	法人事業税[千円]
H29	単体	特別償却	1,825	1,091	2,916
		税額控除			
	連結	特別償却	0	0	
		税額控除			
H30	単体	特別償却	442,696	209,714	654,780
		税額控除			
	連結	特別償却	1,655	715	
		税額控除			
R 元	単体	特別償却	791,328	411,317	1,245,129
		税額控除			
	連結	特別償却	20,218	22,266	
		税額控除		0	
R2	単体	特別償却	1,247,406	538,897	1,867,690
		税額控除			
	連結	特別償却	44,676	36,711	
		税額控除			

R3	単体	特別償却	1,437,867	564,563	2,227,398
		税額控除			
	連結	特別償却	148,397	76,571	
		税額控除			
R4	単体	特別償却	1,472,924	583,129	2,087,055
		税額控除			
	連結	特別償却	22,629	8,373	
		税額控除			

また、令和5年度以降の減収額については、次の方法により計算。

- 法人事業税（所得割）は、特別償却適用額に税率（0.033）を乗じて計算。
- 特別法人事業税は、法人事業税（所得割）の減収見込み額に税率（0.776）を乗じて計算。
- 法人事業税（付加価値割）は、特別償却適用額に税率（0.007）を乗じて計算。

その結果は下記のとおり。

令和5年度　13.98 億円

法人事業税（所得割）　:212.97 億円 × 0.033 ＝ 7.03 億円
特別法人事業税　: 7.03 億円 × 0.776 ＝ 5.46 億円
法人事業税（付加価値割）　:212.97 億円 × 0.007 ＝ 1.49 億円

令和6年度　16.40 億円

法人事業税（所得割）　:250.14 億円 × 0.033 ＝ 8.25 億円
特別法人事業税　: 8.25 億円 × 0.776 ＝ 6.40 億円
法人事業税（付加価値割）　:250.14 億円 × 0.007 ＝ 1.75 億円

点検結果表

（行政機関名：経済産業省）

制度名	産業用地整備促進税制の創設
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	■新設　　□拡充　　□延長

(1)　達成目標　（点検結果の分類：Ｅ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標（企業が投資を行うための言わば下地作りである産業用地整備を迅速化することで、国内投資を促進する。以下同じ。）は、政策目的（産業用地に対するニーズが高まる中、産業用地を迅速に供給することで、地域経済に波及効果をもたらす国内投資を後押しする。以下同じ。）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。

【経済産業省の補足説明】
①　租税特別措置の適用額や適用年数が未定のため、現時点で具体的かつ定量的に記載できていないが、制度措置を踏まえ、評価分析期間中に、本税制の適用を受けて造成された産業用地に立地した企業の設備投資額等の適切な指標を参照しながら、本租税特別措置の政策評価を行う予定である。

【点検結果】
①　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3)　将来の適用数　（点検結果の分類：Ｅ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　将来の適用数が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】
①　新税制要望であり、現時点で税制適用額が定まっていないため、既存の税制の適用数等を参考とした定量的な見込み試算が困難である。適用額が定まり次第、適用数の見込みが試算可能となる。

【点検結果】
①　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5)　将来の減収額　（点検結果の分類：Ｅ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　将来の減収額が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】
①　新税制要望であり、現時点で税制適用額が定まっていないため、減収額の試算が困難であるが、「適用額×適用数」を算定式とし、適用額が定まり次第、減収額が明示可能となる。

【点検結果】
①　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7)　将来の効果　（点検結果の分類：Ｅ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。

【経済産業省の補足説明】
①　(1)と同じく、今後、具体的な達成目標を設定した上で、本租税特別措置の効果を適切に分析する。

【点検結果】
①　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8)　他の政策手段　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。
②　同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等として「租税特別措置法「第五款　特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除」」があるとしているが、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていない。

【経済産業省の補足説明】
①　本特例措置は、地方公共団体がノウハウ等の補完の観点から民間事業者と連携して行う産業用地整備事業のために土地を譲渡する者への所得控除を想定している。用地整備後は、立地を希望する民間企業へ土地を分譲することが予想されるところ、用地整備を補助金にて支援した場合、補助目的である用地整備事業の完了後、立地企業へ土地分譲（売買）することは補助目的外使用に該当するおそれがある等、補助事業取得財産の管理問題が生じ、整備された産業用地への企業立地に対する障害になりかねないため、租税特別措置によることは政策手段として有効かつ妥当である。上記内容を追記する形で、評価書を修正する。
②　租税特別措置法に規定の他の支援措置とは、⑴地方公共団体や民間等が施行する特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合、⑵地方公共団体や民間等が施行する農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合、⑶地方公共団体等（民間を除く）が施行する特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合等、が挙げられるが、本特例措置は、⑶の対象外となっている民間施行の特定住宅地造成事業等について、地方公共団体が民間事業者と連携して産業用地整備を行う際に、当該民間事業者に土地を譲渡する場合においても適用することを想定しており、既存の支援措置とは対象範囲が異なるものである。

【点検結果】
①・②　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、(1)達成目標が設定されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			産業用地整備促進税制の創設
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人税：義（国税 5） 法人住民税、法人事業税：義（自動連動）（地方税 3）
		②	上記以外の税目	所得税：外、個人住民税：外
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 －
				《要望の内容》 産業用地に対するニーズが高まる中で用地整備を迅速化するため、地方公共団体による用地整備と同様に、地方公共団体が連携した民間事業者による用地整備においても、地権者が土地を譲渡した際の売却益に対して所得控除を設ける産業用地整備促進税制を創設する。
				《関係条項》 －
5	担当部局			経済産業政策局地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：－
7	創設年度及び改正経緯			－
8	適用又は延長期間			－
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業用地に対するニーズが高まる中、産業用地を迅速に供給することで、地域経済に波及効果をもたらす国内投資を後押しする。
				《政策目的の根拠》 【経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）】 第2章　社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化 （2）中堅・中小企業の稼ぐ力 工業用水道や産業用地等のインフラの有効活用・整備・強靭化に取り組む。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	経済産業省政策評価基本計画 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業が投資を行うための言わば下地作りである産業用地整備を迅速化することで、国内投資を促進する。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現行制度では、産業用地を整備する際に、地方公共団体が地権者から土地を取得する場合は所得控除がある一方、地方公共団体が連携した民間事業者が土地を取得する場合は同控除がなく、用地造成事業の遅延や頓挫に至る事例が発生している。 本措置により、地権者交渉が円滑に進み、迅速な産業用地整備につなげることで国内投資を後押しする。
10	有効性等	①	適用数	精査中
		②	適用額	精査中
		③	減収額	精査中
		④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 － 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、地方公共団体が民間事業者と連携する産業用地造成事業のために地権者が土地を譲渡するインセンティブを与えることにより、合意形成の円滑化や迅速な産業用地整備に寄与し、国内投資を後押しする。
		⑤	税収減を是認する理由等	国内の立地計画を持つ事業者の割合が増加傾向にある一方で、全国の分譲可能な産業用地面積は、産業用地の造成が分譲スピードに追い付いていないこともあり減少している。そのため、新規立地や事業拡大に意欲のある企業に対し、ニーズに合った用地を用意できていない。 産業用地造成は、地方公共団体や土地開発公社が主体となって造成してきたが、用地造成に必要なノウハウの不足（技術者の不足）や、造成に係る財政負担の大きさ、土地開発公社の減少により、地方公共団体主導の産業用地造成が難しい状況になりつつある。 このような状況を踏まえ、地方公共団体がノウハウ等の補完のために民間事業者と連携し、産業用地造成を行う動きが活発になっている。本措置を講じることにより、迅速な産業用地整備を促進し、地域経済に波及効果をもたらす国内投資を後押しする。

11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、地方公共団体が民間事業者と連携して産業用地整備事業を行う際に、民間事業者に土地を譲渡する者への所得控除を講じるものである。 通常、整備後の用地は立地を希望する企業へ分譲することが想定されるが、この産業用地整備を例えば補助金により支援すると、整備後の用地は地権者から土地を購入した民間事業者の取得財産になるため、その後の企業誘致において補助金により取得した財産を立地企業に譲渡することとなり、補助金適正化法に基づく財産処分の制限が付され得る等、整備後の企業誘致に制約が生まれかねない。 また、一定の要件を設けた上で、地方公共団体が民間事業者と連携する産業用地造成事業のために地権者が土地を譲渡するインセンティブを与えることは、合意形成の円滑化や迅速な産業用地整備に寄与する。 以上より、租税特別措置によることは政策手段として有効かつ妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	地方公共団体が地権者から土地を購入する場合や、土地区画整理事業として民間事業者が地権者から土地を購入する場合などの譲渡所得の特別控除について規定されている。（租税特別措置法「第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除」）
		③	地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、産業用地の整備に寄与し、地域の産業振興・産業集積が促進されるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは妥当である。
12	有識者の見解			－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			－

点検結果表

（行政機関名：経済産業省）

制度名	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	□新設　■拡充　■延長

(1) 達成目標　（点検結果の分類：C段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

② 達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

③ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

④ 達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定））は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】

①・② 資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまでに最低でも 10 年程度と長期間を要する上、既に生産を開始しているプロジェクトについても時間の経過とともに生産量が低減していくものである。このため、政策目標に対し本特例措置の適用期間ごとの達成目標を設定することはなじまないことから、本特例措置の達成目標は、石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年に 50%以上、2040 年に 60%以上に引き上げること、及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率を 2030 年に 80%以上に引き上げることとしたい。

③・④ 本特例措置により探鉱活動を下支えすることで鉱山操業が安定的に維持されることにより、石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率の維持・向上に資するための措置であることから、本特例措置の達成目標は、引き続き石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げること、及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げることとしたい。

【点検結果】

①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【経済産業省の補足説明】

－

【点検結果】

なし。

(3) 将来の適用数　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【経済産業省の補足説明】

－

【点検結果】

なし。

(4) 過去の減収額　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額（令和2年度から令和4年度までの法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）を基に経済産業省にて算出」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 過去の減収額（令和2年度から令和4年度までの法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」における適用額（令和2年度から令和4年度まで）に対して、法人税率23.2%をそれぞれ乗じて試算している。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【経済産業省の補足説明】

－

【点検結果】

なし。

(6) 過去の効果　（点検結果の分類：C段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果（令和5年度）が把握されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

② 所期の達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定））に対する過去の効果（令和5年度）が把握されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

③　所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果（平成30年度から令和4年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

④　所期の達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定））に対する過去の効果（平成30年度から令和4年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑤　所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数8件（令和4年度の新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

⑥　所期の達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定））に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数8件（令和4年度の新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

⑦　所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合99%（令和4年度の探鉱準備金又は海外探鉱準備金）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていない。

⑧　所期の達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定））に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合99%（令和4年度の探鉱準備金又は海外探鉱準備金）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていない。

⑨　所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、「石油・天然ガスにおける令和4年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は概ね7割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している」と説明されているが、過去の効果から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑩　所期の達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定））に対する過去の効果について、「金属鉱物における令和4年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は、概ね8割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源（ベースメタル）の自給率について、算出根拠である経済産業省の統計が令和2年度で終了し、一部の代替データ利用により令和3年度から減少しているが、本制度は自給率向上の下支えとして有効であると考えられる」と説明されているが、過去の効果から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

⑪　所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

⑫　所期の達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる」を設定））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

①　石油・天然ガス（令和5年度）については、以下のとおり。

自主開発比率＝（我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量）
÷（輸入量及び国内生産量）
＝（162.5万boe/d）÷（436.6万boe/d）
＝37.2%

（出典：「輸入量」及び「国内生産量」：資源・エネルギー統計、「我が国企業の権益に関する引取量」：独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構のアンケート）

②　令和5年度における鉱物の自給率については集計中のため、最新の時点として令和4年度までの数値を記載した。鉱物資源（ベースメタル）（令和4年度）については、以下のとおり。

自給率＝（我が国企業の権益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量）
÷（国内金属需要量）＝37.7%

※　計算式は、地金（銅、鉛、亜鉛、錫）ごとの加重平均等の補正により複雑に算出しており、非公表情報のために省略する。

（出典：財務省「貿易統計」、企業アンケート調査）

③　石油・天然ガスについては、以下のとおり。

自主開発比率＝（我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量）
÷（輸入量及び国内生産量）

各年度における数値は下記のとおり。

	我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量（万boe/d）	輸入量及び国内生産量（万boe/d）	自主開発比率（%）
平成30年度	153.1	521.2	29.4
令和元年度	174.6	502.8	34.7
令和2年度	175.3	431.9	40.6
令和3年度	175.3	437.3	40.1
令和4年度	157.8	472,4	33.4

（出典：「輸入量」及び「国内生産量」：資源・エネルギー統計、「我が国企業の権益に関する引取量」：独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構のアンケート）

④　鉱物資源（ベースメタル）については、以下のとおり。

自給率＝（我が国企業の権益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量）
÷（国内金属需要量）

［自給率］
平成30年度：　50.2%
令和元年度：　52.1%
令和2年度　：　50.4%

令和3年度 ： 45.8%
令和4年度 ： 37.7%
※計算式は、地金（銅、鉛、亜鉛、錫）ごとの加重平均等の補正により複雑に算出しており、非公表情報のために省略する。
（出典：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」（令和2年度まで）、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査）

⑤～⑧ 適用数が少ないことについて、リスクが高く、新規企業の参入障壁が高い探鉱・開発事業に取り組む我が国企業の数が本来的に多くない上、石油・ガス開発業界では企業の統合・再編が進み、結果的に企業数が少なくなっている事情がある。他方、本特例措置を利用することで探鉱を実施した事例もあり、石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源の自給率の向上に貢献していると言える。
⑨・⑩ 現時点では、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果を示すことは難しいが、案件数が限られている資源開発事業において、本特例措置の利用に関する相談や実際に利用されており、石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率の向上に寄与していると言える。
⑪ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げる）の直近（令和5年度）の達成状況は74.4%。
⑫ 達成目標（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる）の直近（令和4年度）の達成状況は47%。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の効果の算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
⑤・⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
⑦～⑩ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑪ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げる）の直近（令和5年度）の達成状況は74.4%」との説明では、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。
⑫ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「達成目標（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる）の直近（令和4年度）の達成状況は47%」との説明では、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) **将来の効果** **（点検結果の分類：Ｅ段階）**

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
② 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）に対する将来の効果について、「本措置の延長により、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されていない。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数9件（令和6年度から9年度までの新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
①・② 資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、我が国はそのほとんどを海外から輸入していることに加え、国際市況の不安定化、探鉱・開発の複雑化・高度化、供給国の政情不安等、極めて脆弱な供給構造を抱えている状況にある。
こうした脆弱性を克服するためには、資源エネルギーの長期にわたる安定供給を確保することが重要であることから、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、安定的に鉱山操業を継続するため、本特例措置を通じて、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填（＝鉱業資本を回収）することを可能とし、我が国企業による継続的に探鉱・開発投資を円滑に進めていくことで、石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率の向上を図るものである。
③ 適用数が少ないことについて、リスクが高く、新規企業の参入障壁が高い探鉱・開発事業に取り組む我が国企業の数が本来的に多くない上、石油・ガス開発業界では企業の統合・再編が進み、結果的に企業数が少なくなっている事情がある。他方、本特例措置を利用することで探鉱を実施した事例もあり、石油・天然ガスの自主開発比率の向上に貢献していると言える。

【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(8) **他の政策手段** **（点検結果の分類：Ａ段階）**

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【経済産業省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税 13) 法人住民税、法人事業税:義(地方税8)(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税、個人住民税:外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 国内鉱業者等が、新たな探鉱活動の支出に備えるために所得等の一部を準備金として積立て、その準備金を実際に探鉱費として支出した場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度。
			《要望の内容》 令和 7 年 3 月 31 日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を 3 年間延長するとともに、海外探鉱準備金制度の対象者である国内鉱業者に準ずるものに係る適用要件の見直しを行う。
			《関係条項》 ・法人税 [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第 58 条、同法施行令第 34 条、同法施行規則第 21 条の 15 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第 59 条、同法施行令第 35 条、同法施行規則第 21 条の 16 ・法人税(連結法人) [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第 68 条の 61、同法施行令第 39 条の 88、同法施行規則第 22 条の 59 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第 68 条の 62、同法施行令第 39 条の 89、同法施行規則第 21 条の 16(読替規定) ・所得税 [探鉱準備金] 租税特別措置法第 22 条、同法施行令第 14 条、同法施行規則第 9 条 [新鉱床探鉱費の特別控除] 租税特別措置法第 23 条、同法施行令第 15 条、同法施行規則第 9 条の 2
5	担当部局		製造産業局鉱物課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和 6 年 8 月 分析対象期間:令和 4 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
7	創設年度及び改正経緯		昭和 40 年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3 年間) 昭和 43 年度 延長(2 年間) 昭和 45 年度 延長(1 年間) 昭和 46 年度 延長(3 年間) 昭和 49 年度 延長(3 年間) 昭和 50 年度 拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除) 昭和 51 年度 縮減(準備金収入金額基準:15%→14%) 昭和 52 年度 延長(3 年間) 縮減(準備金収入金額基準:14%→13%) 昭和 55 年度 延長(3 年間) 昭和 58 年度 延長(3 年間) 昭和 61 年度 延長(3 年間) 平成 元 年度延長(3 年間) 平成 4 年度 延長(3 年間) 平成 7 年度 延長(3 年間) 平成 10 年度 延長(3 年間) 縮減(準備金収入金額基準:13%→12%) 平成 13 年度 延長(3 年間) 平成 16 年度 延長(3 年間) 平成 19 年度 延長(3 年間) 平成 22 年度 延長(3 年間) 平成 25 年度 延長(3 年間) 拡充(国内鉱業者に準ずる者の新設等) 縮減(海外探鉱準備金所得金額基準:50%→40%) 平成 28 年度 延長(3 年間) 拡充(準備金積立据置期間の延長:3 年→5 年) 縮減(減耗控除限度額の所得基準:翌期繰越欠損金控除後額に変更等) 令和元年度 延長(3 年間) 拡充(国内鉱業者に準ずる者の要件:出資比率 50%以上→議決権比率 50%以上) 縮減(海外自主開発法人要件:鉱石引取率 30%→40%) 令和 4 年度 延長(3 年間) 縮減(特別控除の対象から、石炭、亜炭及びアスファルトを除外)
8	適用又は延長期間		令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日(3 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー政策において、石油・天然ガスは 2030 年度の一次エネルギー供給においても合計約 5 割を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者の

リスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下等が生じている。こうした中、ウクライナ危機によって世界の供給余力は減少した。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けた。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。

2024 年 6 月に開催された G7 プーリア首脳サミットにおいても、世界の天然ガス・LNG 需給は引き続きタイトである中、天然ガス・LNG の重要性や、将来的な天然ガス・LNG 不足への対応にはガスへの投資が適切であることが認識されている。

我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。

また、金属鉱物についても、2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。

エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期的かつ持続的な安定供給を維持・確保する。

《政策目的の根拠》

〇経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現
3.投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応
(2)GX・エネルギー安全保障

エネルギー安全保障については、ロシアのウクライナ侵略や不安定な中東地域による資源・エネルギー情勢の複雑かつ不透明さに対応するため、強靭なエネルギー需給構造への転換を進める。需要サイドにおいては、徹底した省エネルギーを進めるとともに、供給サイドにおいては、自給率向上に貢献し脱炭素効果の大きい再生可能エネルギー、原子力の電源を最大限活用する。石油・天然ガス、銅やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、同志国等との協調を含めた資源外交を進めるとともに、海外での上流開発を始めとするサプライチェーンの強靭化を促進する。戦略的に余剰 LNG を確保する。国産海洋資源の確保に向け、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の技術開発に取り組む。

〇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
VI.GX・エネルギー・食料安全保障
1.GX・エネルギー
(2)強靭なエネルギー需給構造への転換と脱炭素電源の拡大
①複雑かつ不透明なエネルギー情勢への対応

エネルギー分野では、ロシアのウクライナ侵略や不安定な中東地域の資源・エネルギー情勢の複雑さ及び不透明さに対応するため、強靭なエネルギー需給構造への転換を進める。需要サイドにおいて、徹底した省エネルギーを進めるとともに、供給サイドにおいて、自給率の向上に寄与し脱炭素効果の大きい再生可能エネルギー、原子力の電源を最大限活用する。石油・天然ガス、銅やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、同志国等との協調を含めた資源外交を進めるとともに、海外での上流開発を促進するほか、戦略的に余剰 LNG を確保する。国産海洋資源の確保に向け、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の技術開発に取り組む。

〇G7 プーリア首脳コミュニケ（2024 年 6 月 14 日）（仮訳）
＜エネルギー、気候、環境＞

ロシアのエネルギーへの依存のフェーズアウトを加速するという例外的な状況において、明確に規定される国の状況を条件に、例えば低炭素及び再生可能な水素の開発のための国家戦略にプロジェクトが統合されることを確保することにより、ロックイン効果を創出することなく我々の気候目標と整合的な方法で実施されるならば、ガス部門への公的に支援された投資は、一時的な対応として適切であり得る。

〇GX 実現に向けた基本方針（令和 5 年 2 月 10 日閣議決定）
2.エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組
(2)今後の対応
6) 資源確保 に向けた資源外交 など国の関与の強化

ロシアによるウクライナ侵略を契機に世界の LNG 供給余力がより減少するなど、世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、化石燃料と金属鉱物資源等の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行う必要がある。

〇エネルギー基本計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）
5.2050 年を見据えた 2030 年に向けた政策対応
(9)エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進

カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、エネルギー・セキュリティの確保に関しては一切の妥協は許されず、必要なエネルギー・資源を安定的に確保し続けることが国家の責務である。昨今の中東情勢の変化や新興国の需要拡大、シーレーンの不安定化、戦略物資を巡る国際的な緊張の高まり等も踏まえると、石油・天然ガスや金属鉱物資源等の海外権益獲得や国内資源開発を通じた安定供給確保は、国民生活及び経済活動の観点から重要であり、引き続き確実に達成する必要がある。

こうした状況を踏まえ、①足下で必要な石油・天然ガス等の更なる安定的な確保、②電化等で需要が拡大するレアメタル等の金属鉱物資源の更なる安定的な確保、③脱炭素燃料・技術の導入・拡大について、資源・燃料政策として一体的に捉え、我が国が資源・エネルギーの安定供給に万全を期しつつ、カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現するための包括的な政策を推進する。

②石油・天然ガス等の自主開発の更なる推進

石油・天然ガスのほぼ全量を輸入に依存する我が国は、輸入依存度が高いことによる調達における交渉力の限界や、中東情勢等により影響を受けやすいという構造的課題を抱えている。こうした中で、石油・天然ガスの安定供給確保のためには、我が国企業が直接その開発・生産に携わる海外の上流権益確保と国内資源開発を通じ

た自主開発を進めることが極めて重要である。そのため、我が国として、内閣総理大臣を筆頭とした資源外交や JOGMEC によるリスクマネー供給等を通じて、我が国企業による自主開発を推進してきた。

一方、新型コロナウイルス感染拡大に端を発した油価低迷による上流投資の減少、中東情勢の不安定化や南シナ海・東シナ海での緊張の高まりに伴うシーレーンリスクの高まり、さらには 2020 年 10 月の 2050 年カーボンニュートラル宣言や 2021 年 4 月の 2030 年度の新たな温室効果ガス排出削減目標の表明など、石油・天然ガスを取り巻く国内外の情勢は大きく変化した。

こうした中にあっても、石油・天然ガスの安定供給確保の重要性は全く変わるものではなく、むしろ、いかなる情勢変化にも柔軟に対応するための基盤として、世界的な環境意識の高まりも踏まえつつ、自主開発比率を可能な限り高めることの重要性が一層増している。このため、石油・天然ガスの安定供給確保に向けて、引き続き資源外交の推進や JOGMEC によるリスクマネーの供給等により、自主開発を推進し、石油・天然ガスの自主開発比率（2019 年度は 34.7%）を 2030 年に 50%以上、2040 年には 60%以上に引き上げることを目指す。

⑥鉱物資源の確保

鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、カーボンニュートラルに向けて需要の増加が見込まれる再生可能エネルギー関連機器や電動車等の製造に不可欠である。特に、エネルギーの有効利用の鍵となる蓄電池、モーター、半導体等の製造には、銅やレアメタル等の鉱物資源の安定的な供給確保が欠かせない。他方、鉱物資源は、鉱種ごとに埋蔵・生産地の偏在性、中流工程の寡占度、価格安定性等の状況が異なり、上流の鉱山開発から下流の最終製品化までに多様な供給リスクが存在している。

これまで国は、JOGMEC を通じた海外権益確保へのリスクマネー供給や資源探査等を通じて、我が国企業による鉱物資源の安定的な供給確保を支援してきた。他方、資源ナショナリズムの高まりや開発条件の悪化等により、資源開発リスクは引き続き上昇傾向にある。また、一部のレアメタルについては、上流のみならず中流工程についても特定国による寡占化が進みつつあるという課題もある。このため、引き続き JOGMEC を通じた継続的な資源探査や開発に係る正確な情報の収集・発信等に取り組みつつ、特に需要の急増が見込まれ、供給途絶が懸念される鉱種については、リスクマネー支援を強化する。

国内非鉄製錬所は、鉱物資源のサプライチェーンの要として、高品質な金属地金供給、鉱石等の副産物であるレアメタル回収、使用済製品のリサイクルによる資源循環等の重要な機能を担っている。他方、鉱石等の品位の低下や新興国の需要拡大に伴う国際的な競争激化等を背景として、非鉄製錬所を取り巻く環境は厳しい状況となっている。このため、国内製錬所における鉱石等の調達リスクや需要の急激な変動リスク等を低減するための支援を強化することにより、特定国に依存しない強靭なサプライチェーンの構築に取り組む。また、各非鉄製錬所の得意分野を活かしたリサイクル資源の最大限の活用、製錬等のプロセス改善・技術開発による回収率向上、企業間連携・設備導入等による生産性向上等のための投資を促進していく。さらに、海外からの供給リスクを大きく低減するため、レアメタルの使用量低減技術やその機能を代替する新材料開発に向けた取組の更なる支援を行う。

レアメタルの短期的な供給途絶対策である備蓄制度については、需要家のニーズの変化や鉱種ごとの供給動向等も踏まえ、必要な備蓄量を確保するとともに、備蓄鉱種を柔軟に入れ替えるなど、機動的な対応が可能となるよう、不断に制度の改善を行っていく。

こうした施策に加え、首脳・閣僚レベルを始めとする包括的資源外交を重層的に展開することにより、ベースメタルの自給率（2018 年度は 50.1%）については、引き続き 2030 年までに 80%以上を目指す。さらに、リサイクルによる資源循環を促進することによって、我が国企業が権益を有する海外自山鉱等からの調達確保を合わせて 2050 年までに国内需要量相当のベースメタル確保を目指す。なお、レアメタルについては、ベースメタル生産の副産物であることが多いこと、権益比率とは関係なくオフテイク権が設定されることが多いことから、一律の自給率目標は設けず、鉱種ごとに安定供給確保に取り組んでいく。

		②	政策体系における政策目的の位置付け	6.資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年に 50%以上、2040 年には 60%以上に引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を 2030 年までに 80%以上に引き上げる」を設定）。 ※石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。 ※鉱物資源（ベースメタル）の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」、「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、貿易統計（財務省）、業界団体・事業者からの聞き取り調査による。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）を引き上げることで、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の資源安定供給が確保される。
10	有効性等	①	適用数	（単位：件） 年度／項目 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9

探鉱準備金又は海外探鉱準備金	27	19	19	22	20	20	21	20
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	10	9	8	9	9	9	9	9

※出典：①令和 2 年度～令和 4 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）
②令和 5～9 年度：前 3 年度の平均値（推計）

②：適用額

（単位：億円）

項目＼年度	2	3	4	5	6	7	8	9
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	236	207	404	283	298	328	303	310
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	48	55	33	45	45	41	44	43

※出典：①令和 2 年度～令和 4 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）
②令和 5～9 年度：前 3 年度の平均値（推計）

③：減収額

○法人税　（単位：億円）

項目＼年度	2	3	4	5	6	7	8	9
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	55	48	94	66	69	76	70	72
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	11	13	8	11	10	10	10	10

※出典：①令和 2 年度～令和 4 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）を基に経済産業省にて算出
②令和 5～9 年度：前 3 年度の平均値（推計）

○法人住民税　（単位：億円）

項目＼年度	2	3	4	5	6	7	8	9
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	3	3	7	4	4	5	5	6
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	1	1	1	1	1	1	1	1

※出典：①令和 2～4 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）を基に適用額に 1.62%（法人税割 7%相当）を乗じて算出（実績推計）
②令和 5～9 年度：前 3 年度の平均値（推計）

○法人事業税　（単位：億円）

項目＼年度	2	3	4	5	6	7	8	9
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	9	8	20	12	13	15	14	14
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	1	2	2	2	2	2	2	2

※出典：①令和 2～4 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）を基に外形標準課税（所得割1%、特別法人事業税率 260%及び付加価値割 1.26%）から試算（実績推計）
②令和 5～9 年度：前 3 年度の平均値（推計）

④：効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
（石油・天然ガス）
石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年に 50%以上、2040 年には 60%以上に引き上げる。
〔石油・天然ガスの自主開発比率〕
平成 30 年度： 29.4%
令和元年度 ： 34.7%
令和 2 年度 ： 40.6%
令和 3 年度 ： 40.1%
令和 4 年度 ： 33.4%

（非鉄金属）
我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を 2030 年までに 80%以上に引き上げる。）。
〔鉱物資源（ベースメタル）の自給率〕
平成 30 年度： 50.2%
令和元年度 ： 52.1%
令和 2 年度 ： 50.4%
令和 3 年度 ： 45.8%
令和 4 年度 ： 37.7%

				《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、探鉱開発投資が促進されることで自主開発比率の維持・向上につながり、我が国石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保に寄与する。 石油・天然ガスにおける令和 4 年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は概ね 7 割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、本措置の延長により、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。 金属鉱物における令和 4 年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は、概ね 8 割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源（ベースメタル）の自給率について、算出根拠である経済産業省の統計が令和 2 年度で終了し、一部の代替データ利用により令和 3 年度から減少しているが、本制度は自給率向上の下支えとして有効であると考えられる。
		⑤	税収減を是認する理由等	本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立で予見可能性があることから、政策手段として的確。 また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。 なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、開発から時間が経過し、例えば、非鉄金属鉱山では資源価格の変動により上流権益獲得への動きが遅滞するなどの懸念があることから、石油・天然ガス及び金属鉱物資源の安定供給を確保するためには、本制度により企業の探鉱投資を誘導・促進することで、2030 年に向けて引き続き自主開発比率等の向上を図ることが必要。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	本制度は、鉱業経営の基盤であるが、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填（＝鉱業資本を回収）することを可能とし、我が国企業による継続的に探鉱・開発を円滑に進めていく上で必要不可欠な制度である。 本制度以外の税制措置としては、海外投資等損失準備金がある。海外投資等損失準備金は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるものである。 なお、減耗控除における海外自主開発法人への出資について、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない（措置法第58条第14項）。 予算措置は、特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトに対して、（独）エネルギー・金属鉱物資源機構の出資等により民間の出資負担を軽減し、民間の探鉱開発投資を支援するものとして以下事業が存在。 ・（独）エネルギー・金属鉱物資源機構 石油・天然ガス海外探鉱等事業への出資・債務保証（出資金） 金属鉱物海外探鉱等事業への出融資・債務保証
		③	地方公共団体が協力する相当性	我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等について、長期的かつ持続的な安定供給を維持・確保することは、国民生活や地域産業の維持に必要であることから、法人税と併せて法人住民税、法人事業税についても同様の効果を適用することが相当である。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和 3 年 8 月（R3 経産 04）

点検結果表

（行政機関名：経済産業省）

制度名	中小企業者等の法人税率の特例の延長
税　目	法人税、法人住民税
区　分	□新設　　□拡充　　■延長

(1)　達成目標　（点検結果の分類：Ｄ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。以下同じ。）に係る測定指標（延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況、資金繰り状況、売上高の状況が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうか）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

② 新たな測定指標（資金繰り状況、売上高の状況）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

③ 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうかが一つの目標値となりうる。

② 中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうかが一つの目標値となりうるところ、当該達成目標を定量的に示すために新たな測定指標を追加した。

③ 本税制はリーマンショックを契機として決定された「生活対策」を受けて、中小企業の資金繰り対策等を目的として、平成21年度税制改正において措置されたものであるため、中小企業の経営状況を表すものを指標とする必要があり、現在の指標を設定している。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2)　過去の適用数　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【経済産業省の補足説明】

－

【点検結果】

なし。

(3)　将来の適用数　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【経済産業省の補足説明】

－

【点検結果】

なし。

(4)　過去の減収額　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【経済産業省の補足説明】

－

【点検結果】

なし。

(5)　将来の減収額　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【経済産業省の補足説明】

－

【点検結果】

なし。

(6)　過去の効果　（点検結果の分類：Ｂ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。以下同じ。）に対する過去の直接的な効果について、「本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で34万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「業況、資金繰り状況については、本措置導入以前と比較して同等程度の水準に回復しているが、売上高の状況は未だ達成できていないため、引き続き本制度が必要」と説明されているが、その根拠となる具体的な達成状況が明らかにされていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 本措置により期待できる資金繰りの改善等の効果により、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に寄与している。

② 図「売上高の推移」、「資金繰りDIの推移」、「業況判断DIの推移」において示している売上高の推移、資金繰りDIの推移は御指摘の点に加え、特に、売上高に関しては、御指摘を踏まえてさらに精緻に分析した表に差し替えることとしたい。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

②　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7)　**将来の効果**　（**点検結果の分類**：Ｅ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ①　達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】 ①　本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で34万円となっており、資金繰り改善等の効果が期待できる。また、仮に本税制措置がなかった場合には、設備投資や賃上げを控えるという声もあり、本措置によって、設備投資ひいては、設備投資によって増加する売上の下支えになっているものと評価できる。したがって、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。
【点検結果】 ①　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8)　**他の政策手段**　（**点検結果の分類**：Ｂ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ①　政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。 　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】 ①　中小企業者等を対象とした税制や予算は複数存在しているが、目的はそれぞれ異なっている。例えば、付加価値創造を図る製品への取組を支援する補助金や、事業承継を促進する税制等が存在している。 　本租税特別措置の必要性は、相当性「①租税特別措置等による妥当性等」に記載のとおり。
【点検結果】 ①　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等の法人税率の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 15）、法人住民税：義（地方 12）
		② 上記以外の税目	―
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業者等に係る法人税について、年 800 万円以下の所得金額の部分については税率を 15%に軽減する。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。
			《関係条項》 法人税法第 66 条 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：令和 3 年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 21 年度改正　創設（本則 22%・租特 18%） 平成 23 年度改正　拡充（本則 22%→19%、租特 18%→15%） 平成 27 年度改正　延長（租特 19%→15%） 平成 29 年度改正　延長（租特 19%→15%） 令和元年度改正　延長（租特 19%→15%） 令和 3 年度改正　延長（租特 19%→15%） 令和 5 年度改正　延長（租特 19%→15%）
8	適用又は延長期間		2 年間（令和7年 4 月 1 日～令和9年 3 月 31 日）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争率の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の 2 年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。
			《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条（自己資本の充実）では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7．中小企業の発展
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を後押しするため、軽減税率引き下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。 測定指標は、延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況、資金繰り状況、売上高の状況が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうか。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 人手不足、物価高・資源高等の影響が、中小企業にとって重荷になっているなど、各種経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定等を図るために、法人税率の軽減が必要。
10	有効性等	① 適用数	年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。 実績 ・令和 3 年度：1,034,827 件 ・令和 4 年度：1,068,172 件 ・令和 5 年度：1,051,500 件 （出典）租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値として推計。 今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値とすると以下のとおり。 ・令和 6 年度：1,051,500 件 ・令和 7 年度：1,051,500 件 ・令和 8 年度：1,051,500 件
		② 適用額	・令和 3 年度：42,533 億円 ・令和 4 年度：44,020 億円 ・令和 5 年度：43,277 億円 （出典）租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値として推計。 今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値とすると以下のとおり。 ・令和 6 年度：43,277 億円 ・令和 7 年度：43,277 億円

		・令和 8 年度：43,277 億円
	②：減収額	法人税 ・令和 3 年度（19%→15%）：1,701 億円 ・令和 4 年度（19%→15%）：1,761 億円 ・令和 5 年度（19%→15%）：1,731 億円 （出典）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値として推計。 今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値とすると以下のとおり。 ・令和 6 年度（19%→15%）：1,731 億円 ・令和 7 年度（19%→15%）：1,731 億円 ・令和 8 年度（19%→15%）：1,731 億円 法人住民税 ・令和 3 年度（19%→15%）：119 億円 ・令和 4 年度（19%→15%）：123 億円 ・令和 5 年度（19%→15%）：121 億円 ※同年度の法人税の減収額に同年度の法人住民税率（7.0%）を乗じて算出 今後の見込みについても、上記法人税に法人住民税率 7.0%を乗じると以下のとおり。 ・令和 6 年度（19%→15%）：121 億円 ・令和 7 年度（19%→15%）：121 億円 ・令和 8 年度（19%→15%）：121 億円
	④：効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況、資金繰り状況、売上高の状況が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうかという達成目標について、業況、資金繰り状況については、本措置導入以前と比較して同等程度の水準に回復しているが、売上高の状況は未だ達成できていないため、引き続き本制度が必要。

		○中小企業の1社あたり売上高の推移 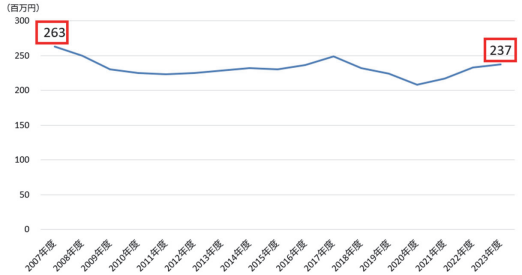 資料：財務省「法人企業統計」を再編加工 ○資金繰り DI の推移 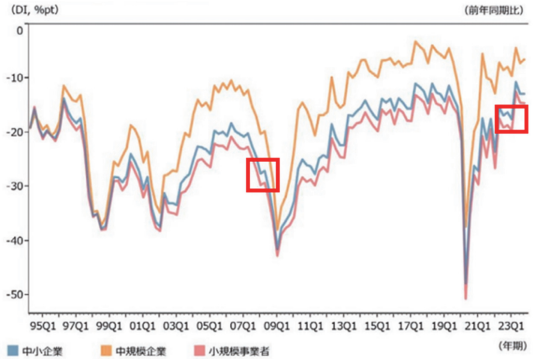 資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」 （注）1.景況調査の資金繰りDIは、前年同期と比べて、資金繰りが「好転」と答えた企業の割合（%）から、「悪化」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。 2.ここでは、中小企業とは中小企業基本法第２条第１項の規定に基づく「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第２条第５項の規定に基づく「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。 資料：中小企業白書 2024　第 1－3－6 図「資金繰り DI の推移（企業規模別）」

			○業況判断 DI の推移 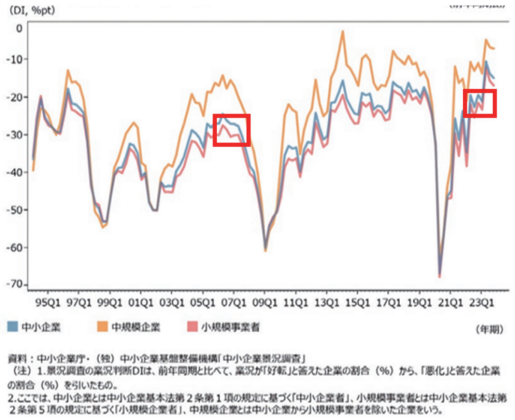 資料：中小企業白書 2024　第 1－3－1 図「業況判断 DI の推移（企業規模別）」 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で 34 万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で 34 万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段として的確であると言える。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置と類似の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、地域に所在する中小企業の経営基盤強化等を通じ、地域経済の活性化に資するものである。
12	有識者の見解		―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年 8 月（R4　経産 06）

点検結果表

（行政機関名：経済産業省）

制度名	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の延長
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	□新設　□拡充　■延長

(1)　達成目標　（点検結果の分類：Ｄ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標（中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得すること。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値及び測定指標）が定量的に示されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
②　達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】
①　中小企業が自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う事前対策については、発生する自然災害等の種類や規模等により様々であることから、一様に定量的な達成目標を示すことは困難だが、中小企業全体が災害発生時における地域のサプライチェーンの維持等に必要な事業継続力の強化を図ることが重要である。
②　上記①の補足説明に同様。

【点検結果】
①・②　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2)　過去の適用数　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　過去の適用数（令和5年度）について、「令和5年度、6年度、7年度、8年度については過去の実績から推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
①　別紙について添付する。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3)　将来の適用数　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　将来の適用数（令和6年度から8年度まで）について、「令和5年度、6年度、7年度、8年度については過去の実績から推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】
①　別紙について添付する。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4)　過去の減収額　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　過去の減収額（令和3年度から5年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「令和3年度、4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。令和5年度、6年度、7年度、8年度については過去の実績から推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】
①　別紙について添付する。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5)　将来の減収額　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　将来の減収額（令和6年度から8年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「令和5年度、6年度、7年度、8年度については過去の実績から推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】
①　別紙について添付する。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6)　過去の効果　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　所期の達成目標（中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得すること。以下同じ。）に対する過去の効果（事業継続力強化計画の認定状況）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
②　所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「認定事業者に対して実施したアンケートにおいて、税制措置の効果として、「設備投資を増やすことができた」が38.3%、「設備投資の時期を早めることができた」が35.0%との回答があった。また、同アンケートにおいて被災経験のある認定事業者に減災効果を伺ったところ、税制活用事業者は未活用事業者と比べて、被災した際の被害抑制率が44%も高かったことから、本税制は防災・減災設備への企業の投資を後押しし、導入した防災・減災設備によって災害時に被害を抑制している」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③　所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「中小企業等強靭化法の施行（令和元年7月）以降、令和6年3月末までに約67,000者の事業継続力強化計画を認定している一方、本税制を活用した設備投資については、令和6年3月末までに約78者（推計含む）の税制適用実績にとどまっている」と説明されているが、その原因が

分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性も明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】 ① 事業継続力強化計画の認定状況については、令和元年7月から令和6年3月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成した。 ② 事業継続力強化計画の認定事業者に対して実施した当該アンケートにおいて、本特例措置を活用したとの回答(60者)うち、設備投資を増やすことができた者が23者で38.3%、設備投資の時期を早めることができた者が21者で35.0%だったことから、本特例措置のおかげで設備投資による防災対策の強化や早期の防災設備の投資の促進が図られており、被災時の被害軽減に効果を発揮している。 ③ 中小企業の防災対策にあたっては、まずは発災時の初動対応手順として、社員の安全確保や連絡体制の構築等への取組を優先する企業が多く、本特例措置の活用による設備導入まで至っていないケースが多いことが、本特例措置の活用実績が少ない要因と考えている。他方、大規模な地震や台風・線状降水帯による大雨など自然災害が全国で多発していることから、中小企業における防災・減災能力の強化は一層重要性を増しており、本特例措置は引き続き必要な措置と認識している。
【点検結果】 ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 （点検結果の分類：Ｄ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】 ① 本特例措置によって、設備投資による防災対策の強化や早期の防災設備の投資が引き続き促進されることから、中小企業における今後の自然災害等の発生時における被害軽減、ひいては個者並びに地域における事業継続力の強化につながっていくため、本特例措置は、中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得するという達成目標の実現に対する有効な手段である。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本特例措置によって、設備投資による防災対策の強化や早期の防災設備の投資が引き続き促進されることから、中小企業における今後の自然災害等の発生時における被害軽減、ひいては個者並びに地域における事業継続力の強化につながっていくため、本特例措置は、中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得するという達成目標の実現に対する有効な手段である」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 （点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 －
【点検結果】 なし。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

中小企業防災・減災投資促進税制 別紙

過去の適用数及び将来の適用数の推計

・ 令和元年７月～令和５年３月末の間に事業継続力強化計画の認定を受けた事業者は約67,000者であり、認定状況は令和４年度で12,626者、令和５年度で14,227者（令和４年度の1.13倍）。

・ 令和元年度～令和５年度において認定事業者のうち、中小企業防災・減災投資促進税制の適用計画者は約1.2%（約800者/約67,000者）であり、そのうち適用者は約10%（78者（＊一部推計を含む）/約800者）。
＊令和元年度～４年度の適用者数：68者。
令和５年度については、令和３年度＋４年度の各設備の適用計画件数（251件）における令和４年度実績（15者）の割合（約6%）を用いて、令和４年度＋５年度の各設備の適用計画件数（160件）から令和５年度の推計実績を算出。
・令和５年度：160件×約6%＝10者

・ 上記を踏まえ、
・令和６年度においては約16,000者の認定事業者（令和５年度の1.13倍）のうち約1.4%が税制適用を予定し、そのうち約10%が税制適用すると推計。
・令和７年度においては約18,000者の認定事業者（令和６年度の1.13倍）のうち約1.6%が税制適用を予定し、そのうち約20%が税制適用すると推計。
・令和８年度においては約20,300者の認定事業者（令和７年度の1.13倍）のうち約1.8%が税制適用を予定し、そのうち約50%が税制適用すると推計。
・令和６年度：約16,000者×約1.4%×約10%＝ 23者
・令和７年度：約18,000者×約1.6%×約20%＝ 58者
・令和８年度：約20,300者×約1.8%×約50%＝180者

過去の減収額及び将来の減収額の推計

・ 令和３年度、４年度の適用額（特別償却限度額）の実績は以下の通り。
・令和３年度：34,444千円
・令和４年度：38,607千円

・ 令和５年度については、令和３年度＋４年度の適用計画額（1,271,146千円）における令和４年度実績（38,608千円）の割合（約3%）を用いて、令和４年度＋５年度の適用計画額（1,116,692千円）から推計実績を算出。
・令和５年度：1,116,692千円×約3%＝33,501千円

・ 1者あたりの平均適用額は約2,850千円。
（制度開始の令和元年～５年度の適用総額は 221,339 千円、令和元年度～５年度の適用者数は78者。）

・ 令和６年度～８年度の適用額は、推計した適用者数に平均適用額を乗じて算出。
・令和６年度： 23者×約2,850千円＝ 65,550千円
・令和７年度： 58者×約2,850千円＝165,300千円
・令和８年度：180者×約2,850千円＝513,000千円

〇法人税
・ 法人税率は23.2%（資本金又は出資金1億円以下の法人における課税所得800万円超の部分）とする。

・ 上記を踏まえ、令和３年度～８年度における減収額は、以下の通り推計。
・令和３年度： 34,444千円×23.2%＝ 7,991千円
・令和４年度： 38,607千円×23.2%＝ 8,957千円
・令和５年度： 33,501千円×23.2%＝ 7,772千円
・令和６年度： 65,550千円×23.2%＝ 15,208千円
・令和７年度：165,300千円×23.2%＝ 38,350千円
・令和８年度：513,000千円×23.2%＝119,016千円

〇法人住民税
・ 法人税減収額×7%（法人住民税率）で算出。
・令和３年度： 7,991千円×7%＝ 559千円
・令和４年度： 8,957千円×7%＝ 627千円
・令和５年度： 7,772千円×7%＝ 544千円
・令和６年度： 15,208千円×7%＝1,065千円
・令和７年度： 38,350千円×7%＝2,685千円
・令和８年度：119,016千円×7%＝8,331千円

〇法人事業税
・ 外形外法人のみ適用するものとする。

・ 下記(A)＋(B)で算出
(A) 特別償却による所得減少額×7%（法人事業税率）
・令和３年度： 34,444千円×7%＝ 2,411千円
・令和４年度： 38,607千円×7%＝ 2,702千円
・令和５年度： 33,501千円×7%＝ 2,345千円
・令和６年度： 65,550千円×7%＝ 4,589千円
・令和７年度：165,300千円×7%＝11,571千円
・令和８年度：513,000千円×7%＝35,910千円

(B) 上記(A)法人事業税の減収額×37%（特別法人事業税率）
・令和３年度： 2,411千円×37%＝ 892千円
・令和４年度： 2,702千円×37%＝ 1,000千円
・令和５年度： 2,345千円×37%＝ 868千円
・令和６年度： 4,589千円×37%＝ 1,698千円
・令和７年度：11,571千円×37%＝ 4,281千円
・令和８年度：35,910千円×37%＝13,287千円

⇒(A)＋(B)は以下の通り
・令和３年度： 2,411千円＋ 892千円＝ 3,303千円
・令和４年度： 2,702千円＋ 1,000千円＝ 3,702千円
・令和５年度： 2,345千円＋ 868千円＝ 3,213千円
・令和６年度： 4,589千円＋ 1,698千円＝ 6,287千円
・令和７年度：11,571千円＋ 4,281千円＝15,852千円
・令和８年度：35,910千円＋13,287千円＝49,197千円

以上

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 16） 法人住民税、法人事業税：義（自動連動）
		② 上記以外の税目	所得税：外（国税 16）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受け、その認定から 1 年を経過する日までの間に、事業継続力強化設備等としてその認定計画に記載された一定の設備を取得等した場合に、取得価額の 18%（令和 7 年 4 月 1 日以降に取得等をする場合は 16%）の特別償却が適用できる。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する 等
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 11 条の 3 租税特別措置法施行令第 6 条の 2 法人税 租税特別措置法第 44 条の 2 租税特別措置法施行令第 28 条の 5
5	担当部局		経済産業省中小企業庁経営支援部経営安定対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：令和 3 年～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		《令和元年度》 中小企業防災・減災投資促進税制を創設 （適用期限は令和 2 年度末まで） 《令和 3 年度》 設備のかさ上げに用いる架台、停電時の電力供給装置、感染症対策設備を対象設備に追加した上で延長 （適用期限は令和 4 年度末まで） 《令和 5 年度》 耐震装置を対象設備に追加した上で延長 （適用期限は令和 6 年度末まで）
8	適用又は延長期間		令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（2 年間）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業が、自然災害等の発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進。
			《政策目的の根拠》 中小企業等経営強化法第 66 条（中小企業者の事業継続力強化に資するための措置）では、「国、地方公共団体、親事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者は、基本方針を勘案し、中小企業者の事業継続力強化に資するため、中小企業者の行う事業継続力強化に資する助言、研修、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とされている。 （以下参考） ・中小企業等経営強化法第 2 条第 15 項（定義） この法律において、「事業継続力強化」とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実行性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。 ・中小企業等経営強化法第 3 条（基本方針） 主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。 第 2 項　四　中小企業の事業継続力強化に関する次に掲げる事項 イ　単独で行う事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項 （1）自然災害等が発生した場合における対応手順 （2）事業継続力強化に資する設備、機器及び装置 （3）事業活動を継続するための資金の調達手段 （4）親事業者(下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)第二条第二項に規定する親事業者をいう。以下同じ。)、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力 （5）事業継続力強化の実効性を確保するための取組 （6）(1)から(5)までに掲げるもののほか、事業継続力強化に資する対策及び取組 ロ　連携して行う事業継続力強化(以下「連携事業継続力強化」という。)の内容に関する次に掲げる事項 （1）連携事業継続力強化における連携の態様 （2）連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置 （3）地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者による連携事業継続力強化に係る協力 （4）連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組 ハ　事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項

②：政策体系における政策目的の位置付け

7．中小企業の発展

③：達成目標及びその実現による寄与

《租税特別措置等により達成しようとする目標》
中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得すること。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
　本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。
　計画認定事業者にアンケートを実施したところ、税制活用事業者は税制未活用事業者に比べて、被災した際に「被害を抑制できた」と回答した割合が高かった。
　今後も自然災害が頻発する可能性が考えられることから、本税制の活用を促進することが重要。

10 有効性等

①：適用数

（単位：者）

	令和３	4	5	6	7	8
適用件数	20	15	10	23	58	180

令和３年度、4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。
令和５年度、6 年度、7 年度、8 年度については過去の実績から推計。

②：適用額

（単位：千円）

	令和３	4	5	6	7	8
適用額	34,444	38,607	33,501	65,550	165,300	513,000

令和３年度、4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。
令和５年度、6 年度、7 年度、8 年度については過去の実績から推計。

③：減収額

（単位：千円）

	令和３	4	5	6	7	8
法人税	7,991	8,957	7,772	15,208	38,350	119,016
法人住民税	559	627	544	1,065	2,685	8,331
法人事業税	3,303	3,702	3,213	6,287	15,852	49,197

令和３年度、4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から記載。
令和５年度、6 年度、7 年度、8 年度については過去の実績から推計。

④：効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
　中小企業等強靭化法の施行（令和元年７月）以降、令和6年3月末までに約 67,000 者の事業継続力強化計画を認定している一方、本税制を活用した設備投資については、令和6年3月末までに約 78 者（推計含む）の税制適用実績にとどまっている。
【事業継続力強化計画の認定状況】
・令和 3 年度時点：40,468 者
・令和 4 年度時点：53,094 者
・令和 5 年度時点：67,321 者

　令和 6 年能登半島地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、今後も継続した地震や水害といった災害等の発生が予想され、中小企業者等が自ら行う事前の備えを後押しし、防災・減災能力を強化していくことは喫緊の課題である。また、実際の直接的な被害の抑制、事業停止による被害の軽減のためには、防災・減災設備の導入が不可欠である。
　事業継続力強化計画の策定を促進するとともに、自然災害等に対するより実効性の高い取組を後押しする方策の一つとして、特別償却の税制措置を行うことで、防災・減災に向けた設備投資を通じた中小企業等の事業継続力の強化を図ることが引き続き必要である。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
　本税制を措置することにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収等のメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。
　認定事業者に対して実施したアンケートにおいて、税制措置の効果として、「設備投資を増やすことができた」が 38.3%、「設備投資の時期を早めることができた」が 35.0%との回答があった。また、同アンケートにおいて被災経験のある認定事業者に減災効果を伺ったところ、税制活用事業者は未活用事業者と比べて、被災した際の被害抑制率が44%も高かったことから、本税制は防災・減災設備への企業の投資を後押しし、導入した防災・減災設備によって災害時に被害を抑制している。

⑤：税収減を是認する理由等

　本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。
　税制活用事業者にアンケートを実施したところ、税制効果があることによって「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約 7 割の企業が回答（令和 4 年度中小企業庁アンケートより）。本税制が防災・減災設備への企業の投資判断を後押ししている。
　今後も自然災害が継続して発生する可能性が見込まれることから、本税制を活用した企業が災害時にも事業を継続し、サプライチェーンの維持等に資することが重要。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制では、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備（機械装置、器具備品、建物附属設備）を取得する場合に適用を可能としている。 本税制を措置することにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収等のメリットを享受でき、計画取得に係るインセンティブとして中小企業の実効性のある事前対策を促進できる。 計画の認定に係る他の措置として、補助金の加点措置においては、あくまで防災減災に係る措置ではなく、計画策定に係るインセンティブとして措置しているところ。金融支援（日本政策金融公庫による資金繰り支援、信用保証枠の拡大）においては、設備投資の前段階である資金調達を支援するものであるから、本税制と措置とはインセンティブが異なっている。 中小企業が行う自然災害等への事前対策の強化は、喫緊の課題である点を踏まえ、サプライチェーンの強靭化のために、適用期限を延長することで、引き続き中小企業の実効性のある事前対策を促進することが可能。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	計画の認定に係る他の措置として、補助金の加点措置があるが、本補助金においては防災・減災設備を対象としておらず、あくまで計画策定に係るインセンティブとして措置している。 また、他の支援策として金融支援（日本政策金融公庫による資金繰り支援、信用保証枠の拡大）を措置しているが、対象を設備資金に限定しておらず、運転資金を含む事業継続力強化計画の実施に必要な資金を貸付対象としている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制を活用し、中小企業の防災・減災設備投資を促進し、自然災害等発生時においても中小企業が事業を継続することにより、サプライチェーンの途絶や地域経済の停滞を防ぐことが可能となる。
12	有識者の見解		―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 4 年 8 月（R4 経産 07）

点検結果表

（行政機関名：経済産業省）

制度名	保険会社等の異常危険準備金の延長
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	□新設　□拡充　■延長

(1)　**達成目標**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

①　達成目標（異常危険準備金の積立残高については、異常災害のうち過去最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額）や各団体における再保険・再共済の締結内容等を踏まえ、各団体が設定した積立残高の目標額の合計以上を早期に積立て、これを維持することを目指す）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。

②　達成目標（異常危険準備金の積立残高については、異常災害のうち過去最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額）や各団体における再保険・再共済の締結内容等を踏まえ、各団体が設定した積立残高の目標額の合計以上を早期に積立て、これを維持することを目指す）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。

　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

③　新たな達成目標（本措置の適用期間中は、法令上の積立義務額にかかわらず、各事業年度につき正味収入共済掛金×4%（本措置による2%を含む）以上の異常危険準備金積立を行うことにより、早期の積立残高回復を推進する）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

①　「各団体が設定した積立残高の目標額の合計以上」は、本特例措置の適用期間の最終年度（令和9年度）末時点の目標額ではなく、常時、当該金額以上の維持を目指す積立残高となるが、現時点において本特例措置の適用対象となっている4団体が設定した積立残高の目標額は合計で120億円である。この点、「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」中、「必要性」欄③「達成目標及びその実現による寄与」に、「120億円」を追記する修正を行った。

　他方、本特例措置の適用期間の最終年度（令和9年度）末段階での積立残高の目標額は、「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」中、「有効性等」欄④「効果」に記載のとおり4団体合計で59億円となる。ただし、異常危険準備金は異常災害（大規模災害等）が発生すれば法令に従い取崩すこととなるため、本特例措置の適用期間中における自然災害等の発生如何により変動する可能性がある。

②　本特例措置の適用期間の最終年度（令和9年度）末段階においては、各事業年度につき正味収入共済掛金×4%（本特例措置による2%を含む）以上の異常危険準備金積立を行うことにより、積立残高につき4団体合計で59億円以上を目標とする。ただし、異常危険準備金は異常災害（大規模災害等）が発生すれば、法令に従い取崩すこととなるため、本特例措置の適用期間中における自然災害等の発生如何により変動する可能性がある。

③　上述①②のとおり、本特例措置の適用期間の最終年度（令和9年度）末段階での積立残高の目標額は4団体合計で59億円となるが、当該目標の達成のためには毎期の積立額が重要であるところ、毎期の積立額に関しても定量的な目標として「各事業年度につき正味収入共済掛金×4%（本特例措置による2%を含む）以上の異常危険準備金積立」を定めたものである（なお、当該目標による各事業年度の積立額は、「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」中、「有効性等」欄④「効果」に記載のとおりである）。

【点検結果】

①～③　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2)　**過去の適用数**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【経済産業省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(3)　**将来の適用数**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【経済産業省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(4)　**過去の減収額**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【経済産業省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(5)　**将来の減収額**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【経済産業省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(6)　**過去の効果**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【経済産業省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(7)　**将来の効果**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【経済産業省の補足説明】 －
【点検結果】 なし。

(8) **他の政策手段** （**点検結果の分類**：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 －
【点検結果】 なし。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		保険会社等の異常危険準備金の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（国税 17・地方税 13（自動連動）） （法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義）
		② 上記以外の税目	ー
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等協同組合法に基づき火災共済事業を行う火災等共済組合及び協同組合連合会（以下「火災等共済組合等」という。）は、火災共済に係る異常危険準備金の積立てにおいて、各事業年度の正味収入共済掛金の 2%（特例分）の損金算入が認められている。
			《要望の内容》 本税制措置の適用期限を令和 10 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。
			《関係条項》 租税特別措置法　　第 57 条の 5 租税特別措置法施行令第 33 条の 2
5	担当部局		経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 6 年 8 月 分析対象期間: 令和 3 年度～令和 9 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 28 年度　創設 昭和 34 年度　火災共済協同組合についても適用 昭和 36 年度　協同組合連合会についても適用（積立率 7%） ・無税積立率の変遷 平成 5 年度 5 年間の延長（積立率 5%（本則 2.5%）） 平成 10 年度 3 年間の延長 平成 13 年度 3 年間の延長 平成 16 年度 3 年間の延長 平成 19 年度 3 年間の延長 平成 22 年度 3 年間の延長（積立率 4%（本則 2%）） 平成 25 年度 3 年間の延長 平成 28 年度 3 年間の延長 平成 31 年度 3 年間の延長 令和 4 年度　3 年間の延長 ・洗替保証率の変遷 昭和 36 年度　火災共済協同組合 75%（協同組合連合会 90%） 昭和 53 年度　72%（87%） 昭和 54 年度　69%（84%） 昭和 55 年度　66%（81%） 昭和 56 年度　63%（78%） 昭和 57 年度　60%（75%） 平成 28 年度　45%（60%）

8	適用又は延長期間		令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日(3 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 火災等共済組合等は、その財務の健全性を確保することにより、共済利用者（中小企業者）に対し円滑かつ確実に共済金を支払うことが求められているところ、発生の時期・被害規模の予測が困難な異常災害が多発した場合においても、円滑かつ確実に共済金支払いを行うという社会的使命を担っている。こうした異常災害の多発に備えるため、火災等共済組合等に対し十分な異常危険準備金の積立てを促すことにより、火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させるとともに、共済利用者（中小企業者）が安心してそのサービスを利用できるようにすることを目的とする。 ※中小企業等協同組合法に基づく火災等共済制度は、相互扶助の精神に基づき、大企業に比べ経済的に不利な立場にある中小企業者が被る火災等（風水害等の自然災害を含む）による経済的損失を、共済事業を通じて補填することで、中小企業者が安心して経済活動に専念できる環境を整備し、中小企業者の発展に寄与している。
			《政策目的の根拠》 中小企業等協同組合法において、火災等共済組合等は、毎事業年度末に、責任準備金の積立てが義務付けられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積立てなければならない（中小企業等協同組合法第 58 条第 5 項等）。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 異常災害に対する火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させることにより、火災共済事業の持続可能性を確保し、中小企業者に係る経済社会の安定に資する。 そのために、異常危険準備金の積立残高については、異常災害のうち過去最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額）や各団体における再保険・再共済の締結内容等を踏まえ、各団体が設定した積立残高の目標額の合計（120 億円）以上を早期に積立て、これを維持することを目指す。 なお、本措置の適用期間中は、法令上の積立義務額にかかわらず、各事業年度につき正味収入共済掛金×4%（本措置による 2%を含む）以上の異常危険準備金積立を行うことにより、早期の積立残高回復を推進する。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置でもって、火災等共済組合等における異常危険準備金の積極的な積立てを促すことにより、火災等共済組合等が異常災害に対応できる支払原資を確保することで、円滑かつ確実な共済金支払いが担保され、これによって共済利用者たる中小企業者の発

展に寄与するものである。

10 有効性等

① 適用数

適用数等について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では本措置の対象となる火災等共済組合等に係る数値のみを抽出することができないため、火災等共済組合等からの報告値によると次のとおり。

【適用団体数、適用額】

（単位：万円）

	適用団体数	適用額
令和3年度	3団体	8,848
令和4年度	3団体	9,350
令和5年度	3団体	9,311
令和6年度見込	3団体	9,744
令和7年度見込	3団体	11,091
令和8年度見込	3団体	11,148
令和9年度見込	3団体	11,205

※　出典：火災等共済組合等からの報告値
（調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和6年）

なお、本措置の適用対象団体数は4団体であるところ、本措置の適用がない1団体は、各事業年度における正味収入共済掛金の額に対する異常危険準備金の残高の割合が洗替保証率（45%）を超えていることによるものである。もっとも、当該団体においても、異常災害の発生により異常危険準備金の取崩しを行えば、適用期間中にも本措置を使用することができる。

○適用対象団体数が4団体と僅少であることについて
火災等共済組合は他の都道府県の区域を地区とする火災等共済組合の地区と重複するものであってはならない旨の法令上の規定により、全国に44団体であるが、このうち41団体（火災等共済組合）は協同組合連合会の火災共済を共同で販売しており、その共済責任の全てを協同組合連合会にて負うこととしていることから、異常危険準備金の積立ては当該協同組合連合会において行っている（そのため、上記の適用団体数は1団体としてカウントしている）。なお、残る3団体は単独で火災共済を販売しており、異常危険準備金も自ら積立てていることから、本措置の適用対象団体となっている。
したがって、実質的に4団体で全国をカバーしていることから、本措置は達成目標の実現に有効な手段である。

② 適用額

上記表のとおり。

③ 減収額

【減収額】

（単位：万円）

	法人税	法人住民税	法人事業税
令和3年度	1,681	118	583
令和4年度	1,776	124	616
令和5年度	1,769	124	614
令和6年度見込	1,851	130	642
令和7年度見込	2,107	148	731
令和8年度見込	2,118	148	735
令和9年度見込	2,129	149	738

※　減収額の算式は以下のとおりとした。
○法人税：異常危険準備金当期積立額（割増特例分）×協同組合の税率（19.0%）
○法人住民税：法人税×協同組合の税率（7.0%：市町村分6.0%＋都道府県分1.0%）
○法人事業税：①＋②＋③
①　法人事業税（所得割）：異常危険準備金当期積立額（割増特例分）×協同組合の税率（4.9%）
②　特別法人事業税：法人事業税（所得割）×協同組合の税率（34.5%）
③　法人事業税（付加価値割）：異常危険準備金当期積立額（割増特例分）×協同組合の税率（0.0%）

なお、異常災害による共済金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を超過した積立金は、益金に算入されることから、長期的に見れば税収減とはならない。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
異常危険準備金の積立残高は、平成30年度以降の異常災害（台風、集中豪雨、雪災等）の多発により取崩しが続いたため減少の一途で、以下のとおり依然として低水準となっている。（他方で、異常災害に対する準備金としての一定の機能を果たしてきた。）
自然災害が激甚化・頻発化する中で、異常危険準備金制度の意義は大きくなっているが、仮に平成30年度と同規模の異常災害が発生した場合（異常危険準備金の取崩額は3,378百万円）には、一部の団体において異常危険準備金が枯渇しうる危機的状況にあり、いつ発生するか予測ができない異常災害に備えるため、異常危険準備金の積立残高を早急に回復させる必要がある。
そのためにも、本措置を引き続き実施することにより、火災等共済組合等における異常危険準備金の早期積立てを促す必要がある。

なお、令和6～9年度の積立残高（見込値）は、異常災害の発生による異常危険準備金の取崩し如何によるため具体的な数値の予測は困難であるが、協同組合連合会における過去10年の異常災害発生年度の平均損害率規模の災害が、当該期間中に1度発生した前提での算出とした。（ただし、取崩額の取扱いについては便宜上、各事業年度に平準化することとした。）

		【異常危険準備金の積立残高の推移】 令和 3 年度　4,907 百万円 令和 4 年度　4,168 百万円 令和 5 年度　4,610 百万円 令和 6 年度見込　4,900 百万円 令和 7 年度見込　5,200 百万円 令和 8 年度見込　5,550 百万円 令和 9 年度見込　5,900 百万円 （参考） 平成 29 年度　9,515 百万円 平成 30 年度　6,381 百万円 令和元年度　5,409 百万円 令和 2 年度　5,358 百万円 ※出典：火災等共済組合等からの報告値 （調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和 6 年） 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 各事業年度につき正味収入共済掛金×4%（本措置による 2%を含む）での異常危険準備金積立てを行った場合、各事業年度における積立額の見込みは次のとおり。そのうち、本措置分は上記「適用額」に記載のとおりである。 また、各火災等共済組合等の状況に応じて、本措置により繰延される税相当額の積増しに係る誘因となりうるものである。 令和 6 年度見込　19,973 万円 令和 7 年度見込　22,654 万円 令和 8 年度見込　22,753 万円 令和 9 年度見込　22,852 万円 ※出典：火災等共済組合等からの報告値 （調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和 6 年） 火災等共済組合等が異常危険準備金の積立てを積極的に行うことにより、異常災害に対応できる支払原資を確保することで、円滑かつ確実な共済金支払いが担保され、これによって共済利用者たる中小企業者の発展に寄与している。
	⑤ 税収減を是認する理由等	本措置により、火災等共済組合等の異常危険準備金積立時における税負担を軽減することで、共済利用者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる共済金支払原資を確保するため、異常危険準備金の積立てが促進される。 積立てられた異常危険準備金によって、平成 30 年以降の自然災害が激甚化・頻発化している状況下においても、火災等共済組合等の共済金支払いを円滑かつ確実なものとしており、異常危険準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる。 なお、異常災害による共済金支払いのための積立金の取崩額や積立後 10 年を超過した積立金は、益金に算入されることから、長期的に見れば税収減とはならない。また、本措置により共済金を円滑に中小企業者に支払うことは、異常災害時における税収減をカバーする等、被災した中小企業者の早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、火災等共済組合等の早期･計画的な異常危険準備金の積立促進に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。 また、本措置における損金算入の特例 2%は、租税特別措置により積立てた異常危険準備金の額が当該事業年度の正味収入共済掛金の額の 45%（協同組合連合会にあっては 60%）以下の場合に限り認められているものであり、取崩す際には益金に算入され課税所得とされることから実質的に国庫負担がなく、かつ事業者に対するインセンティブを付与するスキームは補助金や法令による措置では取りえず、必要最低限の措置として妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	異常危険準備金については、中小企業等協同組合法に基づき、各事業年度の積立てに係る最低限の義務付けを行っているが、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	火災等共済組合等の異常危険準備金積立時における税負担を軽減することで、異常災害の発生に備えるために異常危険準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。 また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災した中小企業者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
12	有識者の見解		ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 3 年 8 月（R3 経産 05）

点検結果表

（行政機関名：経済産業省）

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	□新設　□拡充　■延長

(1)　**達成目標**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【経済産業省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(2)　**過去の適用数**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【経済産業省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(3)　**将来の適用数**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【経済産業省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(4)　**過去の減収額**　（点検結果の分類：Ｃ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　過去の減収額（令和元年度から5年度までの法人事業税）について、「特別償却による所得減少見込額に法人事業税率（6.7%）をかけて算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】
①　評価書を修正した。

【点検結果】
①　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5)　**将来の減収額**　（点検結果の分類：Ｃ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　将来の減収額（令和6年度から8年度までの法人事業税）について、「実績と同様に算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】
①　実績を修正した。

【点検結果】
①　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6)　**過去の効果**　（点検結果の分類：Ｃ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　所期の達成目標（設備投資対キャッシュフロー比率の向上）に対する過去の効果（令和5年度）が把握されていない。
②　所期の達成目標（中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③　所期の達成目標（設備投資対キャッシュフロー比率の向上）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
①　本税制が設備投資を促進し、設備投資対キャッシュフロー比率の向上に影響を与えたと考えられる。
②　中小企業庁が実施したアンケート調査によると、令和4年度に本税制を活用した企業の約6割において税制措置が設備導入に好影響を与えたと回答した。なお、設備投資の判断は、税制措置の存否のみならず、景気や先行き、自社の資金繰りといった要素も加味して決定されるものであり、本税制措置による効果のみを特定することは困難であると考えられる。
③　令和2年度に新型コロナの影響で落ち込んだが、令和4年度に入り回復傾向にあり、引き続き措置が必要であると考えられる。

【点検結果】
①～③　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7)　**将来の効果**　（点検結果の分類：Ｄ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標（中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。以下同じ。）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
①　新型コロナから回復傾向にあり、設備投資対キャッシュフロー比率及び設備投資実施企業割合は向上すると考えられる。また、生産・営業用設備ＤＩは同程度の水準が維持されるものと考えられる。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「新

型コロナから回復傾向にあり、設備投資対キャッシュフロー比率及び設備投資実施企業割合は向上すると考えられる。また、生産・営業用設備ＤＩは同程度の水準が維持されるものと考えられる」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

(8) **他の政策手段** **（点検結果の分類：Ａ段階）**

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 －
【点検結果】 なし。

点検項目(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税 25） （法人住民税：義（自動連動）、法人事業税：義（自動連動）（地方税 28）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 5 租税特別措置法施行規則第 5 条の 8 法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：令和元年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 10 年度　「総合経済対策」（平成 10 年 4 月）に伴う措置として創設 平成 11 年度　1 年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量 8 ㌧以上→3.5 ㌧以上） 平成 12 年度　1 年間の延長（平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長） 平成 13 年度　10 ヶ月の延長（平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 14 年度　2 年間の延長（平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成 16 年度　2 年間の延長（平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成 18 年度　2 年間の延長（平成 20 年 3 月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウエアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成 20 年度　2 年間の延長（平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 22 年度　2 年間の延長（平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 24 年度　2 年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加） 平成 26 年度　3 年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充） 平成 29 年度　上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長） 令和元年度　2 年間の延長（令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長） 令和 3 年度　2 年間の延長（令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。 令和 5 年度　2 年間の延長（令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数 500 トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置（機器及び構造を含む。）の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。
8	適用又は延長期間		令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（2 年間）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。
			《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条（自己資本の充実）では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展 〇経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～（令和 6 年 6 月 21 日） 第 1 章　成長型の新たな経済ステージへの移行 1．デフレ完全脱却の実現に向けて 企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。 本税制措置の延長後の期限である令和 8 年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。 具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
10	有効性等	① 適用数	○実績 特別償却 令和元年度:25,591 件 令和 2 年度:22,894 件 令和 3 年度:23,201 件 令和 4 年度:21,339 件 令和 5 年度:21,296 件 税額控除 令和元年度:28,339 件 令和 2 年度:26,166 件 令和 3 年度:28,656 件 令和 4 年度:29,254 件 令和 5 年度:29,196 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 6 年度:21,253 件 令和 7 年度:21,210 件 令和 8 年度:21,168 件 税額控除 令和 6 年度:29,138 件 令和 7 年度:29,080 件 令和 8 年度:29,022 件 ※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和 3 年度から令和 5 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、−0.2%。今後、令和 4 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 ＜平均伸び率の算出(端数は四捨五入)＞ 令和 2 年　17.6% 令和 3 年　17.5%(前年比　−0.1%ポイント) 令和 4 年　17.1%(前年比　−0.4%ポイント) 令和 5 年　17.1%(前年比　0.0%ポイント) 平均　−0.2%ポイント
		② 適用額	○実績 特別償却 令和元年度:2,338 億円 令和 2 年度:1,999 億円 令和 3 年度:1,934 億円 令和 4 年度:1,814 億円 令和 5 年度:1,810 億円 税額控除 令和元年度:183 億円 令和 2 年度:163 億円 令和 3 年度:186 億円 令和 4 年度:189 億円 令和 5 年度:189 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 6 年度:1,806 億円 令和 7 年度:1,802 億円 令和 8 年度:1,798 億円 税額控除 令和 6 年度:189 億円 令和 7 年度:189 億円 令和 8 年度:189 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 4 年度と同程度の実績を見込んで算出。

		③ 減収額	○実績 ●法人税 特別償却 令和元年度:367 億円 令和 2 年度:300 億円 令和 3 年度:315 億円 令和 4 年度:274 億円 令和 5 年度:273 億円 税額控除 令和元年度:183 億円 令和 2 年度:163 億円 令和 3 年度:186 億円 令和 4 年度:189 億円 令和 5 年度:189 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和 5 年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ●法人住民税 特別償却 令和元年度:47 億円 令和 2 年度:21 億円 令和 3 年度:22 億円 令和 4 年度:19 億円 令和 5 年度:19 億円 税額控除 令和元年度:24 億円 令和 2 年度:11 億円 令和 3 年度:13 億円 令和 4 年度:13 億円 令和 5 年度:13 億円 ※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は 12.9%、令和 2 年度以降は 7%)をかけて算出。 ●法人事業税 特別償却 令和元年度:67 億円 令和 2 年度:58 億円 令和 3 年度:56 億円 令和 4 年度:52 億円 令和 5 年度:52 億円 ※特別償却による所得減少見込額に外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率(6.7%、令和 2 年度以降は 7%)をかけて算出した数値に、法人事業税の減収見込額に外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率(令和元年度は 43.2%、令和 2 年度以降は 37%)をかけて算出した数値を合計して算出。 ○見込み ●法人税 特別償却 令和 6 年度:272 億円 令和 7 年度:271 億円 令和 8 年度:270 億円 税額控除 令和 6 年度:189 億円 令和 7 年度:189 億円 令和 8 年度:189 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 4 年度と同程度の実績を見込んで算出。 ●法人住民税 特別償却 令和 6 年度:19 億円 令和 7 年度:19 億円 令和 8 年度:19 億円 税額控除 令和 6 年度:13 億円 令和 7 年度:13 億円 令和 8 年度:13 億円 ※実績と同様に算出。 ●法人事業税 特別償却 令和 6 年度:52 億円 令和 7 年度:52 億円 令和 8 年度:52 億円 ※実績と同様に算出。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。

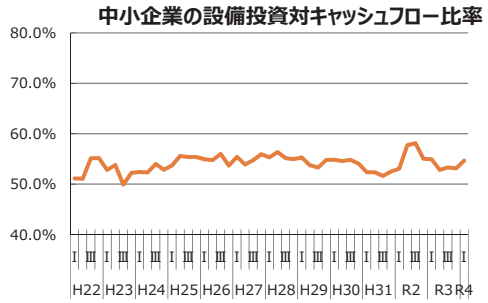

資料：財務省「法人企業統計調査季報」
(注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

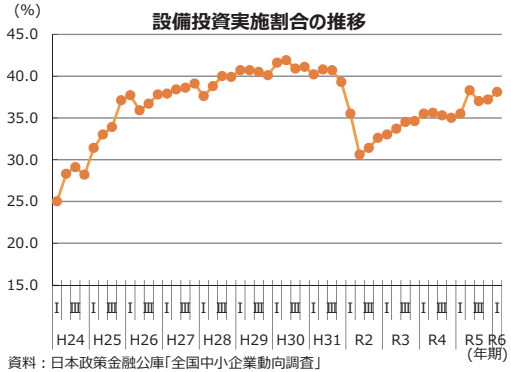

資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」

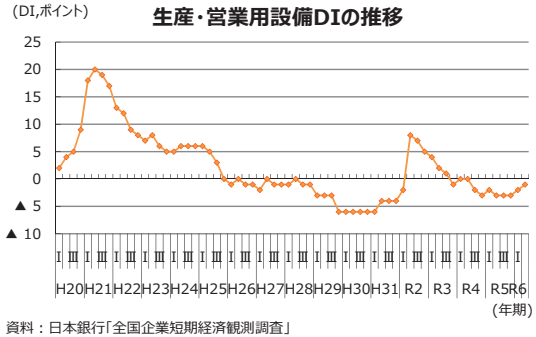

資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
(注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。
(注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。

⑤ 税収減を是認する理由等

本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。

11 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。
加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウエア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。
事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制があり、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の 10%の税額控除（資本金3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%））を利用できる税制となっている。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 4 年 8 月（R4 経産 11）

点検結果表

（行政機関名：経済産業省）

制度名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	□新設　　■拡充　　■延長

(1)　達成目標　（点検結果の分類：C段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（労働生産性を2020年度比で5%向上。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
② 所期の達成目標（中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。以下同じ。）から新たな達成目標（労働生産性を2020年度比で5%向上）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。
③ 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。

【経済産業省の補足説明】
① 2025年度に2020年度比で5%向上を達成目標とする。
② 2020年7月の中小企業政策審議会第31回にて、中小企業政策の新たな政策目標の一つとして、労働生産性を今後5年で5%向上させることを設定したため、新たな達成目標として設定した。
③ ②の通り。

【点検結果】
① 「2025年度に2020年度比で5%向上を達成目標とする」との説明では、達成目標について、目標達成時期が本特例措置の適用期間の最終年度（令和8年度）において示されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
③ 「2020年7月の中小企業政策審議会第31回にて、中小企業政策の新たな政策目標の一つとして、労働生産性を今後5年で5%向上させることを設定したため、新たな達成目標として設定した」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2)　過去の適用数　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【経済産業省の補足説明】
－

【点検結果】
なし

(3)　将来の適用数　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【経済産業省の補足説明】
－

【点検結果】
なし

(4)　過去の減収額　（点検結果の分類：C段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（令和元年度から5年度までの法人事業税）について、「特別償却による所得減少見込額に法人事業税率（6.7%）をかけて算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】
① 評価書を修正した。

【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5)　将来の減収額　（点検結果の分類：C段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和6年度から8年度までの法人事業税）について、「実績と同様に算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】
① 実績を修正した。

【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6)　過去の効果　（点検結果の分類：C段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標に対する過去の効果について、「中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない」と説明されているが、定量的に把握されていない。
② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
① 2023年の中小企業の設備投資額は法人企業統計より、12.6兆円である。
② 本税制により設備投資が促進されたものの、リーマンション前の14兆円には達成していない。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「2023年の中小企業の設備投資額は法人企業統計より、12.6 兆円である」との説明では、所期の達成目標に対する過去の効果（令和 3 年度及び 4 年度）が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。
　また、所期の達成目標に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本税制により設備投資が促進されたものの、リーマンション前の14兆円には達成し

ていない」との説明では、所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7)　**将来の効果**　**（点検結果の分類：Ｄ段階）**

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ①　達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】 ①　本税制により設備投資が促進され、資本生産性が向上されることにより、労働生産性も向上すると考えられる。
【点検結果】 ①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本税制により設備投資が促進され、資本生産性が向上されることにより、労働生産性も向上すると考えられる」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。 　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

(8)　**他の政策手段**　**（点検結果の分類：Ｂ段階）**

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ①　政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。 　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】 ①　特別償却か税額控除を選択することができることにより、事業者が個々の資金繰り等の状況に合わせて、手段の選択をすることが可能である。
【点検結果】 ①　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税 26） （法人住民税：義（自動連動）、法人事業税：義（自動連動）（地方税 26）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金 3,000 万円超の法人は 7%）が選択適用できる。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が 100 億円を超える中小企業（100 億企業）の創出を推進するため、100 億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行う。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：令和元年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年度　中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 （平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 29 年度　中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設 （適用期間は平成 31 年 3 月末まで） 令和元年度　特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 （適用期間は令和 3 年 3 月末まで） 令和 2 年度　新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度　修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 （適用期間は令和 5 年 3 月末まで） 令和 5 年度　2 年間の延長（令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外
8	適用又は延長期間		令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（2 年間）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備や IT 化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。
			《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条（自己資本の充実）では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展 〇中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号） （目的） 第一条　この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 〇経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～（令和 6 年 6 月 21 日） 第１章　成長型の新たな経済ステージへの移行 １．デフレ完全脱却の実現に向けて 企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。 第２章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

				２．豊かさを支える中堅・中小企業の活性化 売上 100 億円以上への成長を目指す中小企業について、関係省庁が連携するビジョンの策定及び地方公共団体や支援機関による支援体制の構築を行いつつ、それらの設備投資、Ｍ＆Ａ・グループ化等を促進する。
		③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の生産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 労働生産性を 2020 年度比で 5%向上
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
10	有効性等	①	適用数	○実績 特別償却 令和元年度：17,325 件 令和 2 年度：15,742 件 令和 3 年度：16,266 件 令和 4 年度：14,973 件 令和 5 年度：14,943 件 税額控除 令和元年度： 8,834 件 令和 2 年度： 7,337 件 令和 3 年度： 7,653 件 令和 4 年度： 7,596 件 令和 5 年度： 7,581 件 （出典）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 6 年度：14,913 件 令和 7 年度：14,883 件 令和 8 年度：14,853 件 税額控除 令和 6 年度： 7,566 件 令和 7 年度： 7,551 件 令和 8 年度： 7,536 件 ※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和 3 年度から令和 5 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、－0.2%。今後、令和 4 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 ＜平均伸び率の算出（端数は四捨五入）＞ 令和 2 年 17.6% 令和 3 年 17.5%（前年比 −0.1%ポイント） 令和 4 年 17.1%（前年比 −0.4%ポイント） 令和 5 年 17.1%（前年比 0.0%ポイント） 平均 −0.2%ポイント ※令和 7 年度以降の拡充内容については、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。
		②	適用額	○実績 特別償却 令和元年度：5,685 億円 令和 2 年度：4,742 億円 令和 3 年度：4,885 億円 令和 4 年度：5,005 億円 令和 5 年度：4,995 億円 税額控除 令和元年度：139 億円 令和 2 年度： 96 億円 令和 3 年度：115 億円 令和 4 年度：120 億円 令和 5 年度：120 億円 （出典）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 6 年度：4,985 億円 令和 7 年度：4,975 億円 令和 8 年度：4,965 億円 税額控除 令和 6 年度：120 億円 令和 7 年度：120 億円 令和 8 年度：120 億円

			※上記①適用数と同様に、令和 4 年度と同程度の実績を見込んで算出。
		③ 減収額	○実績 ●法人税 特別償却 令和元年度:836 億円 令和 2 年度:672 億円 令和 3 年度:799 億円 令和 4 年度:772 億円 令和 5 年度:770 億円 税額控除 令和元年度:139 億円 令和 2 年度: 96 億円 令和 3 年度:115 億円 令和 4 年度:120 億円 令和 5 年度:120 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和 5 年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ●法人住民税 特別償却 令和元年度:108 億円 令和 2 年度: 47 億円 令和 3 年度: 56 億円 令和 4 年度: 54 億円 令和 5 年度: 54 億円 税額控除 令和元年度:18 億円 令和 2 年度: 7 億円 令和 3 年度: 8 億円 令和 4 年度: 8 億円 令和 5 年度: 8 億円 ※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は 12.9%、令和 2 年度以降は 7%)をかけて算出。 ●法人事業税 特別償却 令和元年度:546 億円 令和 2 年度:453 億円 令和 3 年度:469 億円 令和 4 年度:480 億円 令和 5 年度:480 億円

			※特別償却による所得減少見込額に外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率(6.7%、令和 2 年度以降は 7%)をかけて算出した数値に、法人事業税の減収見込額に外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率(令和元年度は 43.2%、令和 2 年度以降は 37%)をかけて算出した数値を合計して算出。 ○見込み ●法人税 特別償却 令和 6 年度:768 億円 令和 7 年度:766 億円 令和 8 年度:764 億円 税額控除 令和 6 年度:120 億円 令和 7 年度:120 億円 令和 8 年度:120 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 4 年度と同程度の実績を見込んで算出。 ●法人住民税 特別償却 令和 6 年度: 54 億円 令和 7 年度: 54 億円 令和 8 年度: 54 億円 税額控除 令和 6 年度: 8 億円 令和 7 年度: 8 億円 令和 8 年度: 8 億円 ※実績と同様に算出。 ●法人事業税 特別償却 令和 6 年度:479 億円 令和 7 年度:477 億円 令和 8 年度:477 億円 ※実績と同様に算出。

		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。 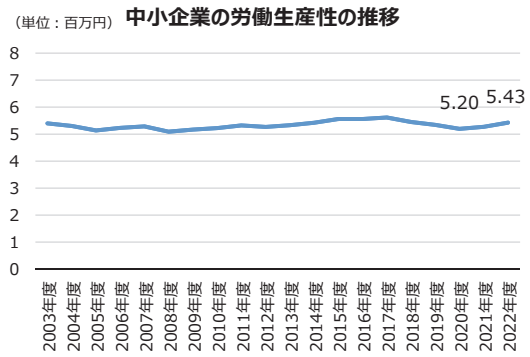 （出典）財務省「法人企業統計」より財務課集計 ※中小企業＝資本金１億円未満として集計 ※労働生産性＝付加価値（当期末）÷期中平均従業員数（当期末） ※付加価値（当期末）＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋営業純益 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウエア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 4 年 8 月（R4 経産 10）

点検結果表

（行政機関名：経済産業省）

制度名	公益的課題のための経費に掛かる収入金額を控除する収入割の特例措置
税　目	法人事業税
区　分	□新設　□拡充　■延長

(1) 達成目標　（点検結果の分類：D段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要かつ有効であるかを検証することができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。

【経済産業省の補足説明】
① 記載しております。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させる）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（令和3年度から5年度まで）が年度ごとに把握されていない。
② 過去の適用数について、「9社（沖縄電力を除く一般送配電事業者）」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
① 令和3年度から令和5年度までの適用数も9社になります。
② 出典はこちらです。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/fee/stracture/pricing/pricelist.html

【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和6年度から11年度まで）が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】
① 令和6年度から令和11年度までの適用数も各年度9社になります。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額　（点検結果の分類：C段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（令和3年度及び4年度の法人事業税）が把握されていない。
② 過去の減収額（令和5年度の法人事業税）について、「2023年度は約14億円」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
① 追記しました。
② 減税額（発電事業者に対して支払う賠償負担金相当金・廃炉円滑負担金相当金×税率（1.3%））になります。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「減税額（発電事業者に対して支払う賠償負担金相当金・廃炉円滑負担金相当金×税率（1.3%））になります」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
　また、過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額　（点検結果の分類：D段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和6年度から11年度までの法人事業税）が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】
① 令和2年時から本制度の変更はないため、同程度の減収額を予定しています。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和2年時から本制度の変更はないため、同程度の減収額を予定しています」との説明では、将来の減収額が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果　（点検結果の分類：D段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標が設定されておらず、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。

【経済産業省の補足説明】
① 記載しております。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生を防ぎ、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させることとなる」との説明では、達成目標に対する過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果　（点検結果の分類：D段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標が設定されておらず、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。

【経済産業省の補足説明】
① 記載しております。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生を防ぎ、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させることとなる」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 （点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 －
【点検結果】 なし。

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		公益的課題のための経費に掛かる収入金額を控除する収入割の特例措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税（地方税 10）
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 託送料金により回収され原子力事業者に払い渡される賠償負担金及び廃炉円滑化負担金について、二重課税回避のため、一般送配電事業者・配電事業者の課税標準から控除する。（令和6年度末まで）
			《要望の内容》 適用期限を5年間延長する。
			《関係条項》 地方税法　附則第9条第21項 地方税法施行規則　第2条の9　等
5	担当部局		資源エネルギー庁　電力・ガス事業部　政策課　電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月　　分析対象期間：令和6年8月
7	創設年度及び改正経緯		平成29年度　新設要望。 平成30年度　創設。 令和2年度以降に開始する事業年度から適用開始。
8	適用又は延長期間		令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 福島事故前に確保されておくべきであった賠償への備えとしての「賠償負担金」及び円滑な廃炉を促す環境を整備する観点からの「廃炉円滑化負担金」を、これまで原子力の電気を広く需要家が利用していた実態等を勘案して、託送料金での回収を可能とした制度措置を実施しているところ。当該制度の下では、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、託送料金を通じて一般送配電事業者が回収した後、原子力発電事業者に払い渡されることとなるが、現状、電気供給業の課税標準は収入金額となっているため、電力システム改革により一般送配電事業者が法的分離されている中においては、二重課税が発生する構造となっている。そのため、法的分離の下でも、二重課税を回避しつつ、引き続き円滑に公益的課題に要する費用の払い渡しを実施するため、租税特別措置が必要である。
			《政策目的の根拠》 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について（平成28 年 12 月閣議決定）において、「被災者・被災企業への賠償については、電力自由化が進展する環境下における受益者間の公平性や競争中立性の確保を図りつつ、国民全体で福島を支える観点から、福島第一原発の事故前には確保されていなかった分の賠償の備えについてのみ、広く需要家全体の負担とし、そのために必要な託送料金の見直し等の制度整備を行う。」とされている。 また、「エネルギー基本計画（2018 年 7 月閣議決定）」で示されている原発依存度の低減というエネルギー政策の基本方針の下、円滑な廃炉を促すために原子力発電所の廃炉に伴って一括して生じる費用を分割計上する費用として託送料金の一部としての回収を可能としている。かかる公益的な課題に要する費用の払い渡しについては、今般要望する租税特別措置の延長期間にも継続するものであり、法的分離が実施された中においても、引き続き円滑に実施していくことは重要である。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6．鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生を防ぎ、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させる。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生を防ぎ、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させている。
10	有効性等	① 適用数	9社（沖縄電力を除く一般送配電事業者）
		② 適用額	2020 年度は約 352 億円 2021 年度は約 1,013 億円 2022 年度は約 884 億円 2023 年度は約 1,091 億円
		③ 減収額	2020 年度は約 5 億円 2021 年度は約 11 億円 2022 年度は約 13 億円 2023 年度は約 14 億円
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生を防ぎ、原子力事故の賠償の備えの不足分の回収や、円滑な廃炉を促す環境整備を安定的に継続させることとなる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ―

		⑤	税収減を是認する理由等	—
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	二重課税回避のため、追加的負担を回避する本措置は妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	政策目的である公益的課題に要する費用の払い渡しを円滑に実施するためには、地方税法上の所要の措置を講じることが不可欠である。
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			—

点検結果表

（行政機関名：経済産業省）

制度名	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長
税　目	法人事業税
区　分	□新設　□拡充　■延長

(1)　**達成目標**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【経済産業省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(2)　**過去の適用数**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【経済産業省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(3)　**将来の適用数**　（点検結果の分類：Ｃ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　将来の適用数（令和6年度から9年度まで）が年度ごとに予測されていない。

【経済産業省の補足説明】
①　事前評価書へ反映済み。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和6～9年度については過去の実績を踏まえて算出した推計値である」との説明では、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(4)　**過去の減収額**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【経済産業省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(5)　**将来の減収額**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【経済産業省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(6)　**過去の効果**　（点検結果の分類：Ｃ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　所期の達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）に対する過去の効果について、定量的に把握されていない。

【経済産業省の補足説明】
①　事前評価書へ反映済み。また、過去の令和2年度以前の実績値について、適した数値へ修正も加えている。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「新規参入者による託送量（実績）」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7)　**将来の効果**　（点検結果の分類：Ｅ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
①　本特例措置により、収入金課税が引き続き適用されるガス小売事業者とそれ以外のガス小売事業者の間における税負担の不均衡を縮小することで、公平な市場環境を確保されており、その旨事前評価書へ反映済み。

【点検結果】
①　「本特例措置により、収入金課税が引き続き適用されるガス小売事業者とそれ以外のガス小売事業者の間における税負担の不均衡を縮小することで、公平な市場環境を確保されており、その旨事前評価書へ反映済み」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8)　**他の政策手段**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【経済産業省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

点検項目(3)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税：義（地方税 11）
		② 上記以外の税目	―
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 ガス供給業を行う法人が、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合、法人事業税のガス供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額を控除する。
			《要望の内容》 適用期限を 3 年間延長し、令和 10 年 3 月 31 日までとする。
			《関係条項》 地方税法　附則第 9 条第 10 項、 地方税法施行令附則第 6 条の 2 第 3 項 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 第 7 条第 4 号
5	担当部局		資源エネルギー庁　電力・ガス事業部　ガス市場整備室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：令和 2～9 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 20 年度　創設 以降、平成 22 年度、25 年度、28 年度、31 年度、令和 3 年度にそれぞれ 3 年間の延長
8	適用又は延長期間		3 年間 （令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。
			《政策目的の根拠》 「エネルギー基本計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）」 5. 2050 年を見据えた 2030 年に向けた政策対応 （11）エネルギーシステム改革の進捗とシステムの深化に向けた取組 ②ガスシステム改革の進捗とシステムの深化に向けた取組
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置によってガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保することにより、競争の活性化及び新規参入の促進に寄与している。引き続き公平な競争環境を整備することが重要。
10	有効性等	① 適用数	令和 2 年度：109 社、令和 3 年度：108 社、令和 4 年度：104 社、令和 5 年度：107 社、令和 6～9 年度：106 社 なお、令和 2～5 年度については実績値であり、令和 6～9 年度については過去の実績を踏まえて算出した推計値である。 （資源エネルギー庁ガス市場整備室よりガス供給事業者へ聞き取り）
		② 適用額	適用額（百万円）＝控除託送料金（百万円） 令和 2 年度：89,107、令和 3 年度：99,684、令和 4 年度：96,941、令和 5 年度：95,303、令和 6 年度：88,159、令和 7 年度：81,852、令和 8 年度：76,148、令和 9 年度：70,495 ※令和 2～5 年度は実績、令和 6 年度～9 年度は見込み。 （資源エネルギー庁ガス市場整備室よりガス供給事業者へ聞き取り）
		③ 減収額	減収額（百万円）＝控除託送料金（百万円）×税率 令和 2 年度：1,158、令和 3 年度：1,296、令和 4 年度：1,260、令和 5 年度：1,239、令和 6 年度：1,146、令和 7 年度：1,064、令和 8 年度：990、令和 9 年度：916 ※令和 2～5 年度は実績、令和 6 年度～9 年度は見込み。 （資源エネルギー庁ガス市場整備室よりガス供給事業者へ聞き取り）
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 （政策目的の達成状況） 新規参入者による託送量（実績）　（単位：千㎥） 年度 H29 H30 R1 R2 R3 託送量 4,201 4,581 5,295 5,744 6,813 年度 R4 R5 託送量 6,904 6,588 新規参入者による託送量は増加し、自由化市場の拡大に寄与している。平成 29 年度の小売全面自由化以降、新規参入者のみならず一般ガス導管事業者同士の競争も活性化され、託送量の拡大が見込まれる。 （達成目標の実現状況） 収入金課税が引き続き適用されるガス小売事業者とそれ以外のガス小売事業者の間における税負担の不均衡を縮小することで、公平な市場環境を確保している。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 収入金課税が引き続き適用されるガス小売事業者とそれ以外のガス小売事業者の間で課税方式に差異があるため、同じガス市場において異なる条件での競争が生じることとなるが、本特例措置により、両者間の税負担の不均衡を縮小することで、公平な市場環境を確保することができる。

		⑤	税収減を是認する理由等	ガスの自由化市場の公平な競争環境が維持され、一層の競争促進が図られることにより、ガス需要家の享受する利益が拡大するとともに、課税の公平性を確保することができるため、税収減とすることの有効性が認められる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	事業税の課税標準の算定に当たり、収入金課税の場合「ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額」を収入金額から控除することは、収入金額を課税標準としないガス小売事業者との課税の公平性の観点から、公平なコスト環境の下での競争を実現するものであり、妥当なものである。 なお、収入金課税が適用されている電気供給業においても同一趣旨の特例措置が講ぜられている。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	託送収益に関しては、地方税法の収入金課税の対象となる。 自前のガス導管を所有しないガス小売事業者の託送料金に係る事業税が控除されない場合、ガス導管網を所有するガス小売事業者（一般ガス導管事業者等）に比べ、事業税額に相当する分のコストが割高になるという競争上不利な条件に置かれることになり、その結果として、事業機会が損なわれる可能性が生じる。 したがって、事業者の事業機会が損なわれることがないよう、特例措置によって、ガスの自由化市場における公平な競争環境を整備することによって、事業者の収入の安定化にもつながり、地方の税収の一定程度の確保にも資することになる。
12	有識者の見解			ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和３年８月（R3　経産 09）

国土交通省

番号	制度名
国土交通省	
国交01	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
国交02	老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設
国交03	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交04	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交05	2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置

点検結果表

（行政機関名：国土交通省）

制度名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	□新設　□拡充　■延長

(1)　**達成目標**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（令和6年度末までには、施設立地数を162施設とする）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】
① 施設整備率の目標は、H27年度より、税制改正要望において説明している達成目標であり、施設立地数の目標は、国土交通省内での政策評価の参考指標に用いられていたものであるところ、達成目標が二重に設定されていたこと、また、施設立地数の目標の期間が令和7年度までであり、税制改正要望における適用期間の途中で切れることから、後者を今回削除することとした。なお、令和6年度4月時点の施設立地数は、157施設である。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2)　**過去の適用数**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(3)　**将来の適用数**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(4)　**過去の減収額**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(5)　**将来の減収額**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(6)　**過去の効果**　（点検結果の分類：Ｃ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（令和6年度末までには、施設立地数を162施設とする）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
② 所期の達成目標（施設整備率（令和3年度末までにおおむね54%）を都市全体で令和6年度末には57.5%とする）に対する過去の効果について、「過年度の文化学術研究施設の新規立地は年平均3件程度であるのに対して、本特例措置は年1・2件程度（37年間でのべ45件）適用されている。この点、近年の学研都市における造成用地の状況に照らして、分譲可能な造成用地においては適切に企業立地が進捗しているところであり、近年の適用件数及び延長期間の推計値は僅少とは言えない。実際に、本特例措置を活用した企業へヒアリングを行った結果、「研究施設の立地を決める際に、本特例措置の存在が大きな判断要素となった」等の意見があり、目標の施設整備率に向けて企業の集積を推進する上で本特例措置は有効な手段となっている」と説明されているが、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数0件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 所期の達成目標（施設整備率（令和3年度末までにおおむね54%）を都市全体で令和6年度末には57.5%とする）に対する過去の直接的な効果について、「令和6年度に実施した学研都市への立地・立地予定の企業を対象としたヒアリングにおいても、立地予定の企業から「本特例措置において、初年度のキャッシュフローが良くなるのは、立地において大きな判断材料」といった意見が得られるなど、施設整備率の向上のための立地促進に当たって、直接的効果への期待は高い」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
④ 所期の達成目標（施設整備率（令和3年度末までにおおむね54%）を都市全体で令和6年度末には57.5%とする）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】
① 本税制を活用して立地した施設数は令和6年4月時点で40施設であり、全体施設数157施設の25%に当たることから、その旨を追記した。
② 近年の適用数が僅少であるとのご指摘について、令和4年4月時点では、文化学術研究施設用地として造成済の面積（企業が立地可能な面積）が592haなのに対し、整備済の地区若しくは具体的な立地の計画が既にある地区を除いた未分譲の地区は19ha（造成済用地の3%強）であり、非常に限られたエリアだったことが一因であったと考えている。この点、令和6年度には、狛田東地区（50ha）の工事が終わり、令和7年度から新規の企業立地が見込まれることから、適用数は段階的に改善されるものと考えており、施設整備率の達成目標の進捗も期待される。評価書にも同趣旨を追記する。

③　過去の直接的効果については、適用実績のある企業に対してヒアリングを行い、施設整備率の増加に寄与した企業から、立地の意思決定に当たって、本税制の存在を考慮して判断した旨を聞き取っていることから、その旨を評価書に修正追記した。
④　前回の達成目標は、過去の5年間の整備率の上昇の平均値をとって、令和9年度まで毎年同じだけの進捗があるという見込みで記載していた。一方で、現実には、新たな用地（狛田東地区）の造成が令和6年度に完了することもあり、令和7年度以降に整備がこれまで以上に進捗する予定であるため、現状は未達成であるものの、引き続き令和9年度の達成を見込んでいるところ。このため、新たな造成済用地への立地の促進に寄与する本措置を引き続き実施する必要がある。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和5年度までに本税制を利用して立地した企業は40施設・94haであり、全体の立地施設157施設・465haのうち、それぞれ25%・20%にあたる」との説明では、所期の達成目標（令和6年度末までには、施設立地数を162施設とする）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。
　また、所期の達成目標（令和6年度末までには、施設立地数を162施設とする）に対する過去の直接的な効果について、「令和6年度に実施した学研都市に立地した企業を対象としたヒアリングにおいて、立地予定の企業から「立地にあたっては税制等の優遇施策の有無を踏まえて意思決定しており、新規立地及び事業拡大の際の大きなインセンティブとなった」といった意見が得られるなど、施設整備率の向上のための立地促進に当たっての直接的効果が見られる」との説明では、直接的効果に関して定量的に示されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
②　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
③　「令和6年度に実施した学研都市に立地した企業を対象としたヒアリングにおいて、立地予定の企業から「立地にあたっては税制等の優遇施策の有無を踏まえて意思決定しており、新規立地及び事業拡大の際の大きなインセンティブとなった」といった意見が得られるなど、施設整備率の向上のための立地促進に当たっての直接的効果が見られる」との説明では、直接的効果に関して定量的に示されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
④　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7)　将来の効果　（点検結果の分類：Ｂ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標（令和8年度末までには、立地予定に鑑み、施設整備率を概ね58%とする。以下同じ。）に対する将来の効果について、「R6～R8推計値については、府県に対し実施した整備状況調査による近年の年間増加面積に基づき推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
②　達成目標に対する将来の効果について、「過年度の文化学術研究施設の新規立地は年平均3件程度であるのに対して、本特例措置は年1・2件程度（37年間でのべ45件）適用されている。この点、近年の学研都市における造成用地の状況に照らして、分譲可能な造成用地においては適切に企業立地が進捗しているところであり、近年の適用件数及び延長期間の推計値は僅少とは言えない」と説明されているが、予測される将来の適用数（令和6年度から8年度まで）は10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③　達成目標に対する将来の効果について、「令和6年度に実施した学研都市への立地・立地予定の企業を対象としたヒアリングにおいても、立地予定の企業から「本特例措置において、初年度のキャッシュフローが良くなるのは、立地において大きな判断材料」といった意見が得られるなど、施設整備率の向上のための立地促進に当たって、直接的効果への期待は高い」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【国土交通省の補足説明】
①　推計値については、府県から聞き取った立地見込み施設の面積を記載しているのみであり、計算等は行っていないため、その観点から修正した。
②　将来的な適用件数の見込みについては、前述のとおり、令和7年度以降に狛田東地区（50ha）への具体的な立地が見込まれ、適用数は段階的に改善されるものと考えているところであるが、関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針（平成9年4月28日総務庁告示第15号）において、各々の文化学術研究地区は、整備の条件が整った地区から、都市全体としての整合性に留意しつつ、段階的に整備を進めることとされており、今後分譲可能な造成用地において適切に企業立地が進捗するとしても、適用見込みが短期で著しく増加することは予定されていない。このような本特例措置の特性を踏まえると、予測される将来の適用数が10件未満であることをもって直ちに適用件数が僅少であるということにはならないものと思慮する。
③　将来的な税制による立地見込みを推計するだけの適用実績がないことから、定量的な直接的効果の把握は困難であると考えている。事後的な直接的効果の把握については、(6) ③に記載したとおり、本税制特例を活用した企業に対するヒアリングにより、本税制特例が意思決定に与えた影響を把握しているところ。

【点検結果】
①・②　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
③　「令和6年度に実施した学研都市に立地した企業を対象としたヒアリングにおいて、立地予定の企業から「立地にあたっては税制等の優遇施策の有無を踏まえて意思決定しており、新規立地及び事業拡大の際の大きなインセンティブとなった」といった意見が得られるなど、施設整備率の向上のための立地促進に当たっての直接的効果が見られる」との説明では、直接的効果に関して定量的に示されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8)　他の政策手段　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税２） 法人住民税：義、法人事業税 ： 義（自動連動）
		② 上記以外の税目	ー
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 関西文化学術研究都市建設促進法（昭和 62 年法律第 72 号。以下「関西学研法」という。）に基づいて整備される文化学術研究施設のうち、研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めている。 建物及び附属設備（取得金額4億円以上） 特別償却率 6/100 機械及び装置 （取得金額 400 万円以上） 特別償却率 12/100 ※対象資産を新設又は増設したものに限定。
			《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和9年3月 31 日までとする。
			《関係条項》 関西学研法第 10 条 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 44 条 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の4
5	担当部局		国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年８月 分析対象期間：令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		・昭和 62 年度：創設 ・平成元～25 年度：延長及び特別償却率の縮減等 ・平成 27 年度：延長(対象資産を新設又は増設したものに限定) ・平成 29 年度：延長（資金額要件の引上げ） ・平成 31(令和元)年度：延長（資金額要件の引上げ） ・令和3年度：延長（資金額要件の引上げ） ・令和5年度：延長（資金額要件の引上げ）
8	適用又は延長期間		2年間（令和7年度～令和8年度）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 関西文化学術研究都市（以下「学研都市」という。）の建設は、関西学研法に基づき、文化、学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としており、現在、世界トップレベルの研究開発型オープンイノベーション拠点を目指して取り組んでいるところである。 具体的には、「第三次国土形成計画（全国計画）」（令和５年７月閣議決定）では、学研都市の目指す研究開発及び成果の事業化を図る分野について、前回計画（平成 28 年８月閣議決定）から、情報通信、バイオ、食関連等の分野について新たに追記し、その集積について、大学、研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用することを位置付けている。 加えて、「第６期科学技術・イノベーション基本計画」（令和３年３月閣議決定）においても、企業、大学、公的研究機関などの多様な主体による連携・共創の舞台となるオープンイノベーションの拠点として、学研都市が明記されているところである。
			《政策目的の根拠》 【関西学研法】 第 10 条 ・国は租税特別措置法の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする。 【関西学研法に基づく基本方針】（昭和 62 年9月決定） 第1章　都市建設の目標 2．都市の機能 （1）文化を冠した学術研究都市として、高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る。 ＜政府方針＞ 【国土形成計画（全国計画）】（令和5年7月 28 日閣議決定） 第2章　産業に関する基本的な施策 第1節　GX・DX を始めとする産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備、科学技術を支える基盤の強化と人材の育成 （知的対流拠点の整備等によるイノベーションの創出と円滑な事業化） ・最先端医療技術を始めとする健康・医療分野や、情報通信、バイオ、環境・エネルギー等の分野、「食」に関連する分野における研究開発及び成果の事業化を目指す関西文化学術研究都市の集積や、（中略）を始めとして、大学、研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用する。 【第6期科学技術・イノベーション基本計画】 （令和3年3月閣議決定） 第2章　Society5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策 1．国民の安全と安心を確保する持続可能で強靭な社会への変革 （4）価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成 ・企業、大学、公的研究機関などの多様な主体による連携・共創の舞台となるオープンイノベーションの拠点として、筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の形成などを進めてきている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標Ⅶ 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する

③ 達成目標及びその実現による寄与

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

学研都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、総合的な集積メリットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。

（測定指標）

拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設の整備が必要なことから、施設整備率を令和6年4月時点で 55.5%のところ、令和9年度末までに概ね 60%以上とすることを目標としている。この点、延長要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度にあたる令和8年度末までには、立地予定に鑑み、施設整備率を概ね 58%とすることを目標とする。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導する。その集積により大学や他機関との共同研究・交流や産学官連携等により研究開発の進展、研究開発を活かした新技術の創造と新産業の創出、地域の活性化といった効果が得られる。それにより政策目標である、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に寄与する。

10 有効性等

① 適用数

年度	R3（実績）	R4（実績）	R5（推計）	R6（推計）	R7（推計）	R8（推計）
適用件数	1	0	1	1	3	3

※1 R3・R4実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。

※2 R5～R8推計値については、現地立地予定企業あての聞き取り調査による。

過年度の文化学術研究施設の新規立地は年平均3件程度であるのに対して、本特例措置は年1・2件程度（37 年間でのべ 45 件）適用されている。この点、近年の学研都市における造成用地の状況に照らして、分譲可能な造成用地においては適切に企業立地が進捗しているところであり※、近年の適用件数及び延長期間の推計値は僅少とは言えない。

実際に、本特例措置を活用した企業へヒアリングを行った結果、「研究施設の立地を決める際に、本特例措置の存在が大きな判断要素となった」等の意見があり、目標の施設整備率に向けて企業の集積を推進する上で本特例措置は有効な手段となっている。

※ 近年（R3・R4）の適用数実績が1・0件となっているのは、令和4年4月時点では、文化学術研究施設用地として造成済の面積（企業が立地可能な面積）が 592ha なのに対し、整備済の地区若しくは具体的な立地の計画が既にある地区を除いた未分譲の地区は 19ha（造成済用地の3%強）であり、非常に限られたエリアだったことが一因であったと考えている。令和6年度には、狛田東地区（50ha）の造成工事が終わり、令和7年度から新規の企業立地が見込まれることから、適用数は段階的に改善されるものと考えており、施設整備率の達成目標の進捗も期待される。

② 適用額

（単位：百万円）

年度	R3（実績）	R4（実績）	R5（推計）	R6（推計）	R7（推計）	R8（推計）
適用額	5	0	23	221	141	99

※1 R3・R4実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。

※2 R5・R6推計値については、租税特別措置法施行令第 28 条の4第2号に基づく国土交通大臣証明に係る申請内容より、R7・R8推計値については、現地立地予定企業あての聞き取り調査による。

③ 減収額

（単位：百万円）

年度	R3（実績）	R4（実績）	R5（推計）	R6（推計）	R7（推計）	R8（推計）
法人税	1.1	0	5.3	51.3	32.7	23.0
法人住民税	0.1	0	0.4	3.6	2.3	1.6
法人事業税	0.3	0	1.5	14.8	9.4	6.6

※適用額に税率を乗じることで、減収額を推計。

【法人税】

減収額＝適用額×税率（23.2%）

【法人住民税】

減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額

法人県民税減収額＝法人税減収額×税率（1.0%）

法人市町村民税減収額＝法人税減収額×税率（6.0%）

【法人事業税】

減収額＝法人事業税（収入割）減収額＋特別法人事業税減収額＋法人事業税（付加価値割）減収額

法人事業税（収入割）減収額＝適用額×税率（3.4%）

特別法人事業税減収額＝法人事業税（収入割）減収額×税率（76.0%）

法人事業税（付加価値割）減収額＝適用額×税率（0.7%）

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

文化・学術・研究の拠点形成に向けて整備が進められ、施設整備率は、令和6年4月時点で 55.5%となっており、令和9年度末に概ね 60%以上という目標に向けて、着実に推移している。

実際に、令和5年度までに本税制を利用して立地した企業は 40 施設・94ha であり、全体の立地施設 157 施設・465ha のうち、それぞれ 25%・20%にあたる。

また、令和6年度～令和8年度に立地見込みの企業においても、聞き取り調査によると 13.1ha が本税制を活用して立地見込み（全体で 19.9ha が立地見込み）である。

（単位：%, ha）

年度	R3（実績）	R4（実績）	R5（実績）	R6（推計）	R7（推計）	R8（推計）
施設整備率(%)	54.1	55.1	55.5	55.5	56.9	58.1
整備済面積(ha)	453	462	465	465	476	486

			施設用地面積(ha) 837 837 837 837 837 837 ※施設整備率=（研究施設立地済面積／研究施設用地面積）×100 ※R3～R5実績値については、府県に対し実施した整備状況調査による。R6～R8推計値については、府県に対し実施した整備状況調査による近年の年間増加面積を記載。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置は、初期負担の軽減が図られることで、初年度のキャッシュフローが改善する効果があり、企業が立地の検討を行う際には、特例措置の有無が大きな判断材料の一つとなっている。 この点、令和6年度に実施した学研都市に立地した企業を対象としたヒアリング※において、立地予定の企業から「立地にあたっては税制等の優遇施策の有無を踏まえて意思決定しており、新規立地及び事業拡大の際の大きなインセンティブとなった」といった意見が得られるなど、施設整備率の向上のための立地促進に当たっての直接的効果が見られる。 ※効果の把握方法 適用実績や見込み把握のための、各自治体へのアンケート調査に加えて、本特例措置の達成目標に対する直接的影響を把握するため、本税制特例を活用した、若しくは活用予定の民間企業を対象に令和6年4～6月にかけて電話ヒアリングを実施した。 ※ 前回記載していた施設立地数は、国土交通省内での政策評価の参考指標に用いられていたものであるところ、達成目標が二重に設定されていたこと、また、施設立地数の目標の期間が令和 7 年度までであり、税制改正要望における適用期間の途中で切れることから、後者を今回削除することとした。なお、令和6年度4月時点の施設立地数は、157 施設である。
		⑤ 税収減を是認する理由等	近年、研究所用施設の増加数は横ばいとなっているものの、各自治体に調整状況を聞き取ったところ、今後3年間にわたって多数の研究所用施設の進出（現時点で 12 件）が見込まれている。 学研都市における関連施設等の新規立地による集積度の高まりは、他機関との共同研究・交流等の促進や研究開発の進展、新産業の創出等による地域の活性化といった効果に繋がるものであり、併せて、このような学研都市への集積メリットが発揮されることは、我が国の文化等の発展及び国民経済の発達に寄与するものであるため、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	研究施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなるため、集積・整備の推進には初期負担を軽減するインセンティブが必要である。本特例措置は、特別償却により初期負担の軽減が図られることから、立地誘導する上で有効に機能しており手段として的確である。 また、租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象が限定的である補助金等と異なり、事業の将来見込みが立て易い点、本特例措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少ない点からも妥当性が認められる。 適用対象については、投資資金額が4億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究所用施設の立地を促進することにより、学研都市に文化、学術、研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最低限の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、学研都市内への研究施設の立地を促進することで、その集積メリットの発揮に寄与し、新産業の創出や雇用創出といった地域の活性化、さらには国民経済の発達等につながるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月（R4 国交 02）

点検結果表

（行政機関名：国土交通省）

制度名	老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	■新設　　□拡充　　□延長

(1)　達成目標　（点検結果の分類：Ｄ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率13%（平成30年度）→おおむね解消（令和12年度）。以下同じ。）について、達成すべき測定指標が定量的に示されていない。
② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。
③ 達成目標は、「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）の成果指標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。

【国土交通省の補足説明】
① 達成目標については、「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）の成果指標から引用しているところ、私有物である建物の耐震化にあたっては、その実施について最終的には所有者等の判断によるところが大きいという性質に鑑み、厳密な定量化が困難であることから、「おおむね解消する」という目標にしている。
② 達成目標については、①に記載のとおり当該計画から引用しているところ、当該計画において計画途中段階における成果指標を設定していないほか、本指標の前提となる住宅・土地統計調査が5年に1度行われることから、途中段階における検証が難しいため、次回の評価の時期をめどに目標達成時期を定めることは困難であるものの、事後評価の実施が見込まれる令和10年には、同年の住宅・土地統計調査の結果に基づき、耐震性を有しない住宅ストックの比率がどれだけ減少したかを検証することができるものと考えている。
③ 大地震から国民の生命・財産等を守ることを目的として「耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率」を住生活基本計画（全国計画）等の成果指標として設定しているところ、耐震化の必要性、重要性等については戸建て・共同住宅の別で変わることはないことから、本特例措置の対象となる共同住宅に限った目標を設定することは不適当。このため、達成目標は原案のままとさせていただくが、一方で、耐震性を有しないマンションのストックがどれだけ解消したかを以って、本特例措置の有効性を把握することが可能であることから、10④「効果」の欄において、耐震性を有しないマンションのストックがどの程度解消するのかを定量的に分析した記載を追記する。

【点検結果】
①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3)　将来の適用数　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和7年度）が予測されていない。

【国土交通省の補足説明】
① ご指摘の通り、本税制措置の適用は、改正マンション建替円滑化法の施行が前提となるところ、改正法の施行時期は、最短で令和8年秋頃（想定）になる見込みであるため、令和7年度は適用件数が生じないことから、将来の適用数（令和7年度）について予測していない。ご指摘を踏まえ、上記の趣旨を評価書に追記する。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5)　将来の減収額　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和7年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。

【国土交通省の補足説明】
① ご指摘の通り、本税制措置の適用は、改正マンション建替円滑化法の施行が前提となるところ、改正法の施行時期は、最短で令和8年秋頃（想定）になる見込みであるため、令和7年度は適用件数が生じないことから、将来の減収額（令和7年度）について予測していない。ご指摘を踏まえ、上記の趣旨を評価書に追記する。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7)　将来の効果　（点検結果の分類：Ｃ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】
① マンション建替円滑化法において新設を検討する事業が施行されることにより、耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない共同住宅ストックの比率の解消に資する。具体的な直接的効果としては、令和10年度及び令和11年度において、事業件数6件（施行戸数700戸）を見込んでいるところ、耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない共同住宅ストックの比率について、0.05%（＝700戸＊90%※1／140万戸※2）の解消が見込まれる（平成30年度時点で約6%）。
※1. 令和6年4月時点で、事業完了したマンション建替事業及びマンション敷地売却事業等において耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの割合は約90%（施行前マンションの竣工年が昭和56年以前のマンションの件数（＝137件中119件）から算出）。
※2. 平成30年「住宅・土地統計調査」に基づく共同住宅における耐震性が不十分な戸数（国土交通省推計）
　この点、現行のマンション建替事業（平成14年創設）やマンション敷地売却事業（平成26年創設）の施行実績を踏まえると、施行から一定期間経ることで、区分所有者や民間事業者等においてマンションの再生等に関する事業ノウハウ等が蓄積されることにより、将来的に事業件数及び施行件数が増加すると見込んでいる。
　なお、耐震性を有しないマンションのストックを解消するためには、これらのマンションの除却等が必要となる。一方、マンションの除却等を行うためには、マンションの区分所有者間の合意形成が必要となるものの、異なる経済事情や多様な価値観を持った区分所有者間においては、費用負担等の理由により合意形成が難しい傾向にある※。
　本特例措置は、マンションの除却等に係る費用負担の軽減につながるものであり、区分所有者間の合意形成の円滑化に資するものであることから、耐震性を有しないマンションのストック数の解消という達成目標の実現に有効な手段である。
【マンションの区分所有者間の合意形成　→　マンションの除却等　→　耐震性を有しないマンションの解消】
※国土交通省が実施したマンション建替え等に関与する事業者に対するアンケート調査（令和6年6月実施）結果によると、事業上の最大の課題は「権利者間の合意形成」であり、権利者間の合意形成上の最大の課題注は、「費用負担が困難な者の存在」であった。
注：マンションの建替え等を進めるに当たり、合意形成において「費用負担が困難な者

の存在」が「よく問題になる」又は「問題になりやすい」を選択した割合は98%（51社中50社で、合意形成上の課題として最多であった。） 上記趣旨について評価書にも追記する。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の効果（令和10年度及び11年度）について、「令和6年4月時点で、事業完了したマンション建替事業及びマンション敷地売却事業等において耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの割合は約90%」との説明では、算定根拠（数値の出典）が明らかにされておらず、「平成30年「住宅・土地統計調査」に基づく共同住宅における耐震性が不十分な戸数（国土交通省推計）」との説明でも、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、これらの点を課題とする。 また、予測される将来の適用数3件（令和10年度）及び3件（令和11年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因を除いた、本特例措置の直接的効果が予測されておらず、事後的に直接的効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。

(8) **他の政策手段** **（点検結果の分類：Ａ段階）**

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。
【国土交通省の補足説明】 ① 耐震性を有しないあらゆるマンションストックを解消する点においては、予算の範囲で対象者が限定的となる補助金等と比較して、マンションの再生等の事業実施のために設立される組合すべてが適用を受けられる租税特別措置が妥当である。その旨、評価書にも追記する。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税３） 法人住民税、法人事業税：義（地方税１）
		② 上記以外の税目	消費税：外、地方消費税：外、事業所税：外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 －
			《要望の内容》 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号。以下「マンション建替円滑化法」という。）は、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）上の建替え決議（同法第 62 条）がなされた後の事業法と位置付けられており、マンションの建替え等を円滑化する観点から、具体的な手続きや事業の施行者である組合に係る税制上の特例※1 が規定されている。 今後の老朽化マンション等の急増に対応するため、区分所有法において、区分所有建物の再生の円滑化を図る方策として、新たな決議の創設が検討されていることから、マンション建替円滑化法において、それらの決議に対応する事業手続きの創設を検討している（区分所有法及びマンション建替円滑化法について、改正を検討中）。 マンション建替円滑化法に新設を検討する事業※2 について、その事業手続を活用した再生等を円滑に進めるために、これらの事業実施のために設立される組合に適用される税制上の特例措置を講じる。 【要望する特例措置】 老朽化マンションの再生等の施行者である組合について、収益事業以外の所得に係る法人税、法人住民税、法人事業税を非課税とする。 ※1.マンション建替組合等の事業活動は、法人税法上、公益法人等の規定が適用されるため、収益事業に係る所得以外の所得については課税されない。普通法人であれば、当該事業における組合員（区分所有者等）からの負担金等の収入（収益事業以外の所得）について課税されるところ、本特例により収益事業以外の所得について法人税等が非課税となる。 ※2.マンション建替円滑化法に新設を検討する事業 ①マンション取壊し敷地売却事業 ・区分所有者及び議決権の一定の多数決により、区分所有建物を取り壊した上で、敷地を売却することを可能とする事業 ②マンション取壊し事業 ・区分所有者及び議決権の一定の多数決により、区分所有建物の取壊しを可能とする事業 ③マンション再建事業 ・区分所有建物の全部が滅失した場合には、敷地利用権を共有又は準共有する者の一定の多数決により、その敷地での区分所有建物の再建を可能とする事業 ④敷地売却事業 ・区分所有建物の全部が滅失した場合には、敷地利用権を共有又は準共有する者の一定の多数決により、その敷地の売却を可能とする事業 ⑤マンション更新（一棟リノベーション）事業 ・区分所有者及び議決権の一定の多数決により、共用部分の変更及び全ての専有部分の更新工事を行う事業 ⑥一括建替え等事業 ・区分所有建物の一部が滅失した場合に、敷地利用権を共有又は準共有する者の一定の多数決により、その敷地での区分所有建物の再建及び建替えを可能とする事業
			《関係条項》 －
5	担当部局		国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：　令和6年8月 分析対象期間：　令和7年度～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯		－
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 老朽化マンションの再生等を円滑化することにより、安全・安心で良好な居住環境を確保及び耐震性不足等のマンションや放置した場合周辺環境悪化のおそれのある老朽化マンション等のストック解消を通じて、周辺の住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護を図る。
			《政策目的の根拠》 ○「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月 19 日閣議決定)における位置付け 目標２　頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保 成果指標　耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 目標６　脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 ○所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和6年6月 10 日、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）における位置付け

			5　所有者不明土地等の円滑な利活用・管理、土地収用手続の円滑な運用 （略）また、区分所有法等の改正の検討状況や「今後のマンション政策のあり方に関する検討会とりまとめ」を踏まえつつ、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）等についても、所有者不明等のマンションの再生等を円滑化する視点から、見直しの検討を進め、次期通常国会での法案提出を目指す。 〇経済財政運営と改革の基本方針(令和6年6月 21 日閣議決定)における位置付け 第3章　中長期的に持続可能な経済社会の実現 3．主要分野ごとの基本方針と重要課題 （4）戦略的な社会資本整備 持続可能な土地の利用・管理の実現に向け、非宅地化を含む土地利用の円滑な転換等を図る方策を導入する。空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進めるとともに、相続登記の申請義務化の周知や地籍調査・法務局地図作成等を含む所有者不明土地等対策を一体的・総合的に推進する。また、マンションの管理適正化と再生円滑化を推進する。
		②：政策体系における政策目的の位置付け	政策目標　4　水害等災害による被害の軽減 施策目標　11　住宅・市街地の防災性を向上する
		③：達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 目標2　頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保 成果指標　耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成 30 年度）→おおむね解消（令和 12 年度）
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 これまで取組が進みにくい状況にあった老朽化マンションの再生等について、本特例により事業検討段階における区分所有者等からの理解が得られやすくなることで、事業推進の円滑化に資することとなる。これにより、安全・安心で良好な居住環境の確保並びに、耐震性不足等のマンションや放置した場合周辺環境悪化のおそれのある老朽化マンション等のストック解消を通じて、周辺の住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護に寄与する。
10	有効性等	①：適用数	【適用数見込み】 令和7年度　－ 令和8年度　0件 令和9年度　0件 令和 10 年度　3件 令和 11 年度　3件

			※算定根拠は別紙参照（参照箇所は以下のとおり）。 ・1.【国税＜法人税（組合の事業施行に伴う非課税等の特例）＞】 マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討における表中「適用件数見込み※1」 なお、本税制措置の適用は、改正マンション建替円滑化法の施行が前提となるところ、改正法の施行時期は、最短で令和 8 年秋頃（想定）になる見込みであるため、令和 7 年度は適用件数が生じないことから、将来の適用数（令和 7 年度）について予測していない。以下、②適用額、③減収額についても同様。
		②：適用額	【適用額見込み】 単位：百万円 <table><tr><th></th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>法人税</td><td>－</td><td>0</td><td>0</td><td>28</td><td>28</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>－</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>－</td><td>0</td><td>0</td><td>29</td><td>29</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>62</td><td>62</td></tr></table> ※算定根拠は別紙参照（参照箇所は以下のとおり）。 ・1.【国税＜法人税（組合の事業施行に伴う非課税等の特例）＞】 マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討における表中「適用額見込み」 ・2.【地方税＜法人住民税・法人事業税・事業所税（組合の事業施行に伴う非課税等の特例）＞】 マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討における表中「適用額見込み」
		③：減収額	【減収額見込み】 単位：百万円 <table><tr><th></th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>法人税</td><td>－</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>－</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>－</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>合計</td><td>－</td><td>0</td><td>0</td><td>7</td><td>7</td></tr></table> ※算定根拠は別紙参照。（参照箇所は以下のとおり）。 ・1.【国税＜法人税（組合の事業施行に伴う非課税等の特例）＞】 マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討における表中「減収額見込み」 ・2.【地方税＜法人住民税・法人事業税・事業所税（組合の事業施行に伴う非課税等の特例）＞】 マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討における表中「減収額見込み」
		④：効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例により事業検討段階における区分所有者等からの理解が得られやすくなることで、事業推進の円滑化に資するところ、分析対象期間（令和7年度～令和 11 年度）において、マンション建替円滑化法に新設を検討する事業（マンション取壊し敷地売却事業等）については、

下表のとおり施行を見込む。

事業が施行されることにより、安全・安心で良好な居住環境を確保及び耐震性不足等のマンションや放置した場合周辺環境悪化のおそれのある老朽化マンション等のストック解消を行い、これを通じて、周辺の住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護を図る。

また、着実に施行実績を積み重ねることにより、耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率の解消を図る。

・分析対象期間（令和7年度～令和 11 年度）におけるマンション建替円滑化法に新設を検討する事業の組合設立認可3件（約 350 戸）

上段：事業件数、下段：施行戸数

	令和 10 年度	令和 11 年度
①マンション取壊し敷地売却事業	1件 約 70 戸※1	1件 約 70 戸※1
②マンション取壊し事業	1件 約 140 戸※2	1件 約 140 戸※2
③マンション再建事業※3	＝	＝
④敷地売却事業※3	＝	＝
⑤マンション更新事業	1件 約 140 戸※4	1件 約 140 戸※4
⑥一括建替え等事業※3	＝ ＝	＝ ＝
（推計）事業件数合計	3件	3件
（推計）施行戸数合計	約 350 戸	約 350 戸

※1.現行のマンション敷地売却事業（直近5年間）における1事業あたりの施行戸数を参考に算出

※2.現行のマンション建替事業（直近5年間）における1事業あたりの施行戸数を参考に算出

※3.③マンション再建事業、④敷地売却事業及び⑥一括建替え等事業については、マンション（建物）が滅失していることが前提。具体的には、地震等の災害が発生し、マンションが被災した場合において活用が見込まれる事業手続であるため、平年度における適用件数として見込まないことが妥当である。

※4.現行のマンション建替事業（直近5年間）における1事業あたりの施行戸数を参考に算出

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

これまで取組が進みにくい状況にあった老朽化マンションの再生等について、本特例により事業検討段階における区分所有者等からの理解が得られやすくなることで、事業推進の円滑化に資することとなる。今後新設が検討されているマンション再生の円滑化を図る方策※等により、耐震性不足のマンションストック解消の円滑化を通じて、耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの解消に寄与する。

※　耐震性を有しないマンションのストックを解消するためには、これらのマンションの除却等が必要となる。一方、マンションの除却等を行うためには、マンションの区分所有者間の合意形成が必要となるものの、異なる経済事情や多様な価値観を持った区分所有者間においては、費用負担等の理由により合意形成が難しい傾向にある*。

本特例措置は、マンションの除却等に係る費用負担の軽減につながるものであり、区分所有者間の合意形成の円滑化に資するものであることから、耐震性を有しないマンションのストック数の解消という達成目標の実現に有効な手段である。

【マンションの区分所有者間の合意形成　→　マンションの除却等　→　耐震性を有しないマンションの解消】

＊国土交通省が実施したマンション建替え等に関与する事業者に対するアンケート調査（令和6年6月実施）結果によると、事業上の最大の課題は「権利者間の合意形成」であり、権利者間の合意形成上の最大の課題注は、「費用負担が困難な者の存在」であった。

注：マンションの建替え等を進めるに当たり、合意形成において「費用負担が困難な者の存在」が「よく問題になる」又は「問題になりやすい」を選択した割合は 98%（51 社中 50 社で、合意形成上の課題として最多であった。）

また、老朽化マンションの再生等について新たな仕組みの創設等が検討されていることから、マンションの状況や区分所有者の意向等に応じて、区分所有者が選択可能な事業手法が増えることにより、着実な事業実施が見込まれることから耐震性不足のマンションストック解消に資する。

さらに、現行のマンション建替事業（平成 14 年創設）やマンション敷地売却事業（平成 26 年創設）の施行実績を踏まえると、施行から一定期間経ることで、区分所有者や民間事業者等においてマンションの再生等に関する事業ノウハウ等が蓄積されることにより、将来的に事業件数及び施行件数が増加すると見込んでいる。

具体的な直接的効果としては、令和 10 年度及び令和 11 年度において、事業件数6件（施行戸数 700 戸）を見込んでいることから、0.05%（=700 戸*90%※1/140 万戸※2）の解消が見込まれる（平成 30 年度時点で約6%）。

※1.令和 6 年 4 月時点で、事業完了したマンション建替事業及びマンション敷地売却事業等において耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの割合は約 90%（施行前マンションの竣工年が昭和 56 年以前のマンションの件数（=137 件中 119 件）から算出）。

※2.平成 30 年「住宅・土地統計調査」に基づく共同住宅における耐震性が不十分な戸数（国土交通省推計）

⑤：税収減を是認する理由等

老朽化マンション等のストック数は急増しており、更新等事業の推進は必要不可欠であるが、事業実施の合意形成にあたっては、区分所有者における費用負担の問題が最大の阻害要因となる。

本特例措置は区分所有者により構成される組合に係る負担の軽減によって老朽化マンションの再生等を円滑化させるものであることから、国民の生命・身体の保護に寄与するものであり、税収減を是認できる効果を有する特例措置である。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	老朽化マンションの再生等を円滑に行うにあたっては、組合設立（法人格が与えられること）により、事業組合が主体となって事業推進を図ることが有効（各区分所有者が個別で売買契約や登記手続を行うことなく、組合が権利調整や各種契約行為の主体となり事業を円滑化）である。一方、事業組合を設立した場合は、当該組合に対して法人税等が課税されることになるため、追加の費用負担が発生することになる。この点、マンションの再生等を実施するためには、区分所有者間の合意形成が必要不可欠であるが、費用負担の問題が区分所有者間の合意形成の最大の阻害要因となっており、本特例が措置されない場合、区分所有者間の合意形成に支障が生ずるおそれがある。 本特例措置は、これまで取り組みが進みにくい状況にあった老朽化マンション等において、組合設立による事業実施を行うための区分所有者間の合意形成を促す上で、他の措置に比して※的確かつ必要最小限であるため、本特例措置によることが妥当である。 ※ 耐震性を有しないあらゆるマンションストックを解消する点においては、予算の範囲で対象者が限定的となる補助金等と比較して、マンションの再生等の事業実施のために設立される組合すべてが適用を受けられる租税特別措置が妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例により各自治体の管轄区域内の建築後相当年数を経過した老朽化マンションの再生が促進されることで、当該マンションの住民等の生命保護、住環境の向上や新規住民の流入等による地域の活性化が図られるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		ー

適用件数等の算定根拠

別紙

項目名：老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設

【適用額及び減収額見込み算定にあたっての前提条件】

1. 現行のマンション建替円滑化法に基づく事業類型（マンション建替事業、マンション敷地売却事業、敷地分割事業）の実績（本特例の適用件数推計上の参考値）

（1）マンション建替事業

組合設立認可年度	事業件数	戸数
令和元年度	5	904
令和2年度	12	1,326
令和3年度	11	1,403
令和4年度	5	499
令和5年度	12	2,155
合計	45	6,287
平年度（直近5年平均）	9	1,257

年度	事業件数	総戸数
1事業当たり（平均値）	1	140

（2）マンション敷地売却事業

組合設立認可年度	事業件数	戸数
令和元年度	2	187
令和2年度	4	265
令和3年度	2	124
令和4年度	1	70
令和5年度	5	272
合計	14	918
平年度（直近5年平均）	3	184

年度	事業件数	総戸数
1事業当たり（平均値）	1	66

2. マンション建替事業等における1事業あたりの非収益事業所得の見込みについて（本特例の適用額推計上の参考値）

マンションの建替え等に係る事業は、当該事業に賛成した区分所有者等からの負担金等を原資に、事業に必要な費用（工事や調査設計等）を捻出している資金繰りの厳しい事業であるため、事業利益（課税所得）が生じるケースは極めて少ない事業となっている。

普通法人であれば、当該事業における組合員（区分所有者等）からの負担金等の収入（非収益事業所得）について課税される可能性があるところ、本特例により収益事業以外の所得について法人税等が非課税となる。

他方、組合員（区分所有者等）からの負担金等については、事業の進捗に応じて発生する事業費を見込み、必要な額を充てることになることから、組合において発生する課税所得額は僅少であるが、事業を推進する上で予見し難い事情に円滑に対応するために、予備費を計上するケースがある。こうした予備費については、一定期間において組合に留保されると考えられることから、本税制特例が措置されていない場合、予備費に相当する金額については、課税されるものと考えられる。

現行のマンション建替事業及びマンション敷地売却事業の実績から、一般的な事業において想定される予備費分を算定した上で、本特例による適用額及び減収額の見込みについて推計を行う。

具体的には、マンション建替事業等の事業経験がある事業者への聞き取りによると、通常は総事業費の0.5%程度を予備費に計上していることを踏まえ、本特例における適用額については、想定される総事業費の0.5%が収益事業以外の所得（＝適用額）になるものと仮定して推計を行うものとする。

3. マンション建替円滑化法に新設を検討する事業ごとの総事業費推計の考え方について

新たな仕組みに対応した各事業における減収額の算定における基本的な考え方

① マンション取壊し敷地売却事業

→本事業の総事業費は、**マンション建替事業における総事業費の0.1倍とマンション敷地売却事業における総事業費の0.9倍の合計値※**とする。

※当該事業においては、(i)マンションの取壊し（除却）及び(ii)敷地売却を行う。現行制度のマンション建替事業（除却及び新築工事）における建替え前マンションの除却に係る費用（事務費を含む）が全体事業費のうち１割程度であることを踏まえ、(i)マンションの取壊しに係る事業費については、マンション建替事業の総事業費の0.1倍と仮定して推計する。また、(ii)敷地売却に係る事業費については、現行制度のマンション敷地売却事業（建物と敷地の売却）における敷地売却に係る費用（主に区分所有者への分配金の支払い、事務費を含む）が全体事業費のうち９割程度であることを踏まえ、(ii)敷地売却に係る事業費については、マンション敷地売却事業の総事業費の0.9倍と仮定して推計する。以上を踏まえ、(i)及び(ii)の推計事業費の合計値を、本事業費の総事業費の推計値とする。

② マンション取壊し事業

→本事業の総事業費は、**マンション建替却事業における総事業費の0.1倍※**とする。

※当該事業においては、マンションの取壊し（除却）を行う。現行制度のマンション建替事業（除却及び新築工事）における建替え前マンションの除却に係る費用（事務費を含む）が全体事業費のうち１割程度であることを踏まえ、本事業の総事業費については、マンション建替事業の総事業費の0.1倍と仮定して推計する。

③ マンション再建事業

→本事業の総事業費は、**マンション建替事業における総事業費の0.9倍※**とする。

※当該事業においては、マンションの再建（新築工事）を行う。現行制度のマンション建替事業（除却及び新築工事）における建替え後マンションの新築工事に係る費用（事務費を含む）が全体事業費のうち９割程度であることを踏まえ、本事業の総事業費については、マンション建替事業の総事業費の0.9倍と仮定して推計する。

④ 敷地売却事業

→本事業の総事業費は、**マンション敷地売却事業における総事業費の0.9倍※**とする。

※当該事業においては、敷地の売却を行う[注]。現行制度のマンション敷地売却事業（建物と敷地の売却）における建物敷地売却に係る費用（主に区分所有者への分配金の支払い、事務費を含む）が全体事業費のうち９割程度であることを踏まえ、本事業の総事業費については、マンション敷地売却事業の総事業費の0.9倍と仮定して推計する。
注：マンション（建物）は滅失している状態。

⑤ マンション更新事業

→本事業の総事業費は、**マンション建替事業における総事業費の0.6倍※**とする。

※当該事業においては、マンションの更新（一棟リノベーション）を行う。現行制度のマンション建替事業（除却及び新築工事）における建替え後マンションの新築工事に係る費用（事務費を含む）が全体事業費のうち９割程度である。また、建物更新（一棟リノベーション）工事は、新築に係る費用の７割程度[注]である。以上を踏まえ、本事業の総事業費については、マンション建替事業の総事業費の0.6倍（≒0.9割×0.7割）と仮定して推計する。
注：一棟リノベーション工事の事業経験がある事業者からの聞き取りに基づく。

⑥ 一括建替え等事業

→本事業の総事業費は、**マンション建替事業における総事業費の3.0倍※**とする。

※当該事業においては、団地型マンション（複数等のマンションが存在）において、マンションの建替え等（除却及び新築工事）を行う。マンションの建替に係る事業費については、現行制度のマンション建替事業の総事業費をそのまま採用する（1.0倍）。
　また、国交省の調査によると、団地型マンションについては１団地あたり平均400戸と推定され、マンション建替事業の１事業当たりの平均戸数は約140戸（直近５年）である。以上を踏まえて、本事業の総事業費については、マンション建替事業の総事業費の3.0倍（≒400戸÷140戸）と仮定して推計する。

【国税＜法人税（組合の事業施行に伴う非課税等の特例）＞】

法人税に係る適用額及び減収額の算出にあたっての前提条件

（1）マンション建替事業【分析対象期間：令和元年度～令和5年度】

件	総事業費（中央値）	【適用額見込み】 予備費（総事業費×0.5%）
１事業あたり	5,200百万円	26.0百万円

【出典】国土交通省から各都道府県・指定都市等へのマンション建替え事業等に係る施行状況調査に基づく

（2）マンション敷地売却事業【分析対象期間：令和元年度～令和5年度】

件	総事業費（中央値）	【適用額見込み】 予備費（総事業費×0.5%）
１事業あたり	1,500百万円	7.5百万円

【出典】国土交通省から各都道府県・指定都市等へのマンション建替え事業等に係る施行状況調査に基づく

１．【国税＜法人税（組合の事業施行に伴う非課税等の特例）＞】

マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討

■法人税

	事業名	参考とする事業（前提条件参照）	参考とする事業に対する割合	適用件数見込み※１	小計	適用額見込み	
①	マンション取壊し敷地売却事業	マンション建替事業【予備費26百万円】	0.1	1	2.6	9.4	百万円
		マンション敷地売却事業【予備費8百万円】	0.9		6.8		
②	マンション取壊し事業	マンション建替事業【予備費26百万円】	0.1	1	2.6	2.6	百万円
③	マンション再建事業	マンション建替事業【予備費26百万円】	0.9	※２	-	-	
④	敷地売却事業	マンション敷地売却事業【予備費8百万円】	0.9	※２	-	-	
⑤	マンション更新事業	マンション建替事業【予備費26百万円】	0.6	1	15.6	15.6	百万円
⑥	一括建替え等事業	マンション建替事業【予備費26百万円】	3.0	※２	-	-	百万円
					（適用額見込み）合計	27.6	百万円

●上記適用額見込みについて、以下の区分に基づき税率を乗じて減収額見込みを推計

	事業名	課税所得に応じた区分	税率	小計	減収額見込み	
①	マンション取壊し敷地売却事業	８百万円以下の部分	15%	120	146	万円
		８百万円超の部分（＝9.4百万（予備費）－８百万）	19%	26		
②	マンション取壊し事業	８百万円以下の部分	15%	39	39	万円
		８百万円超の部分（＝2.6百万（予備費）－８百万）	19%	-		
③	マンション再建事業	８百万円以下の部分	15%	-	-	
		８百万円超の部分	19%	-	-	
④	敷地売却事業	８百万円以下の部分	15%	-	-	
		８百万円超の部分	19%	-	-	
⑤	マンション更新事業	８百万円以下の部分	15%	120	264	万円
		８百万円超の部分（＝15.6百万（予備費）－８百万）	19%	144		
⑥	一括建替え等事業	８百万円以下の部分	15%	-	-	
		８百万円超の部分（＝78百万（予備費）－８百万）	19%	-	-	万円
					（減収額見込み）合計 449	万円

※１ H26年改正法（マンション敷地売却制度の創設）の施行から２年後に、当該事業の組合設立認可が１件生じたことを参考に、①マンション取壊し敷地売却事業、②マンション取壊し事業及び⑤マンション更新事業については、Ｒ７年改正法の施行から２年が経過する令和10年度以降に各事業案件（①、②及び⑤）が毎年度１件生じる想定。

※２ ③マンション再建事業、④敷地売却事業及び⑥一括建替え等事業については、マンションが災害等により滅失していることが前提であるため、平年度における適用件数を推計することは困難。

２．【地方税＜法人住民税・法人事業税・事業所税（組合の事業施行に伴う非課税等の特例）＞】

マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討

■法人住民税

	事業名	適用件数見込み※１	税率（市町村税分１%）（都道府県分６%）	適用額見込み（法人税の減収額見込みと同一）	減収額見込み	
①	マンション取壊し敷地売却事業	1	7%	1.5 百万円	10	万円
②	マンション取壊し事業	1	7%	0.4 百万円	3	万円
③	マンション再建事業	※２	7%	-	-	万円
④	敷地売却事業	※２	7%	-	-	万円
⑤	マンション更新事業	1	7%	2.6 百万円	19	万円
⑥	一括建替え等事業	※２	7%	-	-	万円
			合計	4 百万円	31	万円

■法人事業税

	事業名	適用件数見込み※１	税率（外形外法人）	適用額見込み（法人税の適用額見込みと同一）	減収額見込み	
①	マンション取壊し敷地売却事業	1	7%	9.4 百万円	65	万円
②	マンション取壊し事業	1	7%	2.6 百万円	18	万円
③	マンション再建事業	※２	7%	-	-	万円
④	敷地売却事業	※２	7%	-	-	万円
⑤	マンション更新事業	1	7%	15.6 百万円	109	万円
⑥	一括建替え等事業	※２	7%	-	-	万円
			合計	28 百万円	193	万円

【特別法人事業税】

	事業名	適用件数見込み※１	税率（外形外法人）	適用額見込み（法人事業税の減収額見込みと同一）	減収額見込み	
①	マンション取壊し敷地売却事業	1	37%	0.7 百万円	24	万円
②	マンション取壊し事業	1	37%	0.2 百万円	7	万円
③	マンション再建事業	※２	37%	-	-	万円
④	敷地売却事業	※２	37%	-	-	万円
⑤	マンション更新事業	1	37%	1.1 百万円	40	万円
⑥	一括建替え等事業	※２	37%	-	-	万円
			合計	2 百万円	71	万円

※１及び※２については、前ページに記載

■法人事業税の減収額

		適用額見込み	減収額見込み
法人事業税＋特別法人事業税　合計	初年度	29 百万円	3 百万円

■法人三税（法人税、法人住民税、法人事業税）の合計

		適用額見込み	減収額見込み
法人三税　合計	平年度	62 百万円	7 百万円
（内訳）	国税（法人税）	28 百万円	4 百万円
	地方税（法人住民税＋法人事業税）	34 百万円	3 百万円

点検結果表

（行政機関名：国土交通省）

制度名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	□新設　　□拡充　　■延長

(1)　**達成目標**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(2)　**過去の適用数**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(3)　**将来の適用数**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(4)　**過去の減収額**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(5)　**将来の減収額**　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(6)　**過去の効果**　（点検結果の分類：Ｂ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）。以下同じ。）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因は分析されているものの、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】
① 本特例措置の直接的な効果として、社会増減率（H25－R4）や労働生産性（H24－R3）の比較を市町村単位で行ったところ、過去本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体は、適用のある自治体で、社会増減率及び労働生産性伸び率がともに向上していることを確認している（具体例【社会増減率の比較】：房総半島（南房総地域）館山市（適用あり）社会増減率-1.1%、富津市（適用なし）社会増減率-3.2%【労働生産性の比較】：能登半島（能登地域）かほく市（適用あり）労働生産性伸び率107%、内灘町（適用なし）労働生産性伸び率104%）。
② 「コロナ禍前の社会減の傾向」とは、人口減少による社会減が逓増傾向にあったことを示している。直近の社会増減率の傾向は、今後の人口減少による社会減の逓増傾向を示唆しているが、引き続き、半島地域における良好な雇用機会の維持・創出を通じて、半島地域における就業者を維持することで、当該傾向を抑制する必要があるため、本特例措置を引き続き実施することが必要である。

【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7)　**将来の効果**　（点検結果の分類：Ｃ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする）に対する将来の効果（令和6年度及び7年度）が年度ごとに予測されていない。
② 達成目標（事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする）に対する将来の直接的な効果について、「本特例措置は事業者による設備投資を促進することで半島における事業者の事業継続又は拡大に資するものであることから、半島地域の事業所数の維持・増加（《租税特別措置により達成しようとする目標》）に対して効果がある。例えば、総務省行政評価局による「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書」（令和6年3月）においては、本特例措置が、「事業の継続又は拡大」や「雇用の維持又は創出」の前提となる、事業者の労働生産性や資本装備率について向上させる効果がある可能性が報告されているほか、実際に事業者の事業継続や拡大に効果を発揮している事例が複数見受けられるところ。なお、令和7年度以降は、直近5年間（H28～R3）の事業所数の増減率が今後5年間（R3～R8）の増減率を上回ることを目標値として掲げ、本特例措置の目標に対する効果を事後的に検証することとする。また、半島地域における事業所数の維持・拡大を前提として雇用の維持・創出が実現し、ひいては社会減の抑制にもつながると考えられるため、《政策体系における政策目的に係る目標》の達成にも効果が見込まれる。例えば、本特例措置を適用した設備投資に伴い新規雇用を行った事例が複数見受けられるところである」と説明されて

いるが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【国土交通省の補足説明】
① 事業所数は5年ごとに公表される経済センサス活動調査を基にしていることから、目標値は令和8年度の見込み値としているところ、令和6年度及び令和7年度の推計値は以下のとおり。
　令和6年度：2497、令和7年度：2483
※ 令和 8 年度の目標値と 3 年度の実績値の差分を 5 年間で平均し、毎年同数が減少すると仮定した数値のため参考値。
② 将来の効果から本特例措置の直接的な効果が予測されていない点について、総務省行政評価局による「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書」（令和6年3月）において、本特例措置が、「事業の継続又は拡大」や「雇用の維持又は創出」の前提となる、事業者の労働生産性や資本装備率について向上させる効果がある可能性が報告されているほか、実際に事業者の事業継続や拡大に効果を発揮している事例が複数見受けられるところ。そこで、社会増減率（H25－R4）や労働生産性（H24-R3）の比較を市町村単位で行ったところ、過去本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体では、適用のある自治体で、社会増減率及び労働生産性伸び率がともに向上していることが確認されており（(6) 過去の効果　国土交通省の補足説明①に記載のとおり）、本特例措置は将来においても同様に、他の要因の影響を除いた直接的な効果を有すると考えている。現時点ではその将来的な効果を定量的に推計することは困難であるが、令和7年度以降、本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体の社会増減率及び労働生産性伸び率の比較を市町村単位で行い、本特例措置の直接的効果を事後的に検証することとする。なお、本回答の趣旨を踏まえ、評価書についても関係箇所を修正する。

【点検結果】
① 「令和6年度及び令和7年度の推計値は以下のとおり。令和6年度：2497、令和7年度：2483」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 「社会増減率（H25-R４）や労働生産性（H24-R３）の比較を市町村単位で行ったところ、過去本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体では、適用のある自治体で、社会増減率及び労働生産性伸び率がともに向上していることが確認されており（(6) 過去の効果　国土交通省の補足説明①に記載のとおり）、本特例措置は将来においても同様に、他の要因の影響を除いた直接的な効果を有すると考えている。現時点ではその将来的な効果を定量的に推計することは困難であるが、令和7年度以降、本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体の社会増減率及び労働生産性伸び率の比較を市町村単位で行い、本特例措置の直接的効果を事後的に検証することとする」との説明は、達成目標（事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする）に対する将来の直接的な効果を予測するものではなく、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) **他の政策手段**　**（点検結果の分類：Ａ段階）**

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税７） 法人住民税：義、法人事業税：義（自動連動）
		② 上記以外の税目	所得税：外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が産業振興促進計画を作成し、主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地域（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く）における、法人又は個人事業主に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。 割増償却期間：5年間 償却限度額：機械・装置　普通償却額の 32% 建物・附属設備、構築物　普通償却限度額の 48%
			《要望の内容》 本租税特別措置の適用期限を、令和8年度末まで2年間延長する。
			《関係条項》 ・半島振興法 第9条の2、第 16 条 ・租税特別措置法 第 12 条第4項柱書及び表第2号、第 45 条第3項柱書及び表第2号 ・租税特別措置法施行令 第6条の3第 14 項第2号、第 15 項第2号、第 20 項、第 21 項、第 24 項、 第 28 条の9第 15 項第2号、第 16 項第2号、第 21 項、第 22 項、第 25 項
5	担当部局		国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年８月 分析対象期間：令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 61 年度　創設（機械等 16/100 建物等 8/100 1,700 万円超） 昭和 63 年度　適用期限の2年延長 平成2年度　適用期限の2年延長 平成4年度　適用期間の2年延長（1,900 万円超） 平成6年度　適用期間の1年延長 （機械等 14/100 建物等 7/100 2,100 万円超） 平成7年度　適用期限の2年延長 平成9年度　適用期限の2年延長（2,300 万円超） 平成 10 年度　特別償却率引下げ（機械等 14/100→13/100） 平成 11 年度　適用期限の2年延長（機械等 12/100 建物等 6/100） 平成 13 年度　適用期限の2年延長（機械等 12/100→11/100） 平成 15 年度　適用期限の2年延長（2,500 万円超） 平成 17 年度　適用期限の2年延長（機械等 11/100→10/100） 旅館業の追加（半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区：建物等 7/100） 平成 19 年度　適用期限の2年延長 （旅館業：建物等 7/100→6/100 2,000 万円超） 平成 21 年度　適用期間の2年延長 平成 23 年度　適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成 25 年度　割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ（2,000 万円超→500 万円以上） 平成 27 年度　適用期限の2年延長 平成 29 年度　適用期限の2年延長 令和元年度　適用期限の2年延長 令和3年度　適用期限の2年延長 （対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする） 令和5年度　適用期限の2年延長 （過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法に基づく過疎税制適用地区を除外）
8	適用又は延長期間		2年間（令和7年度～令和8年度）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、居住や経済活動に制約があること等により人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。
			《政策目的の根拠》 〇半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）（抄） （目的） 第1条　この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。）について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。 （税制上の措置） 第 16 条　国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものと

			する。 〇経済財政運営と改革の基本方針 2024 第2章5（3）（令和6年6月21日閣議決定） （個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大） 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標： Ⅶ： 都市再生・地域再生の推進 施策目標：25： 都市再生・地域再生を推進する 業績指標：79： 半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《政策体系における政策目的に係る目標》 雇用の確保を行い、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る （測定指標） 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度 1.00 未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは 1.00 超） ※ 社会増減率：社会増減（他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの）を、期間の期首人口で除したもの。 ※ 半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指し、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させるため、過去5ヶ年平均との比較をする。 《租税特別措置により達成しようとする目標》 半島地域における事業者の事業の継続又は拡大を図る （測定指標） 半島地域における事業所数 （目標値） 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。 ※ 総務省行政評価局による「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書」（令和6年3月）においては、本特例措置が、「事業の継続又は拡大」や「雇用の維持又は創出」の前提となる、事業者の労働生産性や資本装備率について向上させる効果がある可能性が報告されている。本特例措置により、事業者の労働生産性等が向上し、半島地域における「事業の継続又は拡大」が実現すれば、政策目的に係る目標である雇用の確保・人口流出の抑制・地域経済の活性化にもつながると考えられる。以上を踏まえ、令和3～8年の分析対象期間中、令和7年度以降においては、半島地域における事業者の「事業の継続又は拡大」を図ることを本特例措置により達成しようとする目標として新たに掲げ、その客観的な測定指標として「半島地域における事業所数」を設定することとする。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の活用により、製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、半島地域における事業者の事業の継続又は拡大が図られ、雇用の維持又は創出が期待される。 加えて、特に、旅館業、農林水産物等販売業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加も見込まれる。 これらを通じ、本事業の政策目的である、半島地域における雇用の確保、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図ることにより、定住を促進する。
10	有効性等	① 適用数	単位：件 |	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）	令和6年度（見込）	令和7年度（見込）	令和8年度（見込）
---	---	---	---	---	---	---
適用数	107	87	88	73	70	65	 ※ 適用件数は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。（全域過疎地域該当市町村を除く） ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。 ※ 令和3年度及び4年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（第 211 回国会報告、第 213 回国会報告）の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、また、令和5年度より過疎税制適用地区は除外となり、非過疎地域の適用数を把握するため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。 ※ 令和5年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。 ※ 令和6年度～令和8年度の適用数は、令和3～5年度の適用数の実績値を元に試算した見込値となる。 ※ 算定根拠については別紙参照。
		② 適用額	単位：百万円 |	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）	令和6年度（見込）	令和7年度（見込）	令和8年度（見込）
---	---	---	---	---	---	---
法人税（法人住民税・法人事業税）	1,487	1,379	801	664	637	591	 ※ 適用件数は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。（全域過疎地域該当市町村を除く） ※ 令和3年度及び4年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（第 211 回国会報告、第 213 回国会報告）の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、また、令和5年度より過疎税

制適用地区は除外となり、非過疎地域の適用数を把握するため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。
※ 令和5年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。
※ 令和6年度～令和8年度の適用額は、令和3～5年度の適用額の実績値を元に試算した見込値となる。
※ 算定根拠については別紙参照。

③ 減収額

単位：百万円

	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）	令和6年度（見込）	令和7年度（見込）	令和8年度（見込）
法人税	345	320	186	154	148	137
法人住民税	24	22	13	11	10	9
法人事業税	24	22	13	11	10	10

※ 適用件数は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。（全域過疎地域該当市町村を除く）
※ 令和3年度及び4年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（第 211 回国会報告、第 213 回国会報告）の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、また、令和5年度より過疎税制適用地区は除外となり、非過疎地域の適用数を把握するため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。
※ 令和5年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。
※ 法人住民税・法人事業税については要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額として算出した。
※ 令和6年度～令和8年度法人住民税・法人事業税については、令和5年度の適用額の値を元に試算した見込値となる。
※ 算定根拠については別紙参照。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
【社会増減率】
社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

単位：%

	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）	令和6年度（見込）	令和7年度（見込）	令和8年度（見込）
増減率	0.76	0.84	1.02	1.05	1.10	1.10

※ 算定根拠については、別紙参照。
※ 令和3～4年度は目標値（半島地域における社会増減率に係る過去5ヵ年平均との比を毎年度 1.00 未満とする。）を達成している。一方で、令和5年度は目標値が達成できないなどコロナ禍前の社会減の逓増傾向に戻りつつあり、将来にわたる毎年度の目標達成については今後も予断は許されない状況である。

《租税特別措置により達成しようとする目標》
【事業所数】

単位：件

	平成28年（実績）	令和3年（実績）	令和8年（見込）
件数	2,624	2,538	2,469

※ 算定根拠については、別紙参照。

本特例措置は事業者による設備投資を促進することで半島における事業者の事業継続又は拡大に資するものであることから、半島地域の事業所数の維持・増加（《租税特別措置により達成しようとする目標》）に対して効果がある。例えば、総務省行政評価局による「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書」（令和6年3月）においては、本特例措置が、「事業の継続又は拡大」や「雇用の維持又は創出」の前提となる、事業者の労働生産性や資本装備率について向上させる効果がある可能性が報告されているほか、実際に事業者の事業継続や拡大に効果を発揮している事例が複数見受けられるところ。また、社会増減率（H25-R4）や労働生産性(H24-R3)の比較を市町村単位で行ったところ、過去本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体では、適用のある自治体で、社会増減率及び労働生産性伸び率がともに向上していることが確認されている。令和7年度以降は、直近5年間（H28～R3）の事業所数の増減率が今後5年間（R3～R8）の増減率を上回ることを目標値として掲げるとともに、過去の知見を踏まえ、本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体の社会増減率や労働生産性伸び率の比較を市町村単位で行い、本特例措置の目標に対する効果を事後的に検証することとする。
また、半島地域における事業所数の維持・拡大を前提として雇用の維持・創出が実現し、ひいては社会減の抑制にもつながると考えられるため、《政策体系における政策目的に係る目標》の達成にも効果が見込まれる。例えば、本特例措置を適用した設備投資に伴い新規雇用を行った事例が複数見受けられるところである。今後も半島地域における良好な雇用機会の維持・創出を通じて、半島地域における就業者を維持することが必要であるため、本特例措置を引き続き実施することは必要である。

⑤ 税収減を是認する理由等

本特例措置による減収額 212 百万円（令和5年度）に対し、特例措置対象業者においては 27,128 百万円の設備投資が行われ、産業の振興に貢献し、これらに伴う売上増、所得増による税収増も発生していることから、税収減を是認するに足る効果はあると見込まれる。
※ 設備投資額は、関係道府県に聞き取った結果の実績値

11 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

半島振興施策のうち、産業振興の一として民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。
本特例措置は事業者による設備投資を促進しその労働生産性等を向上させることで事業の継続又は拡大に資するものであることから、半島地域の事業所数の維持・増加に対して効果がある。設備投資を行う民間事業者に対し直接に国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効

			な手段であると考える。当措置が他の半島振興施策（道路整備等）と役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	半島振興施策に係る予算措置には、半島振興広域連携促進事業（61 百万円（令和6年度当初、国費））がある。 当該事業は、半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化し、一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う事業である。 これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。 両施策が一体的に運用されることにより、例えば予算事業により新たな農業・漁業産品の商品開発が行われ、販路が新たに設けられた場合、その翌年には税制特例による設備投資が期待できるなど、相乗効果が生まれることが期待される。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興及び雇用の確保を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月（R4国交 14）

別紙

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みについて

○適用実績（割増償却）

	年度	R３	R４	R５
	産業振興促進計画作成市町村数	54	54	54
	税率（%）	23.2	23.2	23.2
計	適用件数（件）	107	87	88
	適用額（百万円）	1,487	1,379	801
	減収額（百万円）	345	320	186
うち新規	適用件数（件）	17	5	17
	適用額（百万円）	90	50	109
	減収額（百万円）	21	12	25

※関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値。確認書に基づき集計。

○適用見込み

	年度	R６	R７	R８
	産業振興促進計画作成市町村数	54	54	54
	税率（%）	23.2	23.2	23.2
計	適用件数（件）	73	70	65
	適用年次終了分（件）	29	15	15
	適用額（百万円）	664	637	591
	減収額（百万円）	154	148	137
うち新規	適用件数（件）	14	12	10
	適用額（百万円）	127	109	91
	減収額（百万円）	29	25	21

※Ｒ６～Ｒ８年度の「適用件数」及び「適用額」は、Ｒ５年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。（全域過疎地域該当市町村を除く）

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【新規】

・Ｒ６年度見込み

＜適用件数＞

◎ Ｒ５年度新規適用件数に過年度の平均（相乗平均）増減率を乗じて算出

{　17　×　（　-11.9　／　100 + 1 ）　}　≒　14

{ Ｒ５年度新規適用件数 ×　（ Ｒ１年度からＲ５年度の新規適用件数の平均増減率（%）／ 100 ＋ 1 ）}

◎ Ｒ１年度からＲ５年度の新規適用件数の平均増減率（%）は以下の各年度前年比から算出：-11.90

各年度の増減率に100を加え前年度比としてその総乗に、１を標本数で除した数でべき乗、

さらに100を差し引き平均増減率に変換

Ｒ１新規適用件数:35（前年度32 → 増減率：9.4(前年度比：109.4)）

Ｒ２新規適用件数:14（前年度35 → 増減率：-60.0(前年度比：40.0)）

Ｒ３新規適用件数:17（前年度14 → 増減率：21.4(前年度比：121.4)）

Ｒ４新規適用件数:5（前年度17 → 増減率：-70.6(前年度比：29.4)）

Ｒ５新規適用件数:17（前年度5 → 増減率：240.0(前年度比：340.0)）

$\{((9.4+100)\times(-60.0+100)\times(21.4+100)\times(-70.6+100)\times(240.0+100))^{(1/5)}\}-100$

（件数は関係道府県に聞き取った結果）

＜適用額＞

◎ Ｒ５年度適用実績から１件当たりの適用額を算出し、適用件数を乗じて算出

１件あたり適用額：　801　（百万円）/　88 =　9.10　（百万円）

Ｒ６年度適用見込額　9.10　（百万円）×　14 =　127　（百万円）

１件あたり適用額　：　Ｒ５年度適用額（計）　／ 適用件数（計）

Ｒ６年度適用見込額：　１件あたり適用額(Ｒ５）　×　Ｒ６年度適用見込件数

＜減収額＞

◎Ｒ６年度適用見込額に税率を乗じて算出

＊減収額　：　適用額 127百万円 × 税率（23.2%）=29百万円

・Ｒ７、Ｒ８年度見込み

＜適用件数・適用額・減収額＞

◎ Ｒ６年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

【計】

・Ｒ６年度～Ｒ８年度見込み

＜適用件数＞

◎ 前年度実績（計）と当該年度見込（新規）との和から過年度の適用年次終了件数を引いて算出。

過年度の適用年次終了件数　：　３年度適用件数 × { (100+平均(相乗平均)増減率) / 100)}^残余年数

Ｒ６適用終了分

→ Ｒ１年度適用・Ｒ５年度分：29　（実績値）

Ｒ７適用終了分

→ Ｒ２年度適用・Ｒ５年度分　15 ×{(100 + Ｒ２～Ｒ５の平均増減率 2.3　/ 100)}：15

平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、１を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$\{(21.4+100)\times(0.0+100)\times(-11.8+100))^{(1/3)}\}-100$

Ｒ８適用終了分

→ Ｒ３年度適用・Ｒ５年度分　16 × {(100 + Ｒ３～Ｒ５の平均増減率 -3.0 / 100)}^2：15

平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、１を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$\{(-5.9+100)\times(0.0+100))^{(1/2)}\}-100$

＜適用額＞

◎ Ｒ５年度１件当たりの適用額に各年度適用件数を乗じて算出

適用見込額　：　１件あたり適用額(Ｒ５）　×　各年度適用見込件数

＜減収額＞

◎ 適用見込額に税率（23.2%）を乗じて算出

○減収額

年度		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
法人税				
	法人税適用額（百万円）A	1,487	1,379	801
	法人税減収額（百万円）B	345	320	186
法人住民税				
法人県民税				
	法人税割標準税率（%）C	1.0	1.0	1.0
	適用額（百万円）A×C	1,487	1,379	801
	減収額（百万円）実績	3	3	2
法人市町村民税				
	法人税割標準税率（%）C	6.0	6.0	6.0
	適用額（百万円）A×C	1,487	1,379	801
	減収額（百万円）実績	21	19	11
合計				
	減収額（百万円）	24	22	13
法人事業税				
	標準税率（%）C	7.0	7.0	7.0
	適用額（百万円）A×C	1,487	1,379	801
	減収額（百万円）実績	24	22	13
合計				
	減収額（百万円）	393	364	212

年度		Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８
法人税				
	法人税適用額（百万円）A	664	637	591
	法人税減収額（百万円）B	154	148	137
法人住民税				
法人県民税				
	法人税割標準税率（%）C	1.0	1.0	1.0
	適用額（百万円）A	664	637	591
	減収額（百万円）B×C	2	1	1
法人市町村民税				
	法人税割標準税率（%）C	6.0	6.0	6.0
	適用額（百万円）A	664	637	591
	減収額（百万円）B×C	9	9	8
合計				
	減収額（百万円）	11	10	9
法人事業税				
	標準税率（%）C	7.0	7.0	7.0
	適用額（百万円）A	664	637	591
	減収額（百万円）B×C	11	10	10
合計				
	減収額（百万円）	176	168	156

◎ 適用額は法人税適用額と同額を用いた。その上で法人税減収額を基礎として各減収額を計算した。

◎ 減収額　：　法人税減収額　×　法人税割

（例：令和３年　法人県民税　345　×　1.0　%　=　3　（百万円）

法人市町村民税　345　×　6.0　%　=　21　（百万円）

法人事業税　345　×　7.0　%　=　24　（百万円）

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
社会増減と税制効果の関係

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
社会増減率（A）	−0.460	−0.468	−0.528	−0.500	−0.505	−0.541	−0.588	−0.488	−0.402	−0.426	−0.503	−0.510	−0.516	−0.522
過去5ヶ年の社会増減率平均値（B）	−0.433	−0.425	−0.445	−0.477	−0.492	−0.492	−0.508	−0.532	−0.524	−0.505	−0.489	−0.481	−0.466	−0.471
政策目標（A）／（B）	**1.06**	**1.10**	**1.18**	**1.04**	**1.02**	**1.09**	**1.15**	**0.91**	**0.76**	**0.84**	**1.02**	**1.05**	**1.10**	**1.10**

人口	4,278,339	4,225,331	4,168,379	4,112,364	4,054,448	3,993,865	3,930,038	3,871,165	3,813,443	3,748,516	3,678,913	3,618,947	3,559,596	3,500,507
人口変化率	ー	−1.24	−1.35	−1.34	−1.41	−1.49	−1.60	−1.50	−1.49	−1.70	−1.86	−1.63	−1.64	−1.66
社会増減数	−19,780	−20,031	−22,303	−20,822	−20,776	−21,940	−23,482	−19,191	−15,568	−16,247	−18,851	−18,760	−18,673	−18,585

人口　：　平成２５年～令和5年は実績値、令和6年～８年については人口変化率を前年の値に乗じて算出した。
人口変化率　：　平成２５年～令和5年は当年の人口を前年の値で除して得た値、令和6年～８年は、前年までの直近5か年分を相加平均して算出した。
社会増減数　：　平成２５年～令和5年は実績値、令和6年～８年については前年の値に直前5ヶ年の社会増減率平均値（B）を乗じて算出した。
（社会増減率とは、当年の社会増減数に100を乗じ、前年の人口で除して得た値）
※　出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
事業所数における税制効果の関係

事業所数	平成28年	令和3年	H28/R3(増減率)	令和8年
製造業	1,580	1,571	−0.6%	1,562
旅館業	443	399	−9.9%	359
情報サービス業等	73	95	30.1%	124
農林水産物等販売業	528	473	−10.4%	424
合計	**2,624**	**2,538**	**−3.3%**	**2,469**

事業所数の推計値は、直近の増減率に直近の件数を乗じたもの。
※　出典:経済センサス活動調査

点検結果表

（行政機関名：国土交通省）

制度名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	□新設　　□拡充　　■延長

(1)　達成目標　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。以下同じ。）から新たな達成目標（本税制の対象である離島振興対策実施地域における事業所数　令和3年度：858件　→　令和8年度目標値：780件以上。事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】
① 離島振興法においては「居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進」を目的としていることから、これまで本税制の目標を「離島振興対策実施地域の人口減少傾向の改善」としてきたところ、昨年度半島税制について実施された「租特の効果検証に係る調査事業」において、同税制が「設備投資額」や「資本装備率（＝有形固定資産／労働力）」の向上に対して効果がある可能性が示唆されており、設備投資の増加により「事業の継続・拡大」に寄与するとともに、「雇用の創出」に繋がり、最終的な施策のインパクトとして、人口流出の抑制が期待されるというロジックモデルが提示された。
　半島税制と同様のスキームである離島税制においても、設備投資等に対して同様の効果があると考えられることから、本税制の活用により離島地域での投資が促進され、離島における事業の継続・拡大に寄与するという効果を客観的に計測できる指標として、「事業所数」を新たな効果指標として設定したもの。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2)　過去の適用数　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(3)　将来の適用数　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(4)　過去の減収額　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(5)　将来の減収額　（点検結果の分類：A段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(6)　過去の効果　（点検結果の分類：B段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「実際に本特例措置を活用した、事業者に行った聞き取り調査では、本特例措置の存在が後押しとなって事業拡大を行った結果、当該離島の生産年齢人口の約2割に相当する雇用を生み出した事例も見られており、これにより離島における雇用が創出され人口減の抑止に一定の寄与があったことを確認できた」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「令和5年度の総人口は325千人であり、当初の目標値である令和6年度321千人を上回る見込み」と説明されているが、達成目標を達成できておらず、その原因が分析されていない。また、令和6年度に目標を達成するその根拠も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】
① 税制適用企業に対して税制適用に係る設備投資に伴う新規雇用者数を確認したところ、雇用者数が島の生産年齢人口の約2割に相当するケースが見られた。また税制適用があった離島は税制適用がなかった周辺の離島と比べても人口減少率が抑えられている（参考資料参照）。これらは、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果を示しているものと考える。
② ご指摘を踏まえ、評価書を修正済。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「税制適用企業に対して税制適用に係る設備投資に伴う新規雇用者数を確認したところ、雇用者数が島の生産年齢人口の約2割に相当するケースが見られた。また税制適用があった離島は税制適用がなかった周辺の離島と比べても人口減少率が抑えられている（参考資料参照）。これらは、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果を示しているものと考える」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7)　将来の効果　（点検結果の分類：C段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標（事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
②　達成目標（本税制の対象である離島振興対策実施地域における事業所数　令和3年度：858件　→　令和8年度目標値：780件以上）に対する将来の効果（令和6年度及び7年度）が年度ごとに予測されていない。
③　達成目標（本税制の対象である離島振興対策実施地域における事業所数　令和3年度：858件　→　令和8年度目標値：780件以上）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数14件（令和6年度）、12件（令和7年度）、13件（令和8年度）が過去の実績38件（令和5年度）とかい離しているにもかかわらず、その原因が分析されておらずそのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
④　達成目標（本税制の対象である離島振興対策実施地域における事業所数　令和3年度：858件　→　令和8年度目標値：780件以上）に対する将来の直接的な効果について、「実際に本特例措置を活用した、事業者に行った聞き取り調査では、本特例措置の存在が後押しとなって事業拡大を行った結果、当該離島の生産年齢人口の約2割に相当する雇用を生み出した事例も見られており、これにより離島における雇用が創出され人口減の抑止に一定の寄与があったことを確認できた」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【国土交通省の補足説明】
①　離島における事業所数が維持・増加することで、雇用の場が確保され、社会減の抑制に寄与すると考えられ、実際に本特例措置を活用して、島外から企業が新たに立地し、立地に伴い雇用を創出し、島の社会減の抑制に寄与している事例も見られていることをお示しすることで、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることを明らかにしている。また、本特例措置は事業者の事業継続・拡大を促進することで、事業所数の維持・増加に寄与し、本特例措置の将来の効果として、事業所数のＲ3からＲ8の増減率がH28からＲ3の増減率（−9.1%）を上回るものと予測している。
　また、事業所数の増減率について評価書10有効性等④効果に追記済。
②　事業所数は5年ごとに公表される経済センサス活動調査を基にしていることから、目標値は令和8年度の見込み値としているところ、令和6年度及び7年度の推計値は以下のとおり。
　　令和6年度：811、令和7年度：795
　※令和8年度の目標値と3年度の実績値の差分を5年間で平均し、毎年同数が減少すると仮定した数値のため参考値。
③　令和6年度以降に予測される適用数と令和5年度の実績に乖離があるのは、令和5年度より過疎地域が本税制の対象から除外されたことに伴い、新規の適用見込み件数が減少したため。一方で、当該除外された地域においては引き続き「過疎地域における事業用設備に係る割増償却」の適用を受けることができるため、これらの特例措置が総体として、引き続き達成目標の実現に有効な手段となるものと考える。
④　税制適用企業に対して税制適用に係る設備投資に伴う新規雇用者数を確認したところ、雇用者数が島の生産年齢人口の約2割に相当するケースも見られるなど、離島における雇用の確保に大きな影響を与えており、また税制適用があった離島は周辺の離島と比べても人口減少率が抑えられている。また、事業者への聞き取りにおいて、本税制の存在が離島での立地の後押しになったとの回答も得られており、これは本特例措置がなければ実現しなかった投資である。そのため、本特例措置は、離島において事業者の事業継続・拡大を促進することにより離島における雇用の場の確保、人口減少傾向の抑制に寄与するものと考えている。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。
　また、将来の効果について、「事業所数のＲ3からＲ8の増減率がH28からＲ3の増減率（−9.1%）を上回るものと予測している」と説明されているが、算定根拠に疑義があるため、この点を課題とする。
　また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
②　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標「令和8年度の目標値と3年度の実績値の差分を5年間で平均し、毎年同数が減少すると仮定した数値」との説明では、将来予測を達成目標から逆算しており、目標値は算定根拠とはならないため、この点を課題とする。
③　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
④　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8)　他の政策手段　（点検結果の分類：B段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。
　なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【国土交通省の補足説明】
①　ご指摘を踏まえ、評価書を修正済。

【点検結果】
①　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

【参考】離島税制によって創出された雇用・人口への影響

○　本税制の活用により、離島における貴重な雇用機会が創出され、結果的にその後の人口減少の改善・緩和に寄与している。

	本税制の活用事業者による新規雇用者数	税制活用後の人口減少率
A 島 税制活用 令和３年～	12 名 →直近（R6）の島の生産年齢人口は 75 名であり、その 16%に相当する雇用を創出し、島の雇用の維持に寄与。	１%改善 （R2-4.4%→R3-3.4%） ※A 島を含む群島全体では同期間に平均 19%人口減少が進んでいるところ、A 島の人口減少傾向の抑止に寄与。
B 島 税制活用 令和２年～	20 名 →直近（R6）の島の生産年齢人口は 91 名であり、その 22%に相当する雇用を創出し、島の雇用の維持に寄与。	0.2%進行 （R 元-4.1%→R2-4.3%） ※B 島に近接する群島では同期間に平均 10%の人口減少が進んでいるところ､B 島の人口減少傾向の緩和に寄与。
C 島 税制活用 令和元年	35 名 →直近（R6）の島の生産年齢人口は 842 名であり、その４%に相当する雇用を創出し、島の雇用の維持に寄与。	±０%維持 （H30-2.0%→R2-2.0%） ※C 島に近接する離島では同期間に 1.3%人口減少が進んでいるところ、C 島の人口の維持に寄与。

【様式１】記載要領

●記載にあたって

・「産業振興機械等の取得等に係る確認申請書」（以下「確認書」という。）ごとに記載してください。
・令和元年度から令和５年度に確認書を発行しているすべての事業者が調査対象です。
・貴市町村で発行している確認書すべてについて作成をお願いします。
・確認書に記載されていない又は確認が必要な項目については、事業者への聴取等により記載をお願いします。

●【令和５年度発行】シートについて

令和５年度に発行した確認書について、以下の各項目を記載してください。

（⓪税制種別）

・プルダウンから「離島」を選択してください。

（①地域 及び 事業者整理番号）

・離島地域名をプルダウンから選択してください。
・「事業者整理番号」欄は都道府県で事業者の整理番号を通しで記載してください。
（※R5-1、R5-2 のように記載）

また、後述のとおり確認書にも記載してください。

（②都道府県名 及び 市町村名）

・貴市町村の都道府県名及び市町村名をプルダウンから選択してください。

（③事業者情報）

・事業者の情報を記載してください。
・「事業者名」欄は、法人名または個人事業者名を記載してください。
※提供いただいた情報は当省内でのみ使用し、対外的に法人名や個人が特定できる形で利用することはありません。
・「業種」欄は、プルダウン（『製造業』、『旅館業』、『農林水産物等販売業』、『情報サービス業等』）から選択してください。
・「新規立地」欄は、事業者が令和５年度に初めて貴市町村内で「新規立地」した場合に「○」を選択し、新規立地でない場合は「-」を選択してください。
※「新規立地」とは、企業誘致等により他市町村から新たに進出した場合や、貴市町村内で新たに起業･創業した場合（地域住民等による小規模なものも含みます。）を指します。
・「事業者所在地」欄は、確認書に記載されている事業者の所在地を都道府県・市町村まで記載してください。
・「資本金」欄は、確認書に記載されている法人事業者の資本金額を千円単位で記載してください。

（④導入した産業機械等の取得金額）

・「投資種別」欄は、プルダウン（『機械・装置』、『建物・附属設備』、『構築物』）から選択してください。
・「取得金額」欄は、導入した産業機械等（＝取得した資産）の金額（千円単位【百円

の位を四捨五入】）を記載してください。
なお、確認書に合計額で記載されている場合は、必ず内訳のわかる資料を添付してください。

・「（取得金額のうち補助金等の額）」欄は、導入した産業機械等（＝取得した資産）に充てた補助金額（千円単位【百円の位を四捨五入】）を記載してください。（該当がない場合は「０」を記載）

（⑤取得資産数）

・「全体」欄は、確認書に記載されているすべての資産数を記載してください。
・「うち割償活用」欄は、全体数のうち割増償却制度を活用した資産数を記載してください。（該当がない場合は「０」を記載）

（⑥新規雇用者数）

・確認書に記載されている産業機械等の取得により新規雇用した人数を記載してください。（該当がない場合は「０」を記載）
・新規雇用者数のうち「地元居住者」欄および「転入者（島外雇用者）」欄は事業者への聴取等により記載をお願いします。（該当がない場合は 「０」を記載）

（⑦割増償却制度活用の有無・従業員数）

・「割増償却制度活用の有無」欄は、令和４年度に発行した確認書に記載されている「導入した産業振興機械等」について、割増償却制度を活用し　たかどうかを事業者から聴取等いただき、活用した場合は「○」を、活用しなかった場合は「×」をプルダウンから選択してください。
・「従業員数」欄は、令和５年度末（令和６年３月 31 日）時点の事業者の従業員数を事業者へ聴取等いただき、記載してください。
・「R６年度（２年目）～R９年度（最終年）」欄は空欄でかまいません。

（⑧国税の適用有無の理由等）

・「国税適用「有」の理由」欄は、割増償却制度を活用した事業者からその理由を聴取等いただき、以下のプルダウンから最も当てはまるものを選択してください。
※プルダウンで「その他」を選択した場合には、「⑩備考」欄に具体的な内容を記載してください。
○資金的余裕が生まれ、新規雇用が可能となるため
○資金的余裕が生まれ、更なる追加投資が可能となるため
○税制が設備投資の後押しとなったため
○自治体等から推奨されたため
○運転資金等の捻出のため
○その他
・「国税適用「無」の理由」欄は、割増償却制度を活用しなかった事業者からその理由を聴取等いただき、以下のプルダウンから最も当てはまるものを選択してください。

※プルダウンで「その他」を選択した場合には、「⑩備考」欄に具体的な内容を記載してください。
○赤字のため
○税理士等と相談した結果のため
○手続きの方法が分からなかったため
○手続きを忘れていたため
○償却率が低かったため
○その他

（⑨課税免除または不均一課税活用の有無）

・確認書を提出した設備投資について、地方税の課税免除または不均一課税を活用した場合は「○」を、活用しなかった場合は「×」をプルダウンから選択してください。
※「○」を選択した場合は、【様式２】の記載が必要です。

（⑩備考）

・⑧のプルダウンで「その他」を選択した場合は、「⑩備考」欄に具体的な内容を記載してください。
・税制利用状況について、必要に応じてご記入ください。

●【令和元年度発行】～【令和４年度発行】シートについて

・令和元年度から令和４年度までに確認書を発行した事業者については、各年度のシートに過去の調査で回答いただいた内容を記載しています。
各シートの「⑦割増償却制度活用の有無・従業員数【3/31 時点】」欄の「R５年度（○年目）」欄を事業者から聴取等いただき、「割増償却制度活用の有無」欄は、活用した場合は「○」を、活用しなかった場合は「×」をプルダウンから選択してください。
また、「従業員数」欄は、令和５年度末（令和６年３月 31 日）時点の事業者の従業員数を事業者へ聴取等いただき、記載してください。
なお、「R６年度（○年目）」以降の欄は空欄でかまいません。
・前回調査で未回答箇所など、更新が必要な箇所は黄着色で示しておりますので朱書きで更新してください。
・各シートにおいて、過去の回答内容に間違いがないかを確認いただき、修正する場合は朱書きでご修正ください。

●【確認書】について

・以下に該当する、確認書（写し）のデータを当課まで提出をお願いします。
①【様式１】の令和５年度発行シートに記載した事業者について、市町村長が発行した確認書の写し
②【様式１】の令和元年度から令和４年度発行シートで、記載が漏れていた事業者を追記した場合、その事業者について市町村長が発行した確認書の写し
・事業者が確認書申請時に添付した内訳のわかる資料（資産・金額の内訳等）のデータを併せてご提出ください。
・確認書の右肩に、様式１の「事業者整理番号」（都道府県で記載する事業者の整理番号）を記入してください。
（整理番号について、例えば令和５年度発行分は「R5-１」、「R5-２」のように記載してください）

【様式２】記載要領

●記載にあたって

・平成 25 年４月１日以降、産業振興促進計画策定後に取得した資産で、各自治体の離島税制に係る条例に基づき令和５年度に地方税の課税免除または不均一課税を行った資産にかかるものを記載してください。

※課税免除期間を複数年としている自治体は初年度（新規適用）から複数年目（継続適用）までの適用のうち、令和５年度の課税免除または不均一課税に該当する適用をすべて記載してください。（⑤で「新規適用」または「継続適用」を記載いただきます）

・記載については【様式１】と同様に記載してください。
なお、【様式１】の「⑨課税免除または不均一課税活用の有無」と整合が取れるよう記載してください。
→「【様式１】⑨課税免除または不均一課税活用の有無」欄で「○」を選択した場合は、【様式２】の記載が必要です。

・事業税、不動産取得税、固定資産税ごとに記載してください。

●【各令和５年度シート】

各自治体の離島税制に係る条例に基づき、令和５年度に課税免除または不均一課税を行った資産について、以下の各項目を記載してください.

（①離島名、都道府県名及び市町村名）

各項目をプルダウンから選択してください。

（②事業者情報）

事業者の情報を記載してください。

・「事業者名」欄は、または法人名または個人事業者名を記載してください。
※提供いただいた情報は当省内でのみ使用し、対外的に法人名や個人が特定できる形で利用することはありません。

・「業種」欄は、プルダウン（『製造業』、『旅館業』、『農林水産物等販売業』、『情報サービス業等』、『畜産業』、『水産業』、『薪炭製造業』）から選択してください。

・「事業者所在地」は課税免除または不均一課税の申請の際に記載されている事業者の所在地を都道府県・市町村まで記載してください。

・「資本金」欄は、確認書に記載されている法人事業者の資本金額を千円単位で記載してください。

（③導入産業機械等の取得金額等情報）

・各自治体の離島税制に係る条例に基づき令和５年度に地方税の課税免除または不均一課税を行った資産にかかるものを記載してください。

※課税免除期間を複数年としている自治体は初年度（新規適用）から複数年目（継続適用）までの適用のうち、令和５年度の課税免除または不均一課税に該当する適用をすべて記載してください。（⑤で「新規適用」または「継続適用」を記載いただきます）

・導入した産業機械等（＝取得した資産）の金額（千円単位【百円の位を四捨五入】）を、「機械・装置」、「建物・附属設備」、「構築物」、「土地」ごとに内訳を記載してください。

・回答欄には必ず数字を記載し、空欄がないようにしてください（該当がない場合は「０」を記載）。

（④減税額）

令和５年度の減税額を記載してください。

（⑤新５適用または継続適用）

令和５年度に課税免除または不均一課税の適用が、初年度適用の場合は「新規」を、継続年度適用の場合は「継続」を選択してください。

（⑥新規雇用者数）

・確認書や事業者への聴取に基づき、産業機械等の取得により新規雇用した人数を記載してください。（該当がない場合は「０」を記載）

※⑤が新規適用の場合のみ新規雇用者数を記載することとし、継続適用の場合は「-」を記載してください。
なお、新規雇用者数は【様式１】の「⑥新規雇用者数」と整合が取れるよう記載してください。

（⑦備考）

税制利用状況について、必要に応じてご記入ください。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税８） 法人住民税：義、法人事業税：義（自動連動）
		② 上記以外の税目	所得税：外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 　離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、離島振興法に基づき、都道府県が策定する離島振興計画に産業振興促進事項として定められた区域内の地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。 　割増償却期間：５年間 　償却限度額：機械・装置　普通償却限度額の 32% 　建物・附属設備、構築物　普通償却限度額の 48%
			《要望の内容》 　適用期限を2年間延長し、令和8年度末までとする。
			《関係条項》 ・離島振興法第4条、第 19 条 （所得税）租税特別措置法第 12 条第4項柱書及び表第3号 　租税特別措置法施行令第6条の3第 14 項第3号、第 15 項第3号、第 22 項、第 23 項及び第 24 項 　租税特別措置法施行規則第5条の 13 第8項及び第9項 （法人税）租税特別措置法第 45 条第3項柱書及び表第3号 　租税特別措置法施行令第 28 条の9第 15 項第3号、第 16 項第3号、第 23 項、第 24 項及び第 25 項 　租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第8項及び第9項
5	担当部局		国土交通省国土政策局離島振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 6 年度　創設(製造業のみ) 平成 7 年度　適用期限の2年延長 平成 9 年度　適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成 11 年度　適用期限の2年延長 平成 13 年度　適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成 15 年度　適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成 17 年度　適用期限の2年延長 平成 19 年度　適用期限の2年延長 拡充(取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ) 平成 21 年度　適用期限の2年延長 平成 23 年度　適用期限の2年延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外) 平成 25 年度　割増償却への改組 拡充（農林水産物等販売業を追加） 拡充（取得価額用件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ（資本規模により異なる）） 拡充（旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充） 平成 27 年度　適用期限の2年延長 平成 29 年度　適用期限の2年延長 令和元年度　適用期限の2年延長 令和3年度　適用期限の2年延長 （対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする） 令和5年度　適用期限の2年延長 （「過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域における事業用設備に係る割増償却の対象地域を除外）
8	適用又は延長期間		2年間（令和7年度～令和8年度）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 　離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、本土に比べて人の往来及び生活に必要な物資の輸送等に要する費用が多額となっており、また社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が進展するなど、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 　そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。
			《政策目的の根拠》 〇離島振興法（昭和 27 年法律第 72 号）第 19 条 　租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 〇経済財政運営と改革の基本方針 2024 第2章5（3） （令和6年6月 21 日閣議決定） （個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大） 　過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：Ｘ　国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標：39　離島等の振興を図る 業績目標：108　離島地域の総人口

③ 達成目標及びその実現による寄与

《政策体系における政策目的に係る目標》
〇離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する
　離島振興対策実施地域の人口
　令和４年度：333 千人　→令和8年度：目標値 303 千人→令和 14 年度：目標値 263 千人
　平成 25 年度～令和 4 年度の離島振興対策実施地域の人口減少率に全国の人口傾向を加味して算出した令和 14 年度末（現在の離島振興法の法期限）の当該地域の人口推計値は 263 千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。

《租税特別措置等により達成しようとする目標》
〇離島振興対策実施地域における事業者の事業継続又は拡大を図る。
　本特例措置の対象である離島振興対策実施地域における事業所数
　令和3年度：858 件　→　令和8年度目標値：780 件以上
　事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率（-9.1%）を上回ることを目標とする。

※　離島振興法においては「居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進」を目的としていることから、これまで本特例措置の目標を「離島振興対策実施地域の人口減少傾向の改善」としてきたところ、昨年度半島税制について実施された「租特の効果検証に係る調査事業」において、同税制が「設備投資額」や「資本装備率（＝有形固定資産／労働力）」の向上に対して効果がある可能性が示唆されており、設備投資の増加により「事業の継続・拡大」に寄与するとともに、「雇用の創出」に繋がり、最終的な施策のインパクトとして、人口流出の抑制が期待されるというロジックモデルが提示された。
　半島税制と同様のスキームである離島税制においても、設備投資等に対して同様の効果があると考えられることから、本特例措置の活用により離島地域での投資が促進され、離島における事業の継続・拡大に寄与するという効果を客観的に計測できる指標として、「事業所数」を新たな効果指標として設定した。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
　本特例措置は、離島の基幹産業であり離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資の活発化により事業者の事業継続又は事業拡大が図られ、離島における就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれている。

10 有効性等

① 適用数

〇適用件数

（単位：件）

年度	R3	R4	R5	R6（見込）	R7（見込）	R8（見込）
適用件数	32	31	27	16	14	10

（注）1　R3～R5年度は、関係都道県への調査での確認書をもとに件数を算出。
　　2　R6～R8年度の適用数は、R元～5年度の適用数の実績値を元に試算した見込値となる。

※算定根拠については別紙参照。
※法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。
※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも 1 件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道県に聞き取った結果の実績値を用いている。

② 適用額

〇適用額

（単位：百万円）

年度	R3	R4	R5	R6（見込）	R7（見込）	R8（見込）
適用額	57	46	38	14	12	13

（注）1　R3～R5年度は、関係都道県へ行った調査での確認書に記載されている取得価額をもとに算出。
　　適用額は本確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出。なお、計算式は以下のとおり。
　　当初残存価額 x 償却率＝普通償却額
　　普通償却額 x 割増償却率＝割増償却額
　　2　R6～8年度の適用額はＲ元～5年度の適用額の実績値を元に試算した見込み値となる。

※算定根拠については別紙参照。
※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも 1 件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道県に聞き取った結果の実績値を用いている。

③ 減収額

〇減収額

（単位：百万円）

年度	R3	R4	R5	R6（見込）	R7（見込）	R8（見込）
法人税	13	11	9	2.8	2.6	2.6
法人住民税	0.9	0.8	0.6	0.2	0.2	0.2
法人事業税	9	7	6	2	2	2

（注）1　上記の適用額各年度の法人税率を乗算して算出した。
　　適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出し、その数値に割増償却率を乗算し、税率を乗算した上で減収額を算出した。なお、計算式は以下のとおり。
　　当初残存価額 x 償却率＝普通償却額
　　普通償却額 x 割増償却率＝割増償却額
　　割増償却額 x 税率（各年度の数値）＝減収額
　　2　計算式は以下のとおり。
　　適用額×法人税率（23.2%）

※算定根拠については別紙参照。
※法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を以下のとおり算出した。なお、県民税

率、市町村民税率及び法人事業税率は離島税制を活用した県及び市町村の税率を用いて、計算した。以下は一例。

減収額×1.0%（法人県民税率）＝法人県民税減収額
減収額×6.0%（法人市町村税率）＝法人市町村民減収額
普通償却額×7.0%（都道県の法人税率）＝法人事業税

【法人住民税】
減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額
法人県民税減収額＝法人減収額×県民税率（1.0%）
法人市町村民税減収額＝法人税減収額×市町村民税率（6.0%）

【法人事業税】
減収額＝普通償却額×法人事業税率（7.0%）

※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも 1 件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道県に聞き取った結果の実績値を用いている。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

〇政策目的の達成状況

（離島振興対策実施地域の人口）

（単位：千人）

年	R3	R4	R5	R8（見込）	R14（見込）
人口	340	333	325	303	263

（注）1 R3～R5年は住民基本台帳に基づく住民登録人口。
2 R6～R14 年の算定根拠：H25 年～R4年の離島振興対策実施地域の人口減少率は 0.98%。R4年の人口 333 千人に、離島地域の人口減少率及び R5～R14 年の全国の人口減少率 0.98%を乗じて算出。

（離島振興対策実施地域における事業所数）

年度	H28	R3	R8(見込)
事業所数	3085	2847	2627

（注） H28 及び R3 は「経済センサス-活動調査」より、本特例措置の適用対象であった離島振興対策実施地域の事業所数を抜粋したもの（R4 まで本特例措置の適用対象であった過疎地域における事業用設備に係る割増償却の対象地域事業所数を含めた数値）。R8 は H28 から R3 の増減率(-7.7%)に R3 の数値を乗じて算出。

〇達成目標の実現状況

令和5年度の総人口は 325 千人であり、現時点では目標値である令和6年度 321 千人を上回っているが、令和3～5年度の人口減少率は過去 10 年間よりも高くなっており、同様のペースで人口減少が進んだ場合、令和6年度の目標値を達成できない可能性が高い。この人口減少の加速は、コロナ禍前の社会減の逓増傾向に戻りつつあることが原因と考えられる。令和 14 年度末の人口を 263 千人以上とする目標の達成に向け、社会減の一層の抑止が必要であり、就業機会の確保に寄与する本特例措置を引き続き適用することが必要である。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例措置は事業者による設備投資を促進することで離島における事業者の事業継続又は拡大に資するものであることから、離島地域の事業所数の維持・増加に対して効果が見込まれる。

また、事業所数の維持・増加により新規雇用者の増加及び雇用維持効果が見込まれる。結果として、離島における社会減の抑制につながり、離島地域の総人口の減少抑制に寄与ことが見込まれる。

実際に本特例措置を活用した、事業者に行った聞き取り調査では、本特例措置の存在が後押しとなって事業拡大を行った結果、当該離島の生産年齢人口の約2割に相当する雇用を生み出した事例も見られており、これは本特例措置がなければ実現しなかった事業拡大である。本特例措置により離島における雇用が創出され人口減の抑止に一定の寄与があったことを都道府県を通じて実施したアンケート調査等によって確認できた。また税制適用があった離島は税制適用がなかった 周辺の離島と比べても人口減少率が抑えられている。

⑤ 税収減を是認する理由等

離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。

こうした状況において、当該制度が対象地域内の離島における中小企業等の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、税収減を是認するに足る効果があると見込まれる。

11 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

離島振興施策の産業振興施策では、民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。

定住促進のために離島における雇用の場を確保するためには、事業者の事業活動の維持・拡大を図り、事業所数を維持・増加させることが必要であり、民間事業者に事業活動の維持・拡大に必要な設備投資を直接に促す施策は当税制の他には存在しない。設備投資を行う民間事業者に対し直接に国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であると考える。当措置が他の離島振興施策と役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や離島活性化交付金等による支援を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、事業活動のための素地を整備するものである。これら他の支援措置では民間事業者の事業拡大に対する支援は実施しておらず、民間事業者の資金繰りに係る負担を直接的に軽減することで設備投資を促進し、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。

また、特例措置の対象は全業種としているものではなく、離島地域の産業を振興し雇用の創出を図ることにより人口の社会減を抑制するため、特に有効と思われる、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の4業種に重点化しており、離島の地域特性を踏まえた必要最小限の特例措置である。

なお、本特例措置の対象地域の一部が重複していた過疎法に基づ

			く同様の特例措置について、令和５年度税制改正において本特例措置の対象から過疎税制適用地域を除外することにより、重複を解消したところである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることで、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月（R4 国交 12）

別紙

離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みについて

○適用実績

	年度	R3	R4	R5
	産業の振興に関する計画策定市町村数	108	108	108
	法人税率（%）	23.2	23.2	23.2
新規	適用件数（件）	6	4	0
	適用額（百万円）	3	3	0
	減収額（百万円）	1	1	0
継続	適用件数（件）	26	27	27
	適用額（百万円）	54	43	38
	減収額（百万円）	12	10	9
計	適用件数（件）	32	31	27
	適用額（百万円）	57	46	38
	減収額（百万円）	13	11	9

※「適用件数」及び「適用額」は都道県へ行った調査の確認書に基づき算出した。
※各年度の「減収額」は「適用額」に各年度の法人税率を乗じて算出した。

○適用見込み

	年度	R6	R7	R8
	産業の振興に関する計画策定市町村数	108	108	108
	法人税率（%）	23.2	23.2	23.2
新規	適用件数（件）	2	2	2
	適用額（百万円）	4	4	4
	減収額（百万円）	0.8	0.6	0.6
継続	適用件数（件）	14	12	8
	適用額（百万円）	10	8	9
	減収額（百万円）	2	2	2
計	適用件数（件）	16	14	10
	適用額（百万円）	14	12	13
	減収額（百万円）	2.8	2.6	2.6

※令和6年度の「適用件数」及び「適用額」は都道県へ行った調査の見込みをもとに算出した見込値。それをもとに令和7、8年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

○算出根拠
・令和６年度見込み（令和５年度までの関係都道県調査結果から算出）
＜適用件数＞適用見込件数　16件（R6年度適用見込件数＝新規①＋継続②）
（算出根拠）　【新規適用件数】2件（①）
①令和1年から令和5年の新規投設備投資の平均件数：9件/5年≒2件
【継続適用件数】14件（②）
②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数

＜適用額＞適用見込額　15百万円（R4年度適用見込額＝新規①＋継続②）　見込件数で上がってきた数値をもとに算出
（算出根拠）　【新規適用見込額】４百万円（①）
①「（業種・設備投資別）令和1年から令和5年の新規投設備投資の平均取得額」＊「耐用年数ごとの償却率」＊「設備投資別の割増償却率」＊「件数」＝適用額

業種	設備投資種別	平均取得額（百万円）	償却率	割増償却率	適用額（百万円）	件数	適用額合計（百万円）
製造	建物・付属設備	100	0.033	0.48	1.6	0.4	0.7
製造	構築物	75	0.033	0.48	1.2	0.7	0.8
製造	機械・装置	26	0.2	0.32	1.7	0.2	0.4
旅館	建物・附属設備	157	0.033	0.48	2.5	0.2	0.6
旅館	構築物	27	0.033	0.48	0.4	0.2	0.1
旅館	機械・装置	91	0.2	0.32	5.8	0.2	1.3
合計		—	—	—	—	—	4

【継続適用見込額】10百万円（②）
②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2%）を乗じたもの。

＜計＞
当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。

・令和7、8年度見込み
【新規】
＜適用件数＞令和6年度の見込件数並みとした。
＜適用額＞令和6年度の適用見込額並みとした。
＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2%）を乗じたもの。

【継続】
＜適用件数＞当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数。
＜適用額＞当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額。
＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2%）を乗じたもの。

【計】
当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。

点検結果表

（行政機関名：国土交通省）

制度名	2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	■新設　　□拡充　　□延長

(1)　**達成目標**　（**点検結果の分類：Ａ段階**）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標（公式の参加者や博覧会協会等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講ずることで、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現させる。以下同じ。）は、政策目的（国際園芸博の開催に際して、公式の参加者等の来日や出展する国内企業、主催者の博覧会協会等が、円滑な準備及び開催を実現できるように体制を整える。以下同じ。）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。

【国土交通省の補足説明】
①　政策目的の実現に向けて本措置が達成すべき目標（果たすべき役割）を記載しました。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3)　**将来の適用数**　（**点検結果の分類：Ｅ段階**）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　将来の適用数が予測されていない。

【国土交通省の補足説明】
①　現在、課税所得が発生する具体的なケースを含めて精査中のため、記入することができません。

【点検結果】
①　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5)　**将来の減収額**　（**点検結果の分類：Ｅ段階**）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　将来の減収額が予測されていない。

【国土交通省の補足説明】
①　(3) と同様の理由で記入することができません。

【点検結果】
①　分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7)　**将来の効果**　（**点検結果の分類：Ｄ段階**）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。

【国土交通省の補足説明】
①　(1) の修正に合わせ、評価書を修正しました。

【点検結果】
①　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「所要の措置を講ずることで、国際的二重課税が排除等され、また、園芸博覧会関係者等に対する我が国の課税の公平性が確保されるため、園芸博覧会関係者等による国際園芸博の円滑な準備及び開催につながるものと考えられる」との説明では、新たな達成目標（国際的二重課税の発生を防ぎ、公式の参加者間の公平性を担保すること）に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8)　**他の政策手段**　（**点検結果の分類：Ａ段階**）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
①　同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無について、「税制改正要望以外にも、国際園芸博の成功裏の開催に向けて、国際博覧会推進本部が令和5年8月に策定した「2027年国際園芸博覧会（ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ2027）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」に則り、各種の取組を実施している」と説明されているが、当該他の支援措置や義務付け等が具体的に何なのか明らかにされていない。
②　政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。

【国土交通省の補足説明】
①　取り組みについて記載いたしました。
②　ご指摘を踏まえて、二重課税の解消等を図る旨、当該欄に記載いたしました。

【点検結果】
①・②　補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		2027 年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 11） 法人住民税：義、法人事業税：義（地方税 27）
		② 上記以外の税目	所得税：外、個人住民税：外、事業所税：外、不動産取得税：外、固定資産税：外、都市計画税：外、固有資産等所在市町村交付金：外、自動車税：外、軽自動車税：外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 ―
			《要望の内容》 2027 年国際園芸博覧会（以下「国際園芸博」という。）に係る活動に関して課税されないようにするなど、公式の参加者、博覧会協会等による円滑な準備・開催のために国税・地方税に関して必要な措置を講じる。
			《関係条項》 ―
5	担当部局		国土交通省都市局参事官（国際園芸博覧会担当）付
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和7年4月1日～令和 11 年3月 31 日
7	創設年度及び改正経緯		―
8	適用又は延長期間		令和7年4月1日～令和 10 年3月 31 日 固定資産税、都市計画税は令和7年4月1日～令和 11 年3月 31 日
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際園芸博の開催に際して、公式の参加者等の来日や出展する国内企業、主催者の博覧会協会等が、円滑な準備及び開催を実現できるように体制を整える。
			《政策目的の根拠》 令和元年9月 AIPH（国際園芸家協会）総会において、横浜市が最上位である A1 の国際博覧会開催都市として承認された。令和4年、6月に、日本国政府より博覧会国際事務局（以下「BIE」という。）へ認定申請を行い（令和6年 14 日閣議決定）、同年 11 月 BIE 総会において、国際条約に基づく国際博覧会に認定された。 国際園芸博は花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造に寄与することが期待される重要なプロジェクトである。 ・令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和4年法律第 15 号）（抄） （趣旨） 第一条　この法律は、令和九年に開催される国際園芸博覧会（以下「博覧会」という。）が国家的に重要な意義を有することに鑑み、博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際園芸博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、国有財産の無償使用、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。 ・2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（令和5年8月 31 日2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議決定） Ⅱ（9） 政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進 本博覧会の成功のためには、政府、博覧会協会、神奈川県・横浜市を始めとした地方公共団体、経済界、学界等が一体となって取り組むことが不可欠である。博覧会協会が、本博覧会の実施主体として準備・運営及び実行に責任を持ち、会場へのアクセス等に必要なインフラについては、関係する地方公共団体等が関係機関と連携して整備していく。政府は、博覧会協会への指導・監督や支援を実施するとともに、各府省庁に分掌されている関連施策を一体として確実に実行し、博覧会協会、神奈川県・横浜市を始めとした関係する地方公共団体、経済界、学界等と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するための必要な措置を講ずる。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標Ⅶ　都市再生・地域再生の推進 施策目標 25　都市再生・地域再生を推進する
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公式の参加者や博覧会協会等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることにより、国際的二重課税の発生を防ぎ、公式の参加者間の公平性を担保することで、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現させる。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国際園芸博の開催に際しては、公式の参加者やそのスタッフ、出展する国内外の企業、主催者の博覧会協会等多くの個人・企業（以下、「園芸博覧会関係者等」という。）の関与・来訪が予想される。園芸博覧会関係者等が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質等により、我が国で法人税等を課税されることがあり得る。その際に、その園芸博覧会関係者等が、当該所得についてその居住地国でも課税を受けることにより、国際的二重課税が発生する可能性がある。 我が国は令和5年7月1日現在で、155 か国・地域との間で租税条約を締結し、国際的二重課税の排除に努めている。しかし、我が国が締結している租税条約は、全ての国・地域を網羅するものではないため、世界中の国・地域からの参加が見込まれる国際園芸博においては、参加国それぞれとの租税条約の有無及び内容によって不均衡が生じる。そのため、園芸博覧会関係者等について、課税の公平性・均一性を確保する観点から、開催地である我が国において特別な対応が求められる。 所要の措置を講じることで、園芸博覧会関係者等の公平性を担保し国際園芸博の円滑な準備及び開催が実現できるように体制を整える。

10	有効性等	①	適用数	対象となる各事業の開始時期について、現在、博覧会協会で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。
		②	適用額	対象となる各事業の開始時期について、現在、博覧会協会で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。
		③	減収額	対象となる各事業の開始時期について、現在、博覧会協会で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。
		④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 国際園芸博の開催は、GX、グリーンインフラ、みどりの食料システム戦略等の我が国の取組を具体的に提示し、気候変動対策、生物多様性の保全といった国際社会の共通課題解決の取組を先導するために重要なプロジェクトである。所要の措置を講じることで、園芸博覧会関係者等の公平性を担保し国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現することが可能となることが見込まれる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 所要の措置を講ずることで、国際的二重課税が排除等され、また、園芸博覧会関係者等に対する我が国の課税の公平性が確保されるため、園芸博覧会関係者等による国際園芸博の円滑な準備及び開催につながるものと考えられる。
		⑤	税収減を是認する理由等	BIE からの要請に基づき、国際園芸博の円滑な準備及び開催を支援するため、公式の参加者等について、国際園芸博にかかる活動に関して課税されないようにするなどの措置を講じる必要がある。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	国際園芸博は、2027 年3月 19 日から9月 26 日までの6か月間開催され、70 の国・国際機関からの出展を目指していることから、国際園芸博の準備期間及び会期中においては相当数の外国法人・非居住者の来日、及び多くの内国法人等の参加も予想されるところ、税制面が出展コストに大きな影響を与えることを懸念。 BIE の要請に基づき、過去の海外博及び国内博においては、開催国において同等の非課税措置が講じられることが通例になっていることも踏まえ、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現するため、公式の参加者等に対して、過去博に倣い、所要の措置を講じることが適当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	税制改正要望以外にも、国際園芸博の成功裏の開催に向けて、国際博覧会推進本部が令和5年8月に策定した「2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」に則り、各種の取組を実施している。具体的には、会場やその周辺施設の整備など、国際園芸博の開催に必要な取組を進めているが、公式の参加者に対する二重課税の解消等については税制措置による対応が不可欠であり、他の取組では代替できないことから、適切な役割分担ができている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	国際園芸博会場の周辺市町村において事業所を構える出展者や、従来の所在地において事業を営む家屋等貸与者についても特例措置が適用されるために、会場が所在する市のみならず、他の市町村も想定した措置が必要である。
12	有識者の見解			ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			ー

環境省

番号	制度名
環境省	
環境01	再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置（高度な資源循環投資促進税制）の創設

点検結果表

（行政機関名：環境省）

制度名	再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置（高度な資源循環投資促進税制）の創設
税　目	法人税、法人住民税、法人事業税
区　分	■新設　　□拡充　　□延長

(1)　達成目標　（点検結果の分類：Ｂ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（高度な再資源化事業の創出・成長により循環経済を実現し、国内の天然資源の消費量の削減、及び、経済成長を目指す。アウトカム指標：資源生産性（国内総生産／天然資源等投入量）を2030年度に60万円／トン以上とすること。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
② 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。

【環境省の補足説明】
①・② ご指摘を踏まえて、政策評価書を修正しアウトカム指標及び達成目標を再設定した。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3)　将来の適用数　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和7年度）について、「11」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。

【環境省の補足説明】
① ご指摘を踏まえ追記した。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5)　将来の減収額　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【環境省の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(7)　将来の効果　（点検結果の分類：Ｃ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【環境省の補足説明】
① ご指摘を踏まえて、政策評価書の記載を修正した。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「再資源化事業等高度化法に基づき認定する事業者の処理能力を5,000t／年とすると、1認定事業の創出につき、達成目標である出口側の循環利用率が約0.0012%（令和10年度廃棄物発生量推計比）改善される見込みであり、期間内の適用対象とする113件の高度な再資源化事業の創出によって、これまで処分されていた廃棄物等が循環利用されるとすると、約0.14%改善の直接的効果が見込まれる」との説明では、達成目標に対する将来の効果（令和7年度から9年度まで）が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。
また、達成目標に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
また、将来の直接的な効果について、その根拠が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(8)　他の政策手段　（点検結果の分類：Ａ段階）

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が説明されていない。

【環境省の補足説明】
① ご指摘を踏まえて、政策評価書の記載を修正した。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置（高度な資源循環投資促進税制）の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税2） （法人住民税、法人事業税：義（自動連動））（地方税1）
		② 上記以外の税目	―
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 ―
			《要望の内容》 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「再資源化事業等高度化法」という。）による国の認定を受けた事業計画に基づく設備投資を行った場合、その事業年度の法人税額から設備投資費の税額控除（10%）、又は当該資産に係る特別償却（50%）を可能とする特例を新設するもの。
			《関係条項》 ―
5	担当部局		環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和7年4月～令和 11 年3月
7	創設年度及び改正経緯		―
8	適用又は延長期間		再資源化事業等高度化法施行から4年間に限って実施
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 再資源化事業等高度化法に基づく認定制度により、動脈産業・静脈産業双方に対して高度な再資源化事業への転換を促進することで、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環型社会を実現し、産業競争力の強化、経済安全保障の確保、脱炭素社会への寄与、地方創生等を図るもの。
			《政策目的の根拠》 〇再資源化事業等高度化法 第一条（目的） この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業並びに再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 〇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版（令和6年6月 21 日閣議決定） （4）循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行 ①　事業者間連携やイノベーション等による徹底的な資源循環 今国会で成立した再資源化事業等高度化法による、地方公共団体ごとの許可を国一括認定に代替する認定制度に基づき、高度な資源循環事業を3年で 100 件以上認定する等、製造業等と廃棄物処理・リサイクル等に携わる資源循環業の連携の強化や再資源化の高度化等を支援する。 〇環境基本計画（令和6年5月 21 日閣議決定） （4）資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行　使用済製品等の解体・破砕・選別等のリサイクルの高度化、バイオマス化・再生材利用促進、急速に普及が進む新製品・新素材についての3R確立、環境負荷の見える化など、地域及び社会全体への循環経済関連の新たなビジネスモデル普及等に向けて必要な技術開発、トレーサビリティ確保や効率性向上の観点からのデジタル技術やロボティクス等の最新技術の徹底活用を行うことにより資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と資源循環分野の脱炭素化を両立させる。また、動静脈連携を促進するための資源循環情報の把握や、各種デジタル技術を活用した情報基盤を整備する。 〇循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定） 静脈産業側においては、企業や地域における先進的な事例を踏まえ、動静脈連携の取組を全国に広げていくための施策や、静脈側の資源循環に係る情報を活用し、動静脈連携や脱炭素化を促進するための施策など、循環型社会を実現するために必要な静脈産業の脱炭素型資源循環システムを構築するための施策を進める。資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第 41 号）に基づき、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するための措置を講じ、高度な資源循環の取組に対して、国が当該措置の施行から3年の間に 100 件以上の認定を行う等するとともに、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じた上で、各種手続の迅速化を図っていく。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 資源循環政策の推進 4-1. 国内及び国際的な循環型社会の構築 4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 「4.資源循環政策の推進」の中での位置づけについては、別紙「循環型社会を形成する法体系」も参照。
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 廃棄物等の発生量のうち循環利用量（再使用・再生資源利用量）の占める割合を表す「出口側の循環利用率」について、現状ベースでは 2030 年度に 43.5%になると推計されるところ、再生資源の質と量の確保を促進することで 2030 年度に 43.9%※以上となることを目指す。 アウトカム指標：出口側の循環利用率が 2030 年度に 43.9%以上※

とすること。
本要望税制措置期間最終年度の目標：出口側の循環利用率が43.4%以上であること。

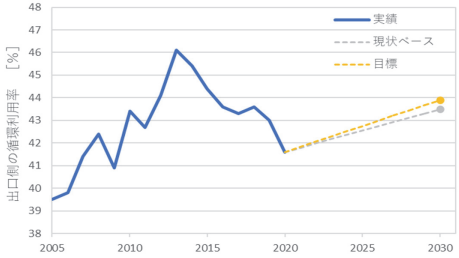

図 出口側の循環利用率の推移

※ 「第5次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）」において、循環型社会形成のための指標及び数値目標として掲げられた目標値。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
資源生産性は直接的に循環型社会の実現を示す指標の一つであるほか、国内での資源循環の促進に伴う産業競争力の強化、海外由来資源からの脱却による経済安全保障の確保、化石燃料の焼却量の抑制による脱炭素社会の実現、地域資源の循環に伴う地方創生等につながりうるものである。

10 有効性等

① 適用数

（詳細は別添2のとおり）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
適用数	11	34	34	34
うち法人税控除	6	17	17	17
うち特別償却	5	17	17	17

※ 既存の廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設（中間処理）の新設許可・変更許可の件数はおおよそ年間約 650～700 件であり、3年間では概ね 2,000 件程度と見込まれる。再資源化事業等高度化法に基づく国の認定基準を満たすような高度な再資源化事業は全廃棄物処理施設の5%以上となることを目指すこととし、本要望措置で想定される適用数となる政府目標は3年間で 100 件以上（34 件/年）とした。なお、令和 7 年度は年度途中から施行される見込みであることから 1/3 年と仮定し 11 件とした。
※法人税の税額控除又は特別償却の選択制であるところ、それらの適用数はそれぞれ半数とした。（令和7年度（11 件）は税額控除の適用数を6、特別償却の適用数を5とする）

② 適用額

（金額：百万円）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
法人税控除	70.26	199.07	199.07	199.07
特別償却	292.65	995.01	995.01	995.01

※再資源化事業等高度化法で認定対象事業になり得る水準の先進的な設備と考えられる環境省補助事業「プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業」の過年度実績の 20 事業において導入された設備機器の平均額 117,062 千円/事業となる。その金額に税控除額 10%・特別償却 50%の適用率を乗じることで、1件あたりの適用額は税額控除：11.71 百万円/件、特別償却：58.53 百万円/件となる。その数字に①の適用数を乗じることで年度ごとの適用額を算出。

③ 減収額

〇減収見込み額の考え方について

（金額：百万円）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
法人税	138.15	429.91	429.91	429.91
法人住民税	9.67	30.09	30.09	30.09
法人事業税	19.56	66.51	66.51	66.51

※各税における税額控除、特別償却の2つの制度ごとの減収額の内訳は別紙2のとおり。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
循環経済の実現を国家戦略として着実に推し進めるべく「循環経済に関する関係閣僚会議」が令和6年 7 月 30 日に開催される等、循環型社会に対する重要度は高まっているところ。
その一方で、近年、出口側の循環利用率は横ばいから減少傾向であり、その理由として、現行の経済合理性に基づく再資源化事業による循環利用量が既に頭打ち傾向にあることが挙げられる。そのため、再資源化事業等高度化法の認定制度により事務手続きの一括化・迅速化とともに、本要望税制措置により高度な再資源化事業へのインセンティブ効果を持たせることによって、さらなる再生資源の質と量の確保、及び、達成目標である出口側の循環利用率の目標の達成を目指す。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
本要望税制措置は税額控除と特別償却を選択できるものであり、特に対象設備の取得額に対して資金額が限られている規模の事業者においては、取得年度の税負担軽減、又は、特別償却による損金計上の前倒しにより、取得後もすぐに活用できる現金を手元に残しやすく、さらなる設備投資や事業展開等といった選択肢が生まれるため、事業リスクを大幅に低減できる。このインセンティブ効果により、経済合理性等の観点でこれまで躊躇していた事業者に対し、高度な再資源化事業への事業展開等を働きかけることができる。
再資源化事業等高度化法に基づき認定する事業者の処理能力を5,000t/年とすると、1認定事業の創出につき、達成目標である出口側の循環利用率が約 0.0012%（令和 10 年度廃棄物発生量推計比）改善される見込みであり、期間内の適用対象とする 113 件の高度な再資源化事業の創出によって、これまで処分されていた廃棄物等が循環利用されるとすると、約 0.14%改善の直接的効果が見込まれる。

		⑤	税収減を是認する理由等	本措置を講じることで高度な再資源化事業者が増加することは、将来、大量廃棄等により社会課題にもなり得ると想定される、太陽光パネルや紙おむつ等といった廃棄物を再資源化することが可能になり、それに伴って回収された金属や化石由来資源等といった資源を国内に循環させる循環型社会の実現に繋がる。ひいては、廃棄物の適正処理の推進による国民の安全な生活環境の保全に加え、国際的な産業競争力の強化や経済安全保障の確保に寄与するものであり、本特例措置による税収減を是認する理由等になると認められる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本制度は再資源化事業等高度化法に基づく国の認定を受けた事業者に対し、認定事業計画に沿った設備投資等に応じた税額控除又は特別償却を受けることができる制度であり、国の認定を得る段階で既に厳しい審査等を受けていることから、それに伴う財政支援は可能な限り利用者にとって簡素な手続きで受けることができるべきである。また、同じ事業者間でも財政支援の対象可否の差があるべきではない。予算の範囲内で対象が限定され申請や審査数に多大な事務コスト・時間がかかる補助金等に比べ、認定事業者が比較的簡素な事務手続きで等しく恩恵を受けることが可能であることから租税特別措置の妥当性があるものと考えられる。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	循環型社会の形成に不可欠な、高度な再資源化事業の創出・促進に向け、再資源化事業等高度化法の認定制度により事務手続きの一括化・迅速化をはかり、さらなる再生資源の質と量を確保することとしているが、再資源化事業者のほとんどは中小企業・みなし大企業であり、10④で示したとおり、設備投資等を直接的に支援するインセンティブ効果を与える政策が求められているところ。インセンティブ効果を有する施策としては、補助金や税制が考えられる中、対象設備の取得金額に対し比較的資金力の少ない事業者においては、設備取得年度における余剰資金の確保を図ることができ、更なる設備投資や柔軟な事業展開を行うことを可能とする税制措置のほうが、補助金より効果的なインセンティブになることが見込まれる。環境省が令和6年9月に実施した再資源化事業等高度化法の活用を検討している事業者ヒアリングにおいても、中小企業者から、補助金より税制措置を望む声が確認されている。以上の理由により、本要望税制措置が必要と考えられる。なお、エネルギー対策特別会計による既存の予算上の支援措置と適用対象が一部重複することは想定されるものの、これら支援措置は、脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材に対象を絞り、資源循環を通じてカーボンニュートラルの実現に寄与する技術の実証を伴うことが要件となっていることや、温室効果ガス排出量の削減が困難な（Hard-to-Abate）部門を段階的に削減していくことを目的とし、対象廃棄物が限られるほか、大幅な温室効果ガスの削減が見込まれる大規模施設の対象に絞られることから、それぞれの制度目的及び適用する対象範囲が異なる。また、再資源化事業の用に供する設備投資に当たっては、一般的に外部からの資金調達が必要であるところ、取得年度の税負担を軽減する本要望税制措置と長期・低利の資金調達を可能とする財政投融資を事業者が必要に応じて組み合わせて活用できるようにすることで、より積極的な設備投資を促し高度な再資源化事業の創出を図るものであり、いずれの措置も講じることが必要である。
		③	地方公共団体が協力する相当性	地方自治体に処理責任が生じる一般廃棄物も対象になり得るほか、太陽光パネルや紙おむつ等の再資源化が進まないと社会課題になって国民の生活環境の保全が脅かされる可能性があることから、地方公共団体にも協力する意義があるものと考えられる。
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			—

別紙１

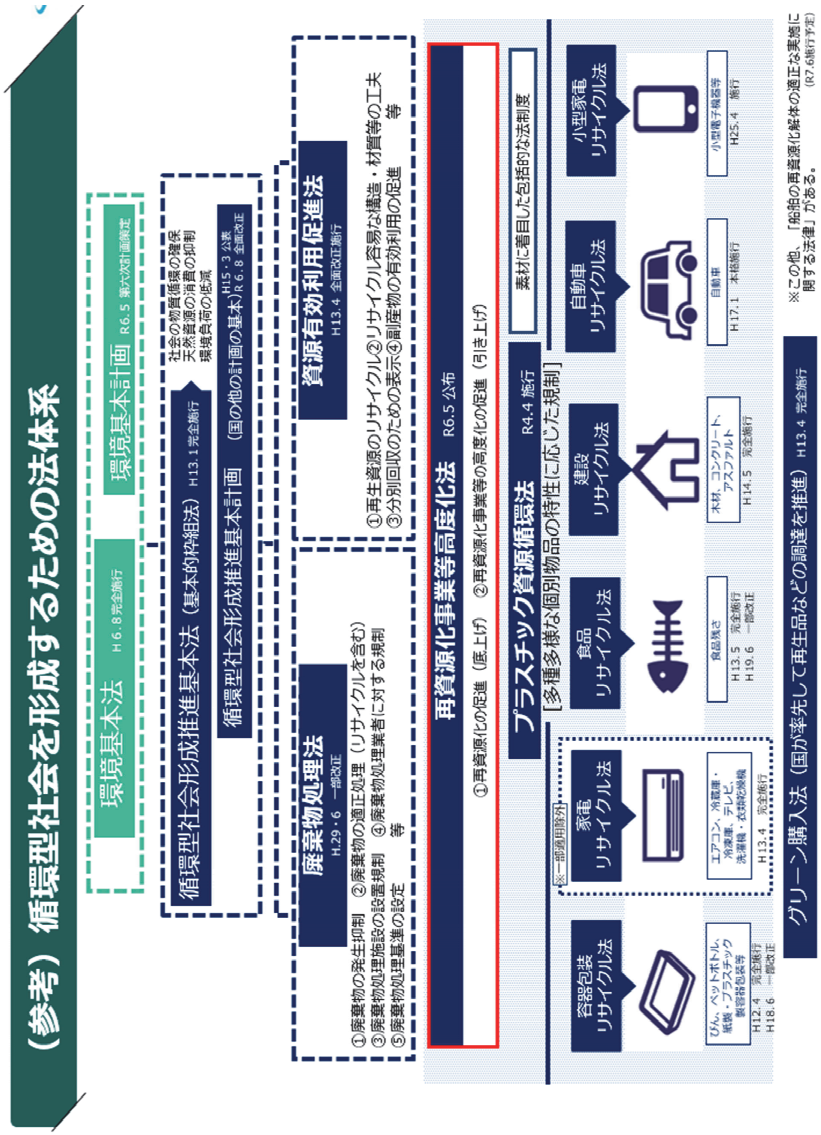

別紙２

法人税、法人住民税、法人事業税の減収額の算定について

○適用見込数の政府目標（３年間で 100 件以上）について

既存の廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設（中間処理）の新設許可・変更許可の件数はおおよそ年間 650～700 件程度であり、３年間では概ね 2,000 件程度と見込まれる。

再資源化事業等高度化法に基づく国の認定基準を満たすような高度な再資源化事業は全廃棄物処理施設の５％以上となることを目指すこととし、本要望措置で想定される適用件数となる政府目標は３年間で 100 件以上（34 件/年）とした。

また、税額控除と特別償却の適用数は半数ずつとした。

○適用見込み額及び減収額について

租税特別措置等に係る政策の事前評価書の『②適用額』で示すとおり、既存の環境省設備投資補助事業「プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業」※において、採択された直近の 20 事業における設備投資額を平均から算出し、対象設備の取得額を「117,062 千円/事業」とした。

（１件あたりの適用額）
税額控除額：取得額×10％＝11.71 百万円/件
特別償却額：取得額×50％＝58.53 百万円/件

【法人税】

	税額控除		特別償却		合計減収額
	件数	減収額【百万円】	件数	減収額【百万円】※	【百万円】
令和７年度	6	70.26	5	67.89	138.15
令和８年度	17	199.07	17	230.84	429.91
令和９年度	17	199.07	17	230.84	429.91
令和 10 年度	17	199.07	17	230.84	429.91

※ 特別償却の適用による減収額は、「特別償却による当該年度の追加損金額×23.2％（外形標準課税法人の法人税率、及び、外形標準課税外法人における年 800 万円超の部分の所得の法人税率）」から算出。

【法人住民税】

法人住民税の減収額は、「法人税の減収額×7.0％（市町村分及び都道府県分を合算した税率）」から算出。

減収額【百万円】

	税額控除	特別償却	合計減収額
令和７年度	4.92	4.75	9.67
令和８年度	13.93	16.15	30.09
令和９年度	13.93	16.15	30.09

令和 10 年度	13.93	16.15	30.09

【法人事業税】

所得割：「特別償却による特当該年度の追加損金額×3.4%（外形標準課税法人及び外形標準課税外法人を含めた税率）」から算出。
付加価値割：「特別償却による特当該年度の追加損金額×0.7%（外形標準課税法人及び外形標準課税外法人を含めた税率）」から算出。
特別法人事業税：「法人事業税（所得割）×76%（外形標準課税法人及び外形標準課税外法人を含めた税率）」から算出。

税額控除	所得割 【百万円】	付加価値割 【百万円】	特別法人事業税 【百万円】	合計　減収額 【百万円】
令和７年度	－	－	－	－
令和８年度	－	－	－	－
令和９年度	－	－	－	－
令和 10 年度	－	－	－	－

特別償却	所得割 【百万円】	付加価値割 【百万円】	特別法人事業税 【百万円】	合計　減収額 【百万円】
令和７年度	9.95	2.05	7.56	19.56
令和８年度	33.83	6.97	25.71	66.51
令和９年度	33.83	6.97	25.71	66.51
令和 10 年度	33.83	6.97	25.71	66.51

合計	所得割 【百万円】	付加価値割 【百万円】	特別法人事業税 【百万円】	合計　減収額 【百万円】
令和７年度	9.95	2.05	7.56	19.56
令和８年度	33.83	6.97	25.71	66.51
令和９年度	33.83	6.97	25.71	66.51
令和 10 年度	33.83	6.97	25.71	66.51